

日本学術会議第161回総会資料

(第22期 第1回)

平成23年10月3日(月)

10月4日(火)

10月5日(水)

日 本 学 術 会 議

一 般 的 注 意 事 項

1 出席のサインについて

総会に出席される方は、受付で出席のサインをお願いします。

2 旅費の支給について

旅費請求書を配付いたしますので、押印してください。

3 発言する場合

発言を要求する際には挙手をし、議長から指名された後に、最寄りのマイクを通して所属部、氏名を言ってから発言してください。

4 委員会開催の周知について

休憩時等に委員会を開催する場合は、エレベーターわきの電光掲示板にてお知らせいたします。

5 その他

(1) インターネットに接続できるパソコンを1階ラウンジに御用意しましたのでお気軽にご利用ください。

(2) 配付資料については、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。
なお、不要な資料は席上にお残してください。

第 1 6 1 回総会日程

第 1 日程表

10:30		12:00	13:30	14:00	17:00		18:30
10 月 3 日 (月)	新会員集合 (日本学術会議 講堂) ・事務局からの 説明等	任命式 12:30-12:45 (総理官邸)	昼 休 み	総会 会 長 互 選 及 び 就 任 挨拶	休 憩 30 分	総会 ・前会長前期 活動報告 ・年次報告書 の報告 ・会員の所属 部の決定	移 動 懇談会 (総理 官邸)
10:00		10:30	12:00	13:30	16:00	17:00	
10 月 4 日 (火)	総 会 会 長 に よ る 副 会 長 の 指 名 及 び 就 任 挨拶	部 会 部長互選等	昼休み	部 会 ・部長による副部長・幹事 指名等 ・機能別委員会、附置委員 会に所属すべき会員の推 薦 ・「各委員会による新連携 会員への説明会」の日 程検討等	地 区 会 議 代 表 幹 事、運 営 協 議 会 委 員 選 出	幹 事 会 ・機能別委員 会委員、分 野別委員会 委員の承認 等	
10:00		12:00	13:30	16:00	17:00		
10 月 5 日 (水)	分野別委員会 ・役員の選出 ・分科会の世話人の決定 等	昼休み	機能別委員会 ・機能別委員会副委員 長、幹事の指名等 ・分科会委員の人選 ・今後の運営	幹事会 日程調 整等			

(上記の日程は、変更される場合があります。)

第 2 会場

任命式……総理大臣官邸大ホール

総 会……講 堂

幹事会……大会議室

懇談会……総理大臣官邸大ホール

部会、地区会議、分野別委員会、機能別委員会等……配布資料、掲示板等で通知

報	1
総 会	1 6 1

会 長 活 動 状 況 報 告

平成 2 3 年 1 0 月 3 日

前回（第 1 6 0 回）総会以降の活動状況報告

第 1 会長談話

「66 年目の 8 月 15 日に際してー「いのちと希望を育む復興」を目指す」

（平成 2 3 年 8 月 1 5 日発表）

第 2 会長等出席行事

月 日	行 事 等	対 応 者
7 月 14 日 (木)	総合科学技術会議有識者会合 産学官連携功労者表彰選考委員会	広渡会長
7 月 21 日 (木)	総合科学技術会議有識者会合	広渡会長
7 月 22 日 (金)	衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会※参考人	広渡会長
7 月 23 日 (土)	中国・四国地区会議公開学術講演会	広渡会長
7 月 29 日 (金)	総合科学技術会議本会議	広渡会長
7 月 30 日 (土)	近畿地区会議学術講演会 ※挨拶、総合討論	唐木副会長
8 月 2 日 (火)	公開シンポジウム「法學研究者の危機と打開の方策 - 法學研究・法學教育の再構築を目指して - 」	広渡会長
8 月 4 日 (木)	北海道地区会議公開学術講演会 ※挨拶	広渡会長
8 月 11 日 (木)	総合科学技術会議有識者会合	広渡会長
8 月 24 日 (水)	公開講演会「科学・技術の過去、現在、未来 ―夢ロードマップ―」※挨拶	広渡会長、大垣副会長
8 月 25 日 (木)	最先端研究開発支援推進会議	広渡会長
8 月 27 日 (土)	第二部会主催夏季市民公開講座 ※挨拶	広渡会長
8 月 28 日 (日)	第 44 回万国外国科学会 ※挨拶	広渡会長

8月29日(月)	学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」※挨拶	広渡会長
9月1日(木)	総合科学技術会議有識者会合	広渡会長
9月6日(火)	総合科学技術会議有識者議員と原子力委員会委員との意見交換	広渡会長
9月8日(木)	総合科学技術会議有識者会合	広渡会長
9月10日(土) ～11日(日)	国際微生物連合 2011 会議 ※挨拶	広渡会長
9月10日(土) ～15(日)	ブータン学術機関等との会合	唐木副会長、白田第一部幹事
9月14日(水)	持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議 2011 ※開会挨拶	広渡会長
9月15日(木)	総合科学技術会議有識者会合	広渡会長
9月15日(木)	計測自動制御学会創立 50 周年記念事業 ※祝辞	広渡会長
9月16日(金)	持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議 2011 ※閉会挨拶	唐木副会長
9月20日(火)	CIGR 国際シンポジウム 2011 ※主催者挨拶	唐木副会長
9月22日(木)	産学官連携推進会議	広渡会長
9月26(月) ～10月1日 (土)	ICSU 総会	唐木副会長
9月29日(木)	総合科学技術会議有識者会合	広渡会長
10月2日(日)	STS フォーラム・アカデミープレジデント会合	広渡前会長、秋山前副会長

第3 表敬訪問等

月 日	行 事 等	対応者
8月19日(金)	表敬訪問 フランス科学アカデミー タケ副総裁	広渡会長、唐木副会長

第4 幹事会声明

「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」

(平成23年9月22日発表)

第5 提言等の承認

○回答

1 日本学術会議

「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」

(平成23年9月1日公表)

○提言

1 臨床医学委員会・臨床研究分科会

「エビデンス創出を目指す検証的治療研究の推進・強化に向けて」

(平成23年7月13日公表)

2 臨床医学委員会・老化分科会

「よりよい高齢社会の実現を目指して-老年学・老年医学の立場から-」

(平成23年7月21日公表)

3 基礎医学委員会・臨床医学会合同医学教育分科会

「我が国の医学教育はいかにあるべきか」

(平成23年7月28日公表)

4 心理学・教育学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同高校地理歴史科教育に関する分科会

「新しい高校地理・歴史教育の創造ーグローバル化に対応した時空間認識の育成ー」

(平成23年8月3日公表)

5 史学委員会・博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

「地域主権改革と博物館ー成熟社会における貢献をめざしてー」

(平成23年8月3日公表)

6 史学委員会・文化財の保護と活用に関する分科会

「歴史学・考古学における学術資料の質の維持・向上のためにー発掘調査のありを中心ー」

(平成23年8月3日公表)

7 東日本大震災対策委員会

第七次緊急提言「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」

(英訳) The 7th emergency recommendation regarding the response to the Great East Japan Earthquake Scientific Survey and Analysis of Movement of Radioactive Substances over a Wide Area

(平成23年8月3日公表)

8 臨床医学委員会・障害者との共生分科会

「障害福祉統計の整備について－根拠に基づく障害者福祉にむけて－」

(平成23年8月4日公表)

9 地域研究委員会・国際地域開発研究分科会

「ODAの戦略的活性化を目指して」

(平成23年8月8日公表)

10 健康・生活科学委員会・健康・スポーツ科学分科会

「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」

(平成23年8月16日公表)

11 科学者委員会・学術統計検討分科会

「学術統計の整備と活用に向けて」

(平成23年8月16日公表)

12 総合工学委員会・未来社会と応用物理分科会

「学術と産業を結ぶ基盤研究および人材育成の強化－応用物理からの提言－」

(平成23年8月18日公表)

13 薬学委員会

「国民の健康増進を支える薬学研究－レギュラトリーサイエンスを基盤とした医薬品・医療機器の探索・開発・市販後研究の高度化を目指して－」

(平成23年8月19日公表)

14 社会のための学術としての「知の統合」推進委員会

「社会のための学術としての「知の統合」－その具現に向けて－」

(平成23年8月19日公表)

15 法学委員会「IT社会と法」分科会

「IT社会の法システムの最適化」

(平成23年8月29日公表)

16 土木工学・建築学委員会・国土と環境分科会

「持続可能社会における国土・地域の再生戦略」

(平成23年9月1日公表)

- 17 健康・生活科学委員会・高齢者の健康分科会
「地域で暮らす高齢者を支援する専門職の連携教育に向けて」
(平成23年9月1日公表)
- 18 土木工学・建築学委員会・地球環境の変化に伴う水害・土砂災害への対応分科会
「気候変動下における水・土砂災害適応策の深化に向けて」
(平成23年9月9日公表)
- 19 社会学委員会・福祉職・介護職育成分科会
「福祉職・介護職の専門性の向上と社会的待遇の改善に向けて」
(平成23年9月20日公表)
- 20 東日本大震災対策委員会・第一部 3.11以降の新しい日本社会を考える分科会
「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」
(平成23年9月21日公表)
- 21 環境学委員会・環境思想・環境教育分科会
「高等教育における環境教育の充実に向けて」
(平成23年9月22日公表)
- 22 法学委員会法学系大学院分科会
「法学的研究者養成の危機打開の方策－法学教育・研究の再構築を目指して－」
(平成23年9月22日公表)
- 23 農学委員会・植物保護科学分科会
「植物保護科学の展望－農業生産の向上と生物多様性－」
(平成23年9月26日公表)
- 24 基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生態科学分科会
「生物多様性の研究・教育に資する大学フィールド施設の維持とネットワーク化にむけて」
(平成23年9月26日公表)
- 25 東日本大震災対策委員会・臨床医学委員会出生・発達分科会
「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」
(平成23年9月27日公表)
- 26 基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会
「病院勤務医師の長時間過重労働の改善に向けて」
(平成23年9月27日公表)
- 27 基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会

「わが国の健康の社会格差の現状理解とその改善に向けて」

(平成23年9月27日公表)

28 基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会

「わが国の公衆衛生向上に向けた公衆衛生大学院の活用と機能強化」

(平成23年9月27日公表)

29 農学委員会・食料科学委員会・健康・生活科学委員会・食の安全分科会

「わが国に望まれる食品安全のためのレギュラトリーサイエンス」

(平成23年9月28日公表)

30 若手アカデミー委員会 若手アカデミー活動検討分科会

「若手アカデミー設置について」

(平成23年9月28日公表)

31 心理学・教育学委員会・法と心理学分科会

「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」

(平成23年9月28日公表)

32 基礎医学委員会

「生命系における博士研究員（ポスドク）並びに任期制助教及び任期制助手等の現状と課題」

(平成23年9月29日公表)

33 健康・生活科学委員会・看護学分科会

「高度実践看護師制度の確立に向けてーグローバルスタンダードからの提言」

(平成23年9月29日公表)

34 電気電子工学委員会

「21世紀における電気電子工学のあり方と果たすべき役割」

(平成23年9月30日公表)

35 東日本大震災対策委員会・食料科学委員会水産学分科会

「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」

(平成23年9月30日公表)

36 東アジア共同体の学術基盤形成委員会

「アジア学術共同体の基盤形成をめざして」

(平成23年9月30日公表)

37 総合工学委員会・機械工学委員会合同・フロンティア人工物分科会

「人類の持続性確保に貢献するフロンティア人工物科学技術の推進」

(平成23年9月30日公表)

- 38 東日本大震災対策委員会・被災地域の復興グランド・デザイン分科会
「東日本大震災被災地域の復興に向けて―復興の目標と7つの原則(第二次提言)―」

(平成23年9月30日公表)

○報告

- 1 農学委員会・応用昆虫学分科会

「昆虫科学の果たすべき役割とその推進の必要性」

(平成23年7月28日公表)

- 2 機械工学委員会・生産科学分科会

「資源循環型ものづくりを実現するための学術的指針―地球温暖化対策を主対象に―」

(平成23年8月8日公表)

- 3 第三部拡大役員会・理学・工学系学協会連絡協議会

「理学・工学分野における科学・夢ロードマップ」

(平成23年8月24日公表)

- 4 地域研究委員会・人類学分科会

「アイヌ政策のあり方と国民的理解」

(平成23年9月15日公表)

- 5 農学委員会・農業生産環境工学分科会

「農業を活用した環境教育の充実にむけて」

(平成23年9月16日公表)

- 6 歯学委員会

「歯学分野の展望―課題とアクションプラン」

(平成23年9月16日公表)

- 7 科学者委員会・男女共同参画分科会

「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」

(平成23年9月20日公表)

- 8 東日本大震災対策委員会・エネルギー政策の選択肢分科会

「エネルギー政策の選択肢に係る調査報告書」

(平成23年9月22日公表)

- 9 心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・
土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会
「我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー「成育空間の課題と提言(2008)」
の検証と新たな提案」
(平成23年9月26日公表)
- 10 歯学委員会歯学委員会・歯学教育分科会
「歯学教育改善に向けて」
(平成23年9月28日公表)
- 11 科学者委員会・学術の大型研究計画検討分科会
「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン 2011」
(平成23年9月28日公表)
- 12 材料工学委員会・材料構造化コンバージング・テクノロジー分科会
「未来を創る技術力発展のための科学・技術研究システムのあり方ー材料工学を
中心としたものづくり基盤技術を例としてー」
(平成23年9月30日公表)
- 13 計算科学シミュレーションと工学設計分科会
「ものづくり分野におけるスーパーコンピューティングの推進」
(平成23年9月30日公表)
- 14 土木工学・建築学委員会・景観と文化分科会
「我が国の都市・建築の景観・文化力の向上をめざして」
(平成23年9月30日公表)

第6 日本学術会議主催公開学術フォーラム

- 1 日本学術会議主催公開学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」を平成23年8月29日(月)に日本学術会議講堂にて開催した。
- 2 日本学術会議主催公開学術フォーラム「生物に学ぶ柔軟なシステムの探索：ゆらぎと多様性をキーワードとして」を平成23年9月10日(土)に名古屋大学ES総合館ホールにて開催した。
- 3 日本学術会議主催公開学術フォーラム「子どもにやさしい都市の実現に向けて」を平成23年9月20日(火)に日本学術会議講堂にて開催した。

第7 国際会議の開催

- 1 「第44回万国外科学会」を平成23年8月27日（土）～9月1日（木）に神奈川県にて開催した。
- 2 「国際微生物学連合2011会議」を平成23年9月6日（火）～9月16日（金）に北海道にて開催した。
- 3 「CIGR（国際農業工学会）国際シンポジウム2011 持続的生物生産―水、エネルギー、食料―」を平成23年9月19日（月）～9月23日（金）に東京都にて開催した。

第8 日本学術会議地区会議

- 1 日本学術会議中国・四国地区会議公開学術講演会「愛媛大学の先端研究―拠点化の歩み―」を平成23年7月23日（土）に愛媛県にて開催した。
- 2 日本学術会議近畿地区会議学術講演会「世界の目から見た日本の大学評価」を平成23年7月30日（土）に京都府にて開催した。
- 3 日本学術会議北海道地区会議市民公開講演会「グリーンイノベーションと地域社会システム―21世紀の新たな科学技術と人間・社会の接点を求めて―」を平成23年8月4日（木）に北海道にて開催した。

第9 会員の退職及びそれに伴う任命

会員の退職

北島政樹会員が、平成23年8月1日付けで定年退職した。
佐久間健人会員が、平成23年9月6日付けで定年退職した。
柏典夫会員が、平成23年9月16日付けで定年退職した。
小杉泰会員が、平成23年9月30日付けで辞職した。

会員の任命

幕内博康連携会員が、平成23年8月2日付けで会員に任命された。
岡田益男連携会員が、平成23年10月1日付けで会員に任命された。
橋本和仁連携会員が、平成23年10月1日付けで会員に任命された。
田中耕司連携会員が、平成23年10月1日付けで会員に任命された。

第10 慶弔等

1 ご逝去

加賀谷 淳子（かがや あつこ） 71歳 7月24日

第20期会員、第21期連携会員 日本女子体育大学 名誉教授

上里 一郎（あがり いちろう） 77歳 7月29日

第17、18期会員 広島大学名誉教授

和達 三樹（わだち みき） 66歳 9月15日

第20、21期連携会員 東京理科大学教授

会長互選手続の概要

会長互選は概ね以下の手続で行われます。手続の詳細につきましては、別添の「会長互選関係規定」及び「投票の際の動き」を御参照ください。

【会長互選手続】

- ① 各会員は、第 2 2 期の会員名簿に掲載された者のうち 1 人に投票
 - ※ 投票の際、投票用紙とともに、番号札をお持ちください
 - ※ 投票用紙に記載する氏名は 1 名のみとしてください（2 名以上の氏名を記載した場合、投票は無効になります。）
 - ※ 投票者の氏名の記載は必要ありません（無記名投票）
- ② 投票者数の過半数の票を得た者を会長候補者に選出
 - ※ 過半数の票を得た者がいない場合は、①の手続に戻り、再度投票いたします。3 回投票を行っても過半数の票を得た者がいない場合、4 回目の投票は、3 回目の投票における上位の得票者 2 名について決選投票を行います。
- ③ ②で選出された会長候補者に、会長の職に就く意思がある場合、会長に就任。会長の職に就く意思がない場合、①の手続に戻り、再度投票を実施

会長互選関係規定

●日本学術会議法（昭和23年法律第121号）（抄）

第8条 日本学術会議に、会長1人及び副会長3人を置く。

2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。

3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4 会長の任期は、3年とする。ただし、再選されることができる。

5 副会長の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの1人が、その職務を代理する。

●日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号）（抄）

第4条 法第8条第2項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

第18条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

●日本学術会議事務局組織規則（平成17年日本学術会議規則第1号）（抄）

第1条 日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。

2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。

3 事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。

4 事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べるることができる。

●日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定）（抄）

（会長の互選）

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法

は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち 1 人に投票する。この投票は、単記無記名による。
- (2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。
- (3) 第 1 回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。
- (4) 第 3 回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前 2 号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき 2 人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。
- 3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。
- 4 前 3 項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。
- 5 前 4 項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第 8 条第 6 項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

● 会長の互選に関する幹事会決定（平成 18 年 4 月 11 日日本学術会議第 12 回
幹事会決定）（抄）

（無効投票）

第 1 条 細則第 2 条第 2 項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

- (1) 2 名以上の氏名を記載した場合
 - (2) 細則第 2 条第 1 項第 1 号に規定される名簿に掲載された以外の者を記載した場合
 - (3) 氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所、地域、専門分野、所属機関又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。
 - (4) 氏名を自書しない場合
 - (5) 何人を記載したかを確認し難い場合
- 2 前項に規定される無効票を投じた者については、投票者数に含める。

（同一の氏名の者等に対する得票の有効）

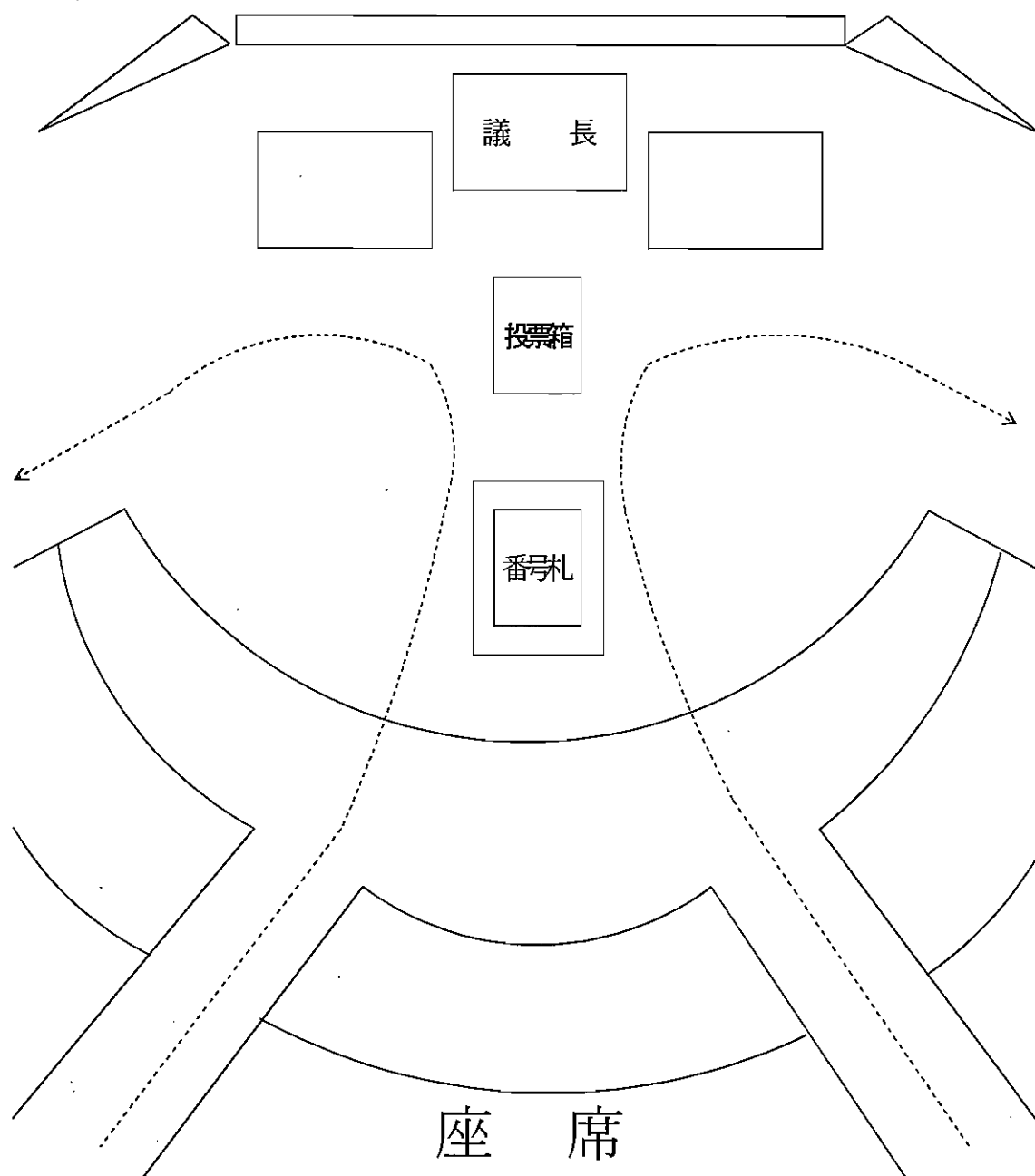
第 2 条 同一の氏名、氏又は名の者が 2 人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の 1 をそれぞれの得票とする。

（立会人）

第 3 条 細則第 2 条第 2 項に規定される投票においては、事務局長を立会人とする。

- 2 事務局は、前項に規定する立会人の立会いの下で開票を行い、投票の効力について疑義が生じた場合は、立会人が総会に諮りこれを決する。

投票の際の動き





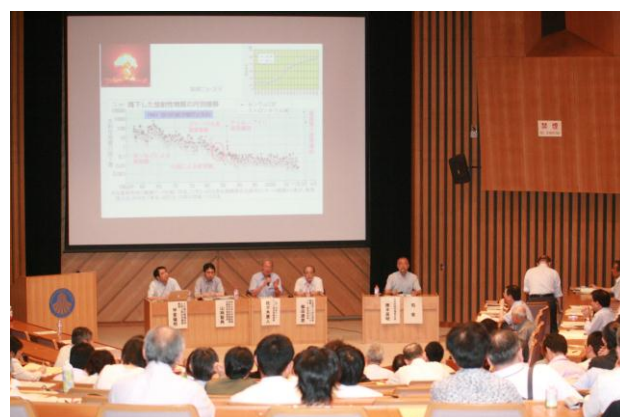
日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

新生日本学術会議 6年目の活動報告 (平成22年10月～平成23年9月)



平成23年3月18日 日本学術会議緊急集会「今、われわれにできることは何か?」を受けて東日本大震災への対応を開始

平成23年7月11日 第160回総会



平成23年7月1日 日本学術会議緊急講演会「放射線を正しく恐れる」

平成23年10月3日

日本学術会議

『日本学術会議憲章』

(平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

新生日本学術会議 6 年目の活動報告

(平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月)

第 1 編 総論 目次

日本学術会議憲章	2 頁
目次	3 頁
1. 日本学術会議会長挨拶	5 頁
2. 日本学術会議の活動	6 頁
(1) 政府及び社会に対する勧告及び提言	6 頁
①分野別委員会、課題別委員会等の提言・報告	6 頁
②東日本大震災対策委員会の設置	6 頁
③7 次に渡る緊急提言	6 頁
④放射線被害からの防護に関する情報提供と見解の発表	8 頁
⑤海外アカデミーへの報告	8 頁
⑥2 つの分科会の作業と提言	8 頁
⑦各分野からの提言活動	9 頁
⑧第 22 期に向けて	10 頁
日本学術会議からの提言等 (2010 年 10 月～2011 年 9 月)	11 頁
東日本大震災に対する緊急提言等	12 頁
日本学術会議幹事会声明	
「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」	13 頁
(2) 国際的活動	16 頁
①国際委員会	16 頁
②G8学術会議	17 頁
③その他	18 頁

(3) 科学者ネットワークの再構成	18 頁
① 知の集約	18 頁
② 協力学術研究団体との連携	19 頁
③ 各地域の科学者との連携	19 頁
④ 社会への情報の発信	19 頁
 (4) 日本学術会議を支える3つの学術部門	20 頁
① 第一部(人文・社会科学)	20 頁
② 第二部(生命科学)	22 頁
③ 第三部(理学・工学)	24 頁
 (5) 科学の智の普及のために	26 頁
< 知の航海 > シリーズの発行	26 頁
 (6) 日本学術会議の機能強化	27 頁
① 位置づけと経過	27 頁
② 「日本学術会議の機能強化について」(報告)の概要	27 頁
③ 第 22 期への引継ぎ	29 頁
 3. 活動記録	30 頁



平成 23 年 6 月 18 日まで会長を務められた金澤前会長の最終登庁日の様子

1. 日本学術会議会長挨拶

第 21 期会長 広渡清吾



今回の年次活動報告は、第 21 期の 3 年目、また、2004 年法改正に基づく新生日本学術会議の発足（2005 年 10 月）から 2 期 6 年の最後の年を対象とする。会員の任期が 6 年であり、新体制を当初から支えた会員の多くが第 21 期をもって任期を終了し、また、上記法改正に際して新体制発足から 10 年後に改革の成果の検証が求められているという事情の下で、今年度の重要なテーマは、6 年間の運営の総括およびそれに基づく活動改善と機能強化であった。これについては、前年度からほぼ 1 年をかけて、幹事会が議論をリードし、『日本学術会議の機能強化について』をとりまとめ、2011 年 7 月 11 日の臨時総会において報告・了承された。

この 7 月総会において、6 月に定年により会員任期を終了し会長職を退いた金澤一郎前会長の後をうけて、私が第 21 期の残りの期間について新会長に選任された。3 月 11 日以降の日本学術会議の活動の中心は、東日本大震災からの被災地域の復興および東京電力福島第 1 原発事故への対応に学術がどれだけ貢献できるかにあったので、この課題について精力とスピードを落とさずに 9 月末まで走りきることを目標とした。このための中心部隊は、幹事会構成員をメンバーとする東日本大震災対策委員会であり、この下に設置された 3 つの分科会、すなわち、放射線の健康への影響と防護分科会、被災地域の復興グランド・デザイン分科会およびエネルギー政策の選択肢分科会であった。

大震災と原発事故の未曾有の複合災害のなかで、学術は何ができるか。日本学術会議の役割と機能強化は、この重たい現実を目の前にしながら、問われなければならなかった。2010 年 4 月に公表した『日本の展望－学術からの提言 2010』は、大震災からの「日本の復興」にどのようにつながることができるのか。困難のただなかにある被災地域の復興のために、住民を放射線被害から防護するために、具体的に何を提言できるか。事故原発の廃炉に至るまでの道筋と対策について、どのように展望を示しうるのか等々。日本学術会議は、7 次にわたる緊急提言や上記各分科会からの提言など、かつてない密度の活動を行ったが、事態の深刻さにみあう十分なものであったとは決していえない。第 22 期には、これらの点検を行いつつ、さらに活動を強化して継続することを期待したい。

日本学術会議は、市民社会、政府そして科学者コミュニティーを知のベルトでつなぐ「知の循環の駆動軸」である。推進すべき学術は、学術のための学術（Science for Science）および社会のための学術（Science for Society）であり、この 2 つは学術にとっての分かちがたい本質的な契機である。日本学術会議の中心的使命は、科学者コミュニティーの意見を 1 つの声として社会と政府に発信することである。以上のようにこれまで定式化してきた日本学術会議の役割論は、3 月 11 日以降の事態のなかでも活動を基礎づけた。これらをさらに深める必要とともに、加えてとくに重要だと感得されたのは、市民とのコミュニケーションである。「事態をどうするのか」について学術が明確に助言・提言をできない場合でも、市民と学術が科学的知見を共有して「事態がどうなっているか」を認識し、「どうするのか」を共通の課題として設定することがありえてよい。日本学術会議に求められる役割について、私たちはもっと深く、豊かに考えることが必要であろう。

2. 日本学術会議の活動

(1) 政府及び社会に対する勧告及び提言

①分野別委員会、課題別委員会等の提言・報告

今年度についても、多くの分野からの提言・報告、そして社会的な課題の解決に向けて設置された課題別委員会による重要な提言が社会と政府に対して発信された。後者については、「提言・持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築」、「提言・労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を一働く人の健康で安寧な生活を確保するために」などがあり、また、文理の枠をこえた分野別委員会の協働作業として「提言・我が国の子どもの成育環境の改善に向けて一成育方法の課題と提言」、さらに、中等・高等教育の改善を目指した「提言・新しい高校地理・歴史教育の創造ーグローバル化に対応した時空間認識の育成」や「提言・我が国の医学教育はいかにあるべきか」などは、とくに指摘しておくべきものである。

②東日本大震災対策委員会の設置

今年度の特筆すべき提言等の活動は、いうまでもなく、東日本大震災及びそれを誘因とする東京電力福島第1原子力発電所事故に対応するものである。日本学術会議は、3月11日後、都内の交通事情がなお緊迫しており余震の可能性が危ぶまれるなかで、3月18日に緊急集会を開催し、事態の認識と学術の緊急課題を示した幹事会声明を発表するとともに、今後の対策を進めるために「東日本大震災対策委員会」（以下、対策委員会）を設置することとした。対策委員会（3月24日発足）は、緊急時対応の組織として、会長を委員長とし幹事会メンバーによって構成され、学術会議としての対外発信の権限を幹事会から委譲され、迅速な審議と発信を行うと同時に、科学者コミュニティからの意見や提案の受付窓口として位置づけられた。後者のために、会員有志によってネット上に「SCJ 掲示板」が設置された。



第159回総会（4.3～4.5）においては、東日本大震災対策委員会からの審議経過報告が行われ、活発な議論が交わされた。

対策委員会は、各部・各分野別委員会からの意見や提言の集約を図るとともに、テーマを分けて3つの分科会を設置した。「放射線の健康への影響と防護分科会」（4月5日）、「被災地域の復興グランド・デザイン分科会」および「エネルギー政策の選択肢分科会」（いずれも4月8日）であり、前者はとくに放射線の健康被害と防護について社会に啓発的な情報を発信することを目的とし、後二者は、設置から2カ月を目途に、それぞれのテ

ーマについて中間提言を出すことを予定して発足した。

③7次に渡る緊急提言

対策委員会は、各部、各分野別委員会からの提案に基づいて迅速な審議を経て7次に渡って緊急提言を公表した。それらは、以下の通りである。

- ・3月25日、「東日本大震災に対応する第1次緊急提言」
- ・4月4日、第2次緊急提言「福島第1原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性に

ついて」

- ・ 4 月 5 日、第 3 次緊急提言「東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために」
- ・ 4 月 5 日、第 4 次緊急提言「震災廃棄物と環境影響防止に関する緊急提言」
- ・ 4 月 13 日、第 5 次緊急提言「福島第 1 原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について」
- ・ 4 月 15 日、第 6 次緊急提言「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」
- ・ 8 月 3 日、第 7 次緊急提言「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」

これらの緊急提言は、政府に対して具体的な措置をとることを提言するものであり、それぞれの局面に応じて政府の措置にとりいれられたものが少なくない。この中でも第 3 次緊急提言は、被災地域の復旧・復興及び原発事故への対応策について、大震災後の初期において体系的に提示した先駆的なものであり、後述する被災地域の復興のグランド・デザインに関する提言につながるものとなっている。参考のために第 3 次提言の目次を示しておく。

「第 3 次緊急提言・東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために」

I 被災者救援と被災地域復興のための総合的な体制をつくる

II 被災者の救援を迅速に行う

1. 関連する法的措置の必要性
2. 財政的、経済的措置の必要性
3. 避難生活における支援
4. 避難政策における被災地コミュニティのアイデンティティの維持
5. 高齢者や障がい者への福祉・健康・医療的支援
6. 被災者としての子どもへの迅速な支援
7. 人的支援体制の確立
8. 被災者の心身回復への支援
9. 言語弱者に対する情報伝達への配慮
10. 大学間連携による被災地域の大学教育・研究の支援

III 被災地域の復興に向けての取組み

1. 被災地域の土地整備
2. 仮設住宅の確保
3. 被災地域における雇用の確保
4. 被災者と被災市町村への水平的、垂直的支援
5. 被災地域の教育の振興
6. 地域の復興に向けての原則
7. 地域復興のための 1 つの提案
8. 防災・危機管理に関わる東北広域連合の創設の提案

IV 福島第 1 原子力発電所の事故による避難者の救援と事故への対応

1. 避難者の救援
2. 放射性物質の汚染への対策と損害の補償
3. 原発事故の対応にあたる作業者の安全の確保

4. 科学的判断に基づく政治的な責任をもった情報発信と行動基準の提示
5. 国際的に信頼される情報発信の必要性
6. 原子力発電所の総点検
7. 放射性廃棄物の安全な処理体制の確立
8. 事故の克服のために科学者の総結集と行程の提示

④放射線被害からの防護に関する情報提供と見解の発表

放射線被害からの防護のための社会に対する啓発的情報の発信は、対策委員会のもっとも重要な役割の 1 つとして位置づけられた。これに関しては、放射線の健康への影響と防護分科会が担当し、3 月 21 日「国際放射線防護委員会 (ICRP) が発表した勧告」、4 月 25 日「放射線の健康への影響や放射線防護などについての説明」、また、4 月 25 日「原子炉事故緊急対応作業員の自家造血幹細胞事前採取に関する見解」を公表した。とくに、ICRP の勧告が、原発事故による放射性物質の拡散のなかで日本政府の防護対策（避難対策）の基準とされていることから、これについて詳しく説明するために 6 月 18 日「会長談話・放射線防護の対策を正しく理解するために」を公表した。また、この問題については、市民との間のリスク・コミュニケーションの必要性が大きいことから、7 月 1 日に日本学術会議緊急講演会「放射線を正しく恐れる」を開催し多くの市民の参加をえた。



平成 23 年 7 月に開催された日本学術会議緊急講演会「放射線を正しく恐れる」で司会を行う唐木英明副会長

⑤海外アカデミーへの報告

原発事故の内容、影響、その後の推移については、国内のみならず、外国のメディアによって大きく取り上げられ、そこでは不確実な情報が流布していることが危惧された。事故勃発の直後から、日本学術会議は、事故情報の全面開示と適切な伝達が重要であることを指摘し、政府にも提言した。しかし、データが十分に開示されないなかにもありながらも、日本学術会議としては、早急に事故の概要と推移について客観的なレポートを海外アカデミーに行うべきであると判断し、“Report to the Foreign Academies from Science Council of Japan on the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident (May 2, 2011)” (2011 年 5 月 2 日「東京電力第一原子力発電所事故に関する日本学術会議の海外アカデミーへの現状報告」) を作成して、海外アカデミーに送った。レポートは、好評であり、大きな関心と謝意が多くの海外アカデミーから寄せられた。

⑥ 2 つの分科会の作業と提言

上記した 2 つの分科会、被災地域の復興のグランド・デザイン分科会およびエネルギーの選択肢分科会は、精力的な検討を行い、それぞれ中間提言を発表した。6 月 10 日「提言・東日本大震災被災地域の復興に向けて－復興の目標と 7 つの原則」及び 6 月 24 日「提言・日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて－電力供給源に係わる 6 つのシナリオ」であ

る。

復興のグランド・デザイン分科会の中間提言は、復興の目標を「いのちと希望を育む復興」とし、①「原発問題に対する国民への責任及び速やかな国際的対応推進」の原則、②「日本国憲法の保障する生存権確立」の原則、③「市町村と住民を主体とする計画策定」の原則、④「いのちを守ることのできる安全な沿岸域再生」の原則、⑤「③産業基盤回復と再生可能エネルギー開発」の原則、⑥「流域自然共生都市」の原則、および⑦「国民の連帯と公平な負担に基づく財源調達」の原則の 7 つを提起した。

さらに、復興のグランド・デザイン分科会は、現地調査を踏まえながら、大震災から半年を経て復興が遅々として進展しない状況を見据え、7 原則の内容をいっそう具体化し、とくに緊急に必要とされる措置（放射性物質の除染、医療とケア施設の整備、子どもの特別支援策の推進、権限委譲型特区の活用、復興のための早急な予算措置等）について、「第 2 次提言」を行った（9 月 30 日）。

エネルギー政策の選択肢分科会が中間提言において示した 6 つのシナリオは、次の通りである。①速やかに原子力発電を停止し、当面は火力で代替しつつ、順次再生可能エネルギーによる発電に移行する。②5 年程度かけて、電力の 30% を再生可能エネルギー及び省エネルギーで賄い、原子力発電を代替する。この間、原子力発電のより高い安全性を追求する。③20 年程度かけて、電力の 30% を再生可能エネルギーで賄い、原子力発電を代替する。この間、原子力発電のより高い安全性を追求する。④今後 30 年の間に寿命に達した原子炉より順次停止する。その間に電力の 30% を再生可能エネルギーで賄い、原子力による電力を代替する。この間、原子力発電のより高い安全性を追求する。⑤より高い安全性を追求しつつ、寿命に達した原子炉は設備更新し、現状の原子力による発電の規模を維持し、同時に再生可能エネルギーの導入拡大を図る。および⑥より高い安全性を追求しつつ、原子力発電を将来における中心的な低炭素エネルギーに位置付ける。

同分科会は、これらのシナリオについて国民が相互に比較・検討しうるように、比較の基準を示し、その基準に応じてデータに基づきそのメリットとデメリットを明らかにする作業を進め、70 頁に及ぶ「エネルギー政策の選択肢に係る調査報告書」を作成し、東日本大震災対策委員会の承認を受けて 9 月 22 日に公表した。原子力発電の将来については社会において賛否の議論がとり交わされているが、この調査報告書は、賛否のいずれをとるかを示すのではなく、国民の選択判断に際して科学的なデータを提供することを目的とするものであり、今後さらに調査・検証を続けていくこととしている。日本学術会議は、シンポジウムや公開討論会等、また、内外の研究者の共同討論を通じてエネルギー政策のあり方について広く討議を進める予定である。

⑦各分野からの提言活動

各部・各分野からの提言活動も進められた。第 1 部の下に設置された 3・11 以降の新しい日本社会を考える分科会は、これまで国の復興構想において十分にとりあげられなかった問題として、被災地域の住民が希望をもって地元産業の再生や地域の復旧・復興に立ち向かう環境を整備するために国及び地方公共団体の講ずべき被災地域の産業再生策と雇用政策に関する提言を行った（「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」9 月 21 日）。また、臨床医学委員会出生・発達分科会は、被災地域、とくに原発事故の影響を受ける地域の子どもの心と体の健康を守り、ケアを進めるための具体的な措置やシステム

の整備について提言を行った（「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」（9 月 27 日）。さらに食糧科学委員会水産学分科会は、被災地域がわが国の食糧安全保障にとって欠くことのできない水産業の集積地であることに鑑み、産業としての水産業の創造的復興と同時に生活の場としての漁村＝地域社会の再建に向けて中長期的なガイドラインを示す提言を行った（「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」9 月 30 日）。

⑧第 22 期に向けて

対策委員会は、第 21 期末までの期限を切って設置された。また、対策委員会は、緊急時対応の委員会として性格づけられた。第 22 期においては、被災地域の復興、拡散した放射性物質からの防護と除染対策、また、原発事故の最終的処理と避難住民の生活再建に関して、中長期的な展望を含んだ提言活動が求められる。そのために、対策委員会に代わる新たな委員会の設置が必要であろう。

日本学術会議からの提言等 (2010/10~2011/9)

人文学

- 新しい**高校地理・歴史教育**の創造
- 歴史学・考古学**における学術資料の質の維持・向上
- 地域主権改革と博物館**
- 科学的根拠にもとづく**事情聴取・取調べ**の高度化

社会科学

- 会長談話: **若者の就職問題**
- 福祉職・介護職**の専門性の向上と社会的待遇の改善
- IT社会の法システム**の最適化
- 法学研究者養成**の危機と打開の方策

医療・健康

- エビデンス創出を目指す**検証的治療研究**の推進・強化
- 障害福祉統計**の整備
- 我が国の**医学教育**
- わが国の公衆衛生向上に向けた**公衆衛生大学院**の活用と機能強化
- わが国の**健康の社会格差**の現状理解とその改善
- 病院勤務医師**の長時間過重労働改善
- 子ども**を元気にする**運動・スポーツ**の適正実施のための基本指針
- よりよい**高齢社会**の実現を目指して — **老年学・老年医学**の立場から —
- 高齢者を支援する**専門職の連携教育**
- 高度実践看護師制度**の確立
- 国民の健康増進を支える**薬学研究**
- 生命系における**博士研究員（ポスドク）**並びに**任期制助教**及び**任期制助手**等の現状と課題

生物／農・食／環境

- 回答: 利根川水系の**河川流出モデル・基本高水**の評価と検討
- 気候変動下における**水・土砂災害適応策**の深化(第一次提言)
- 持続可能社会における**国土・地域の再生戦略**
- 生物多様性**の研究・教育ネットワークとしての大学フィールド施設の活用
- 高等教育における**環境教育**の充実
- 食料・農業・環境**をめぐる**北東アジア**の連携強化
- わが国に望まれる**食品安全**のためのレギュラトリーサイエンス
- 植物保護科学**の展望 — 農業生産の向上と生物多様性 —

理学

- 学術と産業**を結ぶ基盤研究および人材育成の強化

工学

- 老朽・遺棄化学兵器の廃棄処理**の実施における保安対策
- 人類の持続性確保**に貢献する**フロンティア人工物科学技術**の推進
- 21世紀における**電気電子工学**のあり方と果たすべき役割

学術基盤他

- 共同声明: **G8+科学アカデミー共同声明**
- 学術統計**の整備と活用
- 社会のための学術としての「**知の統合**」
- 若手アカデミー**設置
- アジア学術共同体**の基盤形成
- ODA**の戦略的活性化を目指して
- 労働・雇用と安全衛生**に関わるシステムの再構築
- 持続可能な**長寿社会**に資する**学術コミュニティ**の構築

東日本大震災に対する緊急提言等 (→緊急提言)

●幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」(3/18)

第一次 東日本大震災に対応する緊急提言(3/25)

第二次 福島第一原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性について(4/4)

第三次 東日本大震災被災者支援・被災地域復興のために(4/5)

第四次 震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言(4/5)

第五次 福島第一原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について(4/13)

第六次 救済・支援・復興に男女共同参画の視点を(4/15)

■提言「東日本大震災被災地域の復興に向けてー復興の目標と7つの原則ー」(6/8、第二次9/30)

●会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」(6/17)

■提言「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けてー電力供給源に係る6つのシナリオー」(6/24)

第七次 広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について(8/3)

●会長談話「66年目の8月15日に際してー「いのちと希望を育む復興」を目指す」(8/15)

■提言「東日本大震災における就業支援と産業再生支援」(9/21)

●幹事会声明「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」(9/22)

■提言「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」(9/27)

■提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」(9/30)

日本学術会議幹事会声明 「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」

2011 年 3 月 11 日、東北・太平洋沖を震源とした大地震、それに続く大津波、そしてこれらを誘因とする東京電力福島第 1 原子力発電所の深刻な事故は、未曾有の複合災害として東日本地域を襲い、甚大な被害をもたらしました。その日から半年が経過しました。

この間、日本学術会議は、3 月 18 日の緊急集会の開催と幹事会声明の公表を起点として、東日本大震災への対策を行う特別の体制を構築しました。その下で、大災害からの復旧・復興および原発事故への対処について緊急の提言活動を集中的に進め、放射線被害からの防護について広く市民への説明活動を行い、また海外アカデミーに対して原発事故に関する報告書を発信しました。さらに、これから加速すべき復興について、計画や具体的な措置等を政府および関係機関に提案するとともに、日本の今後のエネルギー政策のあり方について国民的議論に資するための調査報告を社会に提示したところです。

このように日本学術会議は、これまでにない密度の高い活動を展開してきました。とはいえわれわれは、日本学術会議がその責務を十分に果たしえたとは考えていません。大震災からの復興は、まだ緒についたばかりで多くの困難を抱え、また、原発事故の最終処理の終了に至るまでおそらく一世代にも渡る時間を要することが予想されます。日本学術会議は、これらの課題解決に向けて科学・技術の弛まぬ進展を追求し、全力で取り組むことこそ、いま問われるべき責務であるとの自覚を深くしています。東日本大震災からの復興のための取組みをいっそう前進させるにあたって、日本学術会議はこの半年の活動を振り返り、1 つには政府との関係について、もう 1 つは広く市民との関係について、その新たな構築が必要であると考えます。

未曾有の複合災害の中で必要とされたのは、科学者の英知を結集して政府への的確な助言・提言を行うことでありました。このことをあらためて考えなければなりません。個々の科学者が専門的知見をばらばらに述べるだけでは、社会に対しても政府に対しても科学者の社会的責任を果たしえる適切な助言となりえません。それゆえ科学者コミュニティは、特定の理論や見解に依拠するような偏ったものではなく、多くの専門知に基礎づけられる俯瞰的、中立的な検討を通じて統合的な知を形成し、それに基づいて社会と政府に助言・提言を行うことを求められます。他方、政府は、科学者コミュニティが自立的に活動することを保障し、科学者に対して問題に関する情報を広く開示し、科学者コミュニティの助言・提言を政策的判断の基礎として考慮することが求められます。いうまでもなく、科学者コミュニティの助言・提言はあくまで政策決定者への助言であり、政策決定が依拠しうる根拠の 1 つを提示するものととどまります。

日本学術会議は、国民に対する責務として、政府に対して科学者コミュニティからの有効にして適切な助言・提言を 1 つの声として（複数の選択肢の提示も含めて）まとめあげることを課題としています。今回の緊急事態のなかで、われわれはどこまでこの責務を追求しえたかを自省しなければなりません。日本学術会議は、自らの職務を独立

に行うという原則の下、科学者コミュニティから統合的な知を形成するための方法と原則をより深く検討し、政府との信頼関係の構築に努め、国民の困難を解決するべく政府への助言・提言活動を前進させる決意です。政府に対しても、日本学術会議のこのような役割を考慮のうえ、科学的助言についての位置づけを検討することを要請します。

この半年の活動の中で、社会と政府への助言・提言活動とならんで、その必要性が強く感得されたのは、市民に対する説明の活動です。とくに放射性物質の被害からの防護の問題は、広範囲の地域に渡り、かつ、大気、水、土壌、農作物、水産物、家畜、野生動植物、森林等のあらゆるものへの広がりにおいて、市民の生活と健康に大きな不安を引き起こしました。日本学術会議は、この問題について専門家によって構成する放射線の健康への影響と防護分科会を設置し、シンポジウムの開催などを含めて対応し、また防護基準の考え方に関する会長談話も発出しました。ここにおける日本学術会議の活動は、社会に対する助言・提言の趣旨とあわせて日本学術会議が任務の 1 つとする科学リテラシーの普及という性格をより強く示すものでした。

市民への説明の活動において明らかになったのは、科学者が明確な科学的知識を市民に伝達することだけではその役割が果たせないということです。市民の感じる問題、抱える不安、解決への展望を知る要求に対して、学術の側が常に明確な回答を持ちえているわけではありません。現代社会において、科学にとって問われるが答えられない問題の存在は、すでに多く指摘されているところです。社会のための科学（science for society）のコンセプトは、科学者が証明された知を社会に提供することによしとするのではなく、社会のなかで科学者ができるかぎりの科学的知識を提供しながら、市民と問題を共有し、そのコミュニケーションの中で解決を共に模索するというあり方を要求するものであると考えます。日本学術会議は、このような視点から今後いっそう創意的な取組を進める覚悟です。

日本学術会議は、9 月末をもって第 21 期（2008 年 10 月—2011 年 9 月）を終え、10 月から新体制の下で第 22 期の活動を開始します。第 22 期において、東日本大震災からの復興を目指し日本社会の展望を切り開く活動が新たな力をえてさらに前進することを誓い、以上のように声明いたします。

2011年9月22日

日本学術会議幹事会

会長	広渡 清吾
副会長	大垣 眞一郎
同	秋山 弘子
同	唐木 英明
第一部長	小林 良彰
同 副部長	木村 茂光
同 幹事	酒井 啓子
同 幹事	白田 佳子

第二部長	浅島 誠
同 副部長	福井 次矢
同 幹事	山本 正幸
同 幹事	鷺谷 いづみ
第三部長	岩澤 康裕
同 副部長	後藤 俊夫
同 幹事	池田 駿介
同 幹事	永宮 正治

(2) 国際的活動

①国際委員会

国際委員会は、日本学術会議における国際活動の調整及びその他学術会議の国際的対応に関することを行う委員会である。平成 22 年 10 月以降、3 回委員会を開催し、国外で開催される学術に関する国際会議への代表派遣、国内における学術に関する国際会議の共同主催、アジア 12 か国の代表により学術分野での意見交換を行うアジア学術会議、二国間交流、持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議、G8 学術会議等についての検討を行うとともに、加入国際学術団体の見直し、国際社会や国民に対する提言強化など今後の国際活動の在り方等について議論するなど、主として戦略的な観点から日本学術会議の国際活動が一層活発なものとなるよう審議を行った。

特にアジア学術会議 (SCA) については、本年 7 月にモンゴルで第 11 回 SCA コンファレンスを開催し、国際シンポジウム（副題：アジアの土地荒廃克服に向けた挑戦）、SCA 共同プロジェクトなど一連の活動が行われた（12 か国 20 機関及び国際学術団体等が参加）。その国際シンポジウムにおいて、金澤



平成 23 年 7 月に開催された第 11 回 SCA コンファレンス（モンゴル）

前会長より日本の原発事故を巡る基調報告がなされた他、SCA 共同プロジェクトでは、自然災害、アジアのポップカルチャーなどアジア地域に共通するテーマ・課題が取り上げられ活発な議論が行われた。また、総会においては、バングラデシュ科学アカデミーの SCA 加盟が承認され、12 か国 20 機関により活動を継続していくことが確認された。来年度の開催国インドネシアから“Mobilizing Science toward Green Economy”をテーマにした会合の準備状況が紹介された。

また、二国間交流として、日本学術会議の学術外交の観点から、発展途上国における学術の研究体制の実態を把握し、当該国における学術の発展を図る上で必要な意見交換、情報提供活動を行うため、カンボジア学術機関等並びにバングラデシュ及びネパール学術機関等との打合せやスリランカ学術機関等との会合に会員を派遣した。

なお、日本学術会議が加入する国際学術団体に対応する分科会等（国内委員会）の活動状況については、必要な見直しを行い、随時最新の国際学術団体の活動状況の確認を行うなど、その結果をホームページにて一般の方にも情報提供した。

本委員会は、今後も、日本学術会議が我が国の内外に対する科学者の代表機関として、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与するとともに、この成果を日本学術会議の審議に反映させ、我が国の科学の向上発達に資するため、日本学術会議の国際活動の在り方について引き続き議論を深めていく必要がある。

② G 8 学 術 会 議

平成 17 年（2005 年）に開催された英国グレンイーグルズ G 8 サミットを前にした InterAcademy Panel (IAP) 執行委員会での議論を契機として、科学の立場から G 8 首脳に政策提言を行うことが合意され、英国王立協会の呼びかけにより、G 8 各国にブラジル、中国、インドの 3 カ国が加わった「G 8 + 3」アカデミーが協議を行い「気候変動に関する世界的対応に関する各国学術会議の共同声明」及び「アフリカ開発のための科学技術に関する各国学術会議の共同声明」を取りまとめて、各首脳に声明が伝えられた。平成 19 年（2007 年）のドイツ・ハイリゲンダム G 8 サミット以降、メキシコ、南アフリカを含む G 8 + 5 各国のアカデミーによる声明という枠組みとなり、本年は、フランス科学アカデミーの主催により、3 月下旬の 2 日間にわたり G 8 学術会議が開催され、「科学を基盤とする世界の発展のための教育」「水と健康」の 2 つのテーマについて、意見交換・共同声明の取りまとめが行われた。日本学術会議からは、唐木副会長が出席し、東日本震災等の状況及び各国からのお悔みと支援に感謝の意を伝えるとともに、「科学を基盤とする世界の発展のための教育」について、ユネスコの提唱する持続可能な科学教育 (ESD) の必要性を声明文に加える等の金澤会長のプレゼンテーションを紹介する形で発表が行われた。



平成 23 年 5 月 20 日、金澤会長（当時）が菅総理（当時）に G 8 学術会議共同声明を手交した。

〔科学を基盤とする世界の発展のための教育（Education for a Science-Based Global Development）〕

科学教育の対象には、政府や企業で働く将来の科学者や技術者、その他の専門家だけでなく、学生から成人を含める一般の人々も含めなければならない。人々の中に科学を根付かせ、誤解や根拠のない恐怖を抱かせず、リスクや不確実性についての理解を深めるには科学教育が唯一の方法である。このためには、声明では、途上国の政府が科学教育のために必要な施設・設備と人的資源の獲得と維持に高い優先度を与え、海外での訓練を受けた人的資源の帰国促進を推奨すること、e ラーニングの設備を設立し世界中の人々がアクセスできるようにし、科学出版物やデータベースにだれでもアクセスできるようにすること、脳科学、認知科学、そして人間行動学によりもたらされる知識の共有、学習プログラムの改善等を提言している。

〔水と健康（Water & Health）〕

安全な飲み水と公衆衛生へのアクセスは基本的人権として認識され、ミレニアム開発目標においては、「安全な飲み水と最低限の衛生設備への持続的なアクセスが与えられていない人の比率を 2015 年までに半減させること」がその一つとして合意されている。しかし、サハラ以南のアフリカでの達成は困難な状況であり、安全な水へのアクセスが確保されていないことにより重篤な健康問題が数多く発生しており、経済成長、教育、公衆衛生等に多大な負の影響をもたらしている。

声明では、この観点から、衛生設備の基本的インフラストラクチャーの整備とその維持、

地域、環境、技術、文化になじんだ衛生設備の学校への導入、専門家や技術者のトレーニング、効果的なマーカーの研究、流水域レベルの地域密着型活動の支援、地球レベルの人材ネットワークの立ち上げ等を提言している。

今回の共同声明は、各国アカデミーから自国の首脳に伝えられるとともに、日本では、5 月 20 日に金澤会長(当時)が菅総理に共同声明を手交した。

③そ の 他

本年 3 月の東日本大震災及び原発事故を受け、東日本大震災対策委員会が、暫定的に取りまとめた東京電力福島第一原子力発電所事故の現状とこれからの課題についての報告書及び一連の緊急提言を日本のアカデミーからのリアルタイムの情報発信の一例として、本年 5 月初めに海外主要アカデミー(約 120 か所)及び在京各国大使館(約 140 か国)へ発出した。また、G 8 学術会議の議長国であったフランス科学アカデミーが表明した東日本大震災の問題は、日本だけの問題ではないとして、今後の同様の震災への対応に資するよう取りまとめた報告書を翻訳し HP に掲載した。今後とも、必要に応じタイムリーな情報発信を行い、海外アカデミーと不断に意見交換を行うチャンネルの維持に向けた対応が必要である。

(3) 科学者ネットワークの再構成

日本学術会議は、内外に対する我が国の科学者の代表機関として、科学の向上発達と行政、産業及び国民生活に科学を反映し浸透させることをその任務としている。知に基づく政策提言と知の社会還元のためには、「知の循環の駆動軸としての日本学術会議の役割」(第 1 編 2 章(6))に示しているように、知の循環の結節点としての機能を果たさなければならない。

そのためには、科学者コミュニティの中核機関として、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の科学・技術、すなわち、学術のすべての分野の科学者の意見を集約するとともに、普遍的で、俯瞰的、複眼的な観点から、日本社会、国際社会への助言・提言活動も促進する必要がある。

日本学術会議におけるこの平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月までの時期は、平成 22 年 4 月に表出した「日本の展望－学術からの提言 2010」に示した理念を受けて、我が国の科学・技術、すなわち、学術の進む道の長期展望に関して、科学者のネットワークの強化を進めた期間であった。特に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災への対応において、科学者、学協会などとの協力を速やかに実施した。その対応の全体像は第 1 編 2 章(2)に示したところである。その活動の基礎は平時のネットワーク強化活動であり、その具体的な活動を以下に示す。

①知の集約

会員、連携会員との連携は、基本的に 30 の分野別委員会を通じて行われ、各分野別委員会が組織している分科会などの多くの成果が提言、報告などとして表出された。また、より広く学協会との連携の具体的な手法として、たとえば、理学・工学分野では、「理学・工学系学協会連絡協議会」を発足させネットワークを強化している。

②協力学術研究団体との連携

平成 16 年 4 月の法改正により、学術研究団体による会員推薦の制度が廃止されたことに伴い、従来の登録学術研究団体制度が廃止され、日本学術会議の広報活動への協力を行う広報協力学術団体と統合し、平成 17 年 10 月に協力学術研究団体制度が設けられた。日本学術会議では、指定の申請に応じて、随時、協力学術研究団体の指定を行ってきており、その数は、平成 23 年 9 月 30 日現在で 1,881 団体（リストは次の URL を参照）となっている。

URL:http://www.scj.go.jp/ja/info/link/link_touroku_a.html

③ 各地域の科学者との連携

日本学術会議は、地域の科学者と意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 7 つの地区会議を組織している。

地区会議は、すべての会員・連携会員が原則勤務地のある地区会議に所属し、各地区会議はその運営と活動に責任を持つ組織である「地区会議運営協議会」のメンバーで構成されている。

地区会議運営協議会は、年度の事業計画を策定して、当該事業の企画・立案と実施に向けた活動や地区会議ニュースの発行などを行っている。地区会議の活動は、地区内の科学者と緊密な連携を図るための「科学者との懇談会」を開催するとともに、地区内の関係大学等の協力も得て、科学者間の意思疎通や情報共有・還元の場合としての「学術講演会」の開催（全体で 11 回）も行っている。

URL:<http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html>

④ 社会への情報の発信

日本学術会議の活動に関する情報などを幅広く社会一般に発信するために、主に次に挙げる事項に取り組んでいる。

i) 電子媒体の活用

各種情報へのアクセスを容易にするため、ホームページ（日本語版及び英語版）の充実に努めており、使いやすさに重点を置いた画面構成の改善を続けている。東日本大震災に関する緊急提言などホームページを有効に活用した。

URL: <http://www.scj.go.jp/>

また、会員、連携会員及び協力学術研究団体向けに随時、ニュースメールを発信し、科学者間ネットワークの迅速性と強化に努めた。ニュースメールは、日本学術会議ホームページからも見ることができる。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/other/news/index.html>

さらに、会員・連携会員から、日本学術会議の活動に関し会長への意見・提案を直接届けることのできるメールシステムの運用を続けている。

ii) 『学術の動向』への編集協力

学術情報誌『学術の動向』（日本学術協力財団発行）へ様々な企画を提供するなどの編集協力を行うことにより、学術の普及啓発を図るとともに、日本学術会議の活動をより多くの人に周知する努力を続けている。会長からの直接的なメッセージ発信の場としてエッセイ「会長の独り言」の連載を継続し、誌面の充実に努めた。

（４）日本学術会議を支える３つの学術部門

①第一部（人文・社会科学）

１．第一部の構成と運営

第一部は、人文・社会科学分野の科学者によって構成され、関連する分野別委員会として、言語・文学、哲学、史学、心理学・教育学、社会学、地域研究、法学、政治学、経済学及び経営学の 10 委員会が設置されている。第一部ならびにこれらの 10 委員会の下には、具体的な課題を設定した 90 を超える分科会が組織され、日常的な審議活動を展開している。

第一部の運営は、会員全員によって構成される第一部会（原則として年 3 回開催）を中心とし、日常的には部の役員及び分野別 10 委員会の委員長・副委員長から構成される第一部拡大役員会を隔月に定例開催して進めている。ここでの審議の柱は、日本学術会議全体の方針を第一部に即して具体化すると同時に、第一部の固有の課題を追求し、さらに分野別委員会及びその下の分科会の活動状況を掌握し、活動を援助し、共同の方針を提起することである。特に、平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災に対しては、第一部の各委員会・分科会で復興支援に関する熱心な議論が行われ、東日本大震災復興対策委員会を通じて意見を発出するとともに、夏季部会で第一部附置の分科会として「3.11 以降の新しい日本社会を考える分科会」が設置され、継続的な議論と提言等の発出を行うことにした。

２．東日本大震災復興支援

去る 3 月 11 日に起きた未曾有の東日本大震災に対して、第一部は他の部と協力しながら東日本大震災復興対策委員会から緊急提言を発出した。特に、第三次緊急提言「東日本大震災被災者支援・被災地域復興のために」は、第一部における議論を基にして作成されたものであり、①被災者救援と被災地域復興のための総合的な体制を作り、②被災者の救援を迅速に全面的に行うための法的措置や財政的経済的措置や避難政策における被災地コミュニティのアイデンティティの維持、高齢者や障がい者・子どもへの迅速な支援、大学間連携による被災地域の大学教育・研究の支援を行い、③被災地域の復興に向けての取組みとして、被災地域における土地整備や雇用確保、被災者と被災市町村への水平的垂直的支援を要請すると共に、④福島第 1 原子力発電所の事故による避難者の救援と事故への対応について、科学的判断に基づく政治的な責任をもった情報発信と行動基準の提示や国際的に信頼される情報発信の必要性、原子力発電所の総点検と放射性廃棄物の安全な処理体制の確立などを求めている。この第三次緊急提言を取りまとめるにあたり、第一部の各分野別委員会から審議のために提供した資料については、日本学術会議のホームページを通して公表されている（<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/1bu/index.html>）。

さらに、第一部付置分科会として設置された「3.11 以降の新しい日本社会を考える分科会」では、被災者の生活再建のために現地での雇用を創出して就業できる状況を用意していくことが喫緊の課題となっていることから、提言として「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」を作成し、東日本大震災復興対策委員会と共に発出した。

また、夏季部会に際して行われた市民公開シンポジウム「市民社会のなかの人文・社会科学—市民との対話—」（平成 23 年 7 月 24 日、於、九州大学西新プラザ）では、被災地における高齢者問題や雇用促進、自治体のペアリング支援、企業経営の実態に関する講演と討論が行われた。

3. 第一部による提言等発出

東日本大震災関連以外についても、平成 22 年 10 月以降においても、第一部及び第一部に所属する委員会・分科会から多くの提言等が発出されている。例えば、「高校地理歴史科教育に関する分科会」からは、グローバル化時代にも関わらず、大学入試センター試験で 7 人中 1 人しか世界史 B を選択しない状況に対して、高校地理・歴史科教育のカリキュラム改革や大学入試における出題形式の改革を要請した提言を発出した。また、「博物館・美術館等の組織運営に関する分科会」と「文化財の保護と活用に関する分科会」からは、地方分権一括法施行に伴い、博物館・美術館や文化財保護に関する行政事務が従来の機関委任事務から自治事務に移行したことに伴って生じた様々な問題の指摘と改善策が提言されている。さらに、「IT 社会と法分科会」からは、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が公表した「新たな情報通信技術戦略」の実施に際して、① IT 社会のマクロ的把握（エネルギー政策、クラウドコンピューティング）とミクロ的把握（国民生活、個人情報等）のバランスを図るとともに、②短期的視点（震災対応も加えた、より緊急性の高い問題）と長期的視点（持続可能な安心・安全な社会の構築、それを支える教育の問題）を区別すべきとする提言が出された。そして、「福祉職・介護職育成分科会」からは、福祉職・介護職の待遇改善と共に、両職のキャリアアップのために、専門社会福祉士・専門介護福祉士ならびに管理社会福祉士・管理介護福祉士の資格創設を提言している。この他にも、第一部の各分野に関連する多くの提言等が公表された。そして、それらの提言等を取りまとめたり、また発出された提言等を社会に衆知させるためのシンポジウムが関連学会などの協力も得て多数、開催された。

4. 大型研究計画人文・社会科学分野と J S T 電子アーカイブ化との連携

平成 22 年度に学術の大型研究計画検討分科会より発出された提言「学術の大型施設計画・大規模研究計画－企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について－」中の大型研究計画マスタープランの改定にあたり、第一部における大型計画検討推進分科会が設置され、3 年毎に状況変化を勘案して改訂作業が行われるとともに、今年度は別途、小改訂を行う作業を行った。その結果、提出された 2 件の申請案（「社会科学統合データベース・ソリューション網の形成」、「心の先端研究のための連携拠点」）について内容を協議し、2 件共に第一部から推薦する旨を決定した。さらにこれらの申請案については同日開催の第 1 部拡大役員会にて報告され、承認を得た。その後、科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会においてヒヤリングが行われ、上記 2 件を含む計 4 件の人文・社会科学の申請が平成 23 年度の新しいマスタープランに採択された。

また、日本学術会議と学協会の連携活動の一つとして、第一部は、J S T が実施する学会誌の電子アーカイブ化事業に協力し、各分野別委員会を通じて第一部関連の学協会と連携して、これまでに多くの学会誌（平成 23 年 4 月末時点で人文・社会科学分野 135 学会誌）の電子アーカイブ化を促進することができた。

②第二部（生命科学）

1. 第二部の構成と運営

第二部は生命科学分野を幅広く含んだ科学者によって構成されている。この分野は現代科学の中でも環境や生物多様性、ゲノム、先端医療、健康、食料、ヒトの在り方など様々な重要な問題や課題を含んだ分野となっており、その役割は大きい。

関連する分野別委員会は、基礎生物学委員会、統合生物学委員会、農学委員会、食料科学委員会、基礎医学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会、歯学委員会、薬学委員会、そして第三部と共同で設置する環境学委員会の10委員会とそれをもとに設置された約100を超える分科会が中心となって活動している。第二部の運営は、第20期から加わっている会員や連携会員もいるが、第21期になって新たに加わった会員もあり、第二部の運営は全員会員からなる部会で行い、各委員会及び分科会の運営はそれぞれ会員、連携会員、特任連携会員等と一緒に会議を開催している。

2. 第二部の役割

第二部は日本学術会議の中で生命科学を担当し、基礎生物学、統合生物学、基礎医学、臨床医学、健康・生活、農学、食料科学、薬学、歯学の9分野の分科会の下に活動を行っている。遺伝子やゲノムに関する知識とIT技術の発達、再生医療などが健康の維持と医療技術の向上、食料の増産に直結する時代になり、研究の活性化のための必要性とともに倫理問題あるいは環境問題も浮かび上がってきている。また、医師の不足や偏在、医師への過剰な負担、医療再生の問題を包含する医療崩壊の危機が指摘されている。このような状況を背景にして、第二部ではそれらの問題について提言や報告、公開シンポジウムを行う機会が極めて多い。第21期は最後の年度であり、18件の提言、7件の報告、1件の記録が作成された。

今年度我が国が経験した未曾有の大災害として東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故があった。東日本大震災に関して、第二部としての緊急提言案のための資料を提出し、日本学術会議HPに掲載した。また臨床医学委員会出生・発達分科会が主導してまとめた「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」が、日本学術会議東日本大震災対策委員会からの提言として表出された。

第21期の終了にあたって、これまでの活動実績、これからの活動の必要性などを考慮して、第22期に存続させるべき分科会の見直しを行った。

また、第二部として「学術の大型施設計画・大規模研究計画」リストアップについても対応した。これは、その後、提言としてまとめられたが、生命科学からは14計画が最終的にリストアップされた。

他に学術誌問題や日本学術会議の機能強化等についても討議された。

第二部のサイエンス分野で大きな問題になっているのは、大学での基礎教育の衰退とポスドクの問題がある。これは単に大学だけの問題ではなく、病院や独立行政法人の研究所においても同じ事であり、若い人達が夢をもって職場で研究することに困難が生じている。ポスドク一人計画ということで大量の博士を輩出したが、その後経済的変化もあり、また、法人化後の大学の運営が厳しくなっていることもあり、さらに任期制が付いていることも多く、若い人達が夢を持ってじっくりと自分の研究を継続し育てていく仕組みが困難になっているのが現状である。これは単にライフサイエンス分野だけの問題ではないと思

うが、日本の科学の今後の発展を考える時に特に大学の研究と教育の在り方、学位を取った後のポストの供給の拡大、大学時代の奨学金の拡充などを今のうちから制度として整えておくべきと多くの会員から指摘された。一方、学術誌においても多くの日本発のオリジナルの論文や学術誌が外国の出版社の発行に依存しており、この分野においても日本の若い人達が学術誌に対しての問題を単にインパクトファクターなどの評価によって行うことが多く、真の学問のオリジナリティや独創性を求める風潮が希薄になっているのは早めには是正しなければならないと考えている。日本は少子高齢化社会を迎えているので、その時に元気で長寿を全うできるような社会とはどのような社会か真剣に考える必要がでてきている。このような中で、高度医療などによって生命をどこまで取り扱ってよいのか、そのガイドラインとなる生命倫理についても今、新しく問題が生じている。食糧生産においては、遺伝子組換えなどの問題が日本ではなかなか基礎研究ができて応用へ結びつけないのが現状である。この遺伝子組換え作物の問題は社会に広くコンセンサスを得ることが必要であり、公開シンポジウムを開催して大きな反響があり、ポジティブにとらえられたことは大きい。生命科学は単にヒトを中心として物事を考えるのではなく、多様な生物の中での共存の仕方を考えていく必要があるとの議論が進められている。科学の智の普及のために、会員が積極的に社会と接点を求めていくことは日本学術会議の新しい方針の一つである。第二部では、部全体、課題別委員会、分野別委員会、分科会、関連学会を通じた活動を積極的に進めてきた。このような観点から、日本学術会議では平成16年4月に「社会との対話に向けて」という声明を出した。すなわち日本学術会議は、科学者と一般市民が同じ目線で共感し、互いに信頼を持って協働することが重要であり、これを科学者が認識することが重要であると認識している。

今年度も日本学術会議では、サイエンスリテラシーやサイエンスアゴラなど各地で科学の智を普及するために若者向けに積極的に講演会等を開催してきた。サイエンスアゴラは、すでにかなり定着して多くの学生や市民も参加する形態となってきた。平成23年8月27日（土） くまもと県民交流館 パレアにおいて満屋 裕明会員が代表世話人として「日本の生命科学が国民の健康に果たす役割」というテーマで公開シンポジウムが満員の聴衆の中で行われ、盛況であった。

近年、生命科学は短期間のうちにめざましい進歩を遂げており、一般市民にとっては生命の本質にどこまで迫れるか、また明らかになったのかが注目されるどころであり、そのような中であって、生物学、医学、農学、薬学、歯学、健康科学などそれぞれの幅広いライフサイエンスの分野において、オピニオンリーダーである科学者が個々の研究成果を紹介して一般市民と共有し、現代の生命科学の知識と今後の在り方について共有することが重要であると思われる。今年度も多くの科学コミュニケーションが第二部において実践されてきた。第二部のライフサイエンスは今後も更に重要な課題に取り組んでいくことになると思っている。

③ 第三部（理学・工学）

1. 理学・工学の役割と活動方針

理学・工学は、これまで科学・技術の基盤を支える学術分野として大きな役割を果たしてきた。例えば、20 世紀前半の量子力学や相対性理論の新しい基礎科学分野の発展と、その成果を活用して生み出された 20 世紀後半の半導体デバイスやコンピューター等に代表される革新的技術の飛躍的発展は、社会全体を活性化し、便利で豊かな人間生活を可能にしてきた。また、ハーバー・ボッシュ法（鉄系触媒の発見・開発）による空中窒素からのアンモニア合成法の実現は、地球上の数十億人もの飢餓を救ったと言われる。20 世紀はナイロンで代表される高分子の革命の世紀でもあり、幅広い科学・技術の展開を通して人類社会に貢献してきた。このように、過去何世紀にもわたって、科学・技術は人類の幸福及び社会の発展に非常に大きな貢献をしてきた。

一方で、科学・技術の急速な発展は、社会構造、地球環境、生態系等を大きく変化させ、地球規模の気候変動、環境汚染やエネルギー・資源の枯渇等の様々な問題をも引き起こしている。現在、人類社会が抱える解決すべき主要課題は、持続可能社会の実現、医療・健康・安全、環境とエネルギー、枯渇資源代替、情報通信システム、共生できる社会基盤、産業・経済・雇用政策、人材確保、国土と地域の再生、自然災害への備えの強化・減災など、解決が困難で複雑・深刻なものが多く、また予測困難な問題も予想され、これらの解決には長期的、多角的視点からの多様な先進的科学・技術が必要である。

このように 21 世紀は、地球自体やエネルギー・資源等の有限性という制約、自然災害の多発を認識した上で持続可能な社会を目指さなければならない状況にある。この課題を克服するには、やはり科学・技術の力が必要不可欠である。21 世紀においても、新しい科学・技術の創成によって初めて人類の存続・発展が可能になり、精神的・物質的に調和のとれた幸福な人間社会を実現することができると考えられる。

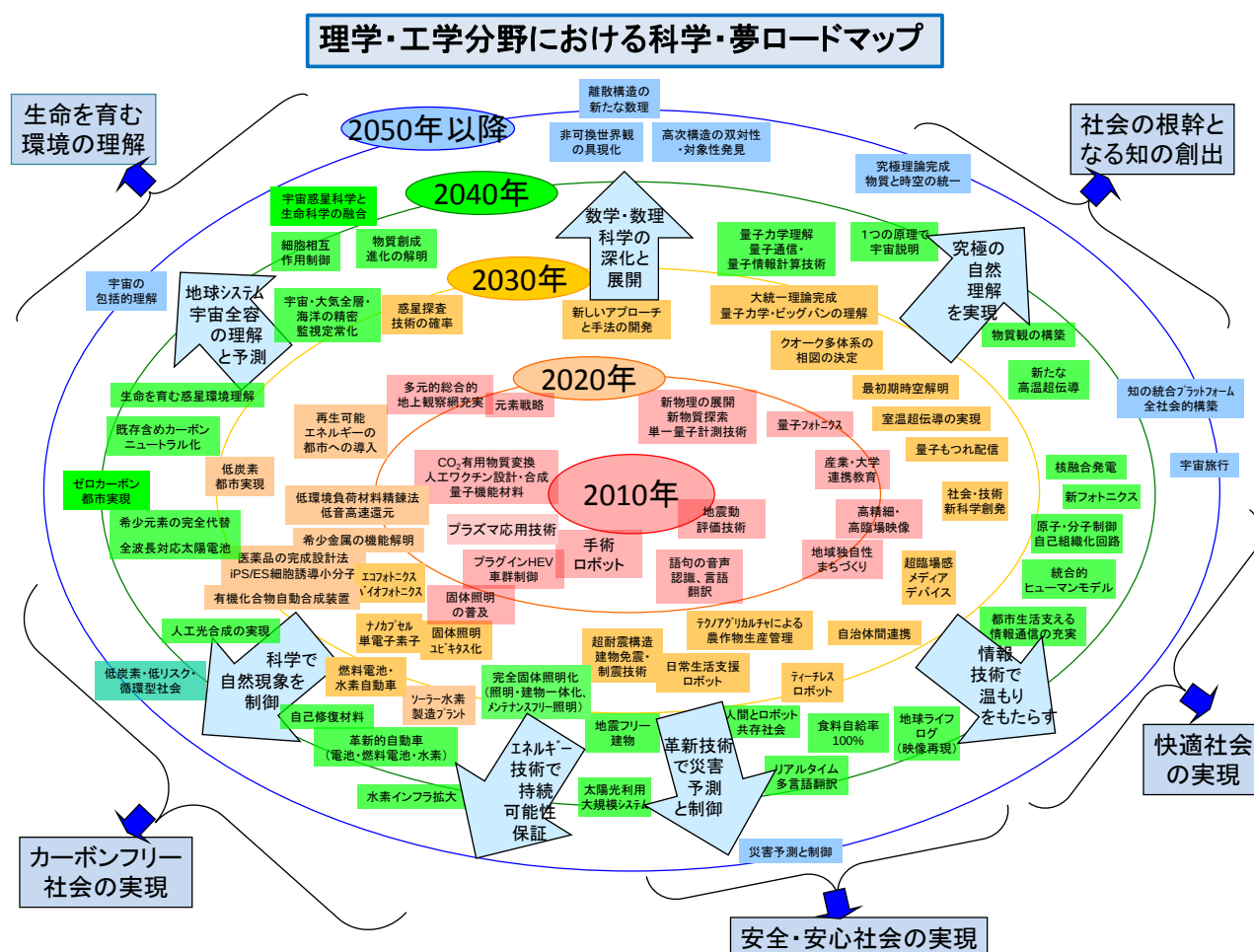
平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災、福島第一原子力発電所事故が起こり、約 2 万人の犠牲者、行方不明者を出し、建物、交通網、商業、サプライチェーン等が破壊され、電力不足も招き、生活、産業、教育・研究、行政に多大な影響を与え、特に津波、原発放射能漏出による我が国未曾有の大災害から未だ復旧もされず、復興・再生の展望も具体化されるに至っていない。このような大災害・国難に際しての科学・技術或いは科学者の力量と行動が問われている。我々は深く空しい気持ちと強い反省を抱かざるを得ないが、一方で、この大災害の復興・再生には、科学・技術の進歩・革新を通しての科学者の知恵と一生懸命の努力による貢献が求められている。

従って今後は、持続可能な社会に向けた新たな科学・技術の創成とそれらを支える人材の育成等が必要不可欠である。そのような中で、特に、初等から高等教育における一貫した科学・技術教育、大学における研究と教育の継続的改革、産学官連携による研究や人材育成を推進していくことが重要である。科学技術創造立国を目指す我が国にとり、特に、若者が科学・技術への夢を持てる施策・方策、研究教育環境の充実が必要である。これらの施策は、我が国の科学・技術や産業の国際的な競争力や貢献度をさらに高めることにも繋がっていくと期待される。日本学術会議はそれらの課題全体を俯瞰的に見渡し、リードしていく役割を担っていると考える。

2. 理学・工学分野の科学・夢ロードマップ作成

前項での認識のもとに、第三部では、科学・技術の基盤を支える理学・工学分野の科学・夢ロードマップを作成した（平成 23 年 8 月 24 日発出）。基礎科学を含むロードマップの作成は我が国では初めてのことである。理学・工学分野の科学・夢ロードマップは、「日本の展望—理学・工学からの提言 2010」の科学的図鑑版といえる。本ロードマップは、第三部のもとに設置され約 70 学協会が参加している理学・工学系学協会連絡協議会と共同して作成された。

理学・工学分野全体のロードマップ



備考) 報告「理学・工学分野における科学・夢ロードマップ」（平成 23 年 8 月 24 日公表）より。

3. 1 年の活動記録

平成 23 年 8 月時点で、第三部の会員は 71 名である。分野別委員会は 11 あり、そのもとに約 90 の分科会が設置されて活動している。平成 22 年 10 月以降の 1 年間に、第三部関係の会議としては、部会を 3 回、夏季部会を 1 回、役員会・拡大役員会を 11 回開催した。東日本大震災、福島第一原子力発電所事故に対して、第三部は関係する分野別委員会・分科会と連携して、大震災並びに原発放射能漏出事態状況の把握に努め、それらの緊急対応・対策を検討、提案し、それらは東日本大震災対策委員会から発出された多くの緊急提言、報告等に反映されてきた。

第一部、第二部からの委員の協力を得て、理科・数学・技術に関する初等中等教育検討

分科会を設置して、現在の初等中等教育の問題点、課題、今後の方策等を検討している。また、第三部が提案し幹事会において検討取り纏めを行った日本学術会議の機能強化に対して様々な意見、要望、提案を行ってきた。

理学・工学分野における科学・夢ロードマップと大型研究計画マスタープランに基づき、公開講演会「科学・技術の過去、現在、未来―夢ロードマップ」を開催し、科学・技術が直面している課題を浮き彫りにして、科学の未来像を実現するための方策を議論した。

平成 22 年 3 月 17 日に公表した大型研究計画のマスタープランの小改訂を行った（平成 23 年 7 月 7 日発出）。今回の小改訂は、文科省の「最先端研究基盤事業」などの予算に 10 件の計画が部分実施も含めて採用されたことに伴う変更のほか、これまで大規模研究の議論が進んでいなかった分野でもコミュニティの議論が進んでいるところが少なくない現状を踏まえて行ったものである。その結果、既存のマスタープラン掲載 43 件のうち、今回 12 件が除外され新たに 15 件が採択され計 46 課題のマスタープラン策定が行われた。マスタープランについては英語版も作成している。学術の俯瞰的立場から大型計画のマスタープランのさらなる継続的充実、学術的観点からの評価、提言した大型計画に関する政策の具体化の検討と策定等を通じて、わが国の学術の大型計画の適切な推進と学術の長期的強化の役割を果たしていく。

（５）科学の智の普及のために

＜知の航海＞シリーズの発行

科学と社会委員会では、学術の最先端の成果や日本学術会議での審議にもとづく提案等を広く社会に伝えることを主要な任務のひとつと捉え、今期は、中高生を中心とする若い世代にそれらをわかりやすく伝えるための書籍シリーズの発行を実現することを重点的な課題の一つとして取り組んできた。岩波書店のジュニア新書編集部と共同でジュニア新書の中に＜知の航海＞シリーズを設ける構想は、科学と社会委員会から前委員長、副委員長（２部）および１部と３部に所属する２人の委員を編集委員とする岩波書店ジュニア新書編集部との合同編集委員会を、日本学術会議の外ではほぼ定期的に１３回にわたって開催し、シリーズの趣旨、具体的な企画、査読など合同での編集の手順を決め、また１冊ごとの企画の進行・管理をすることで具体化をみた。

本年６月には、１部、２部、３部それぞれに関係する３冊が同時に刊行され、＜知の航海＞シリーズの船出が広くアピールされた。７月には２部関係の「タバコとわたしたち」が発行されたが、これは、2008 年に日本学術会議二部が政府に向けて発出した「要望・脱タバコ社会の実現に向けて」をもとにしたものである。学問の今をその分野の研究者が語るタイプの巻と日本学術会議の審議によって生みだされる「総合的な知」を広めるタイプの巻の両方を含む、日本学術会議ならではの＜知の航海＞シリーズの発行のかたちが整えられ、披露された。

科学と社会委員会では、昨年度から若い聴衆に向けた講演会の企画についても検討して

これまでに発行された ＜知の航海＞シリーズ

- ・『さとやま』
鷲谷いづみ 23. 6. 21
- ・『幸せのための経済学』
夢沼宏一 23. 6. 21
- ・『ロボット創造学入門』
広瀬茂男 23. 6. 21
- ・『タバコとわたしたち』
大野竜三 23. 7. 20

きた。最初に発行された 3 冊のうちの 2 冊に関しては、ジュニア新書のモニター校における著者による講演会が 2 つの中高一貫校において授業の一環として開催され、著者の会員・連携会員が若い世代に直接語りかける場をつくることができた。

現在、編集・企画段階にある巻もいくつかあり、今年度中には 10 冊以上のラインアップが揃う予定である。このように長い準備段階を経てようやく実現した＜知の航海＞シリーズの今後にとって、これまで科学と社会委員会の 4 名のメンバーがボランティアにささえてきた合同編集委員会の活動が期を越えて確実に継承されるかは、最大の課題である。

（６）日本学術会議の機能強化

①位置づけと経過

日本学術会議の機能強化については、2010 年 4 月の総会において『日本の展望－学術からの提言 2010』が採択・公表され、2 年に及ぶ日本の展望プロジェクトが終了した後、金澤前会長のリーダーシップの下、幹事会の議論からはじまった。直接の動機は、民主党政権によって総合科学技術会議の改組が予定されており、これに関連して日本学術会議の役割と位置付けが問題となりうることから、積極的に日本学術会議の役割の特徴づけを明確にし、それにみあう機能改善の取組を進めようというものであった。また、この取組は、2004 年法改正に基づく新体制の発足（2005 年 10 月）から 2 期 6 年を経るという時期であり、法改正の際に国会の付帯決議によって要請された＜改革後 10 年を目途とする改革の自己検証＞に向けて、準備を進めるという位置づけが与えられた。

幹事会は、懇談会方式で議論を積み重ね、各部、各機能別委員会、また事務局の意見を徴したうえでとりまとめ、2011 年 6 月の幹事会において「日本学術会議の機能強化について」を決定した。これは、対外的な発出文書として「報告」の位置づけを行ったうえで 7 月 11 日の総会に報告され、了承された。幹事会における機能強化の議論に際しては、＜改善・改革案が了承されれば、その都度実現に移しつつ、さらに議論を進める＞という方式が確認されていたので、最終的な報告に盛り込まれた改善・改革案のいくつかは同時並行して実現のための手立てが講じられた。

②「日本学術会議の機能強化について」（報告）の概要

報告は、5 章からなり、(1)「日本学術会議の歴史的 position と果たすべき役割」、(2)「日本学術会議の社会と国民に対する責務」、(3)「助言・提言活動および社会・政府との連携の強化」、(4)「日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスの強化」、そして(5)「組織体としての日本学術会議の体制強化」である。

第 1 章は、2004 年の法改正による新体制の発足、2010 年 4 月の「日本の展望－学術からの提言 2010」の採択・公表、そして 2011 年 3 月 11 日以降の東日本大震災と原発事故への対応という経過を経て「機能強化」を検討する第 21 期日本学術会議の立ち位置を明示したうえで、日本学術会議法、日本学術会議憲章、そして「日本の展望－学術からの提言 2010」等をふまえて、日本学術会議の果たすべき役割を定式化している。ここでは、日本学術会議の役割について、「学術の総合力の担い手」、「知の循環の駆動軸」という特徴づけも試み

ている。

第 2 章は、第 1 章に示した「果たすべき役割」を日本学術会議の社会と国民に対する責務として具体化し、学術に基づく助言・提言活動として位置付けている。そこでは、「学術のための学術」(Science for Science) 及び「社会のための学術」(Science for Society) を学術の 2 つの本質的要素として規定したうえで、とくに社会のための学術の活動として、社会への助言・提言の意義を理解し、社会への助言・提言の重要な部分として政府への助言・提言を明確に位置付けている。また、科学者コミュニティへの助言・提言をとりわけ学術のための学術の活動として位置づけ、総じて助言・提言活動を有効に果たすために社会、政府、科学者コミュニティとの連携を強化すべきことを述べている。

第 3 章は、助言・提言活動と連携の強化についての具体策を検討し、改善の方向を提起している。具体的には、(1)日本学術会議の助言・提言活動の基礎を形成する「日本の展望—学術からの提言」プロジェクトの実行の確保、(2)大震災以降の活動のなかで認識された緊急事態における提言活動のあり方の検証と体制構築、(3)審議期間の長短やテーマの選択について社会の必要に応じた助言・提言の多様なあり方の追求、また、質の保障のための査読体制の強化とフォローアップ体制の整備など助言・提言活動の基盤強化、(4)国際的な提言活動の充実・強化等を提起している。社会と政府との連携強化策では、とくに広報体制の強化を課題として立て、具体的には日本学術会議全体の広報戦略をマネージするために、広報担当の会長補佐を新たに設け、これを委員長とする「広報企画委員会」の設置を提案している。

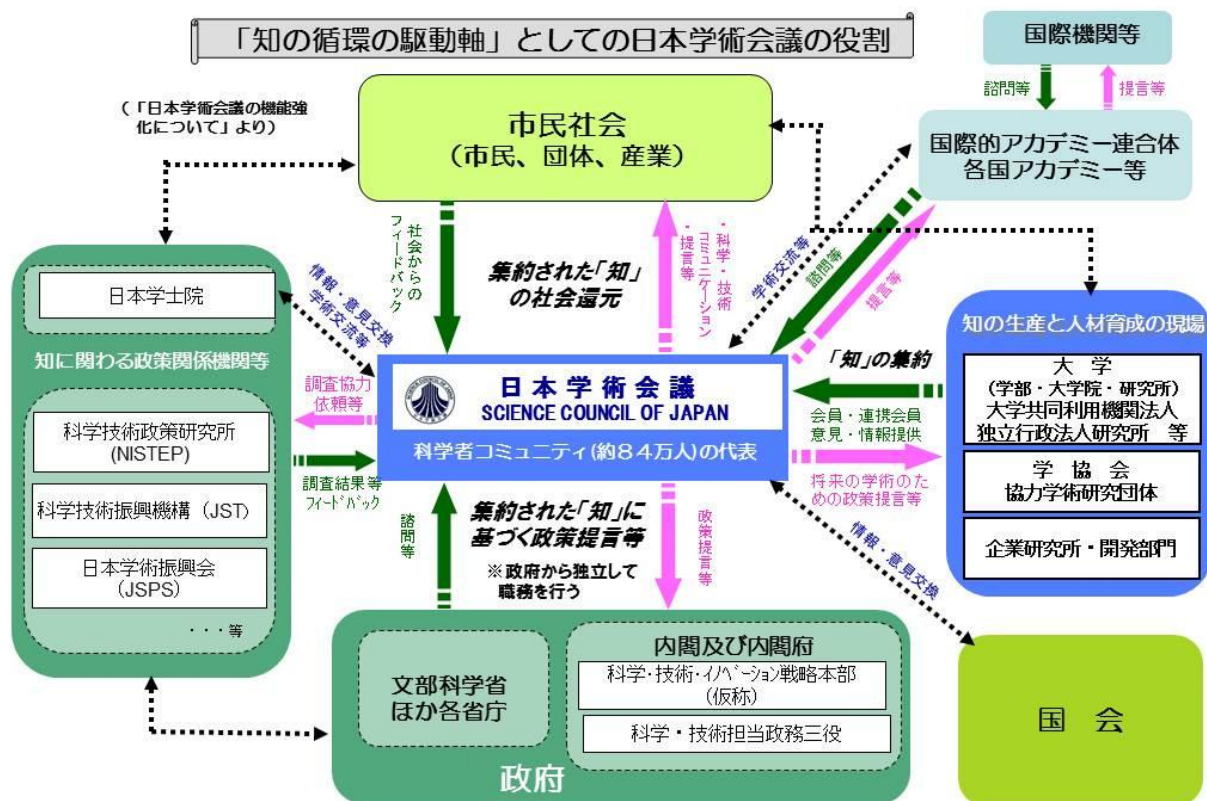
第 4 章は、日本学術会議が科学者コミュニティの代表機関としての実質を発揮しうるための方策を検討し、改善の方向を示している。具体的には、(1)会員・連携会員の選考のあり方、(2)会員・連携会員の活動のあり方、(3)各種委員会のあり方、(4)学協会・日本学術会議協力学術研究団体との関係について、これまでの経験をふまえて基本とすべき考え方を示すとともに改善策を提案している。とくに、全国の科学者の力を結集する観点から全国 7 地区に設置されている地区会議（地区の会員・連携会員によって構成）の強化が必要であり、幹事会と地区会議の連携を図るとともに、地区会議を新たに提言・報告の作成単位とすることを提案している。また、若手科学者に対する代表性の強化を目指して、若手アカデミー構想を実現すべきことも提案した。さらに、日本の学術の発展に顕著な功績をあげた科学者が年齢の上限や国籍によって、会員・連携会員に就任することができない場合について、日本学術会議栄誉会員の称号を付与し、日本学術会議の活動への支援協力を要請するべく栄誉会員制度を創設することを提案し、これについてはすでに 7 月 11 日総会で必要な規則改正を行ったところである。

第 5 章は、日本学術会議の組織と運営の改善を検討している。基本運営組織としての幹事会および各部のあり方について整理し、運営上の留意点を示した。その他、予算の充実と執行の効率化、審議や意見交換における IT 化の促進、事務局体制における審議サポートの充実などを課題として示している。とくにまた、会員任期が 6 年である新体制の下で、執行運営体制・役員体制と活動の継続性について、制度的対応も含めて、中期的な課題として検討が必要であることを指摘している。

③第 22 期への引継ぎ

「日本学術会議の機能強化について」において提案された改善・改革策については、できるかぎり第 21 期中に実現のための措置を行い、これを前提に課題項目一覧表を作成し、項目ごとの進捗を明らかにしたうえで、第 22 期に引き継ぐこととしている。

「知の循環の駆動軸としての日本学術会議の役割」



備考) 報告「日本学術会議の機能強化について」(平成 23 年 7 月 7 日公表) より。

3. 活動記録 (平成 22 年 10 月～平成 23 年 9 月)

平成 22 年

10.4～6 第 158 回総会〔日本学術会議〕

- ・海江田万里内閣府科学技術政策担当大臣（当時）より御挨拶。
- ・補欠の会員候補者について審議。

10.31 近畿地区会議学術講演会「日本の古代と現代～人とところ～」(京都府)

11.15 北海道地区会議学術講演会「北海道から発信するグリーンイノベーション」(北海道)

11.19 中部地区会議学術講演会「水循環・水再利用技術と新しい科学と技術」ほか(三重県)

11.23 九州・沖縄地区会議学術講演会「学術と大学に求められるもの～新たな知の創造と持続的発展に向けて～」(熊本県)

11.27 中国・四国地区会議学術講演会「医学領域と工学領域連携研究シンポジウム—未来を拓く医・工連携—」(山口県)

12.16～17 日本学術会議主催「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議 2010」(石川県)

平成 23 年

1.28 東北地区会議地域振興・東北地区フォーラム「テラーメード医療の現状と展望」(宮城県)

2.2 「若者の就職問題」についての会長談話

3.2 日本学術会議主催公開講演会「学術における男女共同参画の加速化に向けて—アンケート調査結果の分析をてがかりに—」

3.15 北海道地区会議市民公開講演会「『社会的共通資本』としての保険医療を考える—患者・医療者・国民すべての理想を求めて」(北海道)

3.18 緊急集会「今、われわれにできることは何か？」を開催

3.18 幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」

日本学術会議は、今回の災害が顕示した日本の社会・経済システムの脆弱性を謙虚に受け止め、その改善の方策を真摯に模索して、次代に安心して引き継ぐことのできる新しいわが国の社会を構築するために科学と技術を活用する方法を、社会に向けて説明する責任を自覚して行動することを宣言。

3.23 東日本大震災対策委員会を設置

3.25 第一次緊急提言

第三部拡大役員会の提案を踏まえて、国民の心配、疑問に応えるとともに、事態に対する国民の理解を深め、適切な行動の基盤を早急に整えること、自治体間の水平的連携の考え方に立ち、「ペアリング支援」を講じること、適切な専門家による補足説明を行う体制を早急に整備すること、原発施設外の環境モニタリングとそのデータの評価について、一元的かつ継続的な体制を至急構築すること、その際、国民への信頼感の醸成と海外への科学的情報発信に努めることを提言。

3.30 報告「大学院における高度人材育成に向けてー化学系大学院を中心としてー」

日本の化学系大学院は、国際的にみてそのレベルは比較的高い。しかし、最近の理工系離れ、一部の分野における博士課程修了者の就職難などから博士課程への進学率が低下しているのは憂慮すべき事態である。本報告においては、国際的にトップレベルの修士・博士一貫コースの設置、国際的人材流動サイクルへの日本の大学の参画、産官学における博士人材の有効活用、事務組織を強力な国際化支援能力を持つ体制に改革、政府・企業などからの経済支援体制の拡充など、高度人材を育成するための重要施策について具体的な提言を行っている。

4.3～5 第 159 回総会〔日本学術会議〕

- ・ 補欠の会員について審議。
- ・ 鈴木興太郎副会長が副会長職を辞任。新しく広渡清吾会員が副会長に就任。
- ・ パデュー大学の根岸栄一特別教授による特別講演。

4.4 第二次緊急提言「福島第一原子力発電所事故後の放射線量調査の必要性について」

避難地域について多数の測定者による大規模調査が必要であり、大学等の協力を得て早急に実施することが望まれるとし、測定すべき項目は、地表の表面汚染、空气中放射能濃度、地表の放射線量率、住民の被ばく線量等と提言。

4.5 第三次緊急提言「東日本大震災被災者支援・被災地域復興のために」

第一部からの提案を踏まえて、被災者救援と被災地域復興のための総合的な体制をつくること、被災者の救援を迅速に全面的に行うこと（関連する法的措置の必要性、財政的、経済的な措置の必要性、避難生活における支援、避難政策における被災地コミュニティのアイデンティティの維持、高齢者や障がい者への福祉・健康・医療的支援、被災者としての子どもへの迅速な支援、人的支援体制の構築、被災者の心身回復への支援、言語弱者に対する情報伝達への配慮、大学間連携による被災地域の大学教育・研究の支援）、被災地域の復興に向けての取組み（被災地域の土地整備、仮設住宅の確保、被災地域における雇用の確保、被災者と被災市町村への水平的、垂直的支援、被災地域の教育の復興、地域の復興に向けての原則、地域復興のための 1 つの提案、防災・危機管理に関わる東北広域連合の創設の提案）、福島第 1 原子力発電所の事故による避難者の救援と事故への対応（避難者の救済、放射性物質の汚染への対策と損害の補償、原発事故の対応にあたる作業員の安全の確保、科学的判断に基づく政治的な責任をもった情報発信と行動基準の提示、国際的に信頼される情報発信の必要性、原子力発電所の総点検、放射性廃棄物の安全な処理体制の確立、事故の克服のために科学者の総結集と行程の提示）を提言。

4.5 第四次緊急提言「震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言」

環境学委員会、土木工学・建築学委員会からの提案を踏まえて、廃棄物資源循環学会、土木学会、日本水環境学会の意見を反映し、公衆衛生の確保や有害廃棄物対応を念頭におき、緊急の処理・処分を行うこと、水環境に配慮した暫定集積場所を定め、一定の分別を行うこと、復旧・復興における資源活用につながるリサイクルを視野に入れること、震災廃棄物リサイクルへの地域雇用と広域連携を推進することを提言。

4.13 第五次緊急提言「福島第一原子力発電所事故対策等へのロボット技術の活用について」

機械工学委員会からの提案を踏まえて、国は、現場作業を担当する電力会社、消防、自衛隊、および関係省庁とロボット学専門家、原発・放射線専門家などで構成し必要な権限を付与した合同対策チームを発足させ、すでに活動しつつある国内外のロボット関連の大学、研究機関、企業等からなる技術支援チームと連携して、現場の状況に即応した継続的なロボット技術の活用を促すべきであると提言。

4.15 第六次緊急提言「救済・支援・復興に男女共同参画の視点を」

人間の安全保障とジェンダー委員会、科学者委員会男女共同参画分科会及び社会学委員会ジェンダー研究分科会からの提案を踏まえて、政府、自治体、政党、民間組織等において、救援・支援・復興等の意思決定をおこなう機関及び機会における男女共同参画を徹底、不眠不休の活動にあたる医療職・介護職・保育職、学校教諭や公務員などのケアラーのケア、きめ細かい情報収集と提供、自衛官、警備員等における女性の配置、復興過程における男女共同参画の実現に資する調査研究の振興を提言。

4.20 提言「持続可能な長寿社会に資する学術コミュニティの構築」

ジェロントロジーに関係する多分野の研究者が参加・協働できる学術コミュニティを構築して、近未来の長寿社会を歴史的視座から展望し、人々の幸福に資する持続可能な長寿社会の明確な目標設定と、それを達成するための研究課題を洗い出し体系的に整理したロードマップをもとに学術政策を策定し、その政策を推進していくことを提言。

4.20 提言「労働・雇用と安全衛生に関わるシステムの再構築を一働く人の健康で安寧な生活を確保するために」

経済環境や社会環境の大きな変化の中で、働く人の健康、安全あるいは家族の生活には厳しさが増している。そうした状況に対処するために、「健康と安全な労働」を国の基本政策に位置づけ、過重労働、雇用形態間の格差、メンタルヘルス、危険有害業務への有効な対策を講じること、中小企業対策を重視すること、産業保健サービス充実させること、調査研究体制を強化することが求められている。

4.25 原子炉事故緊急対応作業員の自家造血幹細胞事前採取に関する見解**4.26 日本学術会議主催学術フォーラム「東日本大震災からの復興に向けて」****4.28 提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけてー成育方法の課題と提言ー」**

我が国の子どもの体力、運動能力、意欲、コミュニケーション力等の減退が憂慮されている。その状況は成育環境の4つの要素、「空間」「方法」「時間」「コミュニティ」とその複合的な関係の悪化に基づく認識される。今回成育方法について、その現状と問題を明らかにし、その改善の方向について提言としてまとめた。

4.28 報告「遺伝子組換え作物実験施設の環境構築」

施設内で安全かつ効率的に組換え作物を育成するために必要な技術を整理し、今後進めべき遺伝子組換え作物実験施設の環境構築について閉鎖系温室の利用と特定網室実験のデータベース化および組換え作物の生産圃場としての利用を推進することについて報告。

4.28 報告「ものづくり支援のための計算力学シミュレーションの品質保証に向けて」

ものづくりにおいて、計算力学シミュレーションの果たす役割が増大し、関連業務に従事する技術者も増大している。このような環境下で「シミュレーションの品質」を保証する品質管理システム構築に産業界も必要な対価を負担すべきこと、品質の国際標準化への流れに乗り遅れないよう、国も積極的に支援していくべきことなどを提言。

5.2 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する日本学術会議から海外アカデミーへの現状報告

東京電力福島第一原子力発電所事故の現状とこれからの課題について暫定的な取りまとめを行い、各国アカデミーへの中間的な報告として公表。

5.20 「G8 サミットに向けた各国学術会議の共同声明を」内閣総理大臣官邸において、金澤会長から菅内閣総理大臣（当時）に手交した。

5.21 日本学術会議主催学術フォーラム「東日本大震災と報道メディア」

5.31～6.5 日本比較生理生化学会主催「第8回国際比較整理生化学会議」（愛知県）

6.2 提言「老朽・遺棄化学兵器の廃棄処理の実施における保安対策-中国の遺棄化学兵器処理の開始に当たって-」

永年の懸案であった中国における遺棄化学兵器の廃棄処理が開始されたことに伴い、事故の防止を目的として次の保安対策を提言。（１）爆発や化学剤の夜事故防止のための科学的な事前リスク評価を行うと共に、救急医療体制を整備すること。（２）ヒ素による環境への汚染防止対策を講じること。（３）中国各地での処理を同時あるいは逐次行うことに鑑み、処理事業全体を俯瞰するプロジェクトマネジメントを活用すること。（４）化学兵器処理に関する国際的な情報交換と協力体制の構築に努めること。

6.5～6.9 日本 I T U 協会主催「2011 年国際電気通信会議」（京都府）

6.8 提言「東日本大震災被災地域の復興に向けて－復興の目標と7つの原則－」

東日本大震災対策委員会被災地域の復興グランド・デザイン分科会より、「いのちと希望を育む復興」という目標と、「原発問題に対する国民への責任及び速やかな国際的対応推進」、「日本国憲法の保障する生存権確立」、「市町村と住民を主体とする計画策定」、「いのちを守ることでできる安全な沿岸域再生」、「産業基盤回復と再生可能エネルギー開発」、「流域自然共生都市」、「国民の連帯と公平な負担に基づく財源調達」という7つの原則を提言。

6.11 日本学術会議主催学術フォーラム「『災害・復興と男女共同参画』6.11 シンポ」

6.17 会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」

6.18 日本学術会議主催学術フォーラム「アジア・太平洋におけるトランスナショナリズムの展開 社会科学からの展望」

6.19 金澤一郎会長が定年により会長職を退任。会長代理として唐木副会長が指名された。

6.20 提言「食料・農業・環境をめぐる北東アジアの連携強化に向けて」

水田主体の農業をベースに急速な経済成長を経験している北東アジアは、安全な食料の安定供給、農村の自然環境・伝統文化の保全といった課題を共有している。食料・農業・環境の歴史と現状の分析を踏まえながら、北東アジア共通の課題の克服に向けて、学術の連携強化と政策面の連携強化の見地から具体的な方策を提言。

6.20 報告「知能的太陽光植物工場の新展開」

工業化社会が優先するわが国の新たな農業生産への取り組みとして植物工場への期待は大きい。生物学と工学との複合領域で展開される植物工場は、両者の体系的な学術に立脚し、システム科学を包含するサステイナブルな展望が重要である。植物工場の広範な普及を実現するために不可欠な科学技術とこれからの学術研究のあり方について報告。

6.23 中部地区会議学術講演会「人間らしさと精神—脳の健康をめざして」(富山県)

6.24 提言「日本の未来のエネルギー政策の選択に向けて—電力供給源に係る6つのシナリオ—」

東日本大震災対策委員会エネルギー政策の選択枝分科会が、日本の未来のエネルギー政策について6つの選択枝を提示。

7.1 緊急講演会「放射線を正しく恐れる」

7.2 日本学術会議主催学術フォーラム「歴史認識を変える—歴史教育改革とジェンダー—」

7.4-6 第11回アジア学術会議(モンゴル)

7.7 報告「日本学術会議の機能強化について」

学術の見地から人類社会と日本社会の課題を提起し学術のなすべき仕事を明らかにした「日本の展望—学術からの提言 2010—」を受けて、2004年4月の日本学術法改正に基づく機構改革の成果と問題点を総括し、日本学術会議の一層の機能強化を進めようとするもの。

7.11 第160回総会〔日本学術会議〕

- ・ 玄葉光一郎内閣府科学技術政策担当大臣(当時)より御挨拶。
- ・ 定年により退任した金澤一郎前会長の後任となる会長の互選が行われ、広渡清吾会員が新会長として選出された。
- ・ 退任の申し出のあった会員の辞職の同意、補欠の会員候補者、第22期会員候補者について審議。
- ・ 広渡新会長より新副会長の指名が行われ、唐木副会長、大垣副会長は引き続き、また新たに秋山会員が副会長として指名され、承認された。
- ・ 広渡新会長より報告「日本学術会議の機能強化について」が報告された。



会長就任会見で記者の質問に答える広渡清吾新会長

7.13 提言「エビデンス創出を目指す検証的治療研究の推進・強化に向けて」

崩壊の危機にあるわが国の検証的治療研究をこれ以上衰退させないため、①遂行可能性の高い治療研究グループの基盤の強化によるモデル事業の実施、②検証的治療研究にかかわる競争的科学的研究費のプロトコルに基づく選考、③治療研究の科学的妥当性と被験者保護を担保する統一システムの構築、④検証的治療研究のための人材育成、⑤生体試料レポジトリシステムの構築につき提言。

7.21 提言「よりよい高齢社会の実現を目指してー老年学・老年医学の立場からー」

未曾有の高齢社会を迎えた我が国においてよりよい長寿社会構築に向けた環境整備のため、高齢者の社会参加・社会貢献の推進、老年学・老年医学に関する研究・教育の整備・充実、高齢者医療センター設置、在宅医療・チーム医療・チーム介護の推進についての提言を行い、高齢社会対策でのモデルケースを目指す。

7.23 中国・四国地区会議公開学術講演会「愛媛大学の先端研究ー拠点化の歩みー」（愛媛県）**7.28 報告「昆虫科学の果たすべき役割とその推進の必要性」**

昆虫は生物多様性を代表し、人間を含む他の生物と複雑に相互作用する重要な存在だが、社会の昆虫科学への認識は不十分である。まず、昆虫の分類・多様性の研究を推進すべきであり、変動環境下の衛生昆虫の研究を強化すべきである。昆虫機能を用いた新技術の開発や、理科教育への昆虫の活用も重要な課題であると報告した。

7.28 提言「我が国の医学教育はいかにあるべきか」

現行の制度が硬直化し様々な問題点が明らかとなっている「我が国の医学部教育」に対し、新たな医師・医学研究者育成システムの構築、医学部基礎・臨床教育の充実に向けた新しい方策、医師教育における施策の一貫性、国民の理解と協力を得るための施策など、国の施策としてあるべき姿を見据えた実現可能な改善点を提言。

7.30 近畿地区会議学術講演会「世界の目から見た日本の大学評価」（京都府）**8.2 報告「巨大複雑系社会経済システムの創成力強化ー科学技術駆動型イノベーション創出力強化に向けてー」**

国を挙げた科学技術創造活動の成果を真の社会経済価値の創造に結実させ、もって科学技術の社会的使命を果たすために、行政、科学者コミュニティー、大学、産業界の各セクターがそれぞれの役割を果たしながら協調して、巨大複雑系社会経済システムの創成力の強化と、それを担う人材育成を進める必要がある。本報告では、それぞれのセクターが協働して行うべきこと、及びそれぞれのセクターが自ら実践すべきことを体系化して提案した。本提案は、第4期科学技術基本計画の掲げた「科学技術・イノベーションの一体推進」に不可欠な施策である。

8.2 報告「エネルギー科学・技術についてのアジア諸国との連携強化」

アジア諸国は、世界のエネルギー資源の需給や環境問題に大きな影響を与えている一方で、新エネルギー資源に恵まれた国も多く、科学・技術を支える人材も育ってきており、アジア諸国との連携はとくに重要である。そこで、エネルギー科学・技術に関する我が国とアジア諸国との連携状況を分析し、永続的な win-win 関係を構築するための課題と方策をまとめた。

8.3 第七次緊急提言「広範囲にわたる放射性物質の挙動の科学的調査と解明について」

総合工学委員会・原子力事故対応分科会からの提案を踏まえて、国は学術界の協力の下に、放射性物質の挙動を科学的に解明しなければならないとし、広範囲な環境の調査や海洋調査等を行うこと、そのために必要な長期にわたる調査計画をとりまとめること、さらに、広範囲にわたる挙動の解明を長期的かつ継続的に行うこと、これまでに行われた多くの調査結果および今後の調査結果を、統一フォーマットでデータベース化し、全世界の研究者に公開することを提言。

8.3 提言「新しい高校地理・歴史教育の創造ーグローバル化に対応した時空間認識の育成ー」

本提言は、5 年前に高校で表面化した「世界史未履修問題」の解決策を提案したもの。高校の授業時間数の減少に対応し、世界史と日本史を統合した「歴史基礎」と「地理基礎」の両方の必修化か、それが必修単位の制約で困難な場合には「地歴基礎」の必修化、また、グローバル化時代に相応しい思考力育成型の教授法への転換を提言。

8.3 提言「地域主権改革と博物館ー成熟社会における貢献をめざしてー」

本提言は、歴史学資料のうちの埋蔵文化財について、発掘調査の質の向上のための具体的方策を提示するものである。すなわち、地方公共団体等においては、大学で考古学を専攻した者あるいはそれに相当する能力を持つ者を発掘調査担当者として採用・配置すること、発掘調査担当者の能力を公的に認証し向上させる仕組みが必要である。

8.3 提言「歴史学・考古学における学術資料の質の維持・向上のためにー発掘調査のあり方を中心にー」

本提言は、成熟社会における博物館の望ましいあり方について、近年の地方分権改革推進委員会による第 3 次勧告をふまえて提言するものである。博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために現行の博物館法は不可欠であり、とりわけ登録制度の維持は重要である。

8.4 北海道地区会議市民公開講演会「グリーンイノベーションと地域社会システムー21 世紀の新たな科学技術と人間・社会の接点を求めてー」(北海道大学学術交流会館)

8.4 提言「障害福祉統計の整備についてー根拠に基づく障害者福祉にむけてー」

最近の「医学モデル」から「社会モデル」への動きについて触れ、現在、この問題を議論する際に根拠とすべき資料が不足している現実を指摘、その改善策を提言。

8.8 提言「ODA の戦略的活性化を目指して」

これまで日本では社会科学系の研究者と ODA 担当者と知的交流が乏しかったために、研究成果が ODA 政策に反映されてこなかった。この現状を打破するために、「開発戦略検討会議」を立ち上げて学術的知見を ODA 政策に反映させる仕組みを作り、その成果を日本発の「知」として発信せよというのが本提言の趣旨である。

8.8 報告「資源循環型ものづくりを実現するための学術的指針－地球温暖化対策を主対象に－」

市場が要求する工業製品の製造と利用を前提に、その消費エネルギーの最少化を図りながら、初期資源量が最少で、かつ最大に再活用する「資源循環型ものづくり」の実現が求められており、その達成には、コンバージングテクノロジー、拡張ライフサイクルアセスメント、およびファクトリーフィジックスが重要であることを指摘している。

8.15 会長談話「66 年目の 8 月 15 日に際して－「いのちと希望を育む復興」を目指す」

8.16 提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」

近年問題となっている子どもの体力低下状況を改善し、日常生活の中に運動・スポーツを積極的に取り入れ、楽しく体を動かすことによって、子どもの体力・健康を向上させ、将来の社会全体の活力を向上させることを目的として、子どもを元気にするための運動・スポーツを安全かつ効果的に実施するための基本指針を提言。

8.16 提言「学術統計の整備と活用に向けて」

学術に関わるすべてのステークホルダーが学術動向を的確に把握して適切なアクションをとるためには信頼に足る学術統計データの整備と活用が必須であることに鑑み、学術統計の精度および比較可能性向上、各種調査の適正実施とデータの公開、学術統計分析の人材育成、数値化・定量化し難いものの評価に関わる検討、などを提言。

8.18 提言「学術と産業を結ぶ基盤研究および人材育成の強化－応用物理からの提言－」

物理学の深い理解に立脚しつつ、異なる学問分野の融合をはかることによりイノベーションを創出してきた応用物理の立場から、学術と産業技術を結ぶ新たな基盤研究の国家的推進、産学連携体制のさらなる強化、産業と研究開発のグローバル化に対応した人材育成の推進を提言。

8.19 提言「国民の健康増進を支える薬学研究－レギュラトリーサイエンスを基盤とした医薬品・医療機器の探索・開発・市販後研究の高度化を目指して－」

レギュラトリーサイエンスを基盤とした医薬品・医療機器の探索・開発・市販後研究の高度化を目指して、薬学研究を目標とその実現に必要な基盤構築の視点から整理し、高度化のために今後重点的対応が必要と考えられる研究領域を具体的に提示すると共に薬学研究の高度化に必要な環境、体制の整備について提言。

8.19 提言「社会のための学術としての「知の統合」－その具現に向けて－」

現代の社会的課題の多くの解決には複数の学術分野の統合が不可欠であり、「知の統合」が必要とされている。そこで、「知の統合」に関する過去の議論を深化させ、社会的ニーズと科学の持続的発展を両立させるための方法論を提言。

8.24 報告「理学・工学分野における科学・夢ロードマップ」

本報告は、第三部が理学・工学系の学協会との連携を強めるために設置した「理学・工学系学協会連絡協議会」と協力して作成し、平成 23 年 8 月に公表したものである。本ロードマップは、理学・工学分野の 50 年あるいはそれより先までを見通した科学的な将来の夢をとりまとめた初めての試みであり、大きな意味を有している。

8.27～9.1 日本学術会議及び第 44 回万国外国科学会組織委員会共催「第 44 回万国外国科学会」(神奈川県)

8.29 日本学術会議主催学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」

8.29 提言「IT 社会の法システムの最適化」

平成 22 年に政府の IT 戦略本部が発表した「新たな情報通信技術戦略」を法システムの観点から検討し、東日本大震災によって同構想が修正を迫られている部分もあることを指摘し、スマートエネルギーネットワーク、クラウドコンピューティング、国民番号制、融資取引のコンピュータ化などを取り上げ、優先順位の見直しと、費用対効果の重視等を提言している。

9.1 回答「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」

国土交通省河川局長からの「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価について」の依頼に対し、国土交通省の新モデルによる八斗島地点の昭和 22 年の既往最大洪水流量並びに 200 年超過確率洪水流量の推定値が妥当であると回答し、河川計画、管理の上で、これらの洪水流量推定値の慎重な取り扱い、気候変動に伴うリスクへの対応、学術の近年の成果を効果的に取り込みについての付帯意見を述べた。

9.1 提言「持続可能社会における国土・地域の再生戦略」

経済の成長・拡大を基調とする往年の政策は、大都市圏の肥大化、地方都市・農山漁村の疲弊、自然環境の劣化をもたらした。成熟社会の今に至ってもなお払拭されない拡大期の理念や社会システムをこの時期に抜本的に改め、社会の縮減を前提とする国土・地域の経営戦略へと転じない限り、持続可能社会は達成されない。中長期的な視点と広域的ガバナンスの原理に基づいて、国土軸再構成のための 4 つの具体方策を提言した。

9.6～9.11 日本学術会議、日本微生物学連盟共催 国際微生物学連合 2011 会議（北海道）

9.9 提言「気候変動下における水・土砂災害適応策の深化に向けて」

気候変動の進行とともに増大する災害外力に対して、水害、土砂災害の複合事象に対応した新たな防災技術の確立や地域における適応策の検討・実践を通じた知見の深化など、先手を打って推進すべき事項や、適応策年報の作成、基礎的研究の推進など、適応策をさらに進めるための事項について提言。

9.10 日本学術会議主催学術フォーラム「生物に学ぶ柔軟なシステムの探索：ゆらぎと多様性をキーワードとして」

9.13 提言「地域で暮らす高齢者を支援する専門職の連携教育に向けて」

専門職の人材養成には個々の専門性を高める専門分化した教育だけでは不十分であり、様々な専門職が連携して支援していく視点を導入していく必要がある。高齢者が地域で暮らすことを支援する上での専門職の連携教育に向けて、大学等の養成機関や文部科学省、厚生労働省に4つの具体方策を提言。

9.15 報告「アイヌ政策のあり方と国民的理解」

政府は既にアイヌ民族が先住民族であるという認識の下、アイヌ政策に取り組んでいる。日本の近代化の過程において不利益を蒙ったアイヌの人々への対策や保障は、本来全国民の理解のもとに進められる必要がある。一層の国民的理解に取り組む必要があることを報告では強調した。

9.16 報告「歯学分野の展望課題とアクションプラン」

2010年4月に日本学術会議が発表した「日本の展望—学術からの提言 2010」、その中で歯学委員会を中心となってまとめた「歯学分野の展望」について、よりよく実践して頂くために、記載されている内容から105の領域の77課題を抽出し、それらの課題に呼応した活動指針（アクションプラン）とこれらを実施する対応学会を明確にしたものを報告。

9.16 報告「農業を活用した環境教育の充実に向けて」

農業体験を通して子供たちの環境教育・環境学習と理数科教育の充実を図り、地域と連携した農業教育場とコミュニティの整備、指導者育成と教材開発、国際社会で活躍する人材育成と国際交流の推進により地域を活性化することについて報告。

9.19～9.23 日本学術会議、日本農業工学会、国際農業工学会共催「CIGR（国際農業工学会）国際シンポジウム2011 持続的生物生産—水、エネルギー、食料—」（東京都）

9.20 日本学術会議主催学術フォーラム「子どもにやさしい都市の実現に向けて」

9.20 提言「福祉職・介護職の専門性の向上と社会的待遇の改善に向けて」

福祉職や介護職に対する社会の側のニーズは高いが、そうしたニーズに応えていくべき福祉職や介護職の現状を分析し、養成教育や継続教育のもとでキャリアパスを確立し、社会的待遇を改善することで、人材養成の基盤づくりについて提言している。

9.20 報告「学術における男女共同参画推進の加速に向けて」

平成22年6月に実施した第2回「男女共同参画に関するアンケート調査」（国公立大学対象、回収率62.8%）の結果について第1回調査（平成19年度）をふまえて分析し、国立大学と私立・公立大学との間の格差を明らかにするとともに、前回の「提言」（平成20年度）を進める形で、男女共同参画加速のための諸課題について報告。

9.21 提言「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」

第一部 3.11 以降の新しい日本社会を考える分科会の提案を踏まえて、復旧作業における雇用創出策、被災失業者への新たな職業訓練制度の導入、産業の再生支援策、就業支援策の充実、被災自営業者に対する支援、原発事故被災者に対する支援を提言。

9.22 幹事会声明「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」

日本学術会議は、自らの職務を独立におこなうという原則の下、科学者コミュニティから統合的な知を形成するための方法と原則をより深く検討し、政府との信頼関係の構築に努め、国民の困難を解決するべく政府への助言・提言活動を前進させる。政府に対しても、日本学術会議のこのような役割を考慮のうえ、科学的助言についての位置づけを検討することを要請する。社会のための科学（science for society）のコンセプトは、科学者が証明された知を社会に提供することでよしとするのではなく、社会のなかで科学者ができるかぎりの科学的知見を提供しながら、市民と問題を共有し、そのコミュニケーションの中で解決を共に模索するというあり方を要求するものであると考える。

9.26 提言「植物保護科学の展望—農業生産の向上と生物多様性—」

今世紀の人口増加に対して、生物多様性の維持を勘案しつつ農業生産の向上と食料の安定供給を達成するために、20 世紀型の現代農業に反省を加えて検証し、現在進展している自然と調和した新たな農業生産体系に言及するとともに、それを支える革新的な農業技術の構築と植物保護科学の学術・教育的基盤の確立について提言。

9.26 提言「生物多様性の研究・教育ネットワークとしての大学フィールド施設の活用に関する提言」

大学のフィールド施設は、生物多様性の研究と教育に大きな貢献をなしてきたが、法人化後の財政事情により、維持が困難になりつつあり、廃止されたところもある。フィールド研究と教育は、これからの日本の生物多様性のみならず自然との共生を目指す上で極めて重要である。フィールド施設を維持し活用するために、個々の大学の判断を超えた機関による全国的な視野でのネットワーク化を提言した。

9.26 報告「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—「成育空間の課題と提言（2008）」の検証と新たな提案」

2008 年に発表した「成育空間の課題と提言（2008）」が政府各機関にどのように受け取られたか、また政策化する場合の問題点は何かというモニタリング調査を行った。その結果より学術会議の発信の改善と、前回の成育空間の提言に補完する形で新たに政策化のための提案を報告としてまとめた。

9.27 提言「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」

東日本大震災とその後起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被ばくは、被災した地区の子どもだけでなくわが国の子ども全体に大きな影響を及ぼしており、わが国の子どものこころと体の健康を増進し、健やかな育成を目指すために必要と考えられる 6 つの具体方策を提言。

9.27 提言「病院勤務医師の長時間過重労働の改善にむけて」

病院勤務医は週当たり平均 61-66 時間の労働実態があり、医師の病院離れ、医療事故の誘因になり、健康への悪影響がある。良質で安全な医療の確保のため長時間過重労働の軽減に社会全体としての取組むべきで、診療報酬体系の改善、労働基準法・労働安全衛生法の遵守、住民の意識向上、医師・医療界の取組等について提言した。

9.27 提言「わが国の公衆衛生向上に向けた公衆衛生大学院の活用と機能強化」(基礎医学委員会・健康・生活科学委員会合同パブリックヘルス科学分科会)

わが国の直面している複雑かつ多様な健康・医療問題を俯瞰的に捉え、保健医療行政や地域保健、職域保健、環境保健などの分野で貢献できる高度専門的人材を養成する公衆衛生大学院の役割が増大している。本提言では、公衆衛生大学院の活用と機能強化について、(1)教員配置、(2)公的支援、(3)人材養成への活用、(4)保健所長要件の観点から提言を行った。

9.27 提言「わが国の健康の社会格差の現状理解とその改善に向けて」

わが国における健康の社会格差に関するこれまでの研究成果を総合的に概観し、わが国における健康の社会格差を改善するために、国・行政機関および学協会等に対し 5 項目からなる(提言)「わが国の健康の社会格差の現状理解とその改善に向けて」を公表した。

9.28 提言「若手アカデミー設置について」

グローバル化が進み多様化する昨今の諸問題への対応力をさらに高め、我が国の学術界の存在感を国内外に示すことがこれからの日本学術会議に望まれる。そこで、若手人材のいっそうの活躍を促すために若手アカデミーを設置し、若手科学者の独自の組織と活動を位置づけ、これを支援することで、社会が直面する課題の解決と、学術の次世代を担う主体の形成発展を推進する提言。

9.28 提言「科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べの高度化」

供述の誤りや虚偽自白、面接による精神的二次的被害を防ぐには、事情聴取・取調べ技術の高度化が必要である。政府のもとに心理学者、法学者、実務家等からなる委員会を設置し、科学的根拠にもとづく面接技法の使用の制度化すること、技法の維持・向上に努めること、事情聴取・取調べの全面的録画・録音を進めることを提言。

9.28 提言「わが国に望まれる食品安全のためのレギュラトリーサイエンス」

科学的データによるリスク管理を基礎にした食品安全行政の進展を支援し、科学・技術の人間生活への適用の調整（ルールづくり）を担う新しい科学として「レギュラトリーサイエンス」の確立と、促進すべき研究内容、人材育成・登用を提言。

9.28 報告「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン 2011」

本報告は、平成 22 年 3 月 17 日に提言された「マスタープラン 2010」（学術の大型施設計画・大規模研究計画—企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について—）について、マスタープランの目的や「大型施設計画」「大規模研究計画」の性格・リストアップ基準等には変更を加えることなく、同じ基準で新たな調査を行い、ヒアリングとそれに続く審議の結果、「マスタープラン 2010」の 43 計画から 6 計画の実施により、また 6 計画を新規計画への転換などのため除外した。一方、分野での検討を踏まえて追加した新規 10 計画および旧計画からの転換・分化による 5 計画を含めて、合計 46 計画のマスタープランとして提示した。

9.28 報告「歯学教育改善に向けて」

多様化する歯学・歯科医療ニーズに対応可能な人材育成のために、近未来の歯科医医師に求められる基本的資質・能力を明確化し、歯学教育の課題である歯学部入学志願者の確保、歯学教育課程編制の改善、歯学教育を担う後継者の育成、生涯学習を通じた歯科医師の教育への対応方策について報告。

9.29 提言「生命系における博士研究員（ポスドク）並びに任期制助教及び任期制助手等の現状と課題」

生物科学学会連合加盟の 25 団体の会員である生命系の博士研究員（ポスドク）にアンケート調査を行って労働条件やキャリアパスなどの現状と問題点を把握し、待遇面での基準を定めること、大学・公的研究所等においてテニュアトラックシステムを充実させる仕組みの構築、海外留学を奨励するための新しい仕組みの構築、企業等でのインターンシップの促進を提言。

9.29 提言「高度実践看護師制度の確立に向けて—グローバルスタンダードからの提言—」

高度化・複雑化する医療現場において患者にとって安全で安心な医療を保証するために、要望「信頼に支えられた医療の実現」（2008 年 6 月）の具現化ならびに看護ケアの質保証を推進するために、グローバルスタンダードを念頭においた高度実践看護師制度の創設、適切な認証制度の確立、医療行為の規制緩和による各医療専門職の高い専門性を活かしたチーム医療の推進について提言する。

9.30 提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」

日被災地域がわが国の食糧安全保障にとって欠くことのできない水産業の集積地であることに鑑み、産業としての水産業の創造的復興と同時に生活の場としての漁村＝地域社会の再建に向けて中長期的なガイドラインを示すため、原発事故の早期終息と水産物の安全性への信頼回復、食料安全保障の観点からの水産業復旧・復興、水産業の総合的復興政策の実施、沿岸環境保全と漁場再生、地域社会の再建を提言。

9.30 提言「東日本大震災被災地域の復興に向けて－復興の目標と7つの原則（第二次提言）－」

6月8日に公表した「復興の目標と7つの原則」を踏まえて、最新の状況に応じた提言をまとめた。特に放射性物質の除染、生存権の確立、復興計画の早期着地、再生可能エネルギーの開発、文化的景観の持続・再生、財源の捻出などについて、具体的提言を行った。

9.30 提言「アジア学術共同体の基盤形成をめざして」

地域化とグローバル化という二つの力のはざまで、アジアの、そして日本の学術はいかなる方向をめざして進めばよいのかという問いに対して検討し、情報共有のためのインフラ整備、多言語による国際学術交流の促進、若者の国際教育移動のための基盤整備の3点に関する具体的な方策を提言。

9.30 提言「法学研究者養成の危機と打開の方策－法学教育・研究の再構築を目指して－」

法学分野における研究者養成の危機的状況を打開するため、研究大学院・法科大学院・法学部の連携強化を図り、①研究大学院における研究指導体制の強化と経済的支援の拡充、②法科大学院を経由する研究者志望者に対するカリキュラムの整備、③法学部教育の再編成、④研究者養成に対する法学研究者の取り組み方の見直し等を提言したもの。

9.30 提言「高等教育における環境教育の充実に向けて」

自然的・社会的・文化的環境の持続性と「知の全体性」を視野に入れた高等教育における環境教育の充実を「生涯教育として」「高等教育機関における環境教育体制の確立」「地域の多様性・独自性の尊重」「総合科学的な体制による推進」「日本の環境思想と科学知との統合」「多様な人材活用の推進」の観点で提言。

9.30 提言「人類の持続性確保に貢献するフロンティア人工物科学技術の推進」

宇宙および海洋の開発・利用は人類の未来を切り拓く「フロンティア」であり、それに新しい航空・船舶システムを含めた活動は人類の持続性確保に必須である。この分野の科学技術を推進するための方策について、国の政策、研究体制、産業基盤、国際協力、人材育成の観点から提言。

9.30 提言「21世紀における電気電子工学のあり方と果たすべき役割」

情報社会の深化と同時に社会の少子化、高齢化、グローバル化が進行する中で、科学・技術の再考が求められる現状に直面し、今後、電気電子工学が社会や産業へ果たす役割に鑑み、その学術体系の見直し、目指すべき産業の方向性、イノベーション創成に向けた研究や人材登用のあり方、流動性の確保など5項目を提言。

9.30 報告「ものづくり分野におけるスーパーコンピューティングの推進」

スーパーコンピュータを駆使したシミュレーションによるものづくり設計の変革は日本の産業競争力の強化に重要である。この実現にはハードウェアやソフトウェアの開発、設計データとシミュレーションデータの連携、設計へのフィードバックなどに関する課題がある。この課題解決のための国の政策、産業界の貢献、人材育成の観点から提言。

9.30 報告「未来を創る技術力発展のための科学・技術研究システムのあり方ー材料工学を中心としたものづくり基盤技術を例としてー」

わが国の技術競争力の弱体化の現状と課題をとりまとめ、国、大学等は産業界と共に、ものづくり基盤技術について新しい科学・技術システムを構築すべきこと、そのために、大学での専門分野を越え、さらに産業界との連携が有効に機能する「産学連携基盤技術研究拠点」のような第三者研究機関の創設が必須であり、国及び大学は、研究拠点の創設と人材育成に積極的に取り組む体制を作るべきであることを提示したもの。

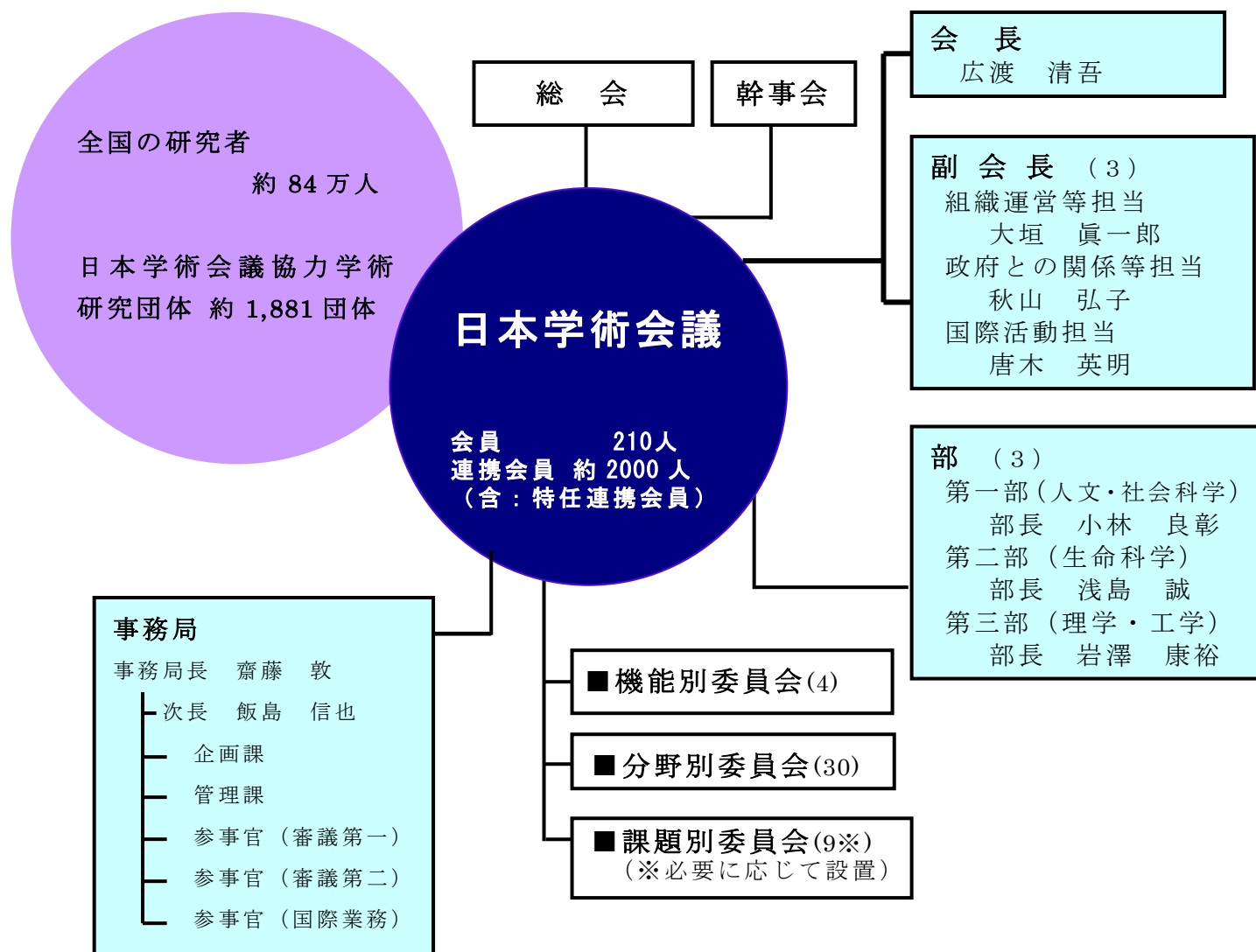
9.30 報告「グリーン・イノベーション実現に向けての研究課題と展望ー材料研究を中心としてー」

エネルギー、資源問題解決のためのグリーン・イノベーション実現のため、材料研究を中心として、材料を作る側、使う側双方の視点から課題を抽出し、その解決ための政策提案を行った。対象は自然再生エネルギーを含むエネルギー供給源開発、社会インフラの省エネルギー対策、グローバルな視点での資源確保戦略など。

9.30 報告「我が国の都市・建築の景観・文化力の向上をめざして」

我が国の都市・建築が作り出す景観・文化は観光等の産業資源であり、国民の生活の器でもある。それらが劣化している状況、あるいは国際的競争力が十分でない状況をふまえ、景観・文化力を高めるための方策について検討し「我が国の都市・建築の景観、文化力の向上を目指して」と題して報告、提案をまとめた。

日本学術会議の組織



【お問い合わせ】
日本学術会議事務局企画課

〒106-8555
東京都港区六本木7-22-34
TEL 03-3403-3768
FAX 03-3403-1260
URL : <http://www.scj.go.jp>
E-mail : p225@scj.go.jp

【アクセス】
東京メトロ千代田線「乃木坂」駅
青山霊園方面5番出口 徒歩1分



提	1
総 会	1 6 1

提 案

会員の所属部の決定について

- 1 提 案 者 会 長
- 2 議 案 標記について、別紙案のとおり決定すること。
- 3 提案理由 日本学術会議会則第 6 条の規定に基づき、会員から申出のあった部への所属を決定する必要があるため。

(参考)

日本学術会議会則

(部への所属)

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

第一部(72名)

秋田 喜代美	島蘭 進
吾郷 眞一	白澤 政和
浅倉 むつ子	白田 佳子
池田 眞朗	杉田 敦
磯村 保	杉原 薫
井田 良	鈴木 晶子
井上 達夫	高埜 利彦
猪口 邦子	田口 紀子
井野瀬 久美恵	田中 耕司
今田 高俊	丹野 義彦
岩本 康志	辻村 みよ子
上野 千鶴子	津谷 典子
碓井 照子	道垣内 正人
江原 由美子	友枝 敏雄
大沢 眞理	仲 真紀子
大塚 啓二郎	長島 弘明
翁 百合	西村 清和
芋阪 満里子	野家 啓一
落合 恵美子	野村 眞理
小幡 純子	箱田 裕司
戒能 民江	長谷川 壽一
梶 茂樹	長谷部 恭男
金子 元久	羽場 久美子
河田 潤一	樋口 美雄
河野 正憲	兵藤 友博
川本 明人	深川 由起子
木下 尚子	藤井 省三
木村 茂光	藤本 隆宏
久保 亨	松沢 哲郎
後藤 弘子	丸井 浩
小林 良彰	森棟 公夫
小松 久男	矢野 誠
小森田 秋夫	山川 充夫
酒井 啓子	山本 眞鳥
佐々木 信夫	吉川 洋
佐藤 学	吉田 克己

第二部(67名)

五十嵐 隆	永井 良三
上田 一郎	長田 重一
大島 伸一	中田 力
大隅 典子	中野 明彦
太田 喜久子	長野 哲雄
大政 謙次	中村 祐輔
岡田 清孝	那須 民江
小川 宣子	西澤 直子
尾崎 博	野口 伸
春日 文子	橋田 充
川井 秀一	樋口 輝彦
岸本 健雄	平野 俊夫
倉田 のり	廣橋 説雄
小原 雄治	福井 次矢
古谷野 潔	福田 裕穂
斎藤 成也	藤吉 好則
笹川 千尋	本間 さと
佐藤 英明	前原 喜彦
嶋田 透	幕内 博康
清水 孝雄	満屋 裕明
清水 誠	宮坂 信之
生源寺 眞一	宮下 保司
白鳥 敬子	室伏 きみ子
菅村 和夫	桃井 眞里子
須田 年生	矢澤 進
清木 元治	山口 朗
高戸 毅	山下 俊一
高橋 雅英	山本 雅之
竹縄 忠臣	山本 正幸
田中 啓二	吉川 泰弘
田畑 泉	米倉 義晴
富樫 かおり	鷺谷 いづみ
戸塚 靖則	渡部 終五
戸山 芳昭	

第三部(71名)

相原 博昭	庄子 哲雄
新井 民夫	須藤 靖
荒川 泰彦	高原 淳
有信 睦弘	武市 正人
家 泰弘	田島 節子
伊澤 達夫	巽 和行
石井 志保子	土井 美和子
石川 幹子	中島 映至
石田 亨	中嶋 英雄
石原 宏	永原 裕子
伊藤 早苗	西尾 章治郎
尾家 祐二	萩谷 昌己
大久保 修平	萩原 一郎
大西 隆	橋本 和仁
岡 眞	花木 啓祐
岡崎 健	氷見山 幸夫
岡田 益男	福田 敏男
岡野 光夫	藤田 照典
金出 武雄	細野 秀雄
嘉門 雅史	保立 和夫
川合 眞紀	前田 正史
川口 淳一郎	松岡 猛
岸本 喜久雄	松本 洋一郎
北川 源四郎	観山 正見
北川 進	森田 康夫
北里 洋	安浦 寛人
北村 隆行	安成 哲三
喜連川 優	山地 憲治
木村 文彦	山内 薫
楠岡 成雄	吉田 豊信
栗原 和枝	吉野 博
黒田 玲子	依田 照彦
小長井 誠	米澤 明憲
小松 利光	和田 章
坂村 健	渡辺 美代子
澤本 光男	

日 本 学 術 会 議 会 員 名 簿

平成 2 3 年 1 0 月 1 日現在

(注) 3 年会員の任期は平成 2 6 年 9 月 3 0 日までの方、6 年会員の
任期は平成 2 9 年 9 月 3 0 日までの方です。

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
6年	相原 博昭	あいはら ひろあき	男	55	東京大学大学院理学系研究科教授	物理学
3年	秋田 喜代美	あきた きよみ	女	54	東京大学大学院教育学研究科教授	心理学・教育学
3年	吾郷 眞一	あごう しんいち	男	63	九州大学大学院法学研究院教授	法学
3年	浅倉 むつ子	あさくら むつこ	女	62	早稲田大学大学院法務研究科教授	法学
6年	新井 民夫	あらい たみお	男	64	東京大学大学院工学系研究科教授	機械工学
3年	荒川 泰彦	あらかわ やすひこ	男	58	東京大学先端科学技術研究センター教授	総合工学
6年	有信 睦弘	ありのぶ むつひろ	男	64	東京大学監事	機械工学
3年	家 泰弘	いえ やすひろ	男	59	東京大学物性研究所長・教授	物理学
3年	五十嵐 隆	いがらし たかし	男	58	東京大学大学院医学系研究科教授	臨床医学
3年	池田 眞朗	いけだ まさお	男	62	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	法学
3年	伊澤 達夫	いざわ たつお	男	69	東京工業大学理事・副学長	電気電子工学
3年	石井 志保子	いしい しほこ	女	60	東京大学大学院数理科学研究科教授	数学
3年	石川 幹子	いしかわ みきこ	女	62	東京大学大学院工学系研究科教授	環境学
6年	石田 亨	いしだ とおる	男	58	京都大学大学院情報学研究科教授	情報学
3年	石原 宏	いしはら ひろし	男	65	東京工業大学名誉教授	電気電子工学
3年	磯村 保	いそむら たもつ	男	59	神戸大学大学院法学研究科教授	法学
3年	井田 良	いだ まこと	男	55	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	法学
3年	伊藤 早苗	いとう さなえ	女	59	九州大学応用力学研究所主幹教授	物理学
3年	井上 達夫	いのうえ たつお	男	57	東京大学大学院法学政治学研究科教授	法学
3年	猪口 邦子	いのぐち くにこ	女	59	参議院議員	政治学
6年	井野瀬 久美恵	いのせ くみえ	女	53	甲南大学文学部教授・学長補佐・広域副専攻センター所長	史学
3年	今田 高俊	いまだ たかとし	男	63	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	社会学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
6年	岩本 康志	いわもと やすし	男	50	東京大学大学院経済学研究科教授	経済学
6年	上田 一郎	うえだ いちろう	男	61	北海道大学理事・副学長	農学
3年	上野 千鶴子	うえの ちづこ	女	63	東京大学名誉教授	社会学
3年	碓井 照子	うすい てるこ	女	63	奈良大学文学部地理学科教授	地域研究
3年	江原 由美子	えはら ゆみこ	女	58	首都大学東京大学院人文科学研究科教授	社会学
6年	尾家 祐二	おいえ ゆうじ	男	57	九州工業大学理事・副学長	情報学
6年	大久保 修平	おおくぼ しゅうへい	男	57	東京大学地震研究所教授・高エネルギー素粒子地球物理学研究センター長	地球惑星科学
3年	大沢 真理	おおさわ まり	女	58	東京大学社会科学研究所教授	経済学
6年	大島 伸一	おおしま しんいち	男	66	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長	臨床医学
3年	大隅 典子	おおすみ のりこ	女	50	東北大学大学院医学系研究科教授	基礎生物学
6年	太田 喜久子	おおた きくこ	女	58	慶應義塾大学看護医療学部教授	健康・生活科学
6年	大塚 啓二郎	おおつか けいじろう	男	63	政策研究大学院大学教授	経済学
6年	大西 隆	おおにし たかし	男	63	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	土木工学・建築学
6年	大政 謙次	おおまさ けんじ	男	60	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	農学
6年	岡 眞	おか まこと	男	58	東京工業大学大学院理工学研究科教授	物理学
6年	岡崎 健	おかざき けん	男	62	東京工業大学大学院理工学研究科教授	機械工学
3年	岡田 清孝	おかだ きよたか	男	63	自然科学研究機構理事・基礎生物学研究所所長	基礎生物学
3年	岡田 益男	おかだ ますお	男	63	八戸工業高等専門学校校長	材料工学
3年	岡野 光夫	おかの てるお	男	62	東京女子医科大学先端生命医科学研究所長・教授	材料工学
3年	小川 宣子	おがわ のりこ	女	61	中部大学応用生物学部食品栄養科学科管理栄養科学専攻教授	健康・生活科学
3年	翁 百合	おきな ゆり	女	51	株式会社日本総合研究所理事	経済学
6年	芋阪 満里子	おさか まりこ	女	60	大阪大学大学院人間科学研究科教授	心理学・教育学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
6年	尾崎 博	おざき ひろし	男	59	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	食料科学
3年	落合 恵美子	おちあい えみこ	女	53	京都大学大学院文学研究科教授	社会学
6年	小幡 純子	おばた じゅんこ	女	53	上智大学大学院法学研究科教授・法科大学院長	法学
3年	戒能 民江	かいのう たみえ	女	67	お茶の水女子大学名誉教授	法学
6年	梶 茂樹	かじ しげき	男	60	京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授	語学・文学
3年	春日 文子	かすが ふみこ	女	52	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部 室長	健康・生活科学
3年	金出 武雄	かなで たけお	男	65	カーネギーメロン大学U.A. and Helen Whitaker University Professor	情報学
6年	金子 元久	かねこ もとひさ	男	61	独立行政法人国立大学財務経営センター教授・研究部長	心理学・教育学
3年	嘉門 雅史	かもん まさし	男	66	香川高等専門学校校長	土木工学・建築学
6年	川井 秀一	かわい しゅういち	男	62	京都大学生存圏研究所教授	食料科学
6年	川合 眞紀	かわい まき	女	59	独立行政法人理化学研究所理事	化学
6年	川口 淳一郎	かわぐち じゅんいちろう	男	56	独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所宇宙航行システム研究系教授・研究主幹	総合工学
3年	河田 潤一	かわた じゅんいち	男	63	大阪大学大学院法学研究科教授	政治学
3年	河野 正憲	かわの まさのり	男	67	福岡大学法科大学院教授	法学
6年	川本 明人	かわもと あきと	男	61	広島修道大学商学部教授	経済学
3年	岸本 喜久雄	きしもと きくお	男	58	東京工業大学大学院理工学研究科機械物理工学専攻教授	機械工学
6年	岸本 健雄	きしもと たけお	男	64	東京工業大学大学院生命理工学研究科教授	基礎生物学
6年	北川 源四郎	きたがわ げんしろう	男	63	情報・システム研究機構機構長	情報学
6年	北川 進	きたがわ すすむ	男	60	京都大学物質－細胞統合システム拠点副拠点長・教授	化学
3年	北里 洋	きたざと ひろし	男	62	独立行政法人海洋研究開発機構 海洋・極限環境生物圏領域長	地球惑星科学
3年	北村 隆行	きたむら たかゆき	男	56	京都大学大学院工学研究科機械理工学専攻教授	機械工学
6年	喜連川 優	きつれがわ まさる	男	56	東京大学生産技術研究所教授	情報学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
3年	木下 尚子	きのした なおこ	女	57	熊本大学文学部教授	史学
3年	木村 茂光	きむら しげみつ	男	65	東京学芸大学教育学部教授	史学
3年	木村 文彦	きむら ふみひこ	男	66	法政大学理工学部機械工学科教授	機械工学
3年	楠岡 成雄	くすおか しげお	男	57	東京大学大学院数理科学研究科教授	数理科学
6年	久保 亨	くぼ とおる	男	58	信州大学人文学部教授	史学
6年	倉田 のり	くらた のり	女	60	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所副所長	農学
3年	栗原 和枝	くりはら かずえ	女	60	東北大学多元物質科学研究所教授	化学
3年	黒田 玲子	くろだ れいこ	女	63	東京大学大学院総合文化研究科教授	化学
6年	後藤 弘子	ごとう ひろこ	女	52	千葉大学大学院専門法務研究科教授	法学
6年	小長井 誠	こながい まこと	男	62	東京工業大学大学院理工学研究科教授	総合工学
3年	小林 良彰	こばやし よしあき	男	56	慶應義塾大学法学部教授・多文化市民意識研究センター長	政治学
3年	小原 雄治	こはら ゆうじ	男	59	情報・システム研究機構理事 国立遺伝学研究所所長	基礎生物学
6年	小松 利光	こまつ としみつ	男	63	九州大学大学院工学研究院教授	土木工学・建築学
6年	小松 久男	こまつ ひさお	男	60	東京大学大学院人文社会系研究科教授	地域研究
6年	小森田 秋夫	こもりだ あきお	男	65	神奈川大学法学部教授	法学
6年	古谷野 潔	こやの きよし	男	56	九州大学大学院歯学研究院教授	歯学
3年	斎藤 成也	さいとう なるや	男	54	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所集団遺伝研究部門教授	統合生物学
3年	酒井 啓子	さかい けいこ	女	52	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授	地域研究
3年	坂村 健	さかむら けん	男	60	東京大学大学院情報学環・学術情報学府教授	情報学
6年	笹川 千尋	ささかわ ちひろ	男	63	東京大学医科学研究所教授	基礎医学
6年	佐々木 信夫	ささき のぶお	男	63	中央大学大学院経済学研究科教授	政治学
6年	佐藤 英明	さとう えいめい	男	63	東北大学大学院農学研究科教授	食料科学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
3年	佐藤 学	さとう まなぶ	男	60	東京大学大学院教育学研究科教授	心理学・教育学
3年	澤本 光男	さわもと みつお	男	59	京都大学大学院工学研究科教授	化学
3年	島藺 進	しまぞの すすむ	男	62	東京大学大学院人文社会系研究科教授	哲学
6年	嶋田 透	しまだ とおる	男	52	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	農学
6年	清水 孝雄	しみず たかお	男	64	東京大学大学院医学系研究科教授・東京大学理事(副学長)	基礎医学
6年	清水 誠	しみず まこと	男	62	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	農学
3年	生源寺 眞一	しょうげんじ しんいち	男	59	名古屋大学大学院生命農学研究科・農学部教授	農学
6年	庄子 哲雄	しょうじ てつお	男	63	東北大学大学院工学研究科附属エネルギー安全科学国際研究センター教授	機械工学
3年	白澤 政和	しらさわ まさかず	男	62	桜美林大学大学院老年学研究科教授	社会学
3年	白田 佳子	しらた よしこ	女	58	筑波大学ビジネス科学研究科教授	経営学
3年	白鳥 敬子	しらとり けいこ	女	61	東京女子医科大学消化器内科学講座主任教授	臨床医学
3年	菅村 和夫	すがむら かずお	男	67	地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長	基礎医学
6年	杉田 敦	すぎた あつし	男	52	法政大学法学部教授	政治学
6年	杉原 薫	すぎはら かおる	男	63	京都大学東南アジア研究所教授	経済学
3年	鈴木 晶子	すずき しょうこ	女	54	京都大学大学院教育学研究科教授	心理学・教育学
6年	須田 年生	すだ としお	男	62	慶應義塾大学医学部教授	基礎医学
6年	須藤 靖	すとう やすし	男	52	東京大学大学院理学系研究科物理学専攻教授	物理学
6年	清木 元治	せいき もとはる	男	62	東京大学医科学研究所教授	薬学
3年	高戸 毅	たかと つよし	男	58	東京大学大学院医学系研究科教授	臨床医学
6年	高埜 利彦	たかの としひこ	男	64	学習院大学文学部教授	史学
6年	高橋 雅英	たかはし まさひで	男	56	名古屋大学大学院医学系研究科教授	基礎医学
6年	高原 淳	たかはら あつし	男	55	九州大学先端物質化学研究所教授	化学
3年	田口 紀子	たぐち のりこ	女	58	京都大学大学院文学研究科教授	語学・文学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
3年	武市 正人	たけいち まさと	男	63	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授	情報学
3年	竹縄 忠臣	たけなわ ただおみ	男	67	神戸大学大学院医学研究科特命教授	基礎医学
6年	田島 節子	たじま せつこ	女	57	大阪大学大学院理学研究科教授	物理学
3年	巽 和行	たつみ かずゆき	男	62	名古屋大学物質科学国際研究センター長	化学
6年	田中 啓二	たなか けいじ	男	62	財団法人東京都医学総合研究所所長	基礎生物学
3年	田中 耕司	たなか こうじ	男	64	京都大学名誉教授、京都大学次世代研究者育成センター 特任教授・総長特命補佐	地域研究
6年	田畑 泉	たばた いずみ	男	55	立命館大学スポーツ健康科学部長・教授	健康・生活科学
6年	丹野 義彦	たんの よしひこ	男	57	東京大学大学院総合文化研究科教授	心理学・教育学
3年	辻村 みよ子	つじむら みよこ	女	62	東北大学大学院法学研究科教授	法学
3年	津谷 典子	つや のりこ	女	56	慶應義塾大学 経済学部教授	経済学
6年	土井 美和子	どい みわこ	女	57	株式会社東芝研究開発センター首席技監	情報学
6年	道垣内 正人	どうがうち まさと	男	55	早稲田大学大学院法務研究科教授	国際関係法学
3年	富樫 かおり	とがし かおり	女	57	京都大学大学院医学研究科放射線医学講座教授	臨床医学
3年	戸塚 靖則	とつか やすのり	男	64	北海道大学名誉教授・大学歯学研究科特任教授	歯学
6年	友枝 敏雄	ともえだ としお	男	59	大阪大学大学院人間科学研究科長・教授	社会学
6年	戸山 芳昭	とやま よしあき	男	60	慶應義塾常任理事・慶應義塾大学医学部教授	臨床医学
6年	仲 真紀子	なか まきこ	女	56	北海道大学大学院文学研究科教授	心理学・教育学
3年	永井 良三	ながい りょうぞう	男	62	東京大学大学院医学系研究科内科学専攻教授	臨床医学
3年	中島 映至	なかじま てるゆき	男	61	東京大学大気海洋研究所教授・地球表層圏変動研究セン ター長	地球惑星科学
6年	中嶋 英雄	なかじま ひでお	男	62	大阪大学産業科学研究所教授	材料工学
6年	長島 弘明	ながしま ひろあき	男	57	東京大学大学院人文社会系研究科教授	語学・文学
3年	長田 重一	ながた しげかず	男	62	京都大学大学院医学研究科教授	基礎医学
3年	中田 力	なかだ つとむ	男	61	新潟大学脳研究所統合脳機能研究センター長・教授	臨床医学
6年	中野 明彦	なかの あきひこ	男	58	東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻教授	基礎生物学
6年	長野 哲雄	ながの てつお	男	62	東京大学大学院薬学系研究科教授	薬学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
3年	永原 裕子	ながはら ひろこ	女	59	東京大学大学院理学系研究科教授	地球惑星科学
3年	中村 祐輔	なかむら ゆうすけ	男	58	東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター長・ゲノム シークエンス解析分野教授	基礎医学
6年	那須 民江	なす たみえ	女	63	名古屋大学大学院医学系研究科教授	健康・生活科学
3年	西尾 章治郎	にしお しょうじろう	男	59	大阪大学理事・副学長	情報学
3年	西澤 直子	にしざわ なおこ	女	66	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授、石川県立 大学生物資源工学研究所所長	農学基礎
6年	西村 清和	にしむら きよかず	男	63	東京大学大学院人文社会系研究科教授	哲学
3年	野家 啓一	のえ けいいち	男	62	東北大学理事・附属図書館長・大学院文学研究科教授	哲学
3年	野口 伸	のぐち のぼる	男	50	北海道大学大学院農学研究院教授	食料科学
3年	野村 真理	のむら まり	女	58	金沢大学経済学経営学系教授	史学
6年	萩谷 昌己	はぎや まさみ	男	54	東京大学大学院情報理工学系研究科教授	情報学
6年	萩原 一郎	はぎわら いちろう	男	65	東京工業大学大学院理工学研究科教授	総合工学
6年	箱田 裕司	はこだ ゆうじ	男	62	九州大学大学院人間環境学研究院教授	心理学・教育学
3年	橋田 充	はしだ みつる	男	59	京都大学大学院薬学研究科教授	薬学
3年	橋本 和仁	はしもと かずひと	男	56	東京大学大学院工学系研究科教授	材料工学
3年	長谷川 壽一	はせがわ としかず	男	59	東京大学大学院総合文化研究科教授	心理学・教育学
3年	長谷部 恭男	はせべ やすお	男	54	東京大学大学院法学政治学研究科教授	法学
6年	花木 啓祐	はなき けいすけ	男	59	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授	環境学
6年	羽場 久美子	はば くみこ	女	59	青山学院大学大学院国際政治経済学研究科教授・総合研 究所プロジェクト研究代表	政治学
3年	樋口 輝彦	ひぐち てるひこ	男	66	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター理事長・総 長	臨床医学
3年	樋口 美雄	ひぐち よしお	男	58	慶応義塾大学商学部教授	経済学
6年	氷見山 幸夫	ひみやま ゆきお	男	62	北海道教育大学教育学部教授	地球惑星科学
6年	兵藤 友博	ひょうどう とむひろ	男	62	立命館大学経営学部教授	史学
6年	平野 俊夫	ひらの としお	男	64	大阪大学総長	基礎医学
3年	廣橋 説雄	ひろはし せつお	男	62	慶應義塾大学医学部特任教授	基礎医学
6年	深川 由起子	ふかがわ ゆきこ	女	52	早稲田大学政治経済学術院教授	経済学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
3年	福井 次矢	ふくい つぐや	男	60	聖路加国際病院院長	臨床医学
3年	福田 敏男	ふくだ としお	男	62	名古屋大学大学院工学研究科教授	電気電子工学
6年	福田 裕穂	ふくだ ひろお	男	57	東京大学大学院理学系研究科教授	基礎生物学
3年	藤井 省三	ふじい しょうぞう	男	58	東京大学大学院人文社会系研究科教授	語学・文学
6年	藤田 照典	ふじた てるのり	男	53	三井化学シンガポールR&Dセンター(株)社長	化学
3年	藤本 隆宏	ふじもと たかひろ	男	56	東京大学大学院経済学研究科教授	経営学
6年	藤吉 好則	ふじよし よしのり	男	63	京都大学大学院理学研究科教授	基礎生物学
6年	細野 秀雄	ほその ひでお	男	58	東京工業大学フロンティア研究機構教授	材料工学
6年	保立 和夫	ほたて かずお	男	60	東京大学大学院工学系研究科電気系工学専攻教授	電気電子工学
6年	本間 さと	ほんま さと	女	64	北海道大学大学院医学研究科特任教授	基礎医学
3年	前田 正史	まえだ まさふみ	男	59	東京大学理事(副学長)・生産技術研究所教授	材料工学
6年	前原 喜彦	まえはら よしひこ	男	58	九州大学大学院医学研究院消化器・総合外科教授	臨床医学
3年	幕内 博康	まくうち ひろかず	男	67	東海大学医学部付属病院本部本部長・理事	臨床医学
6年	松岡 猛	まつおか たけし	男	65	宇都宮大学大学院工学研究科客員教授	総合工学
3年	松沢 哲郎	まつざわ てつろう	男	60	京都大学霊長類研究所所長・教授	心理学・教育学
6年	松本 洋一郎	まつもと よういちろう	男	62	東京大学理事・副学長、教授	機械工学
3年	丸井 浩	まるい ひろし	男	59	東京大学大学院人文社会系研究科教授	哲学
3年	満屋 裕明	みつや ひろあき	男	61	熊本大学大学院医学薬学研究部教授(血液内科分野)	臨床医学
6年	宮坂 信之	みやさか のぶゆき	男	64	東京医科歯科大学大学院膠原病・リウマチ内科学教授、医学部附属病院長	臨床医学
3年	宮下 保司	みやした やすし	男	61	東京大学大学院医学系研究科教授	基礎医学
6年	観山 正見	みやま しょうけん	男	60	自然科学研究機構国立天文台長	物理学
3年	室伏 きみ子	むろふし きみこ	女	64	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	基礎生物学
6年	桃井 眞里子	ももい まりこ	女	63	自治医科大学小児科学主任教授・医学部長	臨床医学
6年	森田 康夫	もりた やすお	男	65	東北大学教養教育院総長特命教授	数理科学
3年	森棟 公夫	もりむね きみお	男	65	相山女学園大学現代マネジメント学部教授・理事	経済学

任期 年数	氏名	ふりがな	性別	年齢	所属・職名	専門分野
3年	矢澤 進	やざわ すすむ	男	66	京都学園大学バイオ環境学部バイオ環境デザイン学科農・森林環境デザイン研究室教授	農学基礎
6年	安浦 寛人	やすうら ひろと	男	57	九州大学理事・副学長	情報学・情報工学
3年	安成 哲三	やすなり てつぞう	男	64	名古屋大学地球水循環研究センター教授	地球惑星科学
6年	矢野 誠	やの まこと	男	59	京都大学経済研究所長・教授	経済学
6年	山川 充夫	やまかわ みつお	男	63	福島大学学長特別補佐	地域研究
6年	山口 朗	やまぐち あきら	男	61	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科口腔機能再 建学講座口腔病理学分野教授	歯学
3年	山地 憲治	やまじ けんじ	男	61	財団法人地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・研究所 長	総合工学
6年	山下 俊一	やました しゅんいち	男	59	福島県立医科大学・副学長	臨床医学
6年	山内 薫	やまのうち かおる	男	54	東京大学大学院理学系研究科化学専攻教授	化学
6年	山本 雅之	やまもと まさゆき	男	57	東北大学大学院医学系研究科研究科長・医学部長	基礎医学
3年	山本 正幸	やまもと まさゆき	男	64	東京大学大学院理学系研究科教授	基礎生物学
3年	山本 眞鳥	やまもと まとり	女	61	法政大学経済学部教授	地域研究
6年	吉川 洋	よしかわ ひろし	男	60	東京大学大学院経済学研究科教授	経済学
6年	吉川 泰弘	よしかわ やすひろ	男	64	北里大学獣医学部教授	食料科学
6年	吉田 克己	よしだ かつみ	男	62	北海道大学大学院法学研究科教授	法学
6年	吉田 豊信	よしだ とよのぶ	男	63	東京大学大学院工学系研究科教授	材料工学
6年	吉野 博	よしの ひろし	男	63	東北大学大学院工学研究科教授	土木工学・建築学
6年	依田 照彦	よだ てるひこ	男	65	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授	土木工学・建築学
6年	米倉 義晴	よねくら よしはる	男	63	独立行政法人放射線医学総合研究所理事長	臨床医学
3年	米澤 明憲	よねざわ あきのり	男	64	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構副機構長	情報学
3年	鷲谷 いづみ	わしたに いづみ	女	61	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	統合生物学
6年	和田 章	わだ あきら	男	65	東京工業大学名誉教授	土木工学・建築学
3年	渡辺 美代子	わたなべ みよこ	女	55	株式会社東芝経営変革統括責任者	総合工学
6年	渡部 終五	わたべ しゅうご	男	63	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	食料科学

日本学術会議関係法令

日本学術会議法	—	P 1
日本学術会議法施行令	—	P 7
日本学術会議会則	—	P 9
日本学術会議細則	—	P 1 7
日本学術会議の運営に関する内規	—	P 2 5
日本学術会議事務局組織規則	—	P 3 5

○日本学術会議法

〔 昭和二十三年七月十日 〕
〔 法 律 第 百 二 十 一 号 〕

改正 昭和二十四年 五月三十一日法律第一三三号
同 二四年一二月一二日同 第二五二号
同 二五年 三月 七日同 第 四号
同 三一年 三月二三日同 第 二一号
同 三一年 三月二四日同 第 二七号
同 三六年 六月一七日同 第一四五号
同 三九年 六月一九日同 第一一〇号
同 五八年十一月二八日同 第 六五号
平成一一年 七月一六日同 第一〇二号
同 一六年 四月一四日同 第 二九号

日本学術会議法をここに公布する。

日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

(平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

- 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

(昭三一法二一・追加、平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第三章 組織

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。
- 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。
- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7 会員には、別に定める手当を支給する。
- 8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

(昭二四法二五二・昭二五法四・昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平一六法二九・一部改正)

第九条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。

- 第一部
- 第二部
- 第三部

(平一六法二九・全改)

第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

- 2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、

前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

- 3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。
- 4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

- 2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。
- 3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。
- 4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

(平一六法二九・全改)

第十三条 部長は、部務を掌理する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。
- 3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

- 2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。
- 3 連携会員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一六法二九・全改)

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

(昭五八法六五・追加、平一六法二九・一部改正)

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

- 2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。
- 3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

(昭二四法一三三・昭三一法二一・平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第四章 会員の推薦 (昭五八法六五・全改)

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

(平一六法二九・全改)

第十八条から第二十二条まで 削除

(平一六法二九)

第五章 会議

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

(昭五八法六五・旧第二十二条繰下)

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

(昭五八法六五・旧第二十三条繰下)

第六章 雑則 (昭五八法六五・旧第七章繰上)

第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

(昭五八法六五・全改)

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

(昭五八法六五・全改、平一六法二九・一部改正)

第二十七条 削除

(昭五八法六五)

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

(昭五八法六五・一部改正)

附 則 抄

第二十九条 この法律のうち、第三十四条及び第三十五条の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

第三十条 日本学士院規程(明治三十九年勅令第百四十九号)、学術研究会議官制(大正九年勅令第二百九十七号)及び日本学士院会員の待遇に関する件(大正三年勅令第二百五十八号)は、これを廃止する。

附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一三三号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年一二月一二日法律第二五二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年三月七日法律第四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年三月二三日法律第二一号)

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十一年三月二四日法律第二七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十六年六月一七日法律第一四五号) 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第一百四十四号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和三六年六月一七日)

附 則 (昭和三九年六月一九日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年十一月二八日法律第六五号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条、第二十五条及び第二十六条の改正規定並びに附則第七項の規定は昭和五十九年一月二十日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二十七条の改正規定は昭和五十九年一月二十日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(昭和五九年政令第一五九号で本文に係る部分は昭和五九年五月三〇日から、ただし書に係る部分中
第七条、第二十五条及び第二十六条の改正規定は昭和六〇年七月一九日から施行)

(経過措置)

- 2 昭和五十九年一月十九日において現に日本学術会議会員(以下「会員」という。)である者の任期は、日本学術会議法第七条第二項及び第二十七条第二項の規定にかかわらず、前項ただし書の政令で定める日の前日までとする。
- 3 この法律の施行の際現に会員である者に係る各部の定員については、改正後の日本学術会議法(以下「新法」という。)第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新法第十五条の規定は、同条第一項の規則に係る部分を除き、附則第一項ただし書の政令で定める日から適用する。
- 5 新法第十七条の規定は、この法律の施行の際現に会員である者については、その任期中適用しない。
- 6 附則第一項ただし書の政令で定める日までの間、新法第十八条及び第二十二条の規定の適用については、これらの規定中「研究連絡委員会」とあるのは、「第十五条第一項の規則により設置すべきものと定められた研究連絡委員会」とする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一六年四月一四日法律第二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条から第二十二條までの改正規定、第二十二條の二及び第二十二條の三を削る改正規定並びに附則第二条から第四条まで、第五条第一項(内閣総理大臣に推薦することに係る部分を除く。)及び第

二項並びに第八条の規定 公布の日

二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る。）、第七条及び第九条から第十一条までの規定 平成十七年四月一日

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）までの間における日本学術会議法第七条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二十二條」とあるのは、「日本学術会議法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十九号）による改正前の第二十二條」とする。

第三条 施行日の前日において日本学術会議会員（以下「会員」という。）又は研究連絡委員会の委員である者の任期は、改正前の日本学術会議法（以下「旧法」という。）第七条第三項（旧法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学士院の院長

4 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとに行うものとする。

第六条 新会員は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

2 新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかわらず、三年とする。

3 新法第七条第五項の規定は、新会員（前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。）から適用する。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○日本学術会議法施行令

〔平成十七年九月十六日〕
政令第二百九十九号

日本学術会議法施行令をここに公布する。

日本学術会議法施行令

内閣は、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十五条第四項の規定に基づき、日本学術会議法施行令（昭和五十九年政令第百六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（連携会員の任期等）

第一条 日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の任期は、六年とする。ただし、一定の期間内に限ってその職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命することを妨げない。

2 連携会員は、再任されることができる。

（連携会員の辞職）

第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、その辞職を承認することができる。

（連携会員の退職）

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則（以下単に「規則」という。）で定めるところにより、当該連携会員を退職させることができる。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

（日本学術会議会員候補者選考委員会令の廃止）

2 日本学術会議会員候補者選考委員会令（平成十六年政令第百六十二号）は、廃止する。

○日本学術会議会則

〔平成十七年十月二十四日〕
日本学術会議規則第三号

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第 一号
平成一八年 五月 八日日本学術会議規則第 二号
平成二〇年 五月 七日日本学術会議規則第 一号
平成二三年 七月二八日日本学術会議規則第 一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則（昭和二十四年日本学術会議規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

日本学術会議会則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 職務（第二条、第三条）
- 第三章 組織（第四条—第六条）
- 第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条—第十五条）
- 第五章 会議（第十六条）
- 第六章 総会（第十七条—第十九条）
- 第七章 部会（第二十条—第二十二条）
- 第八章 幹事会（第二十三条—第二十六条）
- 第九章 委員会（第二十七条—第三十二条）
- 第十章 地区会議（第三十三条）
- 第十一章 栄誉会員（第三十四条）
- 第十二章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十五条）
- 第十三章 雑則（第三十六条—第三十八条）

附則

第一章 総則

（総則）

第一条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

第二章 職務

（意思の表出）

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明

- 三 提言
- 四 報告
- 五 回答

(国際活動)

第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
- 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
- 三 二国間学術交流
- 四 アジア学術会議に関すること。
- 五 その他会長が必要と認めるもの

2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第三章 組織

(会長の互選等)

第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

(副会長の職務)

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること。

(部への所属)

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

第四章 会員及び連携会員の選考等

(連携会員の任期の例外)

第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。）第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。

2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

(会員及び連携会員の選考の手続)

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手續に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(会員の辞職)

第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があつたときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。

2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。

3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

(会員の退職)

第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。

2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の補欠の者の任期)

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会員の再任)

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

(連携会員の辞職)

第十三条 令第二条の辞職の申出があつたときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

(連携会員の退職)

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の手当)

第十五条 連携会員には、別に定める手当を支給する。

第五章 会議

(学術会議の会議)

第十六条 学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。

2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。

- 3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第六章 総会

(総会の招集)

第十七条 総会は、原則として毎年四月及び十月に会長が招集する。

- 2 前項のほか、会長は、幹事会の議決に基づいて、臨時の総会を招集することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、三十人以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、会長は、総会を招集しなければならない。

(総会の議長等)

第十八条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

- 2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。
- 3 会長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。
- 5 会長は、総会の会議録を作成し、閲覧の用に供するものとする。ただし、学術会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。

(幹事会への委任事項)

第十九条 法第十四条第三項の規定に基づき、次に掲げる事項に関する権限を幹事会に委任する。

- 一 法第三条第一号に規定する職務のうち、第二条の意思の表出に関する事項
- 二 法第三条第二号に規定する職務のうち、第三条の国際活動に関する事項
- 三 法第四条の諮問に対する答申に関する事項
- 四 法第五条の勧告に関する事項
- 五 法第六条及び法第六条の二の規定に関する事項

第七章 部会

(部会及び連合部会の招集)

第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長（補欠の者を除く。）の任期における最初の部会は、会長が招集する。

- 2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。
- 3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。
- 4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。

(部会及び連合部会の議長等)

第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。

- 2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。
- 3 部会及び連合部会の会議については、第十八条（第一項及び第五項を除く。）の規定を準用する。

(部会における議決方法の特例)

第二十二条 部会及び連合部会においては、法第二十四条第三項が準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

第八章 幹事会

(幹事会の招集)

第二十三条 幹事会は、原則として毎月一回会長が招集する。

2 会長は、必要があると認められるときは、臨時に幹事会を招集することができる。

(幹事会の議長等)

第二十四条 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

(幹事会の附置委員会)

第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。

2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。

(幹事会の会議)

第二十六条 幹事会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。

第九章 委員会

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第二十七条 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出に関してはこの限りでない。

(委員会の委員及び役員)

第二十八条 委員は、会長が委嘱する。

2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。

3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。

4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。

5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(委員会の招集)

第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。

(委員会の議長等)

第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

(委員会の会議)

第三十一条 委員会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二条の規定を準用する。

(委員会に関する事項の幹事会への委任)

第三十二条 前五条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は幹事会が定める。

第十章 地区会議

(地区会議)

第三十三条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。

2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第十一章 栄誉会員

(栄誉会員)

第三十四条 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号を授与することができる。

2 栄誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

3 前各項に定めるもののほか、栄誉会員に関する事項は、幹事会が定める。

第十二章 日本学術会議協力学術研究団体

（日本学術会議協力学術研究団体）

第三十五条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。

3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。

6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

第十三章 雑則

（外部評価）

第三十六条 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外部評価を定期的に実施することとする。

（幹事会への委任）

第三十七条 総会に関する事項及びこの会則において総会で定めるとされているもののほか、会則の施行に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（会則の改正）

第三十八条 この会則の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

附 則

（施行期日）

第一条 この会則は、公布の日より施行し、平成十七年十月四日から適用する。

（経過措置）

第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。

2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。

第三条 会長は、平成十七年十二月三十一日までの間、委員会又は地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定め、連携会員を任命することができる。

2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をすることはできない。

3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

別表（第二条関係）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等 に実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行する ために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	部、委員会又 は分科会	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が実現を望 む意見等を発表すること。
報告	部、委員会又 は分科会	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が審議の結 果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学 術会議が回答すること。

附 則 （平成一八年二月二八日日本学術会議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年五月八日日本学術会議規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月七日日本学術会議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月二八日日本学術会議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

●日本学術会議細則

平成 17 年 10 月 4 日
日本学術会議第 146 回総会決定

改正 平成 18 年 2 月 13 日 日本学術会議第 147 回総会決定
平成 18 年 4 月 11 日 日本学術会議第 148 回総会決定
平成 18 年 10 月 3 日 日本学術会議第 149 回総会決定
平成 19 年 4 月 10 日 日本学術会議第 150 回総会決定
平成 20 年 4 月 8 日 日本学術会議第 152 回総会決定
平成 20 年 10 月 1 日 日本学術会議第 154 回総会決定
平成 21 年 10 月 19 日 日本学術会議第 156 回総会決定

日本学術会議細則を、次のとおり定める。

日本学術会議細則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

第 2 章 会長

(会長の互選)

第 2 条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち 1 人に投票する。この投票は、単記無記名による。

- (2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。
- (3) 第1回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があるまで投票を行う。
- (4) 第3回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前2号の規定にかかわらず、当該投票における上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。
- 3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。
- 4 前3項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。
- 5 前4項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

（会長が参加できる機関）

第3条 会長が当該資格において参加することのできる機関の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 科学及び学術研究の基本政策の樹立を目的とする政府の機関であって、幹事会が学術会議の意思を反映させるために会長の参加が必要であると認めたもの
- (2) 前号に準ずる機関であって、幹事会が会長の参加が必要であると認めたもの

第3章 総会

（総会の議決）

第4条 総会の議決の方法は、次のとおりとする。

- (1) 議長が採決をする場合は、原則として議案を可とする会員の挙手を求め、挙手の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- (2) 議長が可否の多少を認定し難いとき又は出席会員から挙手の多少を認定し難いとして異議が唱えられたときは、議長は投票で採決をする。
- (3) 投票を行う場合は、出席会員はすべて、名札票を名札箱に投入するとともに、議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入する。この場合において、議長は投票を行わない。
- (4) 会則第18条第2項に定める可否同数の場合とは、前号の可とする票数の2倍の数が名札票の数と同一のときとする。

（議案の提出）

第5条 総会の議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 30人以上の会員

- 2 議案の提出者は、総会開催の14日以前に開催される幹事会に付議できるよう、会長に議案を提出することとする。緊急の場合においても、あらかじめ幹事会に付議できるよう提出することとする。
- 3 会長は、提出された議案を幹事会に付議する。幹事会は、議案について提出者に助言することができる。
- 4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を会長に提出する。
- 5 会長は、提出された議案を総会に付議する。幹事会の意見のうち、議案に反映されないものについては、会長が総会において当該意見を述べるものとする。
- 6 総会において2人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、会長は、必要に応じ総会の休憩を求め、幹事会又は関係する部若しくは委員会の意見を聴くことができる。

(報告の手続)

第6条 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員(本条において「報告者」という。)は、原則として総会開催の7日以前に開催される幹事会で報告することとする。

- 2 報告者は、幹事会で報告した後、総会で報告することとする。

(提出資料の様式)

第7条 議案及び報告のための提出資料の様式は、別表第1のとおりとする。

(定足数)

第8条 法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

(公開の手続)

第9条 議長は、総会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴可能人数につき、事前に適当な手段をもって周知することとする。

- 2 総会の傍聴可能人数は、議長が定める。

第4章 委員会

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

- 2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(関係する決定の廃止)

第2条 日本学術会議の運営の細則に関する内規（昭和61年総会決定）、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（昭和62年総会決定）、日本学術会議の行う国際学術交流事業について（申合せ）（昭和62年総会決定）及び副会長世話担当研究連絡委員会の運営について（申合せ）（平成3年総会決定）は、廃止する。

附 則（平成18年2月13日日本学術会議第147回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年4月11日日本学術会議第148回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月3日日本学術会議第149回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年4月10日日本学術会議第150回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月8日日本学術会議第152回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月1日日本学術会議第154回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

様式 I 議案

議 案	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
件 名	
1	提 案 者 〇 〇 〇 〇
2	議 案
3	提 案 理 由
※	
4	本信及び写送付先 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
※	
5	所 要 経 費

※ 必要に応じて、参考として記入する。

様式 II 報告

〇 〇 部、委員会報告	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇長 〇 〇 〇 〇	
1	会議開催 〇〇月〇〇日 於 : 〇 〇 〇 〇
2	報告事項
(1)	
(2)	

別表第 2（第 10 条関係）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第 8 条）
科学者委員会	会則第 5 条第 1 号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第 9 条第 3 項、同第 13 条第 2 項）、会員及び連携会員の退職（会則第 10 条第 2 項、同第 14 条第 2 項）、学術会議全体としての広報に関すること（刊行物の編集、シンポジウムの企画等）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第 5 条第 2 号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第 5 条第 3 号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第 3（第 10 条関係）

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

●日本学術会議の運営に関する内規

〔平成17年10月4日
日本学術会議第1回幹事会決定〕

改正	平成17年11月24日	日本学術会議第5回幹事会決定
	平成18年2月23日	日本学術会議第9回幹事会決定
	平成18年3月23日	日本学術会議第10回幹事会決定
	平成18年12月21日	日本学術会議第30回幹事会決定
	平成19年3月22日	日本学術会議第34回幹事会決定
	平成19年5月24日	日本学術会議第38回幹事会決定
	平成20年4月7日	日本学術会議第55回幹事会決定
	平成20年6月26日	日本学術会議第58回幹事会決定
	平成20年9月18日	日本学術会議第64回幹事会決定
	平成21年6月25日	日本学術会議第79回幹事会決定
	平成22年10月21日	日本学術会議第109回幹事会決定
	平成23年4月5日	日本学術会議第119回幹事会決定

日本学術会議の運営に関する内規を、次のとおり定める。

日本学術会議の運営に関する内規

第1章 総則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会則」という。）及び日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2章 職務

(勧告等の提出)

第2条 部及び委員会の長が勧告、要望、声明（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の案を科学と社会委員会に提出することとする。

2 科学と社会委員会は、提出された勧告等の案について、内容の適切性及び過去10年間にわたる勧告等との関連について検討し、提出者に助言を行う。

3 勧告等を行ってから5年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応

じ、再度、勧告等を行うことができる。

- 4 提出者は、第2項の助言に基づき、必要に応じ勧告等の案を修正の上、議案として幹事会に提出する。

(提言及び報告の手続)

第3条 部、委員会又は分科会が提言及び報告を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。ただし、会長、副会長及び各部の役員のすべてが委員となることとされている委員会については、この限りではない。

- 2 前項において、分科会の提言及び報告の案については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会に提出することとする。

(外部からの要望の処理)

第4条 外部(外国を含む。)より要請がなされた場合、請願法(昭和22年法律第13号)に基づき、これを処理する。

(主催区分)

第5条 学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第1の区分によって行う。

- 2 講演会、シンポジウム等の主催に関する幹事会の議案の様式は、別表第2のとおりとする。
- 3 開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

第3章 会員又は連携会員の候補者の推薦

(会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等)

第6条 会員又は連携会員(会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。)による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

- 2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。
- 3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。
- 4 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。
- 5 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

(会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続)

第6条の2 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。

- (1) 各部(幹事会が別の会議を定める場合は、その会議。以下第12条において同じ。)は、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式に

より、幹事会に推薦する。

- (2) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第4号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。

第4章 幹事会

(議案の提出)

第7条 幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 部長
 - (4) 常置又は臨時の委員会の委員長
 - (5) 発議者を含めた5人以上の会員
- 2 議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
- 3 前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
- 4 議案の提出者は、幹事会開催の14日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。

(報告の手続)

第8条 幹事会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として幹事会開催の7日前までに会長に案件の内容を提出することとする。

- 2 幹事会での報告は、報告者が行う。

(提出資料の様式)

第9条 議案及び報告のための提出資料の様式については、細則第7条の規定を準用する。

第5章 委員会

(委員会の委員)

第10条 委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

(臨時の委員会の設置)

第11条 臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

- 2 課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3年を限度として時限設置する。
- 3 課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第3のとおりとする。

4 各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(委員会の委員の委嘱の手続)

第12条 委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の設置に伴い、会長は、委員会に所属する委員の選考を幹事会に依頼する。
- (2) 幹事会は、会長の依頼を受け、委員の候補者の推薦を各部に依頼する。
- (3) 各部は、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。
- (4) 幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。
- (5) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。

2 委員会の委員の追加に伴う委嘱の手続は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委員会が追加する委員の推薦を各部に依頼することとする。

(分科会の構成員)

第13条 分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

2 分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会)

第14条 分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

(小分科会)

第15条 国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

2 小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

(小委員会)

第16条 分野別委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

3 当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

(分科会等の長の選出の方法)

第17条 分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

(分科会等の委員)

第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。

(分科会等の議長)

第19条 分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

(分科会等の会議)

第20条 分科会等の会議については、法第24条第1項及び第2項並びに会則第18条（第1項及び第5項を除く。）及び第22条の規定を準用する。

第6章 会議

(定足数)

第21条 法第24条第3項並びに会則第26条及び第31条並びに前条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、海外赴任者（海外に居所を有し、現に海外に在る者）、出張者、災害、不測の事故又は健康上の理由で出席できない者を、構成員の四分の一を上限として除外する。

(幹事会における定足数の特別の定め)

第21条の2 会則第26条において準用する法第24条第1項の規定の適用については、各部から1人以上の委員の出席がなければならない。

(公開の手続)

第22条 細則第9条の規定は、部会、連合部会、幹事会、委員会及び分科会等（以下「部会等」という。）に準用する。

(議事要旨)

第23条 部会等の議長（議長が指名した者を含む。）は、部会等を開催した場合は、議事要旨を作成し、次の部会等において承認を得るものとする。

2 議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載するものとする。

3 議長は、部会等において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。

4 会則第22条並びに会則第26条及び第31条並びに第20条で準用する会則第22条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第1項の議事要旨に代えなければならない。

(傍聴者の遵守事項)

第24条 部会等の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（昭和61年日本学術会議規則第1号）第2条から第9条までの規定を準用する。

(幹事会への報告)

第25条 部及び委員会の長は、部会、連合部会、委員会及び分科会等を開催したときは、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第6条第4項の規定にかかわらず、平成17年12月16日までの間において会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日

までとする。

第3条 第6条第4項及び前条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月23日から平成18年5月10日までの間において会員又は連携会員が行う連携会員の候補者の推薦に限り、5人までの連携会員の候補者を推薦することができるものとする。

2 前項の規定により推薦を行う場合の推薦手続については、第6条第1項の規定を準用する。

3 第1項の規定により推薦を行う場合の推薦の効力については、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日日本学術会議第9回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成18年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成18年2月28日）

附 則（平成18年3月23日日本学術会議第10回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年12月21日日本学術会議第30回幹事会決定）

この決定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成19年3月22日日本学術会議第34回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年5月24日日本学術会議第38回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年4月7日日本学術会議第55回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（平成20年日本学術会議規則第1号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成20年5月7日）

附 則（平成20年6月26日日本学術会議第58回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年9月18日日本学術会議第64回幹事会決定）

この決定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成２１年６月２５日日本学術会議第７９回幹事会決定）
この決定は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則（平成２２年１０月２１日日本学術会議第１０９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２３年 ４月 ５日日本学術会議第１１９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
学術会議	人文・社会科学及び自然科学に係る問題又は重要な審議課題で、学術会議が主催するにふさわしいもの	幹事会(第 7 条第 1 項に規定する者が議案を提出)		科学者委員会	
部	部の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	部	幹事会の承認を要する (部長が議案を提出)	部	
委員会又は分科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	関係部及び幹事会の承認を要する (委員長が議案を提出)	委員会又は分科会	
地区会議	学術会議諸機関の審議の結果に基づくもの及び地区会議活動の活性化に資するもの	科学者委員会	幹事会の承認を要する (科学者委員会の長が議案を提出)	地区会議	

別表第2（第5条関係）

平成 年 月 日

日本学術会議会長 殿

講演会、シンポジウム等主催提案書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の開催について

1. 提案者
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催：
2. 共 催：（該当のある場合）
3. 後 援：（該当のある場合）
4. 日 時：平成 年 月 日（ ）： ～：
5. 場 所：
（日本学術会議講堂と併せて会議室を使用する場合は、会議室数及び使用目的を
必ずご記入ください。）
6. 分科会の開催：（該当のある場合）
7. 開催趣旨：
8. 次 第：
〔 主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は報告・講演等を行うことが必要です。
該当する報告・講演等については、必ずその旨明記してください 〕
9. 関係部の承認の有無：

別表第3（第11条関係）

平成 年 月 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員）
- 2 委員会名（仮称）
- 3 設置期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 課題の内容
 - (1) 課題の概要
 - (2) 審議の必要性と達成すべき結果
 - (3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無（※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でどのような審議をするか）
 - (5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）
- 5 審議の進め方
 - (1) 課題検討への主体的参加者
 - (2) 必要な専門分野及び構成委員数（各部別の委員概数を含む）
 - (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール
- 6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）

○日本学術会議事務局組織規則

〔平成十七年五月二十三日〕
日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議事務局組織規程（昭和二十五年日本学術会議規則第五号）の全部を次のように改正する。

日本学術会議事務局組織規則

（事務局長）

第一条 日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。

- 2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。
- 3 事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。
- 5 事務局長は、部会、連合部会及び委員会に出席し意見を述べることができる。

（次長）

第二条 事務局に、次長一人を置く。

- 2 次長は、事務局長を助け、事務局の所掌事務に係る重要事項に関する事務を総括整理する。

（課及び参事官の設置）

第三条 事務局に、企画課、管理課及び参事官三人を置く。

（企画課の所掌事務）

第四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 事務局の機構に関すること。
- 三 法令案その他公文書類の審査及び進達に関すること。
- 四 日本学術会議の保有する情報の公開に関すること。
- 五 日本学術会議の保有する個人情報の保護に関すること。
- 六 政府からの諮問及び政府への答申並びに勧告及び提言事項に関すること。
- 七 政府に対し資料の提出、意見の開陳又は説明を求める事項に関すること。
- 八 総会及び幹事会に関すること。
- 九 科学に関する重要事項の調査及び企画に関すること。
- 十 広報に関すること。
- 十一 総合科学技術会議及び関係機関並びに学術研究団体等との連絡調整に関すること。
- 十二 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の選考に関すること。
- 十三 第六号、第七号、第十号及び前号に規定する事務に係る委員会に関すること。
- 十四 学術関係資料及び情報の収集、交換、整理及び利用に関すること。
- 十五 国立国会図書館支部日本学術会議図書館に関すること。
- 十六 職員の人事に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他に属しないものに関すること。

(管理課の所掌事務)

第五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 官印及び公印に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の人事に関すること（前条第十二号に掲げる事務を除く。）。
- 五 職員の福利厚生に関すること。
- 六 日本学術会議の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 七 物品の管理、営繕及び契約に関すること。
- 八 庁内の管理に関すること。
- 九 第六号に規定する事務に係る委員会に関すること。

(参事官の職務)

第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 科学に関する重要事項の審議に関すること。
- 二 部会、連合部会及び委員会に関すること（企画課及び管理課の所掌に係るものを除く。）。
- 三 国際会議の開催、国際学術交流等国际業務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十七年七月一日から施行する。

(日本学術会議法の一部を改正する法律の施行の日までの経過措置)

第二条 日本学術会議法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十九号）の施行の日（以下「法施行日」という。）までの間において、第一条第四項及び第四条第八号中「幹事会」とあるのは、「運営審議会」と、第四条第十二号及び第五条第四号中「日本学術会議連携会員」とあるのは、「研究連絡委員会の委員」と読み替えるものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、法施行日までの間において、この規則の施行に関し必要な経過措置は、会長が定める。

報告

日本学術会議の機能強化について



平成23年（2011年）7月7日

日 本 学 術 会 議

この報告は、平成 22 年（2010 年）7 月から平成 23 年（2011 年）6 月にかけて、日本学術会議の機能強化に向けて総会、各部会、各委員会等において行われた議論を、幹事会において取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議 幹事会

会長	金澤 一郎	（第二部会員）	宮内庁 皇室医務主管 （平成 23 年 6 月 19 日まで在任）
副会長（会長代理）	唐木 英明	（第二部会員）	東京大学名誉教授
副会長	大垣 眞一郎	（第三部会員）	独立行政法人国立環境研究所理事長
副会長	鈴木 興太郎	（第一部会員）	早稲田大学政治経済学術院教授 （平成 23 年 4 月 4 日まで在任）
副会長	広渡 清吾	（第一部会員）	専修大学法学部教授
第一部部長	小林 良彰	（第一部会員）	慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長
第一部副部長	木村 茂光	（第一部会員）	東京学芸大学教育学部教授
第一部幹事	山本 眞鳥	（第一部会員）	法政大学経済学部教授 （平成 23 年 4 月 4 日まで在任）
第一部幹事	酒井 啓子	（第一部会員）	東京外国語大学大学院地域文化研究科教授
第一部幹事	白田 佳子	（第一部会員）	筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻教授
第二部部長	浅島 誠	（第二部会員）	産業技術総合研究所フェロー兼幹細胞工学研究センター長
第二部副部長	北島 政樹	（第二部会員）	国際医療福祉大学学長
第二部幹事	山本 正幸	（第二部会員）	東京大学大学院理学系研究科教授
第二部幹事	鷺谷 いづみ	（第二部会員）	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
第三部部長	岩澤 康裕	（第三部会員）	電気通信大学電気通信学部教授
第三部副部長	後藤 俊夫	（第三部会員）	中部大学副学長
第三部幹事	池田 駿介	（第三部会員）	建設技術研究所池田研究室長
第三部幹事	永宮 正治	（第三部会員）	J-PARC センター センター長

目 次

I 日本学術会議の歴史的位置と果たすべき役割

1. 第21期日本学術会議の立ち位置	1
2. 法に基づく国民からの負託	1
3. 21世紀世界における学術と科学者コミュニティの使命	1
4. 日本の科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の役割	2
5. 助言・提言活動の法制的基礎	2
6. 科学者コミュニティと市民社会に根ざす助言・提言	2
7. 学術の総合力の担い手としての日本学術会議	2
8. 知の循環の駆動軸としての日本学術会議	2
9. 次世代の育成と男女共同参画の推進	3
10. 科学者コミュニティのグローバル化を目指す	3

II 日本学術会議の社会と国民に対する責務

ー学術の位置づけおよび学術に基づく助言・提言活動の意義ー

1. 学術の2つの本質的要素	3
2. 助言・提言活動の3つの領域	3
3. 社会および政府に対する助言・提言	4
4. 科学者コミュニティに対する助言・提言	4
5. 3つのインターフェイスにおける連携の強化	4
6. 科学者コミュニティとの連携	5
7. 社会との連携	5
8. 政府との連携	5

III 助言・提言活動および社会・政府との連携の強化

1. 「日本の展望ー学術からの提言」プロジェクトの実行	6
2. 緊急事態における提言活動	6
3. 助言・提言機能の基盤の強化	7
(1) 課題別委員会のテーマ設定	7
(2) 短期間で結論を出す新しい仕組みの導入	7
(3) 代表性の確保への配慮	8
(4) 査読体制の明確化	8
(5) 意思の表出の政策への反映、フォロー等	8

4. 社会との連携	8
(1) 広報体制の強化	8
(2) ジャーナリズムとの協力関係の促進	9
(3) 学術リテラシーの普及と向上	9
5. 政府との連携強化	9
6. 国際社会における活動	9
(1) 国際社会・各国政府への助言・提言活動の促進	9
(2) 世界の科学者コミュニティとの連携強化および国際的情報発信体制の整備	10
(3) 市民社会における学術リテラシーと文化の醸成への貢献	10
(4) 若手科学者の国際活動の促進	10

IV 日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスの強化

1. 会員・連携会員の選考のあり方	11
2. 会員・連携会員の活動のあり方	11
3. 委員会のあり方	12
(1) 機能別委員会のあり方について	12
(2) 分野別委員会のあり方について	12
(3) 課題別委員会について	13
4. 学協会・協力学術研究団体との関係	13
5. 若手科学者の意見集約機能の強化	14
6. 各地区の科学者との協力の強化	14
7. 大学・研究機関等との連携	15
8. 日本学術会議栄誉会員制度の創設	15

V 組織体としての日本学術会議の体制強化

1. 幹事会の組織と運営について	16
2. 各部における活動の目標と活動のあり方	16
3. 執行・運営体制と活動の継続性	16
4. 予算の充実と効果的な予算執行の方策	17
5. 審議活動のサポートのための事務局のあり方	17
6. IT化の推進	18
7. 関係諸機関・団体との連携方策	
(1) NISTEP（文部科学省科学技術政策研究所）との連携方策	18
(2) JST（科学技術振興機構）および JSPS（日本学術振興会）など関係独立行政法人との連携方策	18
(3) 日本学術協力財団との協力の強化	19

日本学術会議の機能強化について

I 日本学術会議の歴史的位置と果たすべき役割

1. 第21期日本学術会議の立ち位置

第21期日本学術会議は、2010年4月、第157回総会において『日本の展望－学術からの提言2010』を採択・公表し、学術の見地から人類社会と日本社会の課題を提起し学術のなすべき仕事を明らかにした。同年8月25日には政府に対して「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」の勧告を行った。日本学術会議は、自ら提起した諸課題の実現に向けて、とくに『日本の展望－学術からの提言2010』の具体的展開を図るために、2004年4月の日本学術会議法改正に基づく機構改革の成果と問題点を総括し、日本学術会議の一層の機能強化を進め、所期の使命の達成に務めるべき立ち位置にある。

2011年3月11日に東北・関東地方を襲った大地震・大津波およびそれを誘因とする福島第1原子力発電所の事故は、日本の近代史上未曾有の災害として学術が総力をあげて立ち向かうべき課題を提示している。日本学術会議は、この緊急課題に迅速に全力で取り組み、学術への国民の負託に応えることを通じて、被災地域の復興を成し遂げ、日本の展望を切り拓くことに寄与しなければならない。

2. 法に基づく国民からの負託

日本学術会議は、日本学術会議法（昭23・法律第121号）に基づき設置され、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（第2条）としてその意義と役割について法制上の位置づけを与えられている。同法改正による2005年10月からの新体制の発足（会員選考制度の改革、7部制から3部制への移行、連携会員制度の導入等）にともない、日本学術会議は『日本学術会議憲章』を策定し、内外にその責務を声明した（2008年4月）。これらの趣旨に基礎づけられながら、日本学術会議は、今日の世界において自らの負うべき社会的責任と果たすべき機能を明確にしなければならない。

3. 21世紀世界における学術と科学者コミュニティーの使命

21世紀の世界において、科学・技術（すべての学問分野における知的活動の総体を指す。以下では「学術」という）は、人類の知的資産を継承し、さらにこれ

を進展させることによって人類の福祉の増進に寄与するとともに、人類社会が直面している根本的な問題に取り組み、解決のための選択肢を提示し、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献すべく不可欠の役割を担っている。

学術がこのような使命を果たし、人類社会の期待に応えるためには、社会的責任の自覚を共有する科学者コミュニティが形成され、すべての学術研究の成果を基礎に、問題解決の選択肢を検討し、人類社会の福祉の増進と発展を図るために、社会に対して助言・提言を行う用意がなければならない。

4. 日本の科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の役割

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティのなかから作り出されるその代表機関であり、科学者コミュニティの役割の自覚を強め、科学者コミュニティの活力を高めることを追求するとともに、社会に対する助言・提言を科学者コミュニティの総意に基づいたものとして形成するために、具体的な審議・決定を行う役割をもつ。

5. 助言・提言活動の法制的基礎

日本学術会議法は、日本学術会議の目的を「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（第2条）と規定し、かつ、その職務の遂行を「独立して」、政府の指示から自由に学術の見地にたって行うべきことを保障し（第3条）、手段としてとくに政府による日本学術会議への諮問（第4条）および日本学術会議の政府に対する勧告（第5条）を制度的に用意している。日本学術会議は、この制度的な基礎の上に創意的な助言・提言活動を発展させるものである。

6. 科学者コミュニティと市民社会に根ざす助言・提言

日本学術会議は、広く社会に対する助言・提言の重要な一環として、社会の問題解決と福祉の実現を使命とする政府の政策に関して、学術研究の成果を踏まえ、科学者コミュニティの総意に基づくものとして政府に対して具体的な助言・提言を行う役割を果たす。政府に対する助言・提言は、科学者コミュニティが根を下ろしている市民社会からの助言・提言としても位置づけることができる。

7. 学術の総合力の担い手としての日本学術会議

日本学術会議は、社会に対する助言・提言に際して、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織であることを活用し、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性にたえず留意し、学術の総合力の発揮に努めなければならない。

8. 知の循環の駆動軸としての日本学術会議

日本学術会議は、市民社会および政府とのコミュニケーションを基礎に、学術研究の生み出す知を人類社会の福祉の増進と発展を目的として適切に有効な形で活かすため、「知の循環の駆動軸」の機能を果たさなければならない。その際には、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与する活動が重要である。

9. 次世代の育成と男女共同参画の推進

日本学術会議は、学術が人類社会に対して負うべき役割を持続的かつ適切に果たしうるために、次世代の研究者の育成にとくに努め、また男女共同参画基本計画における数値目標の達成など学術研究における男女共同参画の推進を図らなければならない。

10. 科学者コミュニティのグローバル化を目指す

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として、世界の科学者コミュニティと連携し、国際社会および各国政府に対する助言・提言の活動を促進し、また各国のアカデミー等を中心とする科学者コミュニティ、とくにアジアの科学者コミュニティとの学術交流を深め、科学者コミュニティのグローバル化を目指して活動する。

II 日本学術会議の社会と国民に対する責務

－学術の位置づけおよび学術に基づく助言・提言活動の意義－

1. 学術の2つの本質的要素

1999 年の『ブダペスト宣言』（『科学と科学的知識の利用に関する世界宣言』）は、科学のあり方について、「知識のための科学、進歩のための知識」、「平和のための科学」、「開発のための科学」および「社会における科学、社会のための科学」の4つを提示した。『日本の展望－学術からの提言 2010』は、学術と社会の関わりを軸に、もっぱら「あるもの」の認識・理解を目指す「学術のための学術」(Science for Science) および社会的な有用性の実現を目指す「社会のための学術」(Science for Society) を区分して考察し、2つの学術の本質的重要性を明示した。日本学術会議は、このような意義を担う学術のすべてを振興するために活動し、また、学術研究の成果に基づき広く社会に対する助言・提言を行うものである。

2. 助言・提言活動の3つの領域

人類社会に対する学術の使命および科学者コミュニティの役割という視点から位置づけると、日本学術会議の学術的知見に基づいた助言・提言活動は、学術の振興そのものに向けられるもの、および社会と国民の福祉の向上を目指して行

われるものに分けられ、そして後者においてさらに政府に対する政策提言として行われるものを区別することができる。これら3つは、広義の意味において、それぞれ Science for Science(学術のための学術の活動)、Science for Society(社会のための学術の活動)、そして Science for Policy(政策のための学術の活動)として特徴づけることができる。G8学術会議によるG8サミットに向けての共同声明は、世界の科学者コミュニティを背景にしたまさに人類社会の福祉に関わる Science for Society の最重要例であり、かつ、諸政府に対する提言として Science for Policy の代表例である。(＊)

3. 社会および政府に対する助言・提言

社会に対する助言・提言は、広く市民生活の向上と福祉の増進に関わり、またとくに産業の振興やそのあり方に関わるものである。政府に対する助言・提言は、政府の採用すべき政策の提案、あるいは政府の実施した政策についての評価とそれに基づく是正の提案等を含みうる。また、日本学術会議は、自ら学術の振興に関わる政策について、政府に助言・提言する(前掲2010年8月の日本学術会議の政府への勧告はこの例である)。日本学術会議の助言・提言は、政策の決定過程への関与ではなく、学術的見地に基づく政策選択肢の提示であり、その意味において、「より良い政策のための助言・提言」ということができる。

4. 科学者コミュニティに対する助言・提言

日本学術会議の助言・提言は、新たな学術の発展方向を示し、また、新たな学術分野の開発や構築を提案するなど、科学者コミュニティそれ自体に対しても行われる。『日本の展望－学術からの提言2010』は、社会および政府に対する助言・提言とならんで科学者コミュニティへの助言・提言を包摂するものである。科学者コミュニティに対する学術の将来に関する助言・提言は、将来の社会と世代に作用するものとしてとくに Science for the Future(将来の学術のための学術の活動)と呼ぶことができる。

5. 3つのインターフェイスにおける連携の強化

日本学術会議の助言・提言が、学術のための学術の活動(Science for Science)、社会のための学術の活動(Science for Society)、および政策のための学術の活動(Science for Policy)として、有効かつ適切なものであるためには、日本学術会議が「知の循環の駆動軸」として適時に効果的に機能しなければならない。そのための必要条件は、3つのインターフェイス、すなわち、科学者コミュニティとの連携、社会との連携、そして政府との連携の絶えざる強化と活性化である。

6. 科学者コミュニティとの連携

日本学術会議による学術のための学術の活動、社会のための学術の活動および政策のための学術の活動が成功裏に展開するための基盤は、科学者コミュニティそのものにある。日本学術会議は、科学者コミュニティ全体のあり方およびその社会的責任の実現について、絶えず意を用いなければならない。また、日本学術会議は、その運営において、科学者コミュニティに対する代表性を、組織の上でも活動の上でも確保することに最善を尽くさなければならない。とくに若手科学者の状況と意見の正確な理解が重要であり、そのために科学者コミュニティ内部での交流を活性化し、若手科学者の主体性が発揮できるような科学者コミュニティの形成を目指す必要がある。

7. 社会との連携

社会との連携は、市民と科学者の対話を促進し、市民の学術リテラシーの向上を図り、これらを媒介する科学ジャーナリズムの育成・強化に協力するなど、市民と科学者コミュニティとの交流関係を構築することが重要である。また、産業との連携を適切に進め、技術開発に対する社会のニーズ等について学術と産業との知見の共有を推進することが必要である。社会に対する助言・提言は、この交流・連携関係の中で行われ、また、社会からのフィードバックを通じてより有効な次の助言・提言が導かれ、こうして交流・連携関係がさらに発展すべきものである。

8. 政府との連携

政府との連携は、政府の現状認識、問題の把握等につき、政府とできるかぎり十分な情報共有と意見交換を行い、政府に対する助言・提言が有効かつ適切に形成できる基盤を構築することが重要である。他方で、学術の立場から、科学者コミュニティを代表して、政府の政策に対し批判的な助言・提言を行うことのできる関係を構築しなければならない。また、政府に対する助言・提言は、十分に審議し長期的な観点から用意されるべきものもあるが、他方で、場合によっては短期間の審議で機動的に行わなければならないものもある。さらに、助言・提言の形態も必要に応じて分かれる。政策のための学術の活動の具体的なあり方は、多様に工夫され、適切な形態が選択されるべきである。

* 「Science for Policy」は、その字義どおりに「政策のための、政策に関する科学」（または政策科学）として、政府の政策に関する実証研究、あるいは「科学的根拠（エビデンス）に基づく政策立案の実現に向け、学術やイノベーションに関する政策を対象とした先端的研究である『政策のための科学』」（『科学技術基本政策策定の基本方針』（総合科学技術会議基本政策専門調査会、2010年6月）

と理解する場合もある。日本学術会議の助言・提言活動は、このような字義どおりの政策科学の学術的成果をも反映するものである。

Ⅲ 助言・提言活動および社会・政府との連携の強化

ここでは、助言・提言活動および社会・政府との連携の強化について、具体的な論点と改善の方向を示す。

1. 「日本の展望－学術からの提言」プロジェクトの実行

全般的な活動基盤の機能強化とともに、具体的課題に即した機能強化を進めることが重要であり、とくに『日本の展望－学術からの提言 2010』（以下、『主提言 2010』）の実行を図る体制を強化・確立する。日本の展望委員会は、幹事会附置の常設の委員会として、『主提言 2010』を計画項目に具体化し、項目ごとに実行プラン、担当委員会等およびフォローアップについての大綱を作成する。

各部、各機能別委員会および各分野別委員会は、上記の大綱を踏まえて、実行のための具体的な取組みを進める。日本の展望委員会は、これらの取組みを総会時ごとに集約し、実行状況を整理し、達成度を把握する。達成度の進展を図るため、日本の展望委員会は、『主提言 2010』の計画項目に関し各部、各機能別委員会および各分野別委員会と十分な連携を確保する。

以上の課題を遂行するために、日本の展望委員会に「提言実行分科会」（仮称）を設置し、かつ、プロジェクトの実行に関わる事務局のサポート体制を格段に強化する必要がある。

日本の展望委員会は、『主提言 2010』の実現状況を勘案しながら、「日本の展望－学術からの提言」の当初の構想に想定したようにプロジェクトの継続性を考慮し、相応の準備期間を見越して次期の『日本の展望－学術からの提言 2016』策定プロジェクトの立ち上げを検討するものとする。策定プロジェクトの実施に際しては、テーマ別検討および分野別検討について科学者コミュニティとの連携・協力関係を強化し、具体的に学協会からの委員の推薦を積極的に進めるなどの方策が必要である。

2. 緊急事態における提言活動

日本学術会議は、東日本大震災およびそれを誘因とする東京電力福島第1原子力発電所事故に対応して緊急かつ迅速に活動を展開するため、会長を委員長とし幹事会メンバーを委員とする「東日本大震災対策委員会」を大震災勃発からおおよそ10日後に設置し、関連の緊急提言および情報発信の決定権限を同委員会に与えた。ただし、同委員会のもとに設置する分科会および委員の承認については、通常の通り幹事会の権限にとどめられた。

会員・連携会員からの情報・意見・提案を書き込むことができる「ＳＣ」掲示板」が会員有志の手によって対策委員会設置前にすでに開設され、また、学協会からの意見・提案は、事務局によって対応窓口が設置された。これらの意見・提案は、とりまとめて対策委員会に提出するものとした。

各部は、各分野別委員会がまとめた提言を日本学術会議として発信するという基準で審査し、必要な補正を行い、対策委員会に提案し、対策委員会は、迅速なメール審議で承認のうえ緊急提言として公表するという体制が確立した。

一方、こうした活動の中で、すでに次の問題点が明らかになった。

第１に、「知の循環の駆動軸」としての役割を緊急事態のなかで果たすためには、多様な情報を迅速に媒介・伝導する情報のネットワークが必要である。

第２に、緊急提言や重要な情報の発信が国際的な科学者コミュニティに向けて迅速に行われることが必要である。

これらについては、日常的な運営のなかで、会員・連携会員間の意見交換、および学協会との交流の情報システムを整備し、また、国際的発信の体制を十分に確立するため、必要な手立てを講じる必要がある。

今般の緊急事態への対応は、日本学術会議にとって歴史的に重要な経験であり、必要な検証を行い、その結果を今後の活動に活かしていくこととする。

3. 助言・提言機能の基盤の強化

(1) 課題別委員会のテーマ設定

課題別委員会によるテーマ設定は、会員・連携会員のイニシアチブに基づいて行われるが、これを一層促進しながら、幹事会において政策のための学術の推進の見地から俯瞰的な視野に立ってテーマを積極的に設定し、提言の戦略性・体系性・系統性を確保する方向が併せて追求されるべきである。

国際的な活動と連携し、国際学術団体において企画される国際研究プロジェクトに対応するテーマを設定し、グローバルな課題解決に貢献する取組みを進める。

各部および分野別委員会においては、積極的に分野を横断する超域的な課題を設定し、学際的分科会を組織し、学術の総合力の発揮をめざす審議・提言を進めるべきである。

(2) 短期間で結論を出す新しい仕組みの導入

時限を切って設置される委員会等では概ね１年を審議期間とし、また、常置の委員会等でも、概ね１年以上の期間に渡って審議し、社会および政府に対する助言・提言を作成している。科学者コミュニティの支持を受け、助言・提言の質を確保し、信頼性のある内容を形成するためには、一定の審議期間が必要である。テーマによって必要な場合には、１期３年の審議期間を要するもの

もありえよう。

他方で、社会における突発的な事態等に対して、日本学術会議として科学的な見地から緊急に意見を表明する必要がある場合、また、政府からの要請等に基づいて、一定の時期までに限られた時間の中で日本学術会議の見解を取りまとめる必要がある場合など、日本学術会議の助言・提言活動を有効かつ適切に行うために極めて迅速な対応が求められることも少なくない。

このような場合につき、第1に、会長のリーダーシップの下に「会長談話」または「幹事会声明」等の形式でおおむね1－2週間程度の準備期間を経て日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の助言・提言活動、また第2に、委員会設置手続きおよび委員会審議を迅速に進め、おおむね3－4カ月の審議期間（期間は当該案件の事情にかかる）を経て日本学術会議の見解を取りまとめる「早期型」の助言・提言活動を明確に位置づけることとし、これについての必要な規定の整備を図る。

（３）代表性の確保への配慮

審議母体である委員会等の構成に配慮し、また審議過程における学協会との連携や公開シンポジウムの開催等を通じて科学者コミュニティの意見の反映に努めることが重要である。

（４）査読体制の明確化

意思の表出について、科学と社会委員会、各部および各分野別委員会における査読体制を明確にし、幹事会における審査を含めて、適切にして適時の意思の表出を確保するように運営上の配慮を行う。

（５）意思の表出の政策への反映、フォロー等

意思の表出後の社会への普及、政策への反映等について、モニター活動が必要である。提言主体である委員会等の表出後の継続的な取組みを援助し、促進し、かつ、状況と成果を報告し、確認する組織的なフォロー体制の整備を図ることとする。

4. 社会との連携

（１）広報体制の強化

一般広報の強化のために、広報担当の会長補佐をおき、この担当者を委員長とする委員会（各部から1－2名程度の委員で構成する仮称「広報企画委員会」）を設置し、専任の事務担当者を確保する。広報担当会長補佐は、会長の指示を直接にうけて具体的な活動を行い、あわせて委員会において日本学術会議の広報戦略を検討し、マネージする。

委員会は、ホームページを所管し、日本学術会議の意思の表出、開催するシンポジウムなど、日本学術会議の活動の全体についての広報・宣伝を企画し、執行する。

『学術の動向』の編集を担当している現在の広報分科会は、広報刊行物等編集分科会（仮称）として、委員会の下におく。

なお、広報企画委員会を機能別委員会の1つとして設置するか、科学者委員会の下に広報企画分科会として設置するか（この場合には広報刊行物等編集委員会は小分科会として設置）はさらに検討する。広報企画担当の会長補佐は幹事会に出席するものとする。

会員等が学術的意見を社会的に公表する際には、「日本学術会議会員」等の肩書を積極的に利用することを申し合わせる。

（２）ジャーナリズムとの協力関係の促進

科学ジャーナリズムの充実の必要性は、かねてから指摘されており、日本学術会議の活動にジャーナリストが積極的に参加する機会を広げるとともに、記者懇談会の定期的開催等により双方のコミュニケーションの深化を図り、科学ジャーナリストの育成に努める。

（３）学術リテラシーの普及と向上

学術リテラシーの社会への普及のために、全体の協力体制を強化し、各部、各分野別委員会等において、アウトリーチ活動の取組みを積極的に進める。また、これまでのサイエンスカフェ支援やサイエンスアゴラ共催等の取組みをさらに強化するとともにマスメディア等の協力を確保して、これらのサイエンスコミュニケーションの対象を一層拡大する方途を追求する。

5. 政府との連携強化

政府の情勢認識や課題設定の状況についての的確に把握するため、総合科学技術会議（改組後は「科学・技術・イノベーション戦略本部」か）との定期的意見交換を制度化し、また、政府各省との意見交換を適時に進める。

立法府（国会の委員会、各政党の議員団等）との連携について、これまでの実績を踏まえながら、具体的なあり方を検討し必要に応じて取り組む。

課題別委員会、分野別委員会等の審議において、必要な場合には政府関係者のヒアリングなど、積極的なコンタクトを追求する。

6. 国際社会における活動

（１）国際社会・各国政府への助言・提言活動の促進

世界の科学者コミュニティと連携し、各国アカデミーと協力しつつ、これ

まで行ってきた「G8 学術会議」における G8 サミットに向けた共同声明および IAC（インターアカデミーカウンシル）、IAP（インターアカデミーパネル）、ICSU（国際科学会議）等の国際学術団体の提言や声明等への積極的参加と貢献を一層促進する。また、アジア 11 か国により構成される「アジア学術会議」に積極的に参画することを通じ、アジア各国のアカデミーの発展を支援し、アカデミー間の協力を促進し、アジアの見地からの助言・提言活動を発展させる。

（２）世界の科学者コミュニティとの連携強化および国際的情報発信体制の整備

日本の科学者コミュニティの代表機関として、国内学協会と協力しつつ有力な国際学術団体への加盟を通じて世界と日本の科学者コミュニティとの連携を強化し、学術交流の一層の発展に努める。また、二国間の科学者コミュニティの交流に取り組み、世界の科学者コミュニティの連携強化と学術交流の発展に貢献する。このなかで、日本学術会議として、世界へのリアルタイムでの情報発信活動を拡大・強化することが必要であり、そのための体制を早急に整備する。

（３）市民社会における学術リテラシーと文化の醸成への貢献

世界の科学者コミュニティとの交流を深めることを通じて、広く市民社会に世界の科学の現状・知見を伝え、豊かな学術リテラシーと文化の醸成に寄与する。学術的国際会議の日本での開催を積極的に推進し、市民社会への科学的知見や文化の発信に努める。とくにこれまで主催してきた「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」の成果を踏まえ、市民社会への機会提供の場として、この取り組みをさらに進める。

（４）若手科学者の国際活動の促進

欧州レベルや世界規模でのヤングアカデミー運動に積極的に対応し、日本学術会議としてその組織的体制を整備するとともに（「若手アカデミー」の構想）、この体制を基盤としながら若手科学者の国際活動の拡大と活性化を図る。

IV 日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスの強化

日本学術会議による学術のための学術の活動、社会のための学術の活動および政策のための学術の活動が成功裏に展開するための基盤は、科学者コミュニティそのものにある。ここでは、日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスを強化するための具体的論点と改善の方向を示す。

1. 会員・連携会員の選考のあり方

コ・オペレーション制の実をあげ、代表性を強化するために、第22期の会員・連携会員の候補者選考に際しては、第1に候補者推薦活動の活性化を図り、第2に協力学術研究団体の情報提供を活用する措置を行い、第3に選考手続の透明性を拡大し、そして第4に男女共同参画の推進、若手科学者の活用、地域間のバランス、産業分野への考慮など、多様な視点からの選考を進め、総じて多様な人材の確保を期している。

会員・連携会員候補者の選考については、学術業績において優れた科学者であることが前提であるが、学術の本質的役割および科学者コミュニティの使命について十分な見識を有し、会員・連携会員としての活動に尽力する用意のあることが期待される。これと関連して、再任に係る選考に際しては、従前の活動実績が慎重に参照されるべきである。また、特任連携会員の活動実績は、連携会員候補者の選考に際しての参考資料となりうる。

2. 会員・連携会員の活動のあり方

会員と連携会員は、いずれも日本学術会議のメンバーであるが、会員は日本学術会議の運営上の意思決定機関（総会・幹事会・部会）をもっぱら担うものとされており、また運営に関わる常置の委員会（機能別委員会・分野別委員会）の長は会員が務めるものとしている。これらを除けば、連携会員もできるだけ広く日本学術会議の運営に関与することが望ましい。他方で、日本学術会議の本体的活動である助言・提言の審議活動は、会員・連携会員が一体となって取り組むべきものであり、ここでは連携会員のより積極的な貢献が期待されている。

会員・連携会員は、課題別委員会のテーマ設定のイニシアチブをとることをはじめとして、課題別委員会への参加、分野別委員会への参加、さらに多様な分科会の設置とそれへの参加を通じて、『日本の展望－学術からの提言 2010』が示すような21世紀的諸課題の解決を目指した助言・提言活動を促進することを主要な任務とする。

会員・連携会員は、科学者コミュニティの自覚的担い手として、日本学術会議と学協会を連結するノードの役割を果たすべきであり、分野別委員会や各分科会における活動をその視点から位置づけることが重要である。

会員・連携会員の活動を促進するためには、各部、各分野別委員会において活動計画と課題の設定が適切に行われ、それにみあった仕事の分担配置がたえず配慮されていなければならない。会員・連携会員は、常時、一定のテーマについて助言・提言の審議活動に参加していることが求められる。

会員・連携会員は、委員会や分科会での審議活動に止まらず、より広い範囲での活動と交流に参画し、日本学術会議の役割や現在の課題設定についてたえず認識を深めることが重要である。とくに連携会員のために、各部、各分野別委員

会は、このような機会を積極的に設けることが必要である。

会員・連携会員の活動を適切に発展させるために、会員・連携会員の活動状況や所在する問題について定期的にアンケート調査を行い、実情の正確な把握に努めることとする。

会員・連携会員として活動するためには、日本学術会議の使命と役割についての理解および具体的な活動の方式についての知識が必要である。このために、小冊子「日本学術会議会員・連携会員の活動の手引き」（仮称）を早急に作成する。

3. 委員会のあり方

（１）機能別委員会のあり方について

科学者委員会は、科学者コミュニティのかかえる様々な問題を取り上げて検討を進めてきた。現状の課題に鑑みて、今後については、日本学術会議協力学術研究団体との連携強化、日本の各地域の科学者との協力関係の発展、および若手アカデミーの活動の新展開を通じて、日本学術会議の機能強化を図るものとする。これらの取組みの具体的な方向は、以下に課題ごとに示される通りである。

科学と社会委員会は、日本学術会議を表出主体とする勧告・要望・声明・提言等に関する査読および学術の知の社会に対する発信を担当している。前者について、表出後のモニターの作業を強化し、社会と政府へのインパクトを確保する手立てを講じる必要があり、表出主体となった委員会等と協力してこれを進める体制を整備する。後者については、学術リテラシーの普及・向上およびアウトリーチ活動の一層の発展を図る。また、日本学術会議の活動の年次総括およびこれに対する外部評価の実施を着実に進めることとする。

国際委員会は、日本学術会議の国際社会における活動を舵取りする役割をもつ。日本学術会議は、日本の科学者を代表する唯一の機関として少くない重要な国際的ユニオンに参加し、日本の科学者コミュニティの意見を世界の科学者コミュニティ届ける役割を担っている。この役割の一層の強化が日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスを強化することにつながるが、現在財政上の制約の下、日本学術会議が新たに国際的ユニオンに参加することが不可能な状況にある。今後について、この状況の改善策を講じることが決定的に重要である。その他の課題については、Ⅲの項目４を参照。

（２）分野別委員会のあり方について

30の分野別委員会は、日本学術会議の活動のまさにフロントを担うものである。分野別委員会は、2000に近い協力学術研究団体と連携を図り、その動向を把握しながら、日本学術会議の助言・提言活動をときどきの課題に対応して展開する重要な役割を果たすべきものである。

各分野別委員会は、当該の学術分野について科学者コミュニティがその役割を発揮することを先導すべきものであるが、同時に、学術全体のなかでの当該分野の位置や意義を俯瞰的に見通しながら、分野別の活動を進めることが重要である。

各分野別委員会は、当該分野において必要な課題に応じて分科会を設置し、研究分野における研究者間の連絡・調整・交流を図るとともに、時宜に適ったテーマの設定によって助言・提言活動を推進する。他方で、分野別委員会は、俯瞰的視点に基づき学術の総合力を発揮するために、積極的に分野をこえた委員会横断的、また、部横断的なテーマの設定を追求し、日本学術会議の助言・提言活動を牽引すべきである。

各分野別委員会は、期における一定の活動計画を基にして、分科会の時宜に応じた設置について判断し、設置した分科会の活動の全容を把握し、当該分野の会員・連携会員が適切に活動に参加することを確保しなければならない。そのため分野別委員会の運営については、各部において、これまでの経験の交流に基づいて基準的なシステムを設定することが望ましい。

分野別委員会の役割に鑑みて、総会時に、または必要に応じて「分野別委員長会議」を幹事会と合同で開催することを検討する。

(3) 課題別委員会について

これについては、Ⅲの項目 1 (1) 課題別委員会のテーマ設定において検討した通りである。課題別委員会は、同時並行して審議を進める委員会の設置数が財政上の制約により限られているので、課題設定のそれぞれの視点を按配し、バランスのとれたテーマ選択をすることが重要である。

4. 学協会・協力学術研究団体との関係

日本の科学者コミュニティの形成は、日本学術会議の本質的役割であり、具体的に学協会（学術研究団体）、とくに日本学術会議協力学術研究団体との連携をどのように組織化し、その内実を発展させるかを課題として明確にしなければならない。

第 3 部は、すでに「理学・工学系学協会連絡協議会」を発足させ、理学・工学系の全分野の学協会とのネットワークを形成している。この「協議会」は、第 3 部の役員会（部長・副部長・幹事）のもとにあり、その運営のために、部の役員、分野別委員長および分野別委員会から推薦された学協会の代表委員によって構成される幹事会を設置している。協議会の目的は、日本学術会議の活動をめぐる諸問題・諸課題についての情報交換・意見交換である。

第 1 部および第 2 部では、それぞれの関わる分野（人文・社会科学、生命科学）の全領域をカバーする連携組織はみられないが、個別の分野毎に大規模なものか

ら中小のものまで、協議会、コンソーシアム等が設立され、そのカバーする範囲は拡大している。

以上の状況を踏まえ、今後については、まず分野別委員会において当該分野の学協会のとりまとめ（学会連合、協議会、コンソーシアム方式等）を図り、分野別委員会との恒常的連携体制をつくる。部においては、部の領域の全体について1つの連携組織を形成することを必ずしも目標にしないが、各分野における連携の推進状況を掌握し、必要な手立てを講じることとし、部全体の課題として常に位置づける。

分野別委員会と学協会協議会等との連絡・協議のための方法として、たとえば分野別委員会に必要な応じて「学協会連携分科会」（仮称）を設置するなど、適切な組織的対応策を講じる。また、課題別委員会、テーマをとりあげて設置される分科会、さらに「日本の展望」プロジェクトにおいてはテーマや分野に関わる学協会からの委員の推薦を積極的に推進する。

学協会、日本学術会議協力学術研究団体そのものへの支援としては、その法人化・公益法人化の取組みに向けての体制整備に関し必要なアドバイスを引き続き行うことが重要である。

日本学術会議協力学術研究団体の制度は、第20期以降の日本学術会議の新体制のもとで発足したが、認定に関わる要件について一層の明確化を図るとともに、認定の取消制度を設けて、同制度の適切な運営を進める。

5. 若手科学者の意見集約機能の強化

若手科学者の意見集約機能の強化は、科学者コミュニティの質的強化および持続可能性の確保のために必須である。これについては、若手科学者自らが科学者コミュニティの内外において責任を果たすことを尊重する立場から、若手科学者が独自にアカデミー活動を展開できる場を確保することとする（「若手アカデミー」の構想）。

「若手アカデミー」の構想については、幹事会のもとに設置された若手アカデミー委員会で検討中であり、その目標、組織のあり方、具体的な活動内容など、第21期のうちに提言がとりまとめられる予定である。若手科学者を構成員とする新たな組織および活動については、提言をまっぴら必要な制度整備等を早急に進める。

6. 各地区の科学者との協力の強化

日本学術会議の活動は、首都圏など大都市圏にかたよりがちであるが、日本各地の科学者との連携・協力を強化してその役割の発揮に努めなければならない。そのために、全国で7つに編成された地区会議への支援を強め、活性化を図るために必要な措置を講じる。

第1に、地区会議代表幹事（または代理）の幹事会へのオブザーバーとしての出席を可能にし、全体の活動についての情報共有と活動の連携を促進する。また、幹事会として地区会議の活動の振興に関わるテーマ等を設定し、地区代表幹事（または代理）と集中討議を行う機会を設定する。

第2に、地区会議の固有の活動を強化するため、それぞれの地域の固有の問題に関し科学者委員会の同意をえて「報告」「提言」を作成することを可能にする。

第3に、連携会員である地区会議構成員が地区会議の代表として会員総会を傍聴するに際しては、必要な手当てを行う。

7. 大学・研究機関等との連携

日本学術会議は、国内の大学・研究機関に対してこれまで主として助言・提言を行う側にたっていたが、科学者コミュニティの形成、その役割の適切な遂行という観点から、全国的な大学連合組織、研究所の連合組織（国立大学協会、日本私立大学協会、公立大学協会、全国研究所長会議、大学共同利用機関法人等）との意見交換の場を適時に設定することが重要である。とくに今後の「日本の展望」プロジェクトにおいては、これを実施する意義が大きい。

これと関連して、必要な場合には日本学術会議としてとくに大学や研究所あてのインフォメーションの作成・配布を検討する。

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表的な研究者によって構成される日本学士院と時宜に応じて意見交換を行い、学術政策の検討や国際的学術交流の推進について相互に協力する。

8. 日本学術会議栄誉会員制度の創設

日本の科学者コミュニティとして、極めて顕著な学術的功績をあげ、また、日本と世界の学術交流に多大の貢献をしたと認める内外の科学者を顕彰することは、日本学術会議の役割の1つであると考えられる。そのような顕彰を通じて、日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての存在意義をより十全に発揮できるからである。

現在、日本のノーベル賞受賞者は、会員や連携会員として日本学術会議に関与しているが、任期付での活動を本務とするこの地位は、任期更新の制度や年齢上の条件の制約により、これらの科学者の処遇につき必ずしも適切でない事態を生み、なんらかの対応が必要となっている。また、外国の科学者に対して、たとえば日本の科学者コミュニティの国際的発展についての大きな貢献に日本学術会議としてこれを顕彰し、相応の謝意を示すことのできる制度も望まれる。

このような趣旨を踏まえて、日本学術会議栄誉会員制度を創設する。

V 組織体としての日本学術会議の体制強化

ここでは、日本学術会議の運営に係わる基本的問題を取りあげ、現状の認識を踏まえ、あり方や改善の方向性をしめす。

1. 幹事会の組織と運営について

幹事会の組織は、法定されているが、上述のように地区代表幹事がオブザーバーとして出席することを可能にする。その他、幹事会として必要に応じて、所要の会員をオブザーバーとして出席させる。

幹事会の権限については、事項によって機能別委員会に権限を授与して幹事会の負担を軽減するという考え方もあるが、日本学術会議の活動の全体をたえず総覧するという幹事会の任務に照らして、この考え方はとらないこととする。

幹事会の運営については、上述のように、地区会議の活動振興のためのテーマ設定に基づく地区代表者との合同会議、あるいは分野別委員長との合同会議など全体の組織の活性化のための方策を講じる。また、中長期的検討課題については、幹事会メンバーの自由な討議による意思形成を目的にして、継続的に幹事会懇談会の方式を活用する。

2. 各部における活動の目標と活動のあり方

各部は、日本学術会議の全体の方針の形成に関与し、かつ、総会・幹事会で決定された方針を部において具体化するという全体に対する役割を果たすと同時に、各部の関わる学術領域について、関連の分野別委員会を束ね、日本学術会議の使命の実現に向けて独自の方針と計画に基づき活動を進めるという課題をもつ。

各部は、期ごとに基本方針と活動計画を作成し、会員に適切な任務の配分を行い、分野別委員会およびその下に設置される分科会の活動状況を把握しながら、当該分野の関連学協会との連携を視野におさめつつ、適時に具体的な方針を提起するものとする。

各部の運営のために、部役員会（部長・副部長・幹事）および部拡大役員会（前記に分野別委員会委員長と副委員長が加わる）を活用し、開催の定例化を図る。

各部は、関連分野別委員会およびその下の分科会から発出する提言・報告案について査読体制を明確にし、査読の実施に責任をもつ。

3. 執行・運営体制と活動の継続性

日本学術会議会員は、6年任期で3年毎に半数が改選される。これに応じて、会長および各部長は、1期3年ごとに改選され、幹事会の構成メンバーも交代し、また、日本学術会議の活動もこれにあわせて1期3年を1つの区切りとして行うことを基本としている。

1期3年を活動の区切りとすることは、活動を総括し、新たな展望をそのうえ

に拓くという意味で重要な制度的枠組みであるが、他方で、期をまたいで継続し発展させるべき活動が日本学術会議の活動の中でますます大きな比重を占めている。後者に留意すれば、執行・運営体制が活動の継続性を担保できるように構成されることが重要である。

活動の継続性を担保できるような執行・運営体制の構成について、その要は会長であるが、3年毎の会長改選を与件としながらどのような体制の構成が可能であるか（会長選挙のあり方を含めて）、また、各部において同様の趣旨を配慮すればどのような方策が可能であるか、これらは法制上の改編を必要とすることもありうるので、今後中期的な課題として検討することが望ましい。

4. 予算の充実と効果的な予算執行の方策

日本学術会議の活動は、国（一般会計）の予算措置によりまかなわれている。日本学術会議の機能強化の方策は、予算措置を必要とするものばかりではないが、基本となる不可欠の活動が保障され、社会と国民に対する責務をより一層強く果たしていくためには、予算執行の効率化に努めつつも、必要な予算を確保し、さらなる充実を目指さなければならない。

日本学術会議の予算は、人件費が多く割合を占め、毎年度の継続的な活動に係わるものという性格をもつため、わが国の予算査定の仕組みのうえで予算の減額の対象となりやすく、基本的経費の安定的確保も危ぶまれる状況にある。これは、日本学術会議が所期の役割を果たすうえから、極めて深刻な事態であり、活動上の困難すら生み出しかねない。

この状況のなかで、日本学術会議の予算を充実（削減の回避・増額）させていくためには、国民および政府に対して、日本学術会議が果たしている固有の役割の意義とその活動の成果をこれまで以上により分かりやすい形でアピールすることが不可欠である。日本学術会議への国民および政府の期待を大きくすることこそ、予算の充実への確実な道である。また、各府省からの諮問や審議依頼に関連して積極的に予算要求を行うことも追求する。

予算執行にあたっては、審議するテーマについてのニーズの変化や予算の執行状況を踏まえて、必要な場合には幹事会において優先順位づけを行うなど、資源の有効・適切な活用を進める。

5. 審議活動のサポートのための事務局のあり方

日本学術会議事務局の過去10年の定員の推移をみると、平成13（2001）年度末の62名から平成23（2011）年度末54人に減少している。この人員減に対しては、これまで管理運営部門においてその影響を吸収し、審議活動のサポート機能への影響を最小限にする方針をとってきた。今後とも、この方針を維持し、かつ、限られた人的資源を審議活動のサポートに適切に配分することに努めるが、必要

な人員の確保と充実についての計画的な措置があわせて要求される。

限られた人的資源による審議活動のサポートを効果的にするために、審議のニーズに応じた柔軟な配置やサポート対象の重点化等の工夫を行う。

国際機関への対応、課題別委員会における報告書作成支援など、専門的業務に係わる職員については、任期付き任用や学術調査員の制度をさらに活用するなど、適切な人事配置を追求する。

事務局の一般職員については、内閣府等の人事ローテーションの下にあるので短期間の人事異動を根本的に変えることはできないが、とくに審議活動のサポートや国際業務対応等の職員については、在籍期間の長期化や過去に在籍した職員の再配置が図られるように人事当局に要望していく。

6. IT化の推進

IT化は、日本学術会議の活動の公開、広報、会員・連携会員の審議活動および相互の交流の促進等のために、早急な整備が必要である。以下の諸課題について、予算措置との関連を考慮しつつ、具体化を図るものとする。

第1に、学術会議講堂における総会、シンポ等の実況・録画のネット配信についてシステムの整備を行う。

第2に、会員、連携会員の情報の共有・公開の仕組みを整備する。そのために、会員等の MyPage を用意し、認証を経たうえで、一定の範囲の情報の公開、会員等自らによる情報更新、会員等による情報の共有を図り、また、会員等の情報は会員等選考時に収集し、継続的に利用できるようにする。

第3に、遠隔会議による効率的な会議開催の仕組みを導入する。そのために、地域的に分散し様々な機関に属する会員等が参加することのできる遠隔会議システムを構築し、かつ、この遠隔会議を公式の会議として認めるように制度化する。

7. 関係諸機関・団体との連携方策

(1) NISTEP（文部科学省科学技術政策研究所）との連携方策

NISTEP は、国の科学・技術政策立案に資するために設置された文部科学省の直轄研究所であり、政策研究大学院大学と連携大学院協定を締結しているほか、内閣府経済社会総合研究所など他の機関との連携を進めている。これらの状況を勘案しつつ、学術政策のあり方について情報や意見を交換し、また共同で調査研究を行うこと等を内容として、今後、日本学術会議と NISTEP の協力を図る。

(2) JST（科学技術振興機構）および JSPS（日本学術振興会）など関係独立行政法人との連携方策

JST は、独立行政法人科学技術振興機構法に基づき設置され、もっぱら自然科学系（人文・社会科学のみに係わるものを除く）の学術振興を目的とし、また、

JSPS は、独立行政法人日本学術振興会法に基づき設置され、学術研究の助成、研究者養成のための資金提供を目的に活動している。日本学術会議は、学術政策の遂行に関わるこれらの機関との交流を維持しながら、異なった立場にあることを踏まえつつ、むしろこれを活かした新たな連携・協力関係の構築を図る。

（３）日本学術協力財団との協力の強化

財団法人日本学術協力財団（以下、財団）は、学術の振興を目的とし日本学術会議の活動を広く支援するべく設置され、『学術の動向』および日本学術会議の関連出版物の刊行など、日本学術会議の活動の成果を社会に普及することに大きな役割を果たしている。また財団は、日本学術会議の国際会議、各種講演会、シンポジウムの開催に対する支援も行っている。

財団の財政基盤は、上記の出版事業の収入のほか、賛助会員からの会費収入が中心となっており、賛助会員の拡大が財政基盤の強化のために重要である。会員・連携会員に対して、財団の存在意義と活動を十分に説明し、会員・連携会員が積極的に賛助会員として参加するとともに、科学者コミュニティーの内外において財団の活動の理解を広め、支援の輪を大きくすることに努めるように働きかける必要がある。

日本学術会議の機能強化に向けた課題項目(第22期への引き継ぎとして)

項目	担当する委員会等	検討状況・実施状況
I 日本学術会議の歴史的位置と果たすべき役割		
9. 次世代の育成と男女共同参画の推進		
男女共同参画基本計画における数値目標の達成など学術研究における男女共同参画の推進を図る	幹事会	第22期において数値目標は達成見込み
III 助言・提言活動および社会・政府との連携の強化		
1. 「日本の展望－学術からの提言」プロジェクトの実行		
幹事会附置の常設の委員会として日本の展望委員会を設置	幹事会	未着手(第22期に日本の展望委員会を新たに構成)
日本の展望委員会において、『主提言2010』を計画項目に具体化し、項目ごとに大綱を作成	幹事会－日本の展望委員会	未着手(第22期に日本の展望委員会において実施)
機能別委員会及び分野別委員会において、大綱を踏まえて具体的な取組を進める	各委員会	未着手(日本の展望委員会の大綱作成後に実施(第22期))
日本の展望委員会に、「提言実行分科会」(仮称)を設置	幹事会－日本の展望委員会	未着手(日本の展望委員会に設置(第22期))
『日本の展望－学術からの提言2016』策定プロジェクトの立ち上げを検討	幹事会－日本の展望委員会	未着手(第22期に日本の展望委員会において検討)
2. 緊急事態における提言活動		
東日本大震災の対応に関し、必要な検証を行う	幹事会	一部着手(第22期においてさらに検討)
3. 助言・提言機能の基盤の強化		
(1) 課題別委員会のテーマ設定		
幹事会においてテーマを積極的に設定し、提言の戦略性・体系性・系統性を確保する	幹事会	運営において配慮
国際学術団体において企画される国際研究プロジェクトに対応するテーマを設定し、グローバルな課題解決に貢献する取組を進める	国際委員会	運営において配慮
積極的に分野を横断する超域的な課題を設定し、学際的分科会を組織する	幹事会	運営において配慮
(2) 短期間で結論を出す新しい仕組みの導入		
1－2週間程度の準備期間を経て意見を表明する「緊急型」の助言・提言活動を明確に位置付け、必要な規定の整備を図る	幹事会	実行済み
3－4ヵ月程度の審議期間を経て見解を取りまとめる「早期型」の助言・提言活動を明確に位置付け、必要な規定の整備を図る	幹事会	実行済み

項目	担当する委員会等	検討状況・実施状況
(3) 代表性の確保への配慮		
委員会等の構成に配慮し、審議過程における学協会との連携や公開シンポジウムの開催等を通じて、科学者コミュニティの意見の反映に努める	科学者委員会	運営において配慮
(4) 査読体制の明確化		
科学と社会委員会、各部及び各分野別委員会における査読体制を明確にする	科学と社会委員会、各部	一部着手(期を通じてなるべく平準化して査読を行えるようにするための仕組みの整備)
幹事会における審査を含め、適切にして適時の意思の表出を確保するように運営上の配慮を行う	幹事会	運営において配慮
(5) 意思の表出の政策への反映、フォロー等		
委員会等の表出後の継続的な取組のための組織的なフォロー体制の整備を図る	科学と社会委員会	一部着手(フォローの対象となる意思の表出の種類、体制のあり方について検討)
4. 社会との連携		
(1) 広報体制の強化		
広報担当の会長補佐を置き、この担当者を委員長とする委員会を設置し、専任の事務担当者を確保する	幹事会	一部着手(5人以内の会長補佐を置ける旨の幹事会決定済み)
会員等が学術的意見を社会的に公表する際には、「日本学術会議会員」等の肩書を積極的に利用することを申し合わせる	幹事会	実行済み(会員の手引きに記載)
(2) ジャーナリズムとの協力関係の促進		
日本学術会議の活動にジャーナリストが積極的に参加する機会を広げる	科学者委員会	一部着手(大まかなイメージについて検討開始)
記者懇談会の定期的開催等によりコミュニケーションの深化を図る	科学者委員会	未着手(第22期中に具体策を検討)。運営においても記者との緊密な関係を図れるように配慮。
(3) 学術リテラシーの普及と向上		
各部、各分野別委員会等において、アウトリーチ活動の取組を積極的に進める	各部	運営において配慮
サイエンスカフェ支援やサイエンスアゴラ共催等の取組をさらに強化する	科学と社会委員会－科学力増進分科会	運営において配慮
マスメディア等の協力を確保して、サイエンスコミュニケーションの対象を拡大する方途を追求する	科学と社会委員会－科学力増進分科会	運営において配慮

項目	担当する委員会等	検討状況・実施状況
5. 政府との連携強化		
総合科学技術会議との定期的意見交換を制度化する	幹事会	一部着手(年4回程度開催する方向で検討)
政府各省との意見交換を適時に進める	幹事会	運営において配慮
立法府との連携について、具体的なあり方を検討し必要に応じて取り組む	幹事会	一部着手(超党派の議員グループとの懇談会を想定)
6. 国際社会における活動		
(1) 国際社会・各国政府への助言・提言活動の促進		
G8サミットに向けた共同声明及びIAC、IAP、ICSU等の国際学術団体の提言や声明等への積極的参加と貢献を一層促進する	国際委員会	運営において配慮
「アジア学術会議」に積極的に参画することを通じ、アジア各国のアカデミーの発展を支援し、アカデミー間の協力を促進し、アジアの見地からの助言・提言活動を発展させる	国際委員会	運営において配慮
(2) 世界の科学者コミュニティとの連携強化および国際的情報発信体制の整備		
国内学協会と協力しつつ有力な国際学術団体への加盟を通じて世界と日本の科学者コミュニティとの連携を強化する	国際委員会	運営において配慮
二国間の科学者コミュニティの交流に取り組む	国際委員会	運営において配慮
世界へのリアルタイムでの情報発信活動を拡大・強化するための体制を整備する	科学者委員会、国際委員会	未着手(第22期に国際委員会の下に分科会を設置し、どのような情報をどのように発信するかについて検討。英訳の強化)
(3) 市民社会における科学リテラシーと文化の醸成への貢献		
市民社会に世界の科学の現状・知見を伝える	科学と社会委員会－科学力増進分科会	運営において配慮
学術的国際会議の日本での開催を積極的に推進する	国際委員会	運営において配慮
「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」の取組をさらに進める	国際委員会	運営において配慮

項目	担当する委員会等	検討状況・実施状況
(4)若手科学者の国際活動の促進		
欧州レベルや世界規模でのヤングアカデミー運動に積極的に対応し、日本学術会議としてその組織的体制を整備する	幹事会－若手アカデミー委員会	着手済み
上記の体制を基盤としながら若手科学者の国際活動の拡大と活性化を図る	—	運営において配慮
IV 日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスの強化		
1. 会員・連携会員の選考のあり方		
2. 会員・連携会員の活動のあり方		
各部、分野別委員会において活動計画と課題の設定を適切に行い、それに見合った仕事の分担配置に配慮する	各部	運営において配慮
会員・連携会員が委員会や分科会での審議活動に止まらず、より広い範囲での活動と交流に参画できる機会を積極的に設ける	各部	運営において配慮
会員・連携会員の活動状況や所在する問題について定期的にアンケート調査を行い、実情の正確な把握に努める	科学者委員会	未着手(科学者委員会の下に分科会を置き、各期に1回程度実施。第22期発足後1年程度にアンケートの内容について検討)
小冊子「日本学術会議会員・連携会員の活動の手引き」(仮称)を作成する	科学者委員会	着手済み
3. 委員会のあり方		
(1)機能別委員会のあり方について		
科学と社会委員会は、意思の表出主体となった委員会等と協力して、表出後のモニター作業を強化し、社会と政府へのインパクトを確保する手立てを講じる	科学と社会委員会	一部着手(表出後の取組のみではなく、議論の経過のモニタリングも含めて検討)
科学と社会委員会は、学術リテラシーの普及・向上およびアウトリーチ活動の一層の発展を図る	科学と社会委員会－科学力増進分科会	運営において配慮
日本学術会議の活動の年次総括及びこれに対する外部評価の実施を着実に進める	科学と社会委員会－年次報告等検討分科会	着手済み
日本学術会議が新たに国際的ユニオンに参加することが不可能である現状に対する改善策を講じる	国際委員会	未着手(予算措置について検討。単純なスクラップアンドビルドでは困難)
(2)分野別委員会のあり方について		
各分野別委員会は、必要な課題に応じて分科会を設置し、研究者間の連絡・調整・交流を図る	各分野別委員会	運営において配慮
各分野別委員会は、時宜に適ったテーマの設定によって助言・提言活動を推進する	各分野別委員会	運営において配慮
分野別委員会は、分野をこえた委員会横断的、部横断的なテーマの設定を追求し、日本学術会議の助言・提言活動を牽引する	各分野別委員会	運営において配慮
各分野別委員会は、分科会の時宜に応じた設置について判断し、設置した分科会の活動の全容を把握する	各分野別委員会	第22期に各部において検討(分科会の活動を把握する仕組みについて検討)

項目		担当する委員会等	検討状況・実施状況
	各部において、分野別委員会の運営について基準的なシステムを設定する	各部	未着手(第22期に検討)
	総会時に、又は必要に応じて「分野別委員長会議」を幹事会と合同で開催することを検討する	幹事会	未着手(第22期において検討)
(3)課題別委員会について			
	課題設定のそれぞれの視点を按配し、バランスの取れたテーマ選択をして委員会を設置する	幹事会	運営において配慮
4. 学協会・協力学術研究団体との関係			
	学協会、特に協力学術研究団体との連携をどのように組織化し、その内実の発展させるかを課題として明確にする	科学者委員会	一部着手(各部の活動状況を踏まえ、課題を明確化した上で、連携のあり方について検討)
	分野別委員会において当該分野の学協会の取りまとめを図り、分野別委員会との恒常的連携体制をつくる	各分野別委員会	運営において配慮
	部において、各分野における連携の推進状況を把握し、必要な手立てを講じる	各部	運営において配慮
	例えば「学協会連携分科会」(仮称)を設置するなど、適切な組織的対応策を講じる	幹事会	運営において配慮
	課題別委員会、テーマを取り上げて設置される分科会、「日本の展望」プロジェクトにおいてはテーマや分野に関わる学協会からの委員の登用を推進する	幹事会－日本の展望委員会	運営において配慮
	学協会、協力学術研究団体の法人化・公益法人化の取組に向けての体制整備に関し必要なアドバイスを行う	科学者委員会	運営において配慮
	協力学術研究団体の認定要件の一層の明確化を図るとともに、認定の取消制度を設ける	科学者委員会	着手済み・運営において配慮
5. 若手研究者の意見集約機能の強化			
	若手研究者を構成員とする新たな組織に必要な制度整備等を進める	幹事会	着手済み
6. 各地区の科学者との協力の強化			
	地区会議代表幹事(又は代理)の幹事会へのオブザーバーとしての出席を可能にする	幹事会	実行済み(幹事会申合せ)
	幹事会として地区会議の活動の振興に関わるテーマ等を設定し、地区代表幹事(又は代理)と集中討議を行う機会を設定する	幹事会	一部着手(機会の設定については幹事会申合せ済み)
	それぞれの地域の固有の問題に関し科学者委員会の同意をえて「報告」「提言」を作成することを可能にする	幹事会	実行済み(内規の改正)

項目		担当する委員会等	検討状況・実施状況
	連携会員である地区会議構成員が地区会議の代表として総会にオブザーバー出席する場合の必要な手当てを行う	幹事会	実行済み(幹事会の陪席について幹事会申合せ済み)
7. 大学・研究機関等との連携			
	全国的な大学連合組織、研究所の連合組織との意見交換の場を適時に設定する	幹事会	一部着手(先方に照会済み・第22期において、具体的回数[期に何回程度行うか]や方法[各団体個別に行うか、同時に行うか、アジェンダを設定するか]について検討)
	大学や研究所あてのインフォメーションの作成・配布を検討する	科学者委員会	未着手(半年に一度、大学や研究機関に有益な情報を流せるよう、流すべき情報を検討)
	日本学士院と時宜に応じて意見交換を行い、学術政策の検討や国際的学術交流の推進について相互に協力する	幹事会	一部着手(先方に照会済み)
	栄誉会員制度の整備について検討を進める	幹事会	着手済み
V 組織体としての日本学術会議の体制強化			
1. 幹事会の組織と運営について			
	地区会議代表幹事の幹事会へのオブザーバーとしての出席を可能にする(再掲)	幹事会	実行済み(幹事会申合せ)
	幹事会として必要に応じて、所要の会員をオブザーバーとして出席させる	幹事会	運営において配慮
	地区会議の活動振興のためのテーマ設定に基づく地区代表者との合同会議、分野別委員長との合同会議など、全体の組織の活性化のための方策を講じる(再掲)	幹事会	一部着手(機会の設定については幹事会申合せ済み)
	中長期的検討課題については、幹事会懇談会の方式を活用する	幹事会	実行済み
2. 各部における活動の目標と活動のあり方			
	各部は、期ごとに基本方針と活動計画を作成する	各部	部によっては実行済み(実行されていない部については第22期に実施)
	各部は、会員に適切な任務の配分を行い、分野別委員会及び分科会の活動状況を把握し、適時に具体的な方針を提起する	各部	運営において配慮
	部役員会及び部拡大役員会の開催の定例化を図る	各部	部によっては実行済み(実行されていない部については第22期に実施)
	各部は、関連分野別委員会及びその下の分科会から発出する提言・報告案について査読体制を明確にし、査読の実施に責任をもつ	各部	運営において配慮

項目	担当する委員会等	検討状況・実施状況
3. 執行・運営体制と活動の継続性		
活動の継続性を担保できるような執行・運営体制の構成について、中期的に検討する	幹事会	未着手（執行部の人選において配慮）
4. 予算の充実と効果的な予算執行の方策		
国民及び政府に対して、日本学術会議が果たしている固有の役割の意義と活動の成果を分かりやすい形でアピールする	科学と社会委員会－科学力増進分科会	運営において配慮
各府省からの諮問や審議依頼に関連して積極的に予算要求する	事務局	運営において配慮
審議するテーマのニーズの変化や予算の執行状況を踏まえ、資源の有効・適切な活用を進める	事務局	運営において配慮
5. 審議活動のサポートのための事務局のあり方		
審議のニーズに応じた柔軟な配置やサポート対象の重点化などの工夫を行う	事務局	運営において配慮
専門的業務に係わる職員については、任期付き任用や学術調査員の制度をさらに活用するなど、適切な人事配置を追求する	事務局	運営において配慮
審議活動のサポートや国際業務対応等の職員について、在籍期間の長期化や過去に在籍した職員の再配置が図られるように人事当局に要望する	事務局	運営において配慮
6. IT化の推進		
学術会議講堂における総会、シンポなどの実況・録画のネット配信についてシステムの整備を行う	事務局	未着手（第22期以降。予算措置について検討）
会員、連携会員の情報の共有・公開の仕組みを整備する	幹事会	一部着手（使いやすい掲示板の活用方策について第22期に検討する）
遠隔会議による効率的な会議開催の仕組みを導入する	幹事会	未着手（第22期以降。予算措置について検討）
7. 関係諸機関・団体との連携方策		
(1) NISTEPとの連携方策		
学術政策のあり方についての情報や意見の交換、共同で調査研究を行うことなど、日本学術会議とNISTEPとの連携を図る	幹事会	運営において配慮
(2) JSTおよびJSPS等関係独立行政法人との連携方策		
これらの機関との交流を維持しながら、異なった立場にあることを踏まえ、新たな連携・協力関係の構築を図る	幹事会	運営において配慮
(3) 日本学術協力財団との協力の強化		
会員・連携会員が積極的に賛助会員として参加するとともに、科学者コミュニティの内外において財団の活動の理解を広める	幹事会	運営において配慮

日本学術会議における国際活動の手引き

—第 22 期会員及び連携会員の皆様へ—



平成 23 年 10 月

「日本学術会議における国際活動の手引き」について

このたび、第 22 期の会員及び連携会員の皆様宛てに、日本学術会議の国際活動の手引きを作成いたしました。

今般、本手引きを作成した趣旨は、会員及び連携会員の皆様に、日本学術会議の国際活動の概要を御理解いただき、さらに国際活動に係る諸制度（国際会議等への代表派遣、国内で開催される国際会議の共同主催、及び国際会議への後援など）を、より効果的に御利用いただくことを意図しています。また、より幅広い視点から、国際活動の一層の活性化や改善のための有益な御意見をいただくことも念頭においております。

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、国際学術交流事業などの国際活動を積極的に推進しています。日本学術会議が総体として行う国際活動の日頃の運営は、会長、国際担当副会長、及び関連の委員会や分科会等の委員に限られがちですが、この手引きを手始めに、できるだけ多くの会員及び連携会員の皆様に、日本学術会議の国際活動に御関心をお持ちいただき、積極的にご参画いただければと考えています。

これまでの国際活動の詳細な実績や成果については、日本学術会議ホームページ等に適宜掲載しておりますので、そちらも是非参照していただきますようお願いいたします。

是非、第 22 期の会員及び連携会員の皆様におかれましては、日本学術会議科学者委員会作成の「会員及び連携会員の手引き」とともに、本手引きを御高覧いただき、日本学術会議の活動の充実にお役立ていただくことを願っております。

平成 23 年 9 月

第 21 期 国際担当副会長

目 次

1	日本学術会議の国際活動の概要	1
	(参考資料 1) 日本学術会議の活動 (国際編)	2
2	国際活動に関する委員会・分科会	4
3	国際活動に関する手続きについて	5
3-1	加入国際学術団体等への代表の派遣	5
3-2	国際会議の国内での共同主催	7
3-3	国内で開催する国際会議の後援	12
3-4	国際学術団体への加入	12
	(参考資料 2) 日本学術会議の組織 (英語版)	14

(備考) 日本学術会議の活動 (国際編) は、21 期の学術会議パンフレットの該当ページに直近の活動を加えたものです。22 期のパンフレットが完成次第、該当部分の差し替え版を配布することとしていますので、御関心をお持ちの場合は事務局(国際業務担当)までお問い合わせ下さい。

1 日本学術会議の国際活動の概要

日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、枢要な国際学術団体に加盟し、世界各国のアカデミー（学術会議）と連携しつつ、国際活動を積極的に推進しています。また、国外の重要な国際会議への代表の派遣や、国内で開催される国際会議の主催（共同主催）や後援などを通じ、国際学術団体との連携を図っています。

東日本大震災以後は、大震災及び原発事故に関する情報の海外アカデミーへの発信や、国際シンポジウムへの講演者の派遣などの対応も進めています。

<各国アカデミーとの連携・交流>

○G8 学術会議の共同声明

毎年、サミットに先立ち開催される G8 学術会議に参加し、共同声明を取りまとめて公表。総理に手交。

○アジア学術会議

アジア域内での学術交流と協力を促進するために設立したアジア学術会議（SCA）の事務局として、同会議の活動を推進。

○その他、各国アカデミーとの交流

<国際学術団体への加盟・貢献>

○国際科学会議（ICSU）

世界各国のアカデミーと各学術分野の国際学術団体が加盟。

○インターアカデミーパネル（IAP）、インターアカデミーカウンシル（IAC）

各国アカデミーのフォーラム。科学的助言を発信。

○その他、各学術分野の国際学術団体に加盟

<国際会議・シンポジウムの開催等>

○持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議

毎年、地球規模の課題解決のための国際シンポジウムを開催。

○共同主催国際会議

国内で開催される重要な国際会議を、関係の学術研究団体（学協会）と共同で主催。

○国際会議への代表派遣

国外で開催される国際学術会議の総会などに、日本学術会議の代表として会員・連携会員を派遣。

1. 日本学術会議の活動（国際編）

G8 学術会議共同声明

G8 各国アカデミー（学術団体）とインド、ブラジル、南アフリカ、メキシコ、セネガルのアカデミーは、平成 23 年 5 月のフランスドーヴィルサミットに先立ち、3 月に G8 学術会議をパリで開催し、「科学を基盤とする世界の発展のための教育」及び「水と健康」についての共同声明を取りまとめ、同年 5 月 19 日に各国同時に公表しました。我が国では、金澤会長から菅内閣総理大臣に共同声明を手交しました。

平成 24 年は、次のサミット開催国であるアメリカで取りまとめられる予定です。



アジア学術会議（SCA）

アジア学術会議（Science Council of Asia: SCA）は、アジア地域における学術的な共同研究と協力を促進するため、日本学術会議の提唱により平成 12 年に設立されました。①アジア諸国間の科学の現状に関する情報交換、②アジア地域における幅広い科学分野の共同研究と協力の推進、③アジア科学者間の相互理解と信頼の深化を目的に活動を推進しています。現在、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 12 カ国 20 の学術機関等により構成され、日本学術会議が事務局を担っています。

平成 13 年の第 1 回会議（タイ開催）以来、毎年、加盟国による持ち回り開催を行っています。会議内容としては、組織・運営等に関する「理事会、総会」の他、開催国が選定したテーマの下で研究報告・成果等について発表・提言等を行う「国際シンポジウム」を開催しています。また、アジアの学術的課題の克服等のために「共同プロジェクト」（自然災害、水資源管理、海洋安全、地震電磁気、みつばち、ジェンダー、エネルギー投資、情報、ポップカルチャーなど多様な分野）を立ち上げ、活動を行ってきました。こうした活動は、国際援助機関と連携・協力しながら、プロジェクトの一層の推進を図っています。

平成 23 年度は第 11 回会議（モンゴル開催）を Combating Land Degradation in Asia のテーマの下で開催しました。平成 24 年度はインドネシア(ボゴール)において、Mobilizing Science toward Green Economy をテーマに開催する予定です。

国際会議、シンポジウムの開催

日本学術会議では、持続可能な社会の構築にむけた制度設計とその実現に向け、地球規模の課題に対し様々な側面から議論を行い、その解決策を探るため、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際シンポジウム」を平成 15 年度以降毎年開催しています。

平成 22 年 12 月 16、17 日には、ホテル金沢において「生物多様性の保全と持続可能な利用」をテーマに開催しました。

また、日本学術会議では、学術の振興及び科学的諸問題の解決の促進等に寄与するため、国内で開催される学術研究団体が主催する国際会議のうち、「学問的意義が高く」、「科学的諸問題の解決を促進する」等、特に重要と認められる国際会議について、昭和 28 年度以降、国内学術研究団体と共同して開催しています。これらの国際会議は、閣議口頭了解に基づき開催されており、例年、皇室の御臨席を賜る機会も得ています。

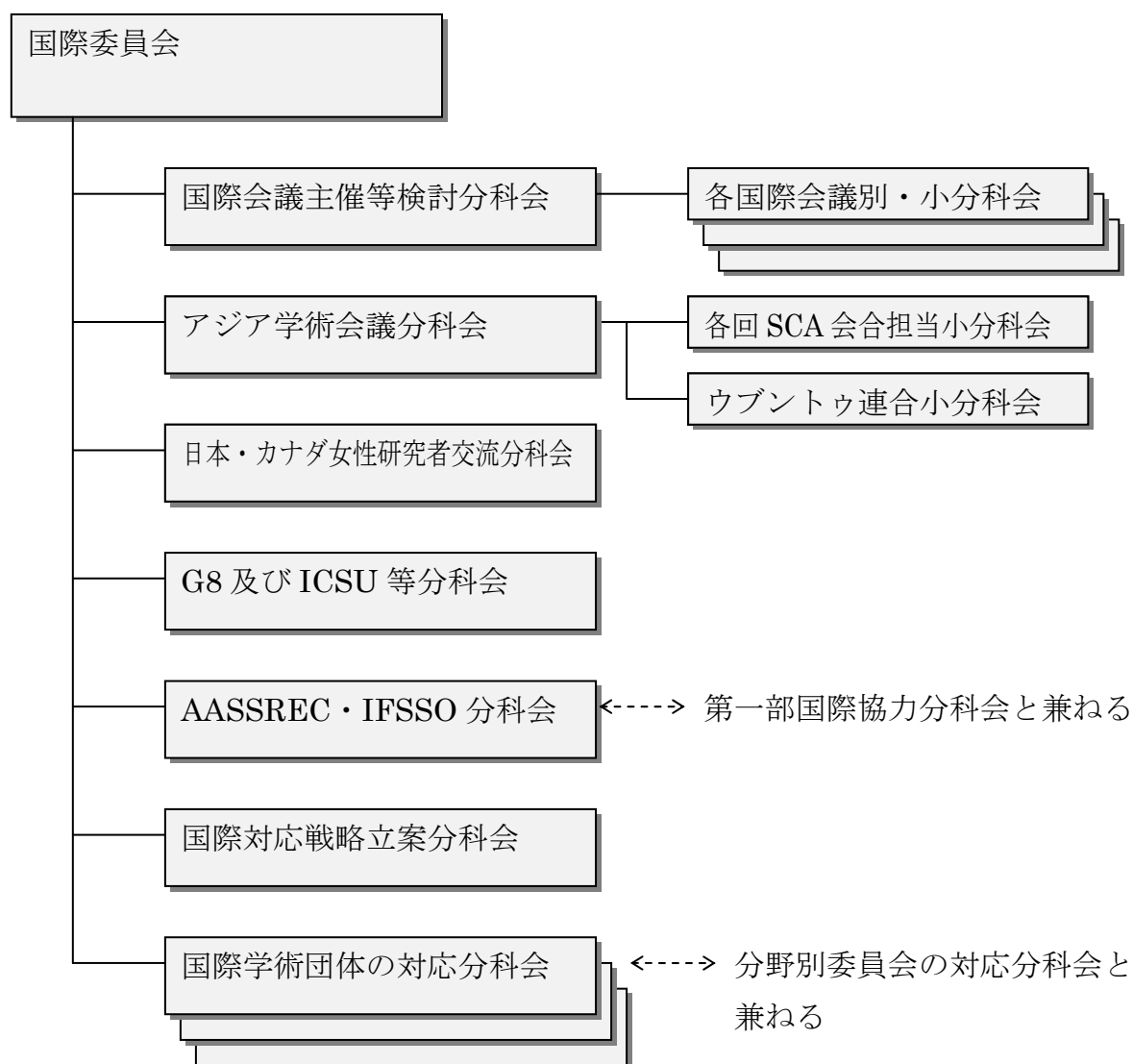
平成 22 年度においては、計 7 件が開催されました。

2 国際活動に関する委員会・分科会

日本学術会議の国際活動の全体的な企画・運営は、機能別委員会の一つである国際委員会が担当します。国際委員会は、会長、国際担当副会長、及び各部からの会員・連携会員により構成されて、国際担当副会長が委員長となります。

個々の国際活動については、国際委員会の下にそれぞれ対応する分科会が設置され、企画・運営等を行います。なお、これらの分科会のうち、日本学術会議が加盟している国際学術団体（学術分野別）の対応分科会は、該当する学術分野の分野別委員会の分科会を兼ねています。

<国際委員会の分科会の構成（予定）>



3 国際活動に関する手続きについて

国外の国際会議（加入国際団体の総会等）への代表の派遣や、国内開催の国際会議の共同主催につきましては、予算等の制約により、実施できる件数に限りがあります。このため、事前に一定の期間に申請をしていただき、所定の件数に絞った上で、幹事会に提案するという手順を踏んでいますので、御理解いただきますようお願いいたします。

幹事会において承認・決定されますと、代表派遣については所定の旅費（航空運賃、宿泊費）及び日当を支給し、共同主催会議については、閣議決定を行い、会場借料の一部等を負担します。

（「日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規」に準拠します。）

3-1 加入国際団体等への代表の派遣

（目的）

外国で開催される学術に関する国際会議等に学術会議の代表を派遣することにより、世界の学会との連携、国際学術団体の運営への参画、学術に関する動向の把握、研究の連絡並びに情報の収集及び交換等を行う。

（対象となる学術に関する国際会議等）

- ・国際学術団体の総会及び運営に関する会議
- ・国際学術団体等が行う国際協力事業の企画及び運営を目的とする会議
- ・学術に関する国際会議のうち特に重要なもので、当該会議の母体となる国際学術団体又はそれに準ずる組織等から我が国代表の出席を求められている会議
- ・学術会議がその職務を果たす上から必要な研究の連絡、情報の収集及び交換等を行うため代表を派遣する会議等

（手続き等）

- ・会長は、上記の国際会議等について、会議開催年度の前年度の11月中に、国内委員会及び国際委員会委員長（以下、関係委員長という。）に対し、代表派遣会議推薦調書及び代表派遣会議調書の提出を依頼し、この依頼を受け、関係委員長は、同前年度の1月上旬までに上記書類を提出する。
- ・会長は、国際委員会に配分計画の策定を依頼し、同1月中に配分計画案の提出を受け、同3月中の幹事会にて派遣実施計画の承認を得る。

（備考：事務局お問合せ先 国際業務総括担当（電話：03-3403-5731））

平成23年度代表派遣実施計画

＜第1区分＞

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	国際実験動物科学会議 総会・幹部役員会議・理事会	2011/6/9 ～ 2011/6/13	イスタンブール (トルコ)	1
2	第22回太平洋学術会議	2011/6/14 ～ 2011/6/17	クアラルンプール (マレーシア)	2
3	第25回国際測地学・地球物理学連合総会	2011/6/28 ～ 2011/7/7	メルボルン (オーストラリア)	2
4	第15回国際地図学協会総会・第25回国際地図学会議	2011/7/3 ～ 2011/7/8	パリ (フランス)	2
5	第14回国際科学基礎論会議	2011/7/19 ～ 2011/7/26	ナンシー (フランス)	1
6	第18回国際第四紀学連合大会	2011/7/20 ～ 2011/7/27	ベルン (スイス)	2
7	第46回IUPAC総会/第43回IUPAC会議	2011/7/27 ～ 2011/8/5	サンフアン (プエルトリコ)	2
8	第30回国際電波科学連合(URSI)総会	2011/8/13 ～ 2011/8/20	イスタンブール (トルコ)	2
9	第22回国際結晶学連合会議	2011/8/22 ～ 2011/8/30	マドリッド (スペイン)	2
10	第18回国際自動制御連盟世界大会・総会・理事会・関連役員会	2011/8/28 ～ 2011/9/2	ミラノ (イタリア)	2
11	世界工学団体連盟理事会、総会及び2011年世界技術者会議	2011/9/2 ～ 2011/9/9	ジュネーブ (スイス)	1
12	国際科学会議第30回総会	2011/9/27 ～ 2011/9/30	ローマ (イタリア)	2
13	アジア社会科学研究協議会連盟 第19回隔年総会・大会	2011/10/16 ～ 2011/10/19	マナド (インドネシア)	2
14	第17回IUPAB国際会議/第18回IUPAB総会	2011/10/30 ～ 2011/11/3	北京 (中国)	1
15	純正及び応用物理学国際連合(IUPAP)総会	2011/10/31 ～ 2011/11/5	ロンドン (英国)	2
16	国際社会科学団体連盟・隔年年度総会	2011/11/18 ～ 2011/11/20	バタンガス (フィリピン)	2
				28

＜第2区分＞

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	南極研究科学委員会評議会・議長会合(SCAR EXCOM/ COs meeting)	2011/7/16 ～ 2011/7/19	エジンバラ (英国)	1
2	2011年度海洋研究科学委員会(SCOR)執行理事会	2011/9/12 ～ 2011/9/15	ヘルシンキ (フィンランド)	1
3	国際地理学連合2011年国際地理学会議	2011/11/12 ～ 2011/11/18	サンチャゴ (チリ)	1
4	第12回IAC理事会	2012/3/3 ～ 2012/3/4	アムステルダム (オランダ)	1
5	宇宙空間研究委員会・第78回理事会	2012/3/21 ～ 2012/3/22	パリ (フランス)	1
				5

＜第3区分＞

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	国際宗教学宗教史学会 理事会	2011/6/30 ～ 2011/7/3	ティンブー (ブータン)	1
2	国際人類民族科学連合中間会議2011	2011/7/5 ～ 2011/7/8	パース (オーストラリア)	1
3	哲学系諸学会国際連合運営委員会	2011/9/18 ～ 2011/9/21	ツレス (クロアチア)	1
				3

＜特別派遣＞

番号	会 議 名	会 期	開催地	派遣人員
1	第40回地質科学国際研究計画(IGCP)本部理事会	2012/2/16 ～ 2012/2/18	パリ (フランス)	1
				1

3-2 国際会議の国内での共同主催

(申請)

- ・共同主催の申請をしようとする国際会議に対応する学術研究団体の代表者は、当該会議の日本開催が決定したときは、会長に申請を行うことができる。
- ・国際会議を開催する年度の3年度前の11月末日までに提出するものとする。
(※平成23年10月～11月に、平成26年度開催分について申請を受け付けます。)

(共同主催国際会議の概要、開催支援等) ・8ページ参照。

(共同主催国際会議の開催までの流れ) ・9ページ参照。

(共同主催の国際会議の要件)

- ・母体団体において、国際会議の日本開催が決定したものであること。
- ・母体団体の協力が得られること。
- ・国際会議に対応する学術研究団体に設置される運営のための委員会が、すでに国際会議の計画及び準備を進めていること。
- ・国際会議の構成、予算、主要題目及び日程等が適当であること。
- ・国外参加国10か国、国外参加者が50人以上となることが明らかであること。

等

(国際会議として備えるべき点)

- ・主題となる研究の我が国の水準が世界水準を超えているものであること。
- ・主題となる研究が複合又は学際領域であること。
- ・主題となる研究が人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域のものであること。
- ・我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決を促進するものであること。
- ・関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること。

他

(開催の決定)

- ・開催の決定は、開催前年度の前半に閣議了解をもって決定されます。

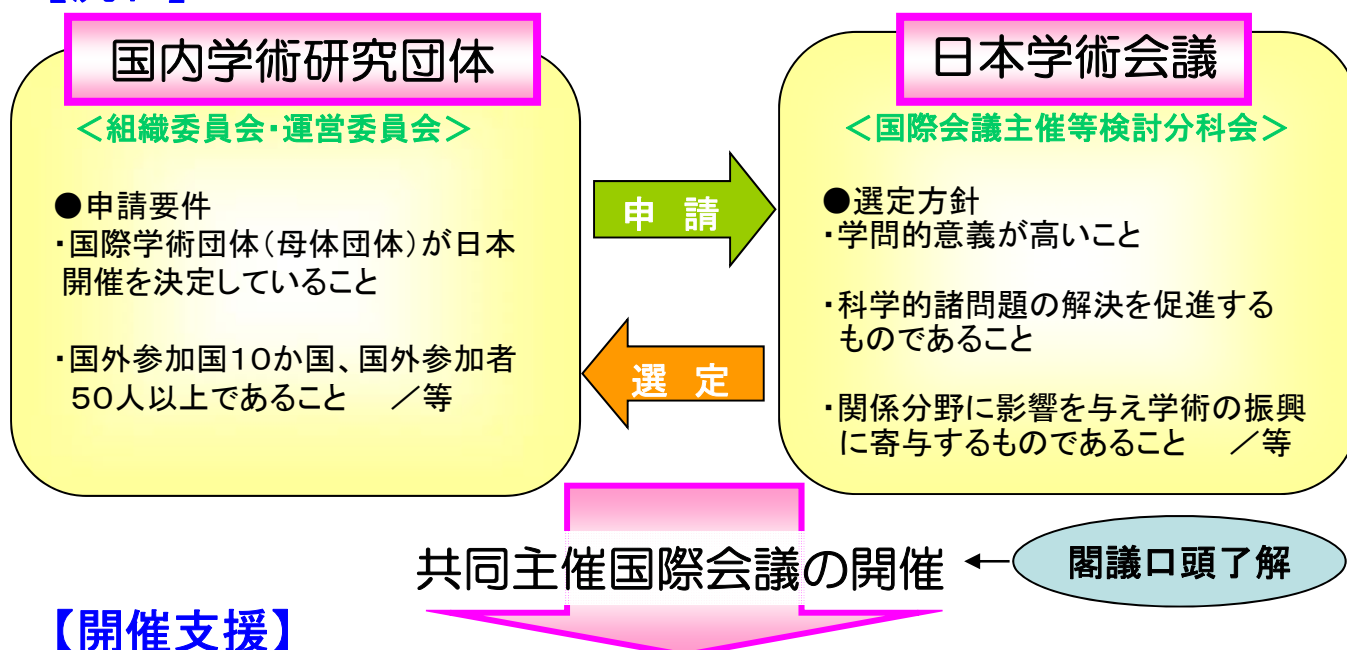
(備考：事務局御問合せ先 国際業務国際会議担当（電話：03-3403-5731））

日本学術会議の行う共同主催国際会議

【概要】

学術の振興及び科学的諸問題の解決の促進等に寄与するため、国内学術研究団体と共同して国際会議を開催する。(昭和28年度～)
【例年7件開催。平成22年度までに263件の開催実績】

【流れ】



【開催支援】

- 会場借料等(※)の一部負担
- 総理大臣メッセージ取得
- 皇室御臨席の調整
- 日本学術会議会長による主催者挨拶

※会場借料(学術的使用分)、基調講演者等の滞在費を予算の範囲内で負担

【効果】

- 世界トップレベルの研究者を招へい
→ 国内若手研究者の研究支援・育成、国内外の学術振興
- 国際的な学術研究団体との組織的な交流
→ 世界的課題に対する研究者のネットワーク構築、国際親善
- 市民公開講座開催促進
→ 研究成果の社会への還元

共同主催国際会議の開催までの流れ

年度	月	申請者	日本学術会議	会議の位置づけ
3年度前	10月～ 11月末	・申請事前相談 ・共同主催申請書類の提出	・共同主催申請の募集 (HP等に掲載)	共同主催 申請国際会議 (申請後)
	1月 2月		・書類審査(共同主催要件の確認) ・国際会議主催等検討分科会におけるヒアリング ・日本学術会議幹事会において共同主催 候補を決定→合否結果の通知	共同主催 国際会議候補 (幹事会決定後)
2年度前	3月	・会議の準備状況に関する資料の提出 (閣議口頭了解・予算要求用)		
前年度	4月		・閣議口頭了解→正式決定の通知	共同主催 国際会議 (決定通知後)
	5月		・準備、運営に関する合意書締結	
前年度	8月		・皇室御臨席の希望調査 ・国際会議小分科会の発足	
	12月		・開催年度経費概算要求(財務省へ) ・開催年度予算政府案決定	
開催年度	3月	・会議の準備状況に関する資料の提出 (会議開催基礎資料)	・開催年度予算成立	
	4月	・会議開催資料の提出 (国費措置・会場対応用) ・会議後資料の提出 (会議後処理用)	・内閣総理大臣メッセージ取得 ・会議開催対応 ・経費執行手続	

日本学術会議[平成23年度共同主催国際会議一覧]

会議名		開催予定情報			
1	第8回国際比較生理生化学会議 8th International Congress of Comparative Physiology and Biochemistry (ICCPB2011JAPAN) ■母体団体: 比較生理生化学国際連合 (IACPB: International Association of Comparative Physiology and Biochemistry) ■主催学会: 日本比較生理生化学会	参加人数	国外	120	同伴者 6
			国内	280	同伴者 10
			合計	400	合計 16
		国数	[16カ国/1地域]		
		会議内容	会議テーマ: 「生物多様性の生理学的基礎」 主要題目: 多様な生物の、感覚運動機構、体内時計調節機構、体温調節機構、浸透圧調節機構、生殖戦略、採餌戦略、など		
2	2011年国際電気通信会議 International Conference on Communications 2011 (ICC2011) ■母体団体: 電気電子学会 通信ソサイエティ (IEEE: The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. Communications Society) ■主催学会: 社団法人電子情報通信学会 通信ソサイエティ	参加人数	国外	800	同伴者 180
			国内	400	同伴者 20
			合計	1200	合計 200
		国数	[42カ国/1地域]		
		会議内容	会議テーマ: 「Source of Innovation: Back to the Origin (『新たなイノベーションに向けて: 原点への回帰』)」 主要題目: 次世代ネットワーク、光通信システム、無線通信、センサーネットワーク、信号処理、通信理論、通信ソフトウェア、セキュリティ、通信品質と信頼性理論、など		
3	第44回万国外科学会 International Surgical Week (ISW2011) ■母体団体: 万国外科学会 (ISS/SIC: International Society of Surgery (ISS), Societe Internationale de Chirurgie (SIC)) ■主催学会: 第44回万国外科学会組織委員会	参加人数	国外	1000	同伴者 130
			国内	2000	同伴者 20
			合計	3000	合計 150
		国数	[66カ国/1地域]		
		会議内容	会議テーマ: 「外科学の未来を拓く—Exploring the Future of Surgery」		
4	国際微生物学連合2011会議 International Union of Microbiological Societies 2011 Congress (IUMS 2011 Congress) ■母体団体: 国際微生物学連合 (IUMS: International Union of Microbiological Societies) ■主催学会: 日本微生物学連盟	参加人数	国外	2000	同伴者 60
			国内	4000	同伴者 60
			合計	6000	合計 120
		国数	[82カ国/2地域]		
		会議内容	会議テーマ: 「The Unlimited World of Microbes、限りなく広がる微生物の世界」 主要題目: 細菌学、応用微生物学、など		
5	CIGR(国際農業工学会)国際シンポジウム2011 持続的生物生産—水、エネルギー、食料— CIGR International Symposium 2011 on Sustainable Bioproduction — Water, Energy, and Food ■母体団体: 国際農業工学会 (CIGR, Commission Internationale du Genie Rural / The International Commission of Agricultural and Biosystems Engineering) ■主催学会: 日本農業工学会	参加人数	国外	150	同伴者 25
			国内	250	同伴者 25
			合計	400	合計 50
		国数	[34カ国/1地域]		
		会議内容	会議テーマ: 「持続的生物生産—水、エネルギー、食料」 主要題目: 持続的生物生産のための農業生産環境の評価・解明・利用、人類に不可欠な安全・安心で高品質な食料生産の増強、など		
6	ワールドスリープ2011 The 6th World Congress of the World Sleep Federation (Worldsleep2011) ■母体団体: 世界睡眠連合 (WSF: World Sleep Federation) ■主催学会: 一般社団法人日本睡眠学会	参加人数	国外	1200	同伴者 50
			国内	1800	同伴者 50
			合計	3000	合計 100
		国数	[49カ国/1地域]		
		会議内容	会議テーマ: 「New Horizons of Sleep Research for Our Planet」(地球環境における睡眠研究の新たな地平) 主要題目: 睡眠障害、ナルコレプシー、など		

日本学術会議[平成24年度共同主催国際会議一覧]

会議名		開催予定情報				
1	第14回IACIS国際会議 14th International Association of Colloid and Interface Scientists Conference(IACIS Conference) ■母体団体:国際コロイド・界面科学者連盟 (IACIS:International Association of Colloid and Interface Scientists) ■主催学会:公益社団法人 日本化学会	参加人数	国外	400	同伴者	15
			国内	600	同伴者	15
			合計	1000	合計	30
		国数	[37カ国]			
		会議内容	会議テーマ:「Colloid and Interface Science for Society: basics to Innovations (社会のためのコロイドおよび界面科学:基礎からイノベーションまで)」 主要題目:溶液中の分子集合体、微粒子・コロイド分散系、超分子組織化システム、ナノ構造表面と材料、コロイドおよび界面化学の新手法、テクノロジー 応用と製品			
2	第25回ニュートリノ・宇宙物理国際会議 The X X V International Conference on Neutrino Physics and Astrophysics (Neutrino2012) ■母体団体:国際ニュートリノ委員会(INC: International Neutrino Commision) 国際純粋・応用物理学連合 C11分化(素粒子と場)[予定] (IUPAP: International Union of Pure and Applied Physics C11 : Commission on Particles and Fields) ■主催学会:社団法人 日本物理学会	参加人数	国外	250	同伴者	30
			国内	150	同伴者	10
			合計	400	合計	40
		国数	[26カ国/1地域]			
		会議内容	会議テーマ:「ニュートリノ振動の究明、ニュートリノ質量の研究、ニュートリノと宇宙物理の新たな展開」 主要題目:太陽ニュートリノ、原子炉ニュートリノ、大気ニュートリノ、など			
3	第26回国際計量生物学会議 The X X VIth International Biometric Conference (IBC2012) ■母体団体:国際計量生物学会 (IBS: International Biometric Society) ■主催学会:日本計量生物学会	参加人数	国外	450	同伴者	15
			国内	350	同伴者	5
			合計	800	合計	20
		国数	[49カ国/1地域]			
		会議内容	会議テーマ:「計量生物学の社会貢献」 主要題目:臨床試験による治療の有効性評価、ゲノム創薬、医薬品市販後の安全性の検証、環境汚染物質アセスメント、などに関わる統計的方法			
4	第16回国際アルコール医学生物学会総会 The 16th congress of International Society for Biomedical Research on Alcoholism (ISBRA) ■母体団体:国際アルコール医学生物学会 (ISBRA:International Society for Biomedical Research on Alcoholism) ■主催学会:日本アルコール・薬物医学会	参加人数	国外	350	同伴者	50
			国内	350	同伴者	50
			合計	700	合計	100
		国数	[33カ国/3地域]			
		会議内容	会議テーマ:「21世紀におけるアルコール・薬物依存の医学生物学の潮流～グローバルな研究・臨床の展開」 主要題目:アルコール・薬物依存の治療戦略ー基礎と臨床、アルコール関連問題と自殺、アルコール・薬物依存と犯罪、高齢化社会における飲酒問題対策、など			
5	第19回国際質量分析会議 19h International Mass Spectrometry Conference (IMSC) ■母体団体:国際質量分析協会 (IMSF:International Mass Spectrometry Foundation) ■主催学会:日本質量分析学会	参加人数	国外	1000	同伴者	125
			国内	1000	同伴者	25
			合計	2000	合計	150
		国数	[40カ国]			
		会議内容	会議テーマ:「21世紀のグローバル課題を解決する質量計測科学(仮題)」 主要題目:気相化学(イオン化、解離)、質量分離科学、粒子検出計測科学、応用研究、など			
6	第32回国際泌尿器科学会総会 32nd Congress of the Société Internationale d' Urologie (SIU) ■母体団体:国際泌尿器科学会 (SIU: Société Internationale d' Urologie) ■主催学会:社団法人 日本泌尿器科学会	参加人数	国外	3000	同伴者	200
			国内	1500	同伴者	50
			合計	4500	合計	250
		国数	[105カ国/2地域]			
		会議内容	会議テーマ:「泌尿器科学の新たな未来を拓く」 主要題目:前立腺癌、腎癌を含む各種泌尿器科領域の癌、前立腺肥大症を含む閉塞性下部尿路疾患、過活動膀胱、尿路結石症などの最新の診断・治療についての基調講演及びパネル討論、など			
7	第21回パターン認識国際会議 The 21st International Conference on Pattern Recognition (ICPR2012) ■母体団体:母体団体:パターン認識国際連盟 (IAPR: Interinational Association for Pattern Recognition) ■主催学会:一般社団法人 情報処理学会、 社団法人 電子情報通信学会 情報・システムソサイエティ	参加人数	国外	600	同伴者	—
			国内	300	同伴者	—
			合計	900	合計	—
		国数	[40カ国/2地域]			
		会議内容	会議テーマ:「人を支援する技術としてのパターン認識」 主要題目:コンピュータ視覚とロボット視覚、仮想現実感と医用応用、パターン認識、信号音声ビデオ処理、文書解析			

3-3 国内で開催する国際会議の後援

(後援申請期限)

- ・国際会議を主催する学術研究団体又はこれに準ずる団体の代表者は、当該会議開催予定日の3ヶ月前までに会長に学術会議の後援の申請を行うことができる。(ただし、二国間国際会議については、4ヶ月前。)

(後援の要件)

- ・主題となる研究が、我が国及び世界の学術の進歩に貢献するものであること。
- ・母体団体等において、国際会議の日本開催が決定したものであること。
- ・計画内容が明確であること。
- ・参加国及び国外参加者等が、国際会議として適当なものであること。
- ・営利を目的としないものであること。
- ・主催国際団体の責任及び公的性格が明確であること。
- ・二国間国際会議の場合は、学術研究団体が主催等をしていること。

(決定等)

- ・会長は、幹事会の議決を経て、後援の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。
- ・なお、学術会議は後援する国際会議に要する経費は負担しません。

3-4 国際学術団体への加入

①現在、日本学術会議は46の国際学術団体に加盟(2011年10月1日時点)。

(第一部関連:8、第二部関連:11、第三部関連:23、分野横断:4(ICSU、IAP、IAC、SCA))

- ・現在、新規加入の申請書が提出されている団体:7団体

②日本学術会議が新規加入する場合の手続

- ・学術研究団体内に国内対応委員会を設置(ない場合は学術会議内に国際対応分科会を設置)
 - ・同対応委員長から会長宛てに申請書の提出。
 - ・学術会議内(国際委員会)で加入の是非について審議し決定。
 - ・予算措置の確保。 ・幹事会決定 ・内閣総理大臣の了承手続き。
- (・団体加入手続き→総会で加入報告)

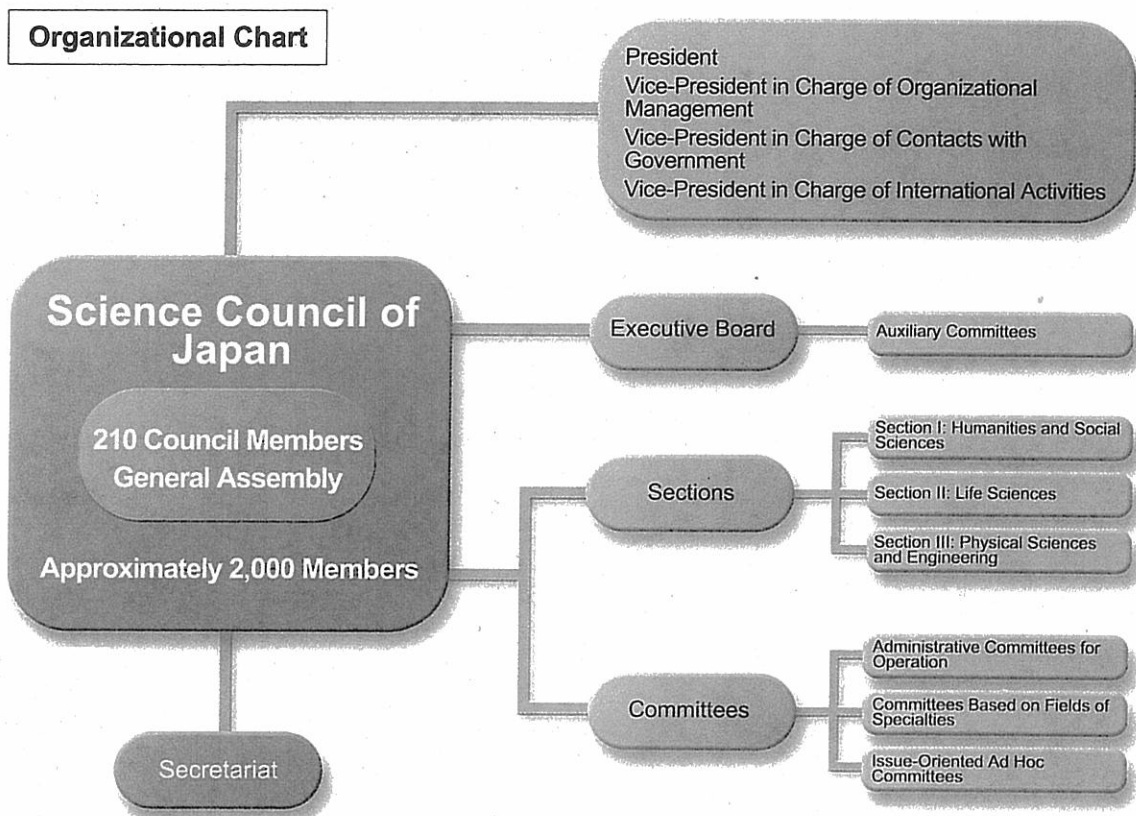
※ 財政状況が厳しいことから加入に伴う分担金の予算措置がかなわない状況が続いておりますが、環境が改善し次第、分担金の予算措置を得ることとなっております。

日本学術会議加入国際学術団体一覧(加入順)

46団体(SCA含む(平成23年10月現在))

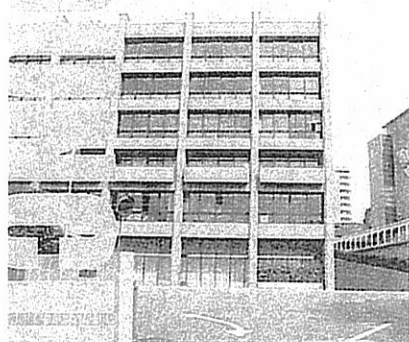
No.	国際学術団体名称		加盟年	
	日本語名	欧文名	元号	西暦
1	国際科学会議(ICSU)	The International Council for Science	昭和 24	1949
2	国際天文学連合(IAU)	International Astronomical Union	昭和 24	1949
3	国際測地学及び地球物理学連合(IUGG)	International Union of Geodesy and Geophysics	昭和 24	1949
4	国際純正・応用化学連合(IUPAC)	International Union of Pure and Applied Chemistry	昭和 24	1949
5	国際純粋・応用物理学連合(IUPAP)	International Union of Pure and Applied Physics	昭和 24	1949
6	国際電波科学連合(URSI)	Union Radio-Scientifique Internationale	昭和 24	1949
7	国際生物科学連合(IUBS)	International Union of Biological Sciences	昭和 24	1949
8	国際地理学連合(IGU)	International Geographical Union	昭和 24	1949
9	国際数学連合(IMU)	International Mathematical Union	昭和 24	1949
10	太平洋学術協会(PSA)	Pacific Science Association	昭和 24	1949
11	国際結晶学連合(IUCr)	International Union of Crystallography	昭和 25	1950
12-1	国際科学史・科学基礎論連合[科学基礎論部会](IUHPS-DLMPS)	Division of Logic, Methodology and Philosophy of Science, International Union of the History and Philosophy of Science	昭和 25	1950
12-2	国際科学史・科学基礎論連合[科学史部会](IUHPS-DHST)	Division of History of Science, International Union of the History and Philosophy of Science and Technology	昭和 25	1950
13	国際理論・応用力学連合(IUTAM)	International Union of Theoretical and Applied Mechanics	昭和 25	1950
14	国際生理科学連合(IUPS)	International Union of Physiological Sciences	昭和 27	1952
15	国際光学委員会(ICO)	International Commission for Optics	昭和 29	1954
16	国際オリエント・アジア研究連合(IUOAS)	International Union for Oriental and Asian Studies	昭和 30	1955
17	国際生化学・分子生物学連合(IUBMB)	International Union of Biochemistry and Molecular Biology	昭和 31	1956
18	法学国際協会(IALS)	International Association of Legal Science	昭和 33	1958
19	南極研究科学委員会(SCAR)	Scientific Committee on Antarctic Research	昭和 34	1959
20	宇宙空間研究委員会(COSPAR)	Committee on Space Research	昭和 34	1959
21	海洋研究科学委員会(SCOR)	Scientific Committee on Oceanic Research	昭和 36	1961
22	国際地質科学連合(IUGS)	International Union of Geological Sciences	昭和 37	1962
23	国際純粋・応用生物物理学連合(IUPAB)	International Union for Pure and Applied Biophysics	昭和 38	1963
24	科学技術データ委員会(CODATA)	Committee on Data for Science and Technology	昭和 43	1968
25	国際経済学協会(IEA)	International Economic Association	昭和 44	1969
26	国際第四紀学連合(INQUA)	International Union for Quaternary Research	昭和 44	1969
27	国際鉱物学連合(IMA)	International Mineralogical Association	昭和 45	1970
28	太陽地球系物理学・科学委員会(SCOSTEP)	Scientific Committee on Solar Terrestrial Physics	昭和 45	1970
29	国際自動制御連盟(IFAC)	International Federation of Automatic Control	昭和 46	1971
30	国際栄養科学連合(IUNS)	International Union of Nutritional Sciences	昭和 46	1971
31	世界工学団体連盟(WFEO)	World Federation of Engineering Organizations	昭和 47	1972
32	国際経済史協会(IEHA)	International Economic History Association	昭和 47	1972
33	気候変動国際協同研究計画(WCRP)	World Climate Research Programme	昭和 48	1973
34	国際歴史学委員会(CISH)	Le Comité International des Sciences Historiques	昭和 49	1974
35	国際薬理学連合(IUPHAR)	International Union of Pharmacology	昭和 50	1975
36	国際社会科学団体連盟(IFSSO)	International Federation of Social Science Organizations	昭和 52	1977
37	国際地図学協会(ICA)	International Cartographic Association	昭和 54	1979
38	国際実験動物(科学)会議(ICLAS)	International Council for Laboratory Animal Science	昭和 55	1980
39	アジア社会科学研究協議会連盟(AASSREC)	Association of Asian Social Science Research Councils	平成 元	1989
40	国際北極科学委員会(IASC)	International Arctic Science Committee	平成 3	1991
41	国際微生物学連合(IUMS)	International Union of Microbiological Societies	平成 3	1991
42	国際農業工学会(CIGR)	Commission Internationale du Génie Rural	平成 7	1995
43	アイエーピー(IAP)	IAP:the global network of science academies	平成 8	1996
44	インターアカデミーカウンスル(IAC)	InterAcademy Council	平成 12	2000
45	アジア学術会議(SCA)	Science Council of Asia	平成 12	2000
46	国際土壌科学連合(IUSS)	International Union of Soil Science	平成 16	2004

Organization of the Science Council of Japan



Organization of the Science Council of Japan

- The Science Council of Japan (SCJ) consists of 210 Council Members who have been elected as representatives of the approximately 840,000 scientists nationwide and some 2,000 Members. It conducts activities from a universal perspective and a comprehensive and multifaceted point of view, taking advantage of the fact that it is comprised of scientists from a broad-range of specialist fields including the humanities and social sciences, life sciences, and the physical sciences and engineering.
- SCJ Council Members are selected and recommended from amongst scientists with excellent research or achievements, and are appointed by the Prime Minister. Their term of membership is six years, and they retire when they reach 70 years of age.
- Members perform some of the functions outlined above in cooperation with SCJ Council Members. They are selected and recommended from amongst scientists with excellent research or achievements, and are appointed by the SCJ President. In principle, their term of membership is six years.
There are also some Members, who are appointed for a required period of three years or less so as to participate in international affairs or in deliberations on a specific technical matter of a committee.
- The SCJ President is in charge of running of the council, and represents the SCJ. The President is selected by way of an internal vote amongst SCJ Council Members. The three Vice-Presidents assist the President. They are nominated from among Council Members by the President with the approval of the General Assembly.
Their terms of office are three years; however they may be reelected and reappointed.



Science Council of Japan

Compiled and published by the
Science Council of Japan

[Inquiries]

International Affairs Division, Secretariat

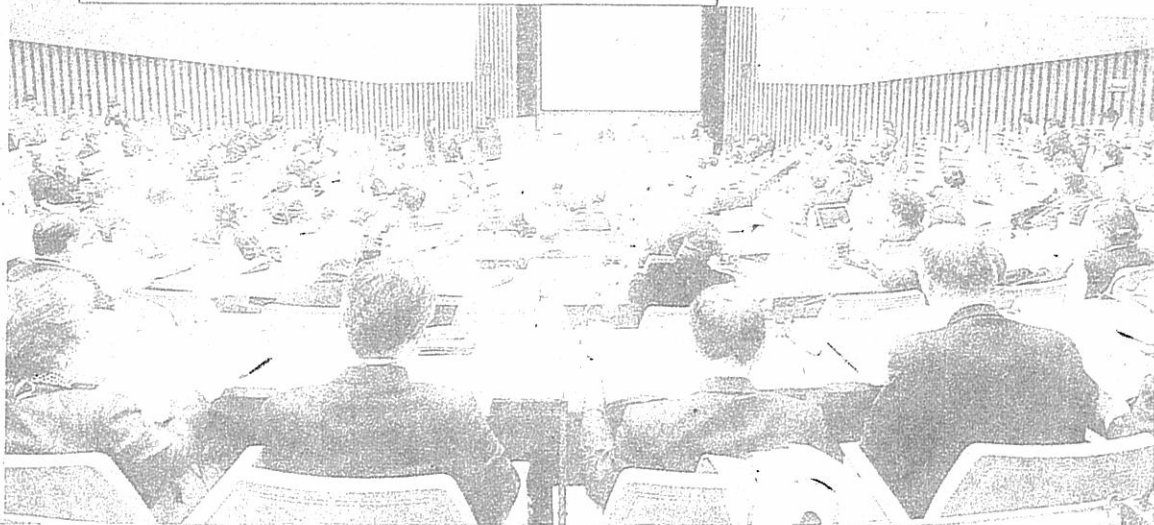
Science Council of Japan

7-22-34 Roppongi Minato-ku, Tokyo, Japan

106-8555

Tel: +81-3-3403-5731

Fax: +81-3-3403-1755





日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

新生日本学術会議 4年目の活動報告 (平成 20 年 10 月～平成 21 年 9 月)

Annual Report 2009

平成 21 年 年次報告

第1編 総論



平成 21 年 10 月 19 日

日 本 学 術 会 議

新生日本学術会議 4年目の活動報告
(平成 20 年 10 月～平成 21 年 9 月)

目次**第1編 総論**

1. 日本学術会議会長挨拶	3 頁
2. 日本学術会議の活動	
(1) 政府及び社会に対する勧告、提言及び宣言	4 頁
① 日本学術会議憲章	4 頁
② 日本の展望	5 頁
(2) 国際的活動	7 頁
① 国際委員会	7 頁
② G8学術会議	8 頁
③ ICSU	9 頁
(3) 科学者ネットワークの再構成	10 頁
① 協力学術研究団体との連携	10 頁
② 新公益法人制度への対応	11 頁
③ 地区会議の開催	11 頁
④ 情報の発信	11 頁
(4) 日本学術会議を支える3つの学術部門	12 頁
① 第一部	12 頁
② 第二部	14 頁
③ 第三部	16 頁
(5) 科学の智の普及のために 知のタペストリー	18 頁
3. 活動記録	20 頁

1. 日本学術会議会長挨拶

第 21 期会長 金澤 一郎



誠に早いもので、つい最近日本学術会議が新しくなった、これからは「新生学術会議」なのだ、と言っていたのにあれからもう 4 年が経つ。そればかりか、1 年前の平成 20 年 10 月に新しく第 21 期を迎え、ほぼ半数の会員及び連携会員の入れ替えが、現会員の推薦による新しい方式を適用して実行された。次回には微調整が必要な点もないではないが、いよいよ日本学術会議も、新しい海に乗り出しているのである、という実感が湧いてきている。

日本学術会議の使命が、政策提言機能、国際協力機能、科学へのリテラシー向上機能、科学者ネットワーク構築機能の 4 つであることは、新しい学術会議といえども変わることはない。ただ、第 21 期の最初の 1 年を終えるに当たり、私は一つの大事なメッセージを残すことにする。それは、この第 21 期の重大任務は、「我が国の将来は、こうあるべきではないか」という姿を、学術の立場から世に問うこと、つまり、「日本の展望－学術からの提言－」の完成と、その後のフォローである。その提言の中から、「勧告」に相応しいものが出てくるならば、久方ぶりの「勧告」もあるかもしれない。来年の春の最終版までの議論の成熟をお待ちいただきたい。

思えば、私の会長としての「運命」は興味深いものであるとつくづく感心する。第 20 期の後半 2 年間と、第 21 期の初めの 1 年間、計 3 年間私は会長職を務めたが、驚くべきことに、日本学術会議の期の始まりである 10 月周辺が、毎年新しい内閣、新しい首相誕生の時期と見事に重なっていたのである。言うまでもなく、安倍首相、福田首相、麻生首相である。毎年行われるようになった G 8 アカデミーの共同声明を首相に手交してきたが、お渡しする相手はその都度異なっているわけである。そして今回は鳩山首相であり、政権担当の党も代わっている。このような変革の時代には、その時代にしか成し遂げられない大きな、思い切った大改革こそが似つかわしい。大いに期待している。

今の世の中は、経済危機という「印籠」のためもあって、出口指向の研究が優先される傾向にある。研究成果を分かり易い形で世に出すことは大切なことではあるが、直ぐに成果を求める「成果主義」には注意が必要である。出来上がってしまった研究者ならいざ知らず、ポストも安定していない若い研究者に、性急に成果を求め、その成果に基づいて次のステップを、という制度を今以上に強化するならば、若者が科学的な謎に挑戦する余裕をさらに持ち得なくなるのは目に見えている。我々は、このことに大きな危惧を抱いている。

そして、日本学術会議の名には残っているが、何となく形骸化したと思われがちな「学術（あらゆる学問の分野における知識体系とそれを実際に応用するための研究活動の総称。人文・社会科学系の学問も含まれることに注意）」という言葉、今こそ実体のあるものに取り戻し、20～30 年先にさすがに日本には底力がある、と自らも思い他国からも認められ尊重されるような、そんな日本を再建することを心から願い、今こそ基盤的な、基礎的な、根源的な、論理的な、創造的な、挑戦的なあらゆる知的活動に光を当てることに我々は力を尽くそうと考えている。その結果、若い研究者諸君が元気を取り戻し、友を友として尊重し、師を師として仰ぎ、夢を語り、嬉々として謎に挑戦する、そうしたまともな時代が再び来ることを願う。そのためには、「学術」を大切に「仕組み」を作らなければならないだろう。

2. 日本学術会議の活動

(1) 政府及び社会に対する勧告、提言及び宣言

① 日本学術会議憲章

『日本学術会議憲章』

(平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第 1 項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第 2 項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第 3 項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第 4 項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第 5 項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第 6 項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第 7 項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

②日本の展望

日本学術会議は、我が国の科学者コミュニティの代表機関として、今年 60 周年の節目を迎えた。この機を捉えて我々は、日本学術会議が従来さまざまな形式で対外的に発信してきた見解や助言を踏まえて、《学術》の現状とその推進のための政策措置に関する長期的な展望および見解を、6 年ごとに『日本の展望——学術からの提言』という報告書に取り纏める企画を立てて、今年度の作業を開始した。この報告書は、第 18 期の日本学術会議が取り纏めた報告書『日本の計画 Japan Perspective ——学術により駆動される情報循環社会へ』を継承して、人類社会の持続可能な発展に寄与するために学術が貢献できるチャンネルを具体化する作業に取り組み、その成果を公表するものである。第 20 期の新規発足以来、日本学術会議はその意思決定機構とさまざまな審議プロセスの改革を実行して、政策提言の発信機能、国際協力の推進機能、国民の学術リテラシーの啓発機能、科学者ネットワークの構築機能を強化する組織的な努力を積み重ねてきたが、今回の作業は改革された機構の有効性と機動性に対する試金石にもなっている。この作業の過程では、人文・社会科学の第 1 部、生命科学の第 2 部、理学・工学の第 3 部が相補的な役割を果たしつつ、日本の学術の全体像を浮き彫りにする課題に向けて相互啓発と理解の共有に努めて、社会への成果の発信の準備を進めている。

今年はまた、1999 年にブダペストで開催されたユネスコ主催の《世界科学会議》で採択された『科学と科学的知識の利用に関する世界宣言』——《ブダペスト宣言》——が、現代世界における科学の役割に関する画期的な合意を公表して大きな波紋を広げてから、10 年目の節目の年でもある。こうした背景のもとに作成が進められている『日本の展望——学術からの提言 2010』には、3 つの基本的なメッセージが含まれている。

第 1 のメッセージは、《学術》という概念が持つ基本的な重要性である。専門的な《科》に分岐した学問である《科学》は、真理を追求して新たな《知》を創造することをその本質としつつ、自由な発想に基づいて自律的に推進される学問という特徴を共有している。これらの諸科学を人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全領域にわたって包括する概念こそ、《学術》に他ならない。このように、諸科学を総合する《学術》の理念を制度的に具体化する日本学術会議であればこそ、ブダペスト宣言に凝縮された《科学》の 4 つの側面——《知識のための科学、進歩のための知識》・《平和のための科学》・《開発のための科学》・《社会における科学、社会のための科学》——のいずれとも、正面から取り組む資格を備えた科学者コミュニティの代表機関を標榜できるのであると、我々は自負している。

これに対して、『科学技術基本法』に登場する《科学技術》という概念は、固有の意味の人文・社会科学を法の対象から明示的に排除している。そのみならず、理系科学の内部においてさえ、《科学を基礎にする技術》(science based technology)に関心を絞り込んで、国際的に標準的な《科学・技術》(science and technology)概念との看過できない非整合性をもたらしている。《科学を基礎にする技術》に戦略的に関心を絞り込む政策的な選択が、過去にいかなる有効性を発揮できていたにせよ、我が国の学術・科学・技術の現状と将来を考えるうえで、日本の科学技術政策のこの概念に依拠する方向付けが根本的な見直しの必要に直面していることは、否定すべくもない事実なのである。

第 2 のメッセージは、学術の研究対象である自然と社会に対して、人間の活動が引き起こしつつある不可逆的で大規模な変化が持つインパクトである。この変化の一つの側面は、

地球規模の地域間格差の拡大である。地球上のある地域では急激に人口が増加しつつ、少子高齢化によって人口の純減に直面する地域が並存している。また、所得と富の分配のみならず、水と食料の分配にも、顕著な地域間格差が拡大しつつある。その結果、全世界を平均的に眺めれば、決して壊滅的な不足が存在しない場合でさえ、悲惨な窮乏の境遇に長く放置される地域と、過剰なまでの豊穡さを継続的に享受する地域が並存して、人類の《福祉》の観点に立って評価するとき、経済・社会システムのグローバルな機能障害が露呈されている。学術の《知》を傾注して、この機能障害に対処する措置の設計と実装に寄与することは、《社会における科学、社会のための科学》が担うべき重要な任務の一部であることは疑いない。

同じ変化のもう一つの側面は、時間軸に沿って懸隔する世代間の利害対立の深刻化である。その顕著な一例は、地球温暖化問題に他ならない。すでに歴史の彼方に姿を消した過去世代が累積的に排出した温暖化ガスは、遠い将来に登場する世代が継承する地球環境に対して、極めて深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。この悪影響を緩和する政策措置に関する社会的な選択のレバーを握る現在世代は、温暖化ガスの蓄積に対して責任の大きな部分を負うべき過去世代がもはや存在せず、温暖化の深刻な影響に晒される遠い将来の世代がいまだ存在しない現在において、自世代の《福祉》を遠い将来世代の《福祉》の改善のために犠牲にする政策的な選択を行うという、ユニークな立場に置かれている。この決定を理性的に行う社会的メカニズムの設計と実装に寄与することも、現代の学術と科学が《社会における科学、社会のための科学》として機能する能力を顕示するひとつの《場》なのである。

上に述べた第 1 の変化は、時間軸を現在時点で切断して、地球上の地域間で衡平な処遇——《地域間衡平性》(interregional equity)——の達成を要請している。これに対して第 2 の変化は、時間軸に沿って懸隔する世代間で衡平な処遇——《世代間衡平性》(intergenerational equity)——の達成を要請している。これら 2 重の衡平性を達成することは、第 18 期以来の日本学術会議が繰り返してコミットしてきた《持続可能社会》(sustainable society) の実現という目標を達成するために、不可欠なステップであることに留意すべきである。

第 3 のメッセージは、過去世代から学術的な《知》の蓄積を継承して成熟させ、将来世代に対してさらに充実した学術的な《知》の蓄積を引き渡すべき現在世代に、3 つの重要な責務があることである。第 1 の責務は、学術に関わる公共政策に対して、日本の学術の歴史的な生成過程と現状の問題点を踏まえるとともに、将来の学術の発展方向を的確に展望して、理性的な批判と建設的な提言を粘り強く発信し続けることである。特に、学術の環境整備に関して、学術研究の内包的拡充と外延的拡張に主として関心を持つ研究者が、自律的に設計・実装できる範囲は非常に限られていることは間違いない。学術の知的成果が、社会的《福祉》の改善に寄与するプロセスは深く静かに進行して、日常的な政策決定機関の目にはとまりにくい。それだけに、日本の学術の水源地を枯渇させないために、公共政策の設計と実装に影響をおよぼす努力は、学術の現在世代が背負う公共的責務である。第 2 の責務は、学術情報の整備の現状と方法の精密な点検を怠らず、さもなければ散逸の危険にさらされる学術の《知》の収集・整理・維持を確保するために、継続的に努力を傾注することである。原寸大の地図は地図としての役割を果たせないのにも似て、ありとあ

らゆる情報を無原則的に収集しても、学術の《知》の活用に寄与する可能性は限りなく低い。学術の《知》の収集・整理・維持のプログラムを構想する作業技法の開発は、それ自体として重要な《知的生産の技術》であるというべきである。第3の責務は、学術の次世代を担うべき研究者を着実に養成すること、さまざまな障壁によって研究者としてのポテンシャルの十全な発揮を妨げられている研究者に対して、飛躍のための跳躍板を公平に提供すること、学術の《知》の意義を正しく認識できる学術リテラシーを国民の間に広く深く定着させることである。いずれの責務も、『日本学術会議憲章』で行った社会に対する我々の誓約の一部であり、歴史の一環を形成する現代世代が担うべき責任の一部として、広く認識される必要がある。この年次報告の第4節第5項（科学の智の普及のために）では、第21期の日本学術会議がこの責務の一側面に応える目的で新たに具体化した《知のタペストリー》シリーズの構想を、詳しく報告する予定である。

『日本の展望——学術からの提言 2010』は、現在審議を進めており、2010年4月の総会において採択の予定である。これは、日本学術会議が学術の現状と課題を冷静・率直に評価する作業の第一歩であり、今後の継続的な作業の蓄積によって、日本の学術が《社会における科学、社会のための科学》として一層成熟するプロセスの最初の一步と看做される日が早急に到来することを我々は心から期待している。

（2）国際的活動

①国際委員会

国際委員会は、日本学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関することを行う委員会である。第21期には4回の委員会を開催し、国外で開催される学術に関する国際会議への代表派遣、国内における学術に関する国際会議の共同主催、アジア11か国の代表により学術分野での意見交換を行うアジア学術会議、持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議、G8学術会議等についての検討を行うとともに、加入国際学術団体の見直し、国際社会や一般に対する提言強化など今後の国際活動のあり方等について議論するなど、主として戦略的な観点から日本学術会議の国際活動が一層活発なものとなるよう審議を行った。

昨年6月に国際対応戦略立案分科会が「日本学術会議の国際対応への戦略的方向づけ」の報告を行ったが、これに引き続き同分科会において検討された「国際対応分科会の活動評価の方針」を国際委員会が了承し、「日本学術会議 国際対応分科会自己点検報告書」をホームページに掲載した。

平成19年にバングラデシュから打診があり、昨年8月に同国から正式な申し入れのあった友好協定締結について、委員会および幹事会での議論を踏まえ、二国間での協議を行った結果、本年7月に両国間で協定案の合意に至り、9月に調



第9回アジア学術会議（シンガポール）

印が行われた。

本委員会は、今後も、日本学術会議が我が国の内外に対する科学者の代表機関として、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与するとともに、この成果を日本学術会議の審議に反映させ、我が国の科学の向上発達に資するため、日本学術会議の国際活動の在り方について議論を深めていく必要がある。平成 20 年 10 月には、黒田玲子委員が日本人女性として始めて ICSU（国際科学会議）副会長に選出されたこともあり、国際的なアカデミー活動への日本学術会議の関与がますます重要になるものと考えられる。

② G 8 学術会議

平成 17 年（2005 年）の英国グレンイーグルズ G 8 サミットを前にした平成 16 年（2004 年）11 月に開催された InterAcademy Panel（IAP）執行委員会において、英国王立協会の提案で日本学術会議と全米科学アカデミーが、科学の立場から G 8 首脳に政策提言を行うことを合意し、英国王立協会が G 8 各国のアカデミーに呼びかけたことをきっかけに、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア、英国、米国の G 8 各国に、ブラジル、中国、インドの 3 カ国が加わった「G 8 + 3」アカデミーが協議を行い「気候変動に関する世界的対応に関する各国学術会議の共同声明」および「アフリカ開発のための科学技術に関する各国学術会議の共同声明」が取りまとめられ、各国アカデミーからそれぞれの国の首脳に声明が伝えられた。

平成 18 年（2006 年）はロシア、翌年はドイツにおいて開催された。平成 20 年（2008 年）は、洞爺湖 G 8 サミットに向けて、日本学術会議が中心となり、G 8 + 5 各国が、「気候変化：適応策と低炭素社会への転換に関する各国学術会議の共同声明」および「地球規模の健康問題（グローバル・ヘルス）に関する各国学術会議の共同声明」をとりまとめ、同年 6 月 10 日には、各国アカデミーが自国の首脳に共同声明を伝えるとともに、日本では、金澤会長が福田総理（当時）に共同声明を手交した。

平成 21 年（2009 年）は、イタリア・ラクイラ G 8 サミットに向けて、イタリア科学アカデミー・リンチェイが中心となり、「エネルギー問題」および「移民問題」に関連する共同声明取りまとめのための会合が 3 月 26～27 日の日程でローマにて開催された。初日のワークショップでは、「エネルギー問題」については、日本学術会議の鯉沼秀臣委員が「地球規模でのクリーン・エネルギー・スーパー・ハイウェイに向けたサハラ砂漠ソーラー・ブリーダー計画（Sahara solar breeder plan directed towards global clean energy super highway）」をテーマにした発表を行った。地球規模でのエネルギー対応についての発表内容であったことに加え、実現の可能性が高いプランであったことを受け、各国代表にも好評を博した。「移民問題」については、頭脳流出に関する様々な考え方が示され、また、移民一般について、それが複雑な問題であることが示された。

「エネルギー問題」の声明案については、内容骨子につき概ね参加者の了解が得られ、最終声明案は、会議後にメールにより各国に送付され、微調整を行った上で、以下の概要を含む共同声明に固まった。

- 気候変動への対応が急務であることは議論の余地がない。低炭素社会へと適応していくためには、産業、交通輸送、建造物を中心にエネルギーの節約を進め、風力発電、地熱発電、太陽光発電、バイオ燃料発電、波力発電等の再生可能なエネルギーの利用

を促進し、さらに革新的なエネルギー源の開発・普及を行う必要がある。

- このため、G 8 学術会議は、G 8 + 5 各国の政府に対し、本年 12 月開催予定の UNFCCC（気候変動枠組条約）会議で、2050 年までに CO2 排出を概ね 50% 削減することに合意し、気候変動や低炭素技術に関する基礎的、国際的な研究を一層進め、低炭素社会に向けた技術（グリーン・テクノロジー）の開発・導入の戦略を定め、その導入のため協力していくよう、提言する。

「移民問題」の声明案については、問題が複雑であり、簡単に短い声明にまとめることが困難なことから、最終的には合意に至らず、今後、ワークショップ等を開催し、問題を掘り下げてゆくこととし、共同声明の作成は見合わせた。

この結果、2009 年の共同声明は、「気候変動と低炭素社会に向けたエネルギー技術への転換に関する各国学術会議の共同声明」として取りまとめられ、同年 6 月 11 日には、各国アカデミーが自国の首脳に共同声明を伝えるとともに、日本では、金澤会長が麻生総理に共同声明を手交した。

本年 7 月 8 日～10 日の日程にて開催された G 8 ラクイラ・サミットでは、8 日の G 8 会合において、環境・気候変動について、本年 12 月の COP15（*）に向けて、G 8 として共同歩調をとりつつ今後の交渉に政治的後押しを与えるという観点から議論が行われ、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50% 削減するとの目標を再確認するとともに、この一部として、先進国全体として、50 年までに 80% 又はそれ以上削減するとの目標を支持した。

（*）気候変動枠組条約第 15 回締約国会議*1（COP*215）

*1 : <http://www.ambtokyo.um.dk/ja/menu/COP15/WhatIsCOP15/>

*2 : Conference of Parties（締約国会議）



金澤会長から麻生総理（当時）へ声明の表出

③ ICSU

ICSU（International Council for Science. 国際学術会議）は、人類の利益のため科学とその応用分野における国際的活動を推進することを目的に昭和 6 年に設立され、現在、各国の科学者を代表するアカデミーなど 116 の組織（national member）と学問分野を代表する国際学術連合（union member）より構成される。日本学術会議も設立当初より加盟している。平成 20 年 10 月にマプート（モザンビーク）で開催された第 29 回総会には、唐木英明日本学術会議副会長、黒田玲子第三部会員、土居範久国際委員会副委員長、星元紀連携会員（ICSU CSPR 委員）、綱木事務局次長等が出席した。会期中、理事会役員選挙が行われ、黒田会員が ICSU 副会長（渉外担当）に選出された（任期は平成 23 年次期総会まで）。総会後に新理事会メンバーにより



総会で演説する黒田玲子会員

理事会が開催され日本から黒田新副会長が出席した。平成 21 年 2 月にパリで開催された第 17 回科学計画評価委員会には星連携会員が、3 月に開催された ICSU ラテンアメリカ及びカリブ地域会議メキシコ(メキシコシティ)および 4 月にパリで開催された理事会には黒田会員が出席した。また、ICSU 科学教育計画に係るアドホック評価委員会の委員推薦依頼があり、日本学術会議から 2 名を推薦している。ICSU アジア太平洋地域委員会において第 8 回同委員会を 11 月に日本で開催することを提案し了承され、開催準備を進めている。

(3) 科学者ネットワークの再構成

日本学術会議は、内外に対する我が国の科学者の代表機関として、科学の向上発達と行政、産業及び国民生活に科学を反映し浸透させることをその任務としている。

そのためには、科学者コミュニティの中核機関として、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の科学の全ての分野の科学者の意見を集約するとともに、総合的、俯瞰的観点から活動していくことが求められている。

特に、近年、新公益法人法への対応、知的財産問題への対応、ジャーナル問題への対応などが喫緊の課題となっており、日本学術会議は、科学者及び学協会と、これまで以上に密接に連携を取り、一体となって対処していかなければならない。

そのためには、科学を取り巻く環境の変化に対応し、学協会をも含む科学者のネットワークを不断に見直し、常に再構成していくための努力が求められている。

日本学術会議では、これまで地方の科学者との連携強化を図るとともに、学術の振興に寄与することを目的として、全国を 7 ブロックに分けて地区会議を組織し、活発な協議を重ねてきている。

さらに、産学官連携を推進する観点から、科学者に加え、実務経験者等が一堂に会し、研究協議、情報交換、対話・交流等の機会を設けるため、産学官連携サミットを関係府省とともに主催している。

また、学術会議の活動をタイムリーに会員、連携会員等に伝えるためニュースメールを発行するとともに、科学者コミュニティ向けの月刊情報誌「学術の動向」への編集協力などを行っている。

① 協力学術研究団体との連携

平成 16 年 4 月の法改正により、学術研究団体による会員推薦の制度が廃止されたことに伴い、従来の登録学術研究団体制度が廃止され、日本学術会議の広報活動への協力を行う広報協力学術団体と統合し、平成 17 年 10 月に協力学術研究団体制度が設けられた。

日本学術会議では、指定の申請に応じて、随時、協力学術研究団体の指定を行ってきており、その数は、平成 21 年 8 月 31 日現在で 1760 団体となっている。

URL:http://www.scj.go.jp/ja/info/link/link_touroku_a.html

日本学術会議は、ニュースメールを通じ協力学術研究団体との間で学術関係の情報の共有を図るとともに、平成 20 年 10 月以降から 21 年 9 月までの間に、協力学術研究団体の協力を得て、「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査」「学術団体における知的財産制度のあり方についてのアンケート調査」を行い、その結果を審議に反映させるとともに、「研究の現場において研究を進める上で支障になっている事項に関する

るアンケート調査」を行い、その結果を取りまとめ、総合科学技術会議有識者議員会合において報告するなど、学協会と協力・連携しつつ、審議活動を積極的に行った。

②新公益法人制度への対応

科学者委員会「学協会の機能強化方策検討分科会」では、「新公益法人法」が平成 20 年 12 月に施行されたことに伴い、学術団体固有の法人格の必要性を法理論的に検証し、その実現の可能性を示すためのモデル学協会について検討するため、平成 21 年 1 月に、分科会の下に「学術団体のあり方に関する調査研究小委員会」を設置した。

また、協力学術研究団体へのアンケート調査、国内学協会に対するヒアリング調査及び、海外学協会の実態調査を実施し、その調査結果の報告も兼ねた学協会対象のシンポジウムを平成 21 年 5 月 30 日に開催した。



学協会の新公益法人制度対応シンポジウム

③地区会議の開催

日本学術会議は、地域の科学者と意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 7 つの地区会議を組織している。

地区会議は、すべての会員・連携会員が原則勤務地のある地区会議に所属し、各地区会議はその運営と活動に責任を持つ組織である「地区会議運営協議会」のメンバーで構成されている。

地区会議運営協議会は、年度の事業計画を策定して、学術講演会の企画・立案と実施に向けた活動や地区会議ニュースの発行などを行っている。

学術講演会は、地域の求める情報に即したテーマを設定し、一般市民を対象として開催しているものであり、全体で 10 回開催したところである。

また、日本学術会議の活動を地域の科学者に周知するとともに、各地域の科学者の意見を聴く場として、「科学者との懇談会」を各地区年 2 回程度開催しており、全体で 8 回開催したところである。

さらに、平成 21 年 4 月に地区会議代表幹事会を開催し、全地区横断的な事項を討議し、活動方針を決定した。

地区会議の活動：URL：<http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html>

④情報の発信

日本学術会議の活動に関する情報などを幅広く社会一般に発信するために、主に次に挙げる事項に取り組んでいる。

i) パンフレットの作成

最近の日本学術会議の活動などをまとめたパンフレットを作成し、各種講演会・シ

ンポジウム等において配布している。

また、海外の科学者にも日本学術会議の活動を知ってもらうべく、英語版パンフレットを作成し、毎年開催される G 8 学術会議等において配布した。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/print/index.html>

ii) 電子媒体の活用

各種情報へのアクセスを容易にするため、ホームページ（日本語版及び英語版）の充実に努めている。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/index.html>

また、会員、連携会員及び協力学術研究団体向けに随時、ニュースメールを発信し、科学者間ネットワークの構築に努めている。

なお、ニュースメールは日本学術会議ホームページからも見ることができる。

URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/news/index.html>

さらに、平成 20 年 10 月には、メールシステムを活用し、会員・連携会員から日本学術会議の活動に関し会長へのご提案をいただき、今後の運営の参考とさせていただいた。

iii) 『学術の動向』への編集協力

学術情報誌『学術の動向』（日本学術協力財団発行）へ様々な企画を提供するなどの編集協力を行うことにより、学術の普及啓発を図るとともに、日本学術会議の活動をより多くの人に知ってもらうよう努めている。

(4) 日本学術会議を支える3つの学術部門

① 第一部（人文社会科学）

1. 第一部の構成と運営

第一部は、人文・社会科学分野の研究者である会員によって構成され、関連する分野別委員会として、言語・文学、哲学、史学、心理学・教育学、社会学、地域研究、法学、政治学、経済学および経営学の 10 委員会が設置されている。これらの委員会の下には、具体的な課題を設定した 60 を超える分科会が組織され、日常的な審議活動を展開している。また、10 の分野別委員会は、第一部のイニシアチブの下に合同で「人文・社会科学と学術」分科会および「AASSREC/IFS0」分科会を設置している。前者は、人文・社会科学の社会的役割と責任をテーマとする分科会であり、後者は、日本学術会議が加盟している「アジア社会科学協議会連盟」（AASSREC）および「国際社会科学団体連盟」（IFS0）の対応窓口となり、人文・社会科学の国際的学術活動を担う分科会である。第 21 期において部が直接に所管する分科会の設置が可能となったが、この 2 つの分科会は、引き続き分野別委員会の合同分科会として活動することとしている。

第一部の運営は、会員全員によって構成される部会（原則として年に 3 回開催）を中心とし、日常的には拡大役員会（部の役員および分野別委員会委員長・副委員長が構成メンバー）を隔月に定例化して進めている。ここでの審議の柱は、日本学術会議全体の方針を第一部にそくして具体化すると同時に、第一部の固有の課題を追求し、また、分野別委員会およびその下の分科会の活動状況を掌握し、活動を援助し、共同の方針を提起することである。今期は、「日本の展望」プロジェクトに関して、第一部の学術研究領

域を担当する「人文・社会科学作業分科会」が設置されたので、「日本の展望－人文・社会科学からの提言（案）」の審議のために拡大役員会と同作業分科会の合同会議をしばしば開催した。

2. 第一部の課題と活動

第一部は、第 21 期の開始に際して、3 つの課題の追求を方針として提起した。第 1 は、科学技術基本法に基づく科学技術振興体制について、その下での人文・社会科学の学術研究の現状と問題を明らかにし、この体制の改革に向けての展望を示すことである。「科学技術」を本位とした国の政策の問題点はこれまでも指摘されており、「科学技術」政策を、文字通り総合的な「学術」政策へと転換するために人文・社会科学からの発信を強化しなければならない。第 2 は、大学における研究・教育の現状と問題点を人文・社会科学の視点から分析し、改革に向けての方向を明らかにすることである。とりわけ、若手研究者のキャリアパスの改善・整備、大学における教養教育の確立、そして学術研究の制度的基盤の整備と強化が重要な論点である。第 3 は、科学者コミュニティのあり方について、学術研究および政策提言における人文・社会科学のより大きな力の発揮を促進するための組織・運営を検討することである。ここでは、学協会の組織の新しいあり方の追究、日本学術会議における連携会員と会員の協働体制の構築などが論点となる。

これらの課題のうち多くは、具体的に「日本の展望－人文・社会科学からの提言（案）」の審議において取り上げられ、その論点と改善の方向が示された。同「提言（案）」は、人文・社会科学が 21 世紀的、人類社会的課題に立ち向かう学術研究において、人間の尊厳の承認を基礎にして、価値的な視点を提示し、学術の方向づけを行う鍵となる役割を果たすべきことを示した上で、人文・社会科学が担うべき社会に対する課題およびそのような課題を果たすべき人文・社会科学の学術的な展望を明らかにしている。そこでは、国の政策を「科学技術」政策から総合的な「学術」政策へと発展させるべきこと、同時に、人文・社会科学の固有のあり方を尊重し、また、若手研究者の育成、女性研究者への助成を図る学術政策を展開すべきことが提起されている。また、日本社会における市民的教養をいかに形成すべきかについての提言も示され、全体として、社会に対して、市民に対して、人文・社会科学が何をなすべきであり、何をなしうるか、そして、どのような学術研究を進めるかの抱負と責務を述べるものとなっている。

3. 具体的な取組み

今期の具体的な取組みとして若干の重要なものを取りあげれば、第 1 に課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の活動がある。課題別委員会はいうまでもなく 3 つの部が共同で取り組むものであるが、この委員会は「質的保証枠組み検討分科会」、「教養教育・共通教育検討分科会」および「大学教育と職業との接続検討分科会」の 3 つの分科会を設置し、とくに「教養教育・共通教育分科会」において第一部会員の役割が大きい。この分科会の審議の成果は、日本の展望プロジェクトにも活かされている。また、第一部を中心に発議した課題別委員会としては、「人間の安全保障とジェンダー委員会」が活動中である。

第 2 に、経済学委員会と社会学委員会が合同で設置した「包摂的社会政策に関する多

角的検討分科会」の活動がある。同分科会は、アメリカの金融危機に端を発する世界的な不況のなかで日本が緊急に必要とする社会政策の制度的改善策を具体的に提言する報告書「提言・経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」をとりまとめて発出した（2009 年 6 月）。これは、極めて時宜にかなった活動であった。

第 3 に、市民に対する公開シンポジウムの取組みがある。AASSREC/IFSSO 分科会は、AASSREC 総会に向けての国内活動として「グローバル化する世界における多文化主義：日本からの視点」をテーマに日本学術会議主催公開講演会を開催し（2009 年 6 月）市民の多くの参加をえて充実した議論を行った。また、第一部は、北海道大学における夏季部会の開催にあわせて「市民社会のなかの人文・社会科学－市民との対話」と題するシンポジウムを企画し、①「なぜ、なんのための裁判員制度なのか」、②「『三歳児神話』は『真話』なのか－男女共同参画の推進とワークライフバランスの推進」、③「電腦遊戲が開く日本文化の諸相」および④「ついに核軍縮の時代へ－核なき世界への道筋」の 4 つの講演を行った（2009 年 7 月）。このシンポジウムは、市民の抱える問題と関心に直接に発信することを目的としたが、こうした取組みを一層強めることが重要である。なお、公開シンポジウムについては、各分野別委員会、各分科会でも積極的に取り組んでいる。

②第二部（生命科学）

1. 第二部の構成と運営

第二部は生命科学分野を幅広く含んだ科学者によって構成されている。関連する分野別委員会は、基礎生物学委員会、応用生物学委員会（これについては鷲谷委員長から統合生物学委員会に名称変更の要望有り）、農学委員会、食料科学委員会、基礎医学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会、歯学委員会、薬学委員会、そして第三部と共同で設置する環境委員会の 10 委員会とそれをもとに設置された約 80 をこえる分科会が中心となって活動している。第二部の運営は、第 20 期から加わっている会員や連携会員もいるが、新たに加わった会員もあり、第二部の運営は全員会員からなる部会で行い、各委員会および分科会の運営はそれぞれ会議を開催している。なお、第 21 期になって第二部の鶴尾会員と田野会員が御逝去され、その後任の補充が行われた。

2. 第二部の役割

第二部は日本学術会議の中で生命科学を担当し、主に生物に関する科学および健康と医療、そして食料に関する科学を取り扱う。遺伝子やゲノムに関する知識と IT 技術の発達、再生医療などが健康の維持と医療技術の向上、食料の増産に直結する時代になり、研究の活性化のための必要性とともに倫理問題あるいは環境問題も浮かび上がってきている。また、医師の不足や偏在、医師への過剰な負担、医療再生の問題を包含する医療崩壊の危機が指摘されている。このような状況を背景にして、第二部ではそれらの問題について提言や報告、シンポジウムを行う機会が極めて多い。健康医療関係、および食料関係だけでも「生命を守る医と食の安全のために」として冬の公開シンポジウムを北海道で行い、夏の公開シンポジウムは大阪で「医療の最前線」というテーマで市民講座を行った。課題別委員会としては「労働雇用環境と働く人の生活・健康安全」の設置を幹事会に提案し、認められた。

他に行ったシンポジウムには、「タバコの煙は愛する人を傷つける」、「スーパー特区で加速する最先端医療技術」、「食肉産業・研究の現状と展望－安全性、機能性、嗜好性」、「健康食品の効き目とリスク－誰が何を決めるのか」、「今、医療の最前線では？」

「ダーウィン生誕 200 周年記念シンポジウム ダーウィンを超えて－21 世紀の進化学」、「遺伝子組換え植物の現状と課題」、「咀嚼の脳科学」などがある。

いくつかのシンポジウムなどもすでに予定されている。

さらに第二部としては、学術会議全体で行っている日本の展望委員会および基礎委員会のために生命科学作業分科会を精力的に開催している。日本の展望の縦軸の三本柱の 1 つは生命科学であり、横軸のテーマについても 10 の大きなテーマに対し、第二部からの会員が積極的に参加し意見を述べている。それゆえ「日本の展望－生命科学からの提言案」と「第四期科学技術基本計画に盛り込むべき課題と論点」の作成手順を決定し、連携会員と意見交換し展望委員会に反映させている。

第二部のサイエンス分野で大きな問題になっているのは、大学での基礎教育の衰退とポスドクの問題がある。これは単に大学だけの問題ではなく、病院や独立行政法人の研究所においても同じ事であり、若い人達が夢をもって職場で研究することに困難が生じている。ポスドク－万人計画ということで大量の博士を輩出したが、その後経済的変化もあり、また、法人化後の大学の運営が厳しくなっていることもあり、さらに任期制がついていることも多く、若い人達が夢を持ってじっくりと自分の研究を継続し育てていくしくみが困難になっているのが現状である。これは単にライフサイエンス分野だけの問題ではないと思うが、日本の科学の今後の発展を考える時に特に大学の研究と教育のあり方、学位を取った後のポストの供給の拡大、大学時代の奨学金の拡充などを今のうちから制度として整えておくべきと多くの会員から指摘された。一方、学術誌においても多くの日本発のオリジナルの論文や学術誌が外国の出版社の発行に依存しており、この分野においても日本の若い人達が学術誌に対しての問題を単にインパクトファクターなどの評価によって行うことが多く、真の学問のオリジナリティや独創性を求める風潮が希薄になっているのは早めには是正しなければならないと考えている。

日本は少子高齢化社会を迎えているので、その時に元気で長寿を全うできるような社会とはどのような社会か真剣に考える必要がでてきている。このような中で、高度医療などによって生命をどこまで取り扱ってよいのか、そのガイドラインとなる生命倫理についても今、新しく問題が生じている。食糧生産においては、遺伝子組み換えなどの問題が日本ではなかなか基礎研究ができて応用へ結びつけないのが現状である。この遺伝子組み換え作物の問題は社会に広くコンセンサスをとることが必要であるが、教育課程の中で大きな壁ができていることが最近明らかになってきた。それは、初等、中等教育課程において遺伝子組み換えを必ずしも充分に理解していない先生方が生徒に遺伝子



シンポジウム「タバコの煙は愛する人を傷つける」で講演した松沢神奈川県知事、唐木副会長、瀬戸連携会員

組み換えの意義とその安全性について教育していないところにも起因していると考えられる。それゆえ、生命科学は単にヒトを中心として物事を考えるのではなく、多様な生物の中での共存の仕方を考えていく必要があるとの議論が進められている。

科学の智の普及のために、会員が積極的に社会と接点を求めていくことは学術会議の新しい方針の 1 つである。第二部では、部全体、課題別委員会、分野別委員会、分科会、関連学会を通じた活動を積極的に進めてきた。このような観点から、日本学術会議では 2004 年 4 月から「社会との対話に向けて」という声明を出した。すなわち学術会議は、科学者と一般市民が同じ目線で共感し、互いに信頼をもって協働することが重要であり、これを科学者が認識することが重要であると認識している。

今年度も日本学術会議ではサイエンスリテラシーやサイエンスアゴラなど各地で科学の智を普及するために若者向けに積極的に講演会等を開催してきた。サイエンスアゴラは、すでにかかなり定着して多くの学生や市民も参加する形態となってきた。

一方、第二部においては市民に対する科学技術の知識、将来の方向性を科学者と共有し、豊かな社会を構築することを目指して、2009 年 2 月 5 日に野本明男会員が組織委員長となり、日本学術会議で冬の公開シンポジウム「生命を守る医と食の安心、安全のために」を行った。

2009 年 8 月 18 日に、大阪大学中之島センター・佐治メモリアルホールで谷口直之会員が組織委員長となり「今、医療の最前線では？」というテーマで公開シンポジウムが開催した。

近年、生命科学は短期間のうちにめざましい進歩を遂げており、一般市民にとっては生命の本質にどこまで迫れるか、また明らかになったのかが注目されるところであり、そのような中であって、生物学、医学、農学、薬学、歯学、健康科学などそれぞれの幅広いライフサイエンスの分野において、オピニオンリーダーである科学者が個々の研究成果を紹介して一般市民と共有し、現代の生命科学の知識と今後のあり方について共有することが重要であると思われる。今年度も多くの科学コミュニケーションが第二部において実践されてきた。

③第三部（理学・工学）

1. 理学・工学の役割と活動方針

理学・工学は、これまで科学・技術の基盤を支える学術分野として大きな役割を果たしてきた。この科学・技術の進歩の速度は、時代を経るにしたがって徐々に増し、特に、20 世紀前半の量子力学や相対性理論の新しい基礎科学分野の発展と、その成果を活用して生み出された 20 世紀後半の半導体デバイスやコンピューター等に代表される革新的技術の飛躍的発展は、社会全体を活性化し、便利で豊かな人間生活を可能にしてきた。このように、過去何世紀にもわたって、科学・技術は人類の幸福及び社会の発展に非常に大きな貢献をしてきた。

一方で、科学・技術の急速な発展は、社会構造、地球環境、生態系等を大きく変化させ、地球規模の気候変動、環境汚染やエネルギー・資源の枯渇等の様々な問題をも引き起こしている。従って、21 世紀は、地球自体やエネルギー・資源等の有限性という制約を認識した上で持続可能な社会を目指さなければならない状況にある。この課題を克服

するには、やはり科学・技術の力が必要不可欠である。21 世紀においても、新しい科学・技術の創成によって初めて人類の存続・発展が可能になり、精神的・物質的に調和のとれた幸福な人間社会を実現することができると考えられる。

従って今後は、持続可能な社会に向けた新たな科学・技術の創成とそれらを支える人材の育成等が必要不可欠である。そのような中で、特に、初等から高等教育における一貫した科学・技術教育、大学における研究と教育の大学自体による継続的改革、産学官連携による研究や人材育成を推進していくことが重要である。これらの施策は、我が国の科学・技術や産業の国際的な競争力や貢献度をさらに高めることにも繋がっていくと期待される。日本学術会議はそれらの課題全体を俯瞰的に見渡し、リードしていく役割を担っていると考えらる。

そのような認識のもとに、第 21 期の第三部では、科学・技術の基盤を支える理学・工学分野の主要な課題として下記の(1)～(5)を選び、その現状の分析を行うとともに、今後の方向性を示していくこととした。

- (1) 持続可能な社会に向けた科学・技術創成
- (2) 社会のための科学と知の統合
- (3) 大型装置計画・大規模研究の推進及び基盤的研究との調和
- (4) 理学・工学分野の発展を支える若手・人材の育成
- (5) 科学・技術リテラシーの涵養と新リベラルアーツ教育の構築

これらの共通課題と併せて、理学・工学関係の 11 の分野別（環境学、数理科学、物理学、地球惑星学、化学、情報学、総合工学、機械工学、電気電子工学、土木工学・建築学、材料工学）の課題についても現状を分析し、今後の方向を探っていく。

上記の活動をもとに「日本の展望—理学・工学からの提言 2010」をとりまとめる。

理学・工学分野は、会員数万名の大規模学協会が 10 以上あり、また会員数千名の中規模学会を数多く有している。日本学術会議は長年それらの学協会と比較的緊密な連携協力関係を持って活動してきたが、第 20 期以降はこの関係がやや弱くなっている面がある。そこで第 21 期では、第三部と関連する学協会との連絡協議会を作り、意見交換・情報交換を行って、相互の活動を活性化していくことを目指す。日本工学アカデミーとの交流活動もこの視点から進められているものである。

理学・工学分野の人材育成は第三部全体に跨る共通的な課題であり、日本の展望のなかでも重要課題として取り上げて、検討を進めていく。それと並行して、若年層の理数系離れや学力低下の要因の一つともなっている初等中等教育における理数系教育の問題点を探り、それを強化していく方策を探る。そのために、第三部として独立した分科会を作り、集中的に検討を進めていく。

第三部関係の分野別委員会とそのもとに置かれた分科会は、第 20 期に活発な活動を展開し、多くの提言、報告、記録を発出してきた。第 21 期においても、日本の展望関係の分野別の課題と展望等のとりまとめとともに、委員会固有の課題を継続的に検討し、第 21 期末までに提言や報告をとりまとめる活動も進めていく。また、関係するシンポジウムや公開講演会の主催や後援を行っていく。

2. 1 年の活動記録

平成 21 年 7 月時点で、第三部の会員は 72 名である。部全体が関わる分科会としては日本の展望—理学・工学作業分科会が設置されている。また、分野別委員会は 11 あり、そのもとに 80 余りの分科会が設置されている。

平成 20 年 10 月以降の 1 年間に、第三部関係の会議としては、部会を 2 回、夏季部会を 1 回、役員会を 7 回、拡大役員会を 5 回、日本の展望—理学・工学作業分科会を 5 回、各分野別委員会・分科会をそれぞれ平均 3 回程度開催した。

第三部全体として行ってきた主要な活動は以下の通りである。

- ・「日本の展望—理学・工学からの提言 2010—持続可能な社会のための科学・技術創成に向けて—」及び緊急提言の第一次案をとりまとめた。
- ・ 8 月 11、12 日に九州大学で第三部夏季部会及び公開講演会を開催した。
- ・ 理学・工学分野の学協会との交流・連携を深めるために学協会連絡会を設置し、活動を開始した。
- ・ 第三部に理数系教育の強化を検討するための分科会を設置し、活動を開始した。
- ・ 日本工学アカデミーとの交流・連携を深めるために、懇談の場を持つこととした。
- ・ 各分野別委員会では、日本の展望—各分野の長期展望 2010（報告）及び緊急提言の第 1 次案をとりまとめた。また、機械工学委員会機械工学ディシプリン分科会から「報告」が発出された。

(5) 科学の智の普及のために

知のタペストリー

《知のタペストリー》シリーズの構想

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの内外に対する代表機関として、学術・科学・技術—以下では《学術》と総称—に関する重要事項を審議して、その実現を図ること、学術に関する研究の拡充と連携を推進して、そのさらなる発展を図ることを、基本的な任務として社会から負託されている組織である。日本学術会議が人文・社会科学系の第 1 部、生命科学系の第 2 部、理・工学系の第 3 部から構成されて、普遍的な観点と俯瞰的・複眼的な視野を制度的に確保しているのも、この負託に応えるための措置であるといつてよい。

日本学術会議の任務のうちには、学術の先端的な情報を若い世代がアクセス可能な水準で提供して、学術に対する新鮮な関心を惹起することが含まれている。科学と社会委員会は、第 20 期と第 21 期の活動を通して、この主旨を具体化する出版企画を慎重に検討してきたが、その成果として《知のタペストリー》シリーズと称する出版企画が細部に到るまで整い、2009 年春期の日本学術会議総会において基本的な了承を得ることができたので、このプランを実現する作業を進めてきた。今年度の年次報告を取り纏めるこの機会に、具体化された企画の現状をお示しすることにしたい。

我々が企画した《知のタペストリー》シリーズは、岩波書店の《ジュニア新書》シリーズのサブ・シリーズとして、来年度から出版されることになっている。新たに発刊されるこの新書シリーズは、日本学術会議が岩波書店《ジュニア新書》シリーズ編集部と協力して企画・編集する《学術のフロンティアへの招待状》であって、《ジュニア新書》シリーズのサブ・シリーズとして岩波書店から継続的に出版されることになっている。このシリーズは、主な読者層としては中学生、高校生を想定して、最先端の学術に関する知見を平易な表現で述べ、次世代を担う若い国民の新鮮な知的好奇心を喚起

するとともに、彼らの学術的な素養を醸成することを目指している。このように、中高生を主要なターゲットとして書かれた書物ではあっても、アクセスが容易な表現で書かれた信頼性の高い学術、科学および技術に関する情報であれば、実際にはその想定読者層を大きく越えて、大学教養課程の学生および一般社会人にも浸透力を持つといわれている。その意味で、このシリーズは広く社会の人々の学術、科学および技術に関するリテラシーを改善するための日本学術会議の努力の一環として位置づけられている。

このシリーズを《知のタペストリー》シリーズと称する理由は、構想された企画が2つのアプローチの方法を有機的に織り込んでいることに根差している。第1のアプローチの方法は、主として単独の学術研究者が専門分野のひとつの主題に焦点を絞って、現代の学術的知見のフロンティアを平易に解説することによって、読者を現代の学術の最先端に誘う方法である。第2のアプローチの方法は、専門領域を異にする複数の研究者が、ある共通のキーワードを様々な専門的視角から活用して、領域横断的な知的関心の俯瞰図を、読者の眼前に展開してみせる方法である。前者の方法に基づいて提供される縦系シリーズと、後者の方法によって提供される横系シリーズが織りなす知のタペストリーを、学術の広領域にわたり、高い信頼性を保証して提供できるのは、人文学、社会科学、生命科学、理学、工学という学術・科学・技術の全スペクトラムを先端的な水準で包括する日本学術会議を措いてはないと、我々は考えているのである。

《知のタペストリー》シリーズの企画と編集には、日本学術会議・科学と社会委員会と岩波ジュニア新書編集部を母胎として選出される編集委員会が共同で責任を持ち、出版には岩波書店があたることになっている。それぞれの組織の責任体制を担保するために、学術会議側からは科学と社会委員会の委員長が、岩波書店側からはジュニア新書編集部の編集長が、《知のタペストリー》シリーズ編集委員会に加わることになっている。さらに、このシリーズに収納される各冊の企画と編集には、学術会議側の編集担当者を定めて、岩波ジュニア新書側の編集担当者による通常の編集手続きに加えて、会員・連携会員による査読と助言の手続きを織り込むことにする。いうまでもなく、円滑・敏速な出版の妨げにならないように、この査読手続きは煩瑣を避けて、学術の専門家としての見識を背景としつつ、最初の読者としての助言を行うことを主旨として行うものとする。また、学術会議の責任あるプレゼンスを明示するために、表紙と裏表紙のデザインを《知のタペストリー》シリーズ独自なものに統一するとともに、各冊の冒頭ないし末尾には日本学術会議の組織的な関与を明記するマニフェストを入れることが予定されている。

《知のタペストリー》シリーズの潜在的な執筆者としては、第一義的には日本学術会議の会員および連携会員を念頭においている。だが、これまでに会員ないし連携会員であった方々など、企画次第では潜在的な執筆者層を伸縮的に拡大する余地は、編集部の裁量範囲に含めることにしたい。このシリーズの意図が社会に広く理解されて、学術のフロンティアにおける研究者の活動が、広く人間の福祉を改善する努力の水路に合流することを、企画と推進にあたった我々は強く祈念している。

3. 活動記録 (平成 20 年 10 月～平成 21 年 9 月)

平成 20 年

10.1 第 21 期発足

10.1～3 第 154 回総会〔日本学術会議〕

- ・ 第 21 期日本学術会議会員任命式〔総理官邸〕
- ・ 金澤一郎会長が会長再任

10.21～24 第 29 回 I C S U 総会〔モザンビーク〕

10.31 我が国の未来を創る基礎研究の推進に関する会長談話

11.2 日本学術会議主催公開講演会「地球を救う みんなの知恵 -最新の科学が明らかにする地球環境の過去と未来」〔日本科学未来館〕

11.10 第 7 回産学官連携サミット〔東京〕

平成 21 年

1.20 日本学術会議の創立 60 周年を迎えての会長談話

3.2 日本学術会議主催公開講演会「学術分野における男女共同参画促進のために」〔日本学術会議〕

3.10 報告「地球温暖化問題解決のために—知見と施策の分析、我々の取るべき行動の選択肢—」

我が国及び世界の重要な課題になっている地球温暖化現象とその対策に関し、気候変化、影響評価、適応策、緩和策等について、分野横断的・総合的に検討を行い、現在得られている科学的知見を精査し、それに基づいた現実的な行動の選択肢をとりまとめた報告。

3.19 日本学術会議主催公開講演会「環境学から切り開く日本の展望」〔日本学術会議〕

3.21～23 I A C (InterAcademy Council) 理事会〔オランダ〕

3.24 IAC-IAP (InterAcademy Panel) ジョイント・セッション〔オランダ〕

3.24～25 I A P 執行委員会〔オランダ〕

3.26～27 G 8 学術会議〔イタリア〕

4.6～8 第 155 回総会〔日本学術会議〕

- ・ 野田聖子内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当) より御挨拶
- ・ 小林誠先生(日本学術振興会理事、日本学術会議連携会員) より御講演「学術の振興のために」
- ・ 石井紫郎先生(日本学術振興会学術システム研究センター相談役、日本学術会議外部評価委員) より御講演「日本学術会議に期待するもの」

4.7 要望「宇宙科学推進に関する要望」

宇宙開発基本計画の策定と新たな宇宙開発・利用体制の検討に当たり、我が国の宇宙開発・宇宙科学研究の一層の発展と我が国の学術研究進行の観点から、宇宙科学研究体制の確保・強化、第一級の宇宙科学研究を推進できる体制の確保と自主・自由・公開の原則という科学研究の特質への配慮、高度な人材育成を促進する体制の構築、等を要望。

6.11 G 8 + 5 学術会議共同声明「気候変動と低炭素社会に向けたエネルギー技術への転換」

・麻生太郎内閣総理大臣に金澤一郎会長より手交〔首相官邸〕

6.13 日本学術会議主催公開講演会「グローバル化する世界における多文化主義：日本からの視点」〔日本学術会議〕

6.15 「海洋の酸性化についての声明（IAP Statement on Ocean Acidification）」に関連しての会長談話

6.17～19 第 9 回アジア学術会議〔シンガポール〕

6.20～21 第 8 回産学官連携推進会議〔京都〕

6.25 提言「経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」

内閣総理大臣のもとに社会政策の総合的な調査審議機関を設置すること、最低生活費・住宅の保障を土台に、適宜、就業や教育の支援、保健医療・介護、福祉サービス等を組み合わせるという発想が望まれることを提言。

6.25 報告「人と社会を支える機械工学に向けて」

機械工学の知の著しい膨張と拡散の中、機械工学のアイデンティティと目的を改めて明らかにし、「人と社会を支える機械工学」への改革を進める必要があることから、機械工学の固有の学術構造と役割の確認、機械工学の発展の方向性と人材育成、機械工学あるいは工学コミュニティへの要請、等について報告。

6.30 食品安全のための科学に関する会長談話

7.28 日本学術会議主催公開講演会「新潟県中越沖地震と柏崎刈羽原子力発電所の建物・構築物」〔日本学術会議〕

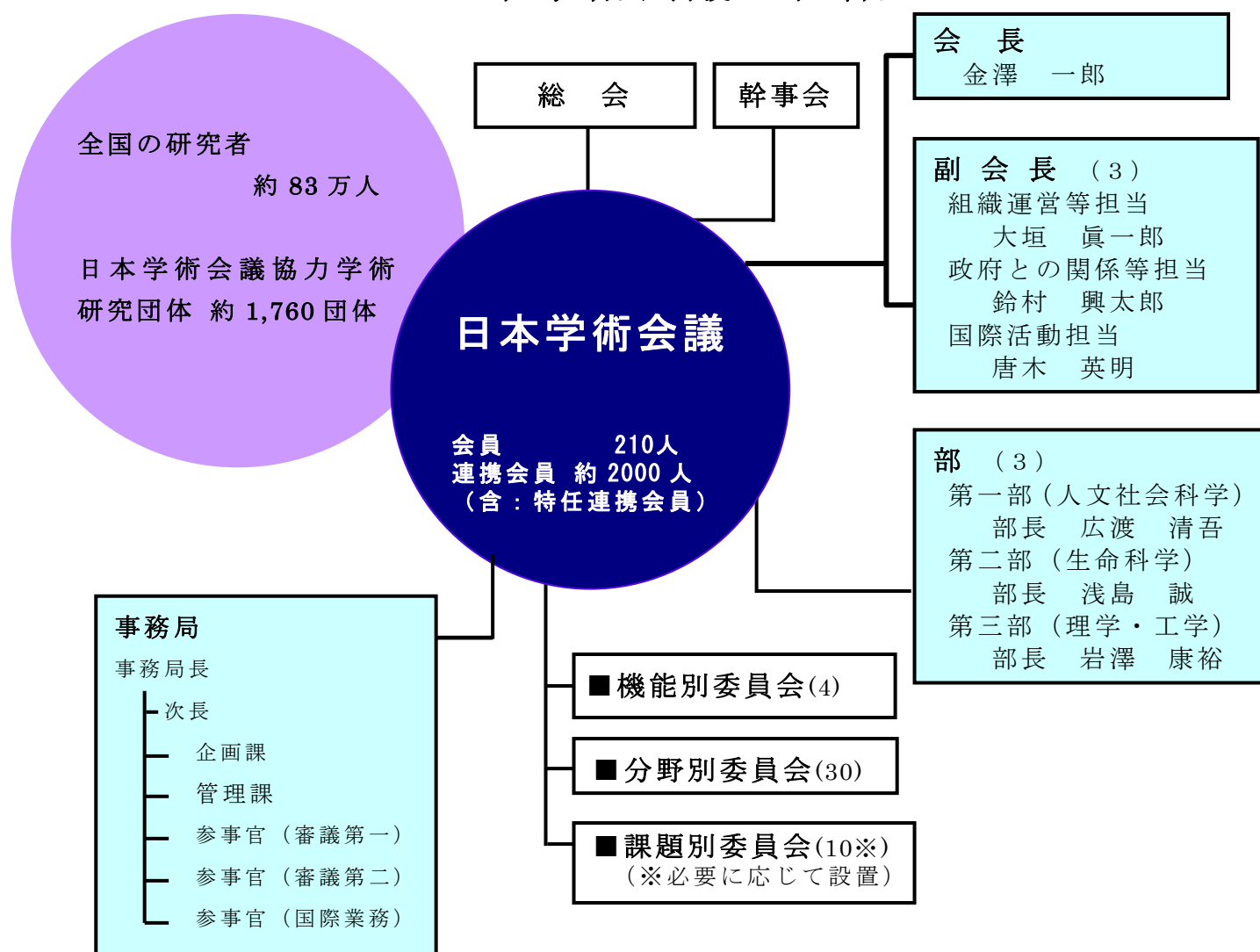
9.9 公開シンポジウム「ブダペスト宣言から 10 年-過去・現在・未来-社会における、社会のための科学を考える」〔日本学術会議〕

9.15～16 I A P (InterAcademy Panel) 執行委員会〔日本学術会議〕

9.16 バングラデシュ科学アカデミーとの友好協定締結調印〔日本学術会議〕

9.17～18 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議 2009 -食料のグローバルな安全保障-〔日本学術会議〕

日本学術会議の組織



表紙写真

左：第 155 回総会（平成 21 年 4 月 6－8 日〔日本学術会議講堂〕）

右：アジア学術会議（平成 21 年 6 月 17－19 日〔シンガポール〕）

【お問い合わせ】

日本学術会議事務局企画課

〒106-8555

東京都港区六本木7-22-34

TEL 03-3403-3768

FAX 03-3403-1260

URL: <http://www.scj.go.jp>E-mail: p225@scj.go.jp



日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

新生日本学術会議 5年目の活動報告 (平成 21 年 10 月～平成 22 年 9 月)



菅内閣総理大臣への勧告の手交（平成 22 年 8 月 25 日）
〔写真提供：内閣広報室〕

Annual Report 2010

平成 22 年 年次報告

第 1 編 総論



アジア学術会議（平成 22 年 6 月 14－16 日〔マニラ〕）



第 157 回総会（平成 22 年 4 月 5－7 日〔日本学術会議講堂〕）

平成 22 年 10 月 4 日

日 本 学 術 会 議

『日本学術会議憲章』

(平成 20 年 4 月 8 日 第 152 回総会決定)

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

新生日本学術会議 5 年目の活動報告
(平成 21 年 10 月～平成 22 年 9 月)

第 1 編 総論 目次

日本学術会議憲章	2 頁
目次	3 頁
1. 日本学術会議会長挨拶	4 頁
2. 日本学術会議の活動	5 頁
(1) 政府及び社会に対する勧告及び提言	5 頁
「日本の展望」プロジェクトについて	5 頁
(2) 国際的活動	7 頁
① 国際委員会	7 頁
② G8 学術会議	8 頁
(3) 科学者ネットワークの再構成	10 頁
① 協力学術研究団体との連携	10 頁
② 地区会議の開催	10 頁
③ 情報の発信	11 頁
(4) 日本学術会議を支える3つの学術部門	11 頁
① 第一部	11 頁
② 第二部	13 頁
③ 第三部	15 頁
(5) 科学の智の普及のために	17 頁
学術会議新書シリーズの出版企画	17 頁
3. 活動記録	19 頁

1. 日本学術会議会長挨拶

第 21 期会長 金澤 一郎



日本学術会議の年次報告書を作成する時期が、今年も巡ってまいりました。私見によれば、日本学術会議はこの 1 年間にいくつか大きな仕事をすることができました。なによりもまず、会員及び連携会員が総力を挙げて作成して、平成 22 年 4 月 5 日の日本学術会議総会で承認を受けた『日本の展望—学術からの提言 2010』を、世に問うことができました。この提言は第 20 期の終わり頃に着手して、ほぼ 2 年をかけて完成致しました。日本学術会議の専門分野別の委員会や分科会での議論を縦軸に、

基礎科学、高等教育、世界の中の日本の在り方など、現在の社会を学術的に考察するべく新たに立ち上げた 10 の課題別分科会の議論を横軸として統合した報告書であるだけに、その内容を要約することは容易ではありません。敢えていえば「この地球上に生きている人間が、将来世代も含めてその活動を持続・継続するためには、今我々は何をすべきなのか」について提言したものと言えるだろうと思います。

この『日本の展望』に端を発して、行政に直接的に影響を及ぼしたある成果に関しても、この機会に報告したいと思います。その事例とは、従来から行政が用いてきた「科学技術」の用語につきまとしてきた混乱をおさめて、『日本の展望』を作成する過程で日本学術会議が着実に積み上げてきた議論と、粘り強い説得の努力を反映して、重要な整理と理解が実現されたことです。総合科学技術会議においても、法律に規定されている部分を除いてではありますが、『科学と技術』(science and technology)を表す用語法としては、従来用いられてきた『科学技術』(science based technology)ではなく、『科学・技術』という表記を採用する決定に踏み切ったことは、その代表的な成果です。この成果を重視して、日本学術会議はイノベーションの推進のみならず、基礎科学の推進、高等教育の充実、男女共同参画の促進なども、我が国の科学・技術行政の根幹となる法律である『科学技術基本法』の中に、明確に位置付けることが必要であると考えているに至っています。『日本の展望』を凝縮した先鋭的なメッセージとして、日本学術会議が『科学技術基本法』の改正をこの 8 月に菅総理に手交した『勧告』に纏めたのは、まさにこの考え方に基づいてのことです。

この 1 年間を振り返ってもう一つ報告すべき大きな変化は、日本学術会議の機能を強化する必要を強く認識して、自ら改革を行うことを決意したことです。我々が行いつつある改革の一つの側面として、これまで日本学術会議が対象とする「科学」には、「科学のための科学」と「社会のための科学」があるとして参りましたが、「社会のための科学」から新たに「政策のための科学」を独立させ、日本学術会議の活動範囲を明示的に拡張したことを挙げるができます。ここでいう「政策のための科学」とは、政策が科学的に正しく策定されていることを検証するための科学と言い換えても良いと思います。さらに、従来は 1 年程度をかけて議論の結果をまとめる方式を採用してきた日本学術会議ですが、緊急の課題に対してはより早期に対応できる機動的な体制を構築する作業にも、現在取り組みを開始しています。これに加えて、若手研究者の意見を従来にも増して取り入れて、日本学術会議を活性化する措置も模索しています。このように、日本学術会議はいま非常に活発な活動時期にありまして、皆様の一層のご興味・ご関心に応えられる組織へと、脱皮の努力を重ねているのです。

2. 日本学術会議の活動

(1) 政府及び社会に対する勧告及び提言

「日本の展望」プロジェクトについて

1. 「日本の展望」プロジェクトの成立の背景

「日本の展望」プロジェクトは、新体制下の第 20 期の中で提起されてきた 2 つの課題を統合して成立したものである。一つは、新体制の下で 30 の分野別委員会が設置されていることを活かして、すべての分野ごとの研究者コミュニティの議論を基礎に、各分野の学術的発展の展望を練り上げて全体の「学術の展望」を取りまとめることである。これは、科学技術基本計画に基づく科学技術行政の戦略的重点化に対する政策的な批判的重しの役割が期待される。もう一つは、第 18 期に作成された「日本の計画 (Japan Perspective)」(平成 14 年) が中間報告とされていることに留意し、これを受け継ぐ活動を展開することである。「日本の計画」は、日本の学術が人類社会の課題をどうとらえるか、それに対して学術がなにをなすべきかを明らかにしようとしたものである。日本学術会議が「社会のための学術」の責務を推進することは本質的課題であり、「日本の計画」が英訳として示した“Japan Perspective”をそのまま活かして現在における「日本の展望」を学術の立場から社会に提起することは、新生学術会議が取り組むべき課題としてふさわしいものと考えられた。

この二つの課題をめぐる議論は、拡大 4 役会議(会長・副会長・部長)において平成 19 年秋から平成 20 年初頭にかけて進められ、両課題を統合する「日本の展望」プロジェクト構想が平成 20 年 2 月には成立した。同構想は、初めての試みとして 30 分野別委員会委員長の合同会議に諮られ、意思統一が進められた。この構想は、学術がいかなる社会的課題をとらえ、その解決にいかに関与するかという、人類社会的課題の考察と分析を横系とし、他方で主体としての学術の動態と展望を分析し描き出すことを縦系とし、社会と学術の課題と展望を一体として織りなした「日本の展望－学術からの提言」を策定することを目指すものとされた。

2. 「日本の展望」プロジェクトの運営と組織構成

「日本の展望」プロジェクトは、文字通り、日本学術会議が総力を挙げて全体として取り組む活動となった。プロジェクトを推進する運営体制は、平成 20 年 4 月の総会(第 20 期 3 年目)における構想の承認を経て、本格的に構築された。幹事会に附置された日本の展望委員会を主委員会とし、その下にそれぞれのテーマを扱う課題別 10 分科会(テーマ別検討分科会)並びに人文・社会科学、生命科学及び理学・工学の 3 つの分野別作業分科会が設置された。これら 13 の分科会は、主提言である「日本の展望－学術からの提言 2010」の内容を基礎付ける「提言」を作成する役割を持った。

課題として取り上げるテーマについては、会員に対する数次のアンケートで絞り込み、日本の展望委員会の審議を経て確定した。テーマ別検討分科会は、学術会議の通例の課題別委員会とほぼ同様の運営方法によって審議が進められた。他方、3 つの分野別作業分科会は、30 の分野別委員会ごとの審議を踏まえてそれらを集約し取りまとめる役割を担ったので、より複雑な運営方法をとることになった。それぞれの作業分科会は、各部の拡大役員会(各部役員及び各分野別委員会委員長・副委員長をメンバーとする)と連携・協働して「提言」策定の作業を進めた。このように、「日本の展望」プロジェクトは、プロジェク

トのための特別の審議体制とならんで、部と分野別委員会の通常の審議体制にフルに支えられて、実施することができたのである。

起草分科会は、主提言の作成を担当するものとして、全体よりも遅れて設置されたが（平成 21 年 2 月第 1 回委員会）、プロジェクト全体の進行管理と主提言の取りまとめを担当した。主提言の作成と並行して「第 4 期科学技術基本計画への日本学術会議からの提言」が起草分科会によって作成され、この「提言」は、平成 21 年 10 月の総会（第 21 期 2 年目）の審議の後、幹事会の承認を経て 11 月に総合科学技術会議に提出された。平成 22 年 4 月総会に主提言「日本の展望－学術からの提言 2010」を提案することを最終目標にした「日本の展望」プロジェクト計画は、13 分科会の「提言」及び 31 の分野別「報告」の成立を含めて、予定したスケジュール通りに実現した。提言・報告の審議・執筆に関与した会員・連携会員は 1371 名（提言・報告に記載された委員等の総数）、提言・報告の総頁数は、1295 頁となった。



金澤会長から川端大臣に「日本の展望－学術からの提言 2010」を手交

3. 「日本の展望」プロジェクトの意義

主提言「日本の展望－学術からの提言 2010」の包括的な内容を最大限に概括すれば「持続可能な社会の構築に向かっていまこそ学術の総合力の発揮を！」ということになる。具体的には、学術の立ち向かう課題として「4 つの再構築」、つまり「人類の生存基盤の再構築」（地球環境問題の解決と人類社会の持続可能性の探究）、「人間と人間の関係の再構築」（世界とアジアの中の日本の在り方の展望、個人と国家・私と公の関係の再構築、持続可能な社会システムの探究）、「人間と科学・技術の関係の再構築」（リスク社会及び情報社会の課題と展望）及び「知の再構築」（現代の市民的教養及び大学の再構築）が提示される。この「4 つの再構築」のコンセプトは、上述した第 18 期の「日本の計画」の考え方を継承したものである。これに続いて、人文・社会科学、生命科学及び理学・工学の 3 つの分野の動態と展望が開示され、諸科学の独自の発展の確保とあわせて相互の連携・協働・統合の必要性和可能性が示される。ここでは、将来の「統合的研究」・「統合の科学」の考え方が強調された。

最後に学術の力を更に十全に発揮するために、日本の学術政策の改革に向けて 8 つの提言が行われた。①すべての領域の科学を含む「学術」の発展を総合的に図り、その中で「科学技術」を推進する政策を確立すること、②研究に関する基本概念を整理し、学術政策のための統計データを早急に整備すること、③総合的学術政策の推進のために人文・社会科学の位置付けを強化すること、④大学の機能を強化するため、学術研究の基盤回復に向けて明確に舵を切ること、⑤基礎研究と応用研究の両立を図りつつ、イノベーション政策を推進すること、⑥若手研究者が育ち、自立して活躍できるための施策を早急に実施すること。⑦学術における男女共同参画を更に推進すること、そして⑧学術政策における専門家と日本学術会議の役割を強化すること、である。

主提言「日本の展望－学術からの提言 2010」を頂点として、「日本の展望」プロジェクトが作り出した成果は、現代日本の学術の担い手たちが社会と学術について全面的に考察し、分析し、課題と展望を真剣に探ったその証しである。このプロジェクトは、1 回限り

のものではなく、向後 6 年ごとに、新たな状況と条件に応じて、更新されることとしている。「日本の展望－学術からの提言 2010」（及びこれを基礎付ける 13 提言・31 報告）は、日本学術会議の活動にとって基本的な海図であり、またそこに盛り込まれた諸提言の実現が目指されなければならない。

4. 政府への勧告

とりわけ重要なフォローアップの活動は、政府への勧告である。これについては、日本の展望委員会が原案を作成し、幹事会での審議・決定を経て「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」と題する 4 項目の勧告が 8 月 25 日に金澤会長から菅総理に手交された。その内容はおおむね以下の通りである。

第 1 に、すべての学問分野における知的創造的な営みの総体を「学術」として包括的に把握し、学術の長期的かつ総合的な振興を学術政策（＝科学・技術政策）の基本とする。したがって、現在の科学技術基本法が「人文科学のみに係わるものを除く」（第 1 条）として人文・社会科学（法律用語では「人文科学」は人文・社会科学を意味する）を施策の対象から除外していることを改め、人文・社会科学を含めた学術全体の振興を図るべきである。法律における「科学技術」（science based technology）という技術偏重の用語にかえて、国際的に使用されている「科学・技術」（science and technology）の用語を採用すべきである。

第 2 に、現在の「科学技術」政策が出口志向の研究開発に偏りがちなことを改め、基礎研究（出口を想定しない真理追求の研究）を重視し、応用研究及び開発研究とのバランスのとれた発展のための学術政策を進めるべきである。このためにも、大学及び研究機関（独立行政法人や大学共同利用機関法人の研究所等）の研究・教育基盤の持続的振興が要請される。現行の科学技術基本計画の名称を「科学・技術振興基本計画」と改め、計画事項として以上の趣旨を盛り込む。

第 3 に、学術政策の中で、特に人的基盤に係わるものとして、次世代の研究者・技術者の育成・確保を強力に推進し、また、あわせて、学術のすべての分野における男女共同参画をこれまで以上に大きく前進させるべきである。

そして第 4 に、政府における学術政策の立案・策定に際して、日本学術会議の関与を保障することである。学術政策へのコミットメントは、社会のための学術に貢献すべき日本学術会議の責務であり、「日本の展望」プロジェクトの成果は、今後の学術政策の基礎付けとして活かされるべきである。具体的には、今後の「科学・技術振興基本計画」の策定に関し、日本学術会議の意見を聞くべきものとする。

「日本の展望」プロジェクトは、21 世紀の社会と学術の展望を提示することを目的とした。同時に、このプロジェクトは、結果において、日本学術会議に新しい展望を切り拓くものとなった。それは、このプロジェクトの完遂によって日本学術会議の知的凝集力と組織的結集力が明確に示されたことである。

(2) 国際的活動

◎国際委員会

国際委員会は、日本学術会議における国際活動の調整及びその他学術会議の国際的対応に関することを行う委員会である。平成 21 年 10 月以降 4 回の委員会を開催し、国外で開催される学術に関する国際会議への代表派遣、国内における学術に関する国際会議の共同主催、アジア 11 か国の代表により学術分野での意見交換を行うアジア学術会議、持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議、G8 学術会議等についての検討を行うとともに、加入国際学術団体の見直し、国際社会や国民に対する提言強化など今後の国際活動の在り方等について議論するなど、主として戦略的な観点から日本学術会議の国際活動が一層活発なものとなるよう審議を行った。

日本学術会議が加入する国際学術団体の国内対応分科会の活動状況について、昨年 7 月よりホームページに掲載するとともに、活動状況等の審議を行った結果、2 つの国内対応分科会の活動が不十分であり、当該分科会対応の 2 つの国際学術団体から脱退することが適当との結論に至った。また、新たに加入すべき国際学術団体についても、国際対応戦略立案分科会が実施した書類審査及びヒアリングの結果報告を受け、審議を行った。

アジア学術会議については、来年、モンゴルで開催される第 11 回 SCA コンファレンスをもって、加盟各国による持ち回り開催が一巡することもあり、翌年（平成 24 年）からの新体制の構想に関連して、アジア学術会議分科会の村岡委員長より「アジア学術会議の新体制に関する検討会報告書（案）」についての報告を受け、同構想について検討を行った。



第 10 回アジア学術会議（マニラ）

本委員会は、今後も、日本学術会議が我が国の内外に対する科学者の代表機関として、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与するとともに、この成果を日本学術会議の審議に反映させ、我が国の科学の向上発達に資するため、日本学術会議の国際活動の在り方について議論を深めていく必要がある。

◎ G 8 学術会議

平成 17 年（2005 年）に開催された英国グレンイーグルズ G 8 サミットを前にした平成 16 年（2004 年）11 月に InterAcademy Panel (IAP) 執行委員会が開催され、英国王立協会の提案で日本学術会議と全米科学アカデミーが、科学の立場から G 8 首脳に政策提言を行うことを合意し、英国王立協会が G 8 各国のアカデミーに呼びかけたことをきっかけに、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア、英国、米国の G 8 各国に、ブラジル、中国、インドの 3 カ国が加わった「G 8 + 3」アカデミーが協議を行い「気候変動に関する世界的対応に関する各国学術会議の共同声明」及び「アフリカ開発のための科学技術に関する各国学術会議の共同声明」が取りまとめられ、各国アカデミーからそれぞれの国の首脳に声明が伝えられた。

平成 18 年（2006 年）にはロシア、平成 19 年（2007 年）にはドイツにおいて同様の G 8 学術会議が開催された。平成 20 年（2008 年）には、洞爺湖 G 8 サミットに向けて、日本学術会議が中心となり、G 8 + 5 各国が、「気候変化：適応策と低炭素社会への転換に関する

各国学術会議の共同声明」及び「地球規模の健康問題（グローバル・ヘルス）に関する各国学術会議の共同声明」を取りまとめた。平成 21 年はイタリアにおいて G 8 学術会議が開催され、「気候変動と低炭素社会に向けたエネルギー技術への転換に関する各国学術会議の共同声明」を取りまとめた。

平成 22 年（2010 年）は、カナダ・ムスコカ G 8 サミットに向けて、カナダ王立協会が中心となり、「母子の健康」及び「イノベーション」に関連する共同声明取りまとめのための会合が 4 月 6～8 日の日程でオタワにて開催された。初日前半のセッションでは、「母子の健康」について日本学術会議の五十嵐隆委員が「母子の健康促進に関する日本の展望（Maternal and Child Health: Japanese Perspective）」をテーマにした発表を行い、ミレニウム開発目標 4 及び 5 に関する世界の現状、日本における母子の健康対応についてのクロノロジー、母子手帳の導入や助産師・ナースによる訪問ケアシステムの紹介、日本の若者のメンタル・ヘルスに関連する問題についての報告が行われた。各国参加者からは、特に母子手帳に関する興味や賛同の声が寄せられた。本セッションでの質疑応答の場では、発展途上国における女性の教育や衛生面でのサポートシステムの導入には政策決定者への呼びかけが重要であるとする意見が複数挙げられた。

「イノベーション」に関するセッションでは、各国代表者から、発展途上国におけるイノベーションの在り方とその重要性、及び G 8 学術会議からの支援の在り方等についての議論が行われた。その後、初日後半の平行セッション及び 2 日目の全体会合を通して各テーマについての声明案が取りまとめられた。会合後には、同声明案が最終版ドラフトとして各国にメールで送付され、微調整を経た上で、「母子の健康の推進」及び「開発のためのイノベーション」として、以下の概要を含む内容に固まった。

〔母子の健康の推進〕

- 現在においても、発展途上国を中心に多くの母子が妊娠と出産のために命を落としている。このため、G 8 学術会議は、各国の政府に対し、母子の健康のための資金を増やし、保健関連施設やそのスタッフを強化し、避妊法へのアクセスを促進し、母子の健康に関する研究を強化するよう提言する。

〔開発のためのイノベーション〕

- イノベーションは経済発展の基盤であり、そのことはアフリカを始めとする発展途上国にも当てはまる。しかし、途上国にはその実現についての様々な困難がある。このため、G 8 学術会議は、各国の政府に対し、途上国における教育・訓練を通じた人的資源の開発を支援し、途上国におけるイノベーションの開発戦略や計画に協力し、知的財産権の問題において途上国のニーズを反映することを提言する。

この共同声明は、各国アカデミーから自国の首脳に伝えられるとともに、日本では、5 月 27 日に金澤会長が鳩山総理（当時）に共同声明を手交した。



金澤会長から鳩山総理（当時）へ声明の表出

本年 6 月 25～26 日の日程にて開催された G 8 ムスコカ・サミットでは、「母子健康」が首脳宣言に盛り込まれた。

(3) 科学者ネットワークの再構成

日本学術会議は、内外に対する我が国の科学者の代表機関として、科学の向上発達と行政、産業及び国民生活に科学を反映し浸透させることをその任務としている。

そのためには、科学者コミュニティの中核機関として、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の科学・技術、すなわち、学術のすべての分野の科学者の意見を集約するとともに、普遍的で、俯瞰的、複眼的な観点から、日本社会、国際社会への助言・提言活動も促進していくことが求められている。

特に、この平成21年10月から22年9月までの時期は、我が国の科学・技術、すなわち、学術の進む道の長期展望に関して、本格的な議論が始まった時期と見なせる。「日本の展望－学術からの提言2010」に述べているように、科学者の代表機関であり内閣府の組織である日本学術会議は、新しい日本の“ルネサンス”の実現のために、学術の見地から、政府への更なる提言と実効的なサポートを行う決意であることを幹事会声明（「日本の未来世代のために我々が今なすべきこと」平成22年1月15日、下記URL）で表明しているところである。知の循環の駆動軸としての日本学術会議とその科学者ネットワークはますますその重要性を増している。

URL:<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-kanji.pdf>

① 協力学術研究団体との連携

平成16年4月の法改正により、学術研究団体による会員推薦の制度が廃止されたことに伴い、従来の登録学術研究団体制度が廃止され、日本学術会議の広報活動への協力を行う広報協力学術団体と統合し、平成17年10月に協力学術研究団体制度が設けられた。日本学術会議では、指定の申請に応じて、随時、協力学術研究団体の指定を行ってきており、その数は、平成22年9月30日現在で1,829団体（リストは次のURLを参照）となっている。

URL:http://www.scj.go.jp/ja/info/link/link_touroku_a.html

② 地区会議の開催

日本学術会議は、地域の科学者と意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7つの地区会議を組織している。

地区会議は、すべての会員・連携会員が原則勤務地のある地区会議に所属し、各地区会議はその運営と活動に責任を持つ組織である「地区会議運営協議会」のメンバーで構成されている。

地区会議運営協議会は、年度の事業計画を策定して、当該事業の企画・立案と実施に向けた活動や地区会議ニュースの発行などを行っている。地区会議の活動は、地区内の科学者と緊密な連携を図るための「科学者との懇談会」を開催（全体で7回）するとともに、地区内の関係大学等の協力も得て、科学者間の意思疎通や情報共有・還元の場合としての「学術講演会」の開催（全体で7回）も行っている。

さらに、平成22年4月に地区会議代表幹事会を開催し、全地区横断的な事項を討議し、活動方針を決定した。 [URL: http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html](http://www.scj.go.jp/ja/area/index.html)

③ 情報の発信

日本学術会議の活動に関する情報などを幅広く社会一般に発信するために、主に次に挙げる事項に取り組んでいる。

i) 電子媒体の活用

各種情報へのアクセスを容易にするため、ホームページ（日本語版及び英語版）の充実に努めており、平成22年3月に日本語版のトップページの見やすさ、使いやすさに重点を置いた画面構成の見直しを行った。 [URL: http://www.scj.go.jp/](http://www.scj.go.jp/)

また、会員、連携会員及び協力学術研究団体向けに随時、ニュースメールを発信し、科学者間ネットワークの構築に努めている。

なお、ニュースメールは日本学術会議ホームページからも見ることができる。

[URL: http://www.scj.go.jp/ja/other/news/index.html](http://www.scj.go.jp/ja/other/news/index.html)

さらに、会員・連携会員から、日本学術会議の活動に関し会長への意見・提案を直接届けることのできるメールシステムの運用を続けている。

ii) 『学術の動向』への編集協力

学術情報誌『学術の動向』（日本学術協力財団発行）へ様々な企画を提供するなどの編集協力を行うことにより、学術の普及啓発を図るとともに、日本学術会議の活動をより多くの人に周知する努力を行っており、新たに、会員・連携会員からの意見・提案募集を行ったり、エッセイ「会長の独り言」の連載を始めるなど、更なる誌面の充実を図った。

(4) 日本学術会議を支える3つの学術部門

① 第一部（人文・社会科学）

1. 第一部の構成と運営

第一部は、人文・社会科学分野の研究者である会員によって構成され、関連する分野別委員会として、言語・文学、哲学、史学、心理学・教育学、社会学、地域研究、法学、政治学、経済学および経営学の10委員会が設置されている。これらの委員会の下には、具体的な課題を設定した90を超える分科会が組織され、日常的な審議活動を展開している。

第一部の運営は、会員全員によって構成される部会（原則として年に3回開催）を中心とし、日常的には拡大役員会（部の役員及び分野別委員会委員長・副委員長が構成メンバー）を隔月に定例化して進めている。ここでの審議の柱は、日本学術会議全体の方針を第一部に即して具体化すると同時に、第一部の固有の課題を追求し、また、分野別委員会及びその下の分科会の活動状況を掌握し、活動を援助し、共同の方針を提起することである。今期前半は、「日本の展望」プロジェクトに関して、「人文・社会科学作業分科会」が策定する「日本の展望—人文・社会科学からの提言（案）」の審議のために同作業分科会と第一部拡大役員会の合同会議をしばしば開催した。

2. 第一部の方針的課題と「日本の展望」プロジェクト

第一部は、第21期の開始に際して、3つの課題の追求を方針として提起した。第1は、

科学技術基本法に基づく科学技術振興体制について、その下での人文・社会科学の学術研究の現状と問題を明らかにし、この体制の改革に向けての展望を示すことである。第 2 は、大学における研究・教育の現状と問題点を人文・社会科学の視点から分析し、改革に向けての方向を明らかにすることである。とりわけ、若手研究者のキャリアパスの改善・整備、大学における教養教育の確立、そして学術研究の制度的基盤の整備と強化が重要な論点である。第 3 は、科学者コミュニティの在り方について、学術研究及び政策提言において人文・社会科学がより大きな力を発揮できるように組織・運営の改善を検討することである。ここでは、学協会の組織の新しい在り方の追究、日本学術会議における連携会員と会員の協働体制の構築などが論点となる。

「日本の展望」プロジェクトは、平成 22 年 4 月総会において主提言「日本の展望－学術からの提言 2010」を採択して一段落した。第一部は人文・社会科学作業分科会と協働して「日本の展望－人文・社会科学からの提言」を策定し、また、10 の分野別委員会を支援して 11 の「分野の展望」（報告）（心理学・教育学委員会は心理学と教育学の 2 つの分野について報告を作成）を完成させた。「提言」と諸報告には、第一部が方針的課題としたものが受け止められ、具体的な分析・提言として展開された。「人文・社会科学からの提言」は、21 世紀の人類社会的課題に立ち向かう学術研究がその総合性を発揮するために、人間の尊厳の承認を基礎に価値的な視点を提示し、学術の方向付けを行う鍵となる役割を人文・社会科学が果たすべきことを強調している。また、人文・社会科学が適切な役割を果たし、かつ、固有のダイナミズムのもとに発展するために、政府の科学技術政策を「科学技術」政策から総合的な「学術」政策へと転換し、具体的には科学技術基本法を改善し、人文・社会科学を施策の対象としてきちんと位置付けることが必要であることを提言している。加えて、11 の各分野からの報告（「分野の展望」）は、分野ごとに具体的に学術研究の課題と展望を考察し、必要な場合には具体的な提言を行っている。分野ごとの報告は、これから分野ごとの研究者コミュニティにおいて検討され、共有され、具体的な提言の実現が目指されることになる。

3. 具体的な取組み

今期の重要な取組として、第一部の下に 2 つの分科会を設置した。一つは、「第一部国際協力分科会」である。第一部は、これまで人文・社会科学領域における国際学術団体である AASSREC（アジア社会科学研究協議会連盟）及び IFSSO（国際社会科学連盟）の 2 つを担当する AASSREC/IFSSO 分科会を 10 分野別委員会の合同委員会として設置し、運営してきたが、この分科会を発展・解消し、第一部関連の国際協力業務を一元的に統括し、人文・社会科学領域における国際学術交流を一層発展させるために本分科会を設置することにした。本分科会は、従来通り、AASSREC 及び IFSSO との連携窓口の役割を担いながら、第一部関連各分野の国際学術交流の実態を調査等によって把握しながら、今後の全般的な活動方針を検討することとしている。

もう一つは、「第一部大型計画検討推進分科会」である。科学者委員会・学術の大型研究計画分科会によるマスタープランの策定・改訂に関連して、人文・社会科学分野における大規模研究計画の積極的推進のために、既存計画の一層の検討、萌芽的な計画の掘り起こし、また新たな計画構想への問題提起などが求められている。第一部の中でこのような活

動をリードする部隊として本分科会は、設置された。本分科会は、このように、各分野における大型研究計画の立案と実現に向けての活動を人文・社会科学の全体を見渡しながらかバックアップすることを目的とするものであり、マスタープランの策定について、人文・社会科学領域の審査などを行うものではない。予定される審議事項は、①分野ごとの議論の推進、②分野別の計画の調整・連携・協働化、③人文・社会科学の複数分野にまたがる包括的な新しい計画の構想と推進方策、などである。

市民に対する公開シンポジウムの取組として、第一部は東北大学における夏季部会の開催にあわせて「市民社会のなかの人文・社会科学－市民との対話 part II」と題するシンポジウムを企画し、①「日本の方言とその未来」、②「都市平泉の遺産」、③「共生社会を目指して－新しい公共性」及び④「貨幣・法・言語と『人間』－なぜ人文・社会科学も『科学』であるのか」の4つの講演を行った（2010年7月）。このシンポジウムは、東北地方に関わりのあるテーマを選ぶとともに、「日本の展望」プロジェクトの取組の中で重要な論点になったものを取り上げることとした。後者に関連するが「日本の展望－人文・社会科学からの提言」をフォローアップし、また、その普及活動に取り組むことが必要であり、今後の課題として検討している。なお、公開シンポジウムについては、各分野別委員会、各分科会でも積極的に取り組んでいる。

②第二部（生命科学）

1. 第二部の構成と運営

第二部は生命科学分野を幅広く含んだ科学者によって構成されている。この分野は現代科学の中でも環境や生物多様性、ゲノム、先端医療、健康、食料、ヒトの在り方など様々な重要な問題や課題を含んだ分野となっており、その役割は大きい。

関連する分野別委員会は、基礎生物学委員会、統合生物学委員会、農学委員会、食料科学委員会、基礎医学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会、歯学委員会、薬学委員会、そして第三部と共同で設置する環境学委員会の10委員会とそれをもとに設置された約100を超える分科会が中心となって活動している。第二部の運営は、第20期から加わっている会員や連携会員もいるが、第21期になって新たに加わった会員もあり、第二部の運営は全員会員からなる部会で行い、各委員会及び分科会の運営はそれぞれ会員、連携会員、特任連携会員等と一緒に会議を開催している。

2. 第二部の役割

第二部は日本学術会議の中で生命科学を担当し、主に生物に関する科学及び健康と医療、そして食料に関する科学を取り扱う。遺伝子やゲノムに関する知識とIT技術の発達、再生医療などが健康の維持と医療技術の向上、食料の増産に直結する時代になり、研究の活性化のための必要性とともに倫理問題あるいは環境問題も浮かび上がってきている。また、医師の不足や偏在、医師への過剰な負担、医療再生の問題を包含する医療崩壊の危機が指摘されている。このような状況を背景にして、第二部ではそれらの問題について提言や報告、公開シンポジウムを行う機会が極めて多い。

統合生物学委員会より提言「生物多様性の保全と持続可能な利用：学術分野からの提言」、農学委員会風送大気物質問題分科会より報告「黄砂・越境大気汚染物質の地球規模循環の

解明とその影響対策」、健康・生活科学委員会・歯学委員会合同（新）脱タバコ社会の実現分科会より提言「受動喫煙防止の推進について」、基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同植物科学分科会より提言「我が国における遺伝子組換え植物研究とその実用化に関する現状と問題点」、健康・生活科学委員会子どもの健康分科会より報告「日本の子どものヘルスプロモーション」が次々と出され、大きな反響もあった。

課題別委員会「次世代の若手人材育成と大学院博士課程の充実」及び「大学及び研究所における学術の基盤整備の更なる充実」の素案を作成し、設置に向けて具体的に検討していくこととなった。

さらに、第二部としては、日本学術会議全体で行っている日本の展望委員会及び基礎委員会のために生命科学作業分科会を精力的に開催している。日本の展望の縦軸の三本柱の1つは生命科学であり、横軸のテーマについても10の大きなテーマに対し、第二部からの会員が積極的に参加し意見を述べている。それゆえ「日本の展望-生命科学からの提言案」と「第四期科学技術基本計画に盛り込むべき課題と論点」の作成手順を決定し、連携会員と意見交換し展望委員会に反映させた。

また、第二部として「学術の大型施設計画・大規模研究計画」リストアップについても対応した。これは、その後、提言としてまとめられたが、生命科学からは11計画が最終的にリストアップされた。

他に学術誌問題や日本学術会議の機能強化等についても討議された。

第二部のサイエンス分野で大きな問題になっているのは、大学での基礎教育の衰退とポスドクの問題がある。これは単に大学だけの問題ではなく、病院や独立行政法人の研究所においても同じ事であり、若い人達が夢をもって職場で研究することに困難が生じている。ポスドク一万円計画ということで大量の博士を輩出したが、その後経済的变化もあり、また、法人化後の大学の運営が厳しくなっていることもあり、さらに任期制が付いていることも多く、若い人達が夢を持ってじっくりと自分の研究を継続し育てていく仕組みが困難になっているのが現状である。これは単にライフサイエンス分野だけの問題ではないと思うが、日本の科学の今後の発展を考える時に特に大学の研究と教育の在り方、学位を取った後のポストの供給の拡大、大学時代の奨学金の拡充などを今のうちから制度として整えておくべきと多くの会員から指摘された。一方、学術誌においても多くの日本発のオリジナルの論文や学術誌が外国の出版社の発行に依存しており、この分野においても日本の若い人達が学術誌に対しての問題を単にインパクトファクターなどの評価によって行うことが多く、真の学問のオリジナリティや独創性を求める風潮が希薄になっているのは早めには正ししなければならないと考えている。日本は少子高齢化社会を迎えているので、その時に元気で長寿を全うできるような社会とはどのような社会か真剣に考える必要がでてきている。このような中で、高度医療などによって生命をどこまで取り扱ってよいのか、そのガイドラインとなる生命倫理についても今、新しく問題が生じている。食糧生産においては、遺伝子組換えなどの問題が日本ではなかなか基礎研究ができて応用へ結びつけないのが現状である。この遺伝子組換え作物の問題は社会に広くコンセンサスを得ることが必要であり、公開シンポジウムを開催して大きな反響があり、ポジティブにとらえられたことは大きい。生命科学は単にヒトを中心として物事を考えるのではなく、多様な生物の中での共存の仕方を考えていく必要があるとの議論が進められている。科学の智の普及の

ために、会員が積極的に社会と接点を求めていくことは日本学術会議の新しい方針の一つである。第二部では、部全体、課題別委員会、分野別委員会、分科会、関連学会を通じた活動を積極的に進めてきた。このような観点から、日本学術会議では平成16年4月に「社会との対話に向けて」という声明を出した。すなわち日本学術会議は、科学者と一般市民が同じ目線で共感し、互いに信頼を持って協働することが重要であり、これを科学者が認識することが重要であると認識している。

今年度も日本学術会議では、サイエンスリテラシーやサイエンスアゴラなど各地で科学の智を普及するために若者向けに積極的に講演会等を開催してきた。サイエンスアゴラは、すでにかなり定着して多くの学生や市民も参加する形態となってきた。平成22年8月27日(金)に東北大学片平さくらホールにおいて渡邊誠会員が代表世話人として「生命科学は人類に何をもたらすか？」というテーマで公開シンポジウムが行われた。多くの市民の方々も来て下さった。演者の方は最新のテーマをわかりやすく説明し、また、会場からも多くの質問もあり、大変、有意義なシンポジウムであった。



公開シンポジウム「生命科学は人類に何をもたらすか？」

近年、生命科学は短期間のうちにめざましい進歩を遂げており、一般市民にとっては生命の本質にどこまで迫れるか、また明らかになったのかが注目されるところであり、そのような中であって、生物学、医学、農学、薬学、歯学、健康科学などそれぞれの幅広いライフサイエンスの分野において、オピニオンリーダーである科学者が個々の研究成果を紹介して一般市民と共有し、現代の生命科学の知識と今後の在り方について共有することが重要であると思われる。今年度も多くの科学コミュニケーションが第二部において実践されてきた。第二部のライフサイエンスは今後も更に重要な課題に取り組んでいくことになると思っている。

③第三部（理学・工学）

1. 理学・工学の役割と活動方針

理学・工学は、これまで科学・技術の基盤を支える学術分野として大きな役割を果たしてきた。例えば、20 世紀前半の量子力学や相対性理論の新しい基礎科学分野の発展と、その成果を活用して生み出された 20 世紀後半の半導体デバイスやコンピューター等に代表される革新的技術の飛躍的発展は、社会全体を活性化し、便利で豊かな人間生活を可能にしてきた。また、ハーバー・ボッシュ法（鉄系触媒の発見・開発）による空中窒素からのアンモニア合成法の実現は、地球上の数十億人もの飢餓を救ったと言われる。このように、過去何世紀にもわたって、科学・技術は人類の幸福及び社会の発展に非常に大きな貢献をしてきた。

一方で、科学・技術の急速な発展は、社会構造、地球環境、生態系等を大きく変化させ、地球規模の気候変動、環境汚染やエネルギー・資源の枯渇等の様々な問題をも引き起こしている。現在、人類社会が抱える解決すべき主要課題は、持続可能社会の実現、医療・健康・安全、環境とエネルギー、枯渇資源代替、情報通信システム、共生できる社会基盤、

産業・経済・雇用政策、人材確保、国土と地域の再生、自然災害への備えの強化など、解決が困難で複雑・深刻なものが多く、また予測困難な問題も予想され、これらの解決には長期的、多角的視点からの多様な先進的科学・技術が必要である。

このように 21 世紀は、地球自体やエネルギー・資源等の有限性という制約、自然災害の多発を認識した上で持続可能な社会を目指さなければならない状況にある。この課題を克服するには、やはり科学・技術の力が必要不可欠である。21 世紀においても、新しい科学・技術の創成によって初めて人類の存続・発展が可能になり、精神的・物質的に調和のとれた幸福な人間社会を実現することができると考えられる。

したがって、今後は、持続可能な社会に向けた新たな科学・技術の創成とそれらを支える人材の育成等が必要不可欠である。そのような中で、特に、初等から高等教育における一貫した科学・技術教育、大学における研究と教育の大学自体による継続的改革、産学官連携による研究や人材育成を推進していくことが重要である。これらの施策は、我が国の科学・技術や産業の国際的な競争力や貢献度を更に高めることにも繋がっていくと期待される。日本学術会議はそれらの課題全体を俯瞰的に見渡し、リードしていく役割を担っていると考えられる。

そのような認識のもとに、第三部では、科学・技術の基盤を支える理学・工学分野の主要な課題として(1) 持続可能な社会に向けた科学・技術創成、(2) 社会のための科学と知の統合、(3) 大型装置計画・大規模研究の推進及び基盤的研究との調和、(4) 理学・工学分野の発展を支える若手・人材の育成、(5) 科学・技術リテラシーの涵養と新リベラルアーツ教育の構築を選び、各課題別委員会及び各分野別委員会の討議を踏まえ、日本の展望—理学・工学作業分科会でその現状の分析を行い、今後の方向性と共に「日本の展望—理学・工学からの提言 2010」にまとめ、「提言」として表出した。これらの共通課題と併せて、理学・工学関係の 11 の分野別（環境学、数理科学、物理学、地球惑星学、化学、情報学、総合工学、機械工学、電気電子工学、土木工学・建築学、材料工学）の課題と展望の概要を「日本の展望—理学・工学からの提言 2010」に盛り込んだ。一方、各分野別委員会では当該分野の具体的課題と展望を「報告」として表出した。

理学・工学分野は、会員数万名の大規模学協会が 10 以上あり、また会員数千名の中規模学会を数多く有している。日本学術会議は長年それらの学協会と比較的緊密な連携協力関係を持って活動してきたが、第 20 期以降はこの関係がやや弱くなっている面がある。そこで、理学・工学系学協会連絡協議会を設置し、各学協会との新たな連携協力を構築することにした。日本工学アカデミーとの交流活動もこの視点から進められているものである。

理学・工学分野の人材育成は第三部全体に跨る共通的な課題であり、日本の展望の中でも重要課題として取り上げた。それと並行して、若年層の理数系離れや学力低下の要因の一つともなっている初等中等教育における理数系教育の問題点を探り、それを強化していく方策を討議するため、理科・数学・技術に関する初等中等教育検討分科会が設置され、理数系教育の強化に関する検討を行っている。

2. 1 年の活動記録

平成 22 年 9 月時点で、第三部の会員は 72 名である。第三部全体の分科会としては「日本の展望—理学・工学作業分科会」及び「理科・数学・技術に関する初等中等教育検討分

科会」が設置されている。また、分野別委員会は 11 あり、そのもとに約 90 の分科会が設置されて活動している。平成 21 年 10 月以降の 1 年間に、第三部関係の会議としては、部会を 2 回、夏季部会を 1 回、役員会を 7 回、拡大役員会を 5 回開催した。日本の展望—理学・工学作業分科会に取りまとめた「日本の展望—理学・工学からの提言 2010」の原案を、第三部役員会、拡大役員会、部会等で議論し、平成 22 年 4 月に「日本の展望—理学・工学からの提言 2010」を表出した。第一部、第二部からの委員の協力を得て、理科・数学・技術に関する初等中等教育検討分科会を設置して、現在の初等中等教育の問題点、課題、今後の方策等を検討している。各学協会との新たな連携協力を構築するため、理学・工学系学協会連絡協議会を設置し、主要な課題として、理学・工学分野の科学・夢ロードマップの作成、新公益法人制度への学協会の対応等を取り上げ、検討を進めている。また、日本学術会議の機能強化の必要性を提案し、幹事会のもとで検討が続けられている。

日本学術会議講堂において、公開シンポジウム「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）問題の検証と今後の科学の課題」を開催し、IPCC をめぐる問題（所謂、Climate-gate, IPCC-gates）について、科学的観点から事実関係を明らかにし、その情報と認識を共有すること、そして、今後このような問題が生じないための IPCC の科学的作業の在り方、社会と政策への情報提供の倫理性、科学者の行動規範などについて討議した。

我が国の大型施設計画・大規模研究計画の企画、推進策の在り方とシステムの検討及びマスタープラン策定のため、科学者委員会の下に「学術の大型研究計画検討分科会」を設置し、第一部、第二部の委員の協力を得て、大型施設計画・大規模研究計画のアンケート調査を行い、日本学術会議外の関係者の協力も得ながら、学術の全分野にわたる科学者コミュニティの専門的意見を集約し、学術全体を俯瞰した観点から、大型施設計画・大規模研究計画の検討とマスタープランの策定を実施して、提言「学術の大型施設計画・大規模研究計画—企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について—」を取りまとめた。6 つの提言と 43 件の大型・大規模計画が含まれている。マスタープランについては英語版も作成している。今後、学術の俯瞰的立場から大型計画のマスタープランの更なる継続的充実、学術的観点からの評価、提言した大型計画に関する政策の具体化の検討と策定等を通じて、我が国の学術の大型計画の適切な推進と学術の長期的強化の役割を果たしていく。

（5）科学の智の普及のために

学術会議新書シリーズの出版企画

『日本学術会議憲章』の第 4 項には、「日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成及び女性研究者の参画を促進する」と書かれている。学術会議が対外的に誓約したこの役割を的確に果たすために、科学と社会委員会は様々な企画を推進してきた。その中で、現在の時点で具体的な作業が結実中の企画は、学術の先端的知見を若い世代に理解可能な執筆レベルと、親しみやすい文体で提供する出版企画である。この種の企画を成功させるためには、高度の科学的信頼性を持つ潜在的な執筆者層との緊密な共同作業の土壌が整っていること、想定される読者層の潜在的なニーズに関して、的確な情報への信頼性のあるアクセス手段を持っていること、出版された書物を潜在的な読者の目に広く触れさせるために、広範な配

本ネットワークを備えていることが必要である。これらのうちで第 1 の条件に関しては、人文・社会科学系の第 1 部、生命科学系の第 2 部、理工学系の第 3 部から構成されている上に、約 2000 名の連携会員のネットワークさえ備えている日本学術会議は、おそらく最善の組織であると言って過言ではないように思われる。また、第 2 の条件と第 3 の条件に関しては、幸いにも十分これらの要請を満足する岩波書店のジュニア新書編集部との協力のもとで出版企画を推進することによって、十分クリアできたものと考えている。

このシリーズは、企画の萌芽期以来、《知のタペストリー》シリーズという仮称のもとで、検討作業が進められてきた。この名称の起源は、ちょうどタペストリーが縦糸と横糸を編むことで構成されているように、ある共通の中心テーマあるいはキーワードを駆使しつつ、異なる知のディシプリンを背景とする複数の執筆者が参加する共著として、このシリーズに収録される典型的な書物のイメージを描いていたことによっている。ところが、具体的な企画と執筆者の名前が挙がってくるうちに、当初思い描いていたイメージ通りの企画にフィットする書物の影は薄れ、むしろ単独のサイエンティストに一般にも興味を持たれる科学の一面について、縦横に自由な執筆を展開していただく方が、読者側にもサイエンスの厚みと深みを感じ得られる書物を提供できることにならないかという考え方が、日本学術会議側と岩波書店側の合同編集部の中で、次第に支配的になってきた。現在企画が具体化している第 1 期の書物は、すべて単独の著者が専門分野のある側面について、執筆するスタイルのものになっている。

このように、基本的には単独の著者によって執筆されるシリーズになるにせよ、日本学術会議はこのシリーズの企画、編集、出版の全側面について、責任ある関わり方をすることは当然である。個々の作品の基本的な焦点を選択すること、そのテーマに関する最善の著者を日本学術会議の会員、連携会員から選任してその作品の基本的なコンセプトを固めること、執筆された初稿に対して最初の読者というスタンスで改善のためのアドヴァイスを行うことは、日本学術会議側の編集委員の責任であると考えている。

想定読者層としては、学術会議シリーズが岩波書店のジュニア新書シリーズのサブシリーズになることもあって、中学校の高学年から高等学校の生徒をメインな読者に設定して、このクラスの読者が無理なく読める執筆内容と執筆水準を目標に据えている。とはいえ、岩波ジュニア新書シリーズそれ自体の読者層は決して中高生層に留まるものではなく、大学生、社会人、主婦層にも、思いがけず広い読者層を得ていると伝えられている。我々の学術会議シリーズも、想定読者層を越えた広い読者層に迎えられようになることを、企画に携わってきた我々としては期待しているところである。

現在、最初の数冊の執筆過程にあり、現在の日本学術会議側の編集委員の任期中には、10 冊程度の出版を完了する計画で作業を進めている。また、個々の作品が出版された直後には、岩波書店側が計画する著者による講演会を開催して、読者側との直接の接触と質疑応答の機会を設けることも、このシリーズの企画の重要な一部となっている。

日本学術会議の会員及び連携会員の諸兄姉には、それぞれのご専門の分野の中でこのシリーズのコンセプトと共鳴する企画をお考えになって、編集部に対してご提案いただければ幸いである。

3. 活動記録 (平成 21 年 10 月～平成 22 年 9 月)

平成 21 年

10.19～21 第 156 回総会〔日本学術会議〕

- ・菅直人内閣府特命担当大臣（科学技術政策）より御挨拶
- ・日本学術会議細則の改正（分野別委員会の応用生物学委員会を統合生物学委員会に名称変更）
- ・「日本の展望—学術からの提言 2010（素案）」審議

11.5～7 世界科学会議 World Science Forum2009〔ハンガリー〕

11.20 我が国の学術研究推進の重要性についての会長談話

11.23 日本学術会議主催公開講演会「大学教育の分野別質保証に向けて：日本学術会議からの報告」〔東京大学安田講堂〕

11.26 提言「第 4 期科学技術基本計画への日本学術会議の提言」

第 4 期科学技術基本計画の策定に向け、明確な「学術政策」の確立、社会問題への積極的対応、基礎・応用に偏らず学術全般の強化を進める長期的方向性、若手・人材育成について提言。

12.5 日本学術会議主催公開講演会「ダーウィン生誕 200 年—その歴史的・現代的意義—」〔日本学術会議〕

12.7 我が国の大学が目指すべき将来像についての会長談話

12.24 報告「『リスク社会』の下での自由と規制—撤退は国家の宿命か—」

平成 20 年に発生した地球規模の経済危機をきっかけとして、リスク社会論を背景としつつ、現在の規制緩和の流れのよってきたところを分析し、将来の方向性を探ろうとしたもの。

平成 22 年

1.12～15 IAP(InterAcademy Panel)総会〔イギリス〕

1.15 日本学術会議幹事会声明 <日本の未来世代のために我々が今なすべきこと>

1.30 日本学術会議主催公開講演会「世界のグローバル化とメディア文化財の公共的保存・活用」〔日本学術会議〕

2.25 報告「黄砂・越境大気汚染物質の地球規模循環の解明とその影響対策」

中国の黄砂と大気汚染及びアフリカ、オーストラリアの紅砂の発生・輸送、そしてそれらが地球規模で及ぼす影響に関する広範囲で総合的な検討の結果、今後の研究の推進に必要な短期的・長期的課題を提示したもの。

2.25 提言「生物多様性の保全と持続可能な利用～学術分野からの提言～」

平成 22 年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議が日本で開催されることにかんがみ、統合生物学を主とする学術の視点から、生物多様性の喪失に対する効果的な対策、農業や地域作りにおける「生物多様性を生かし・活かす」取組の普及、生物多様性の保全に望ましい効果がもたらされる温暖化対策の計画・実行、生物多様性と生態系に関する科学的素養の醸成等について提言。

3.17 提言「学術の大型施設計画・大規模研究計画－企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について－」

学術の大型計画のマスタープランと科学的評価に基づく推進策の構築、従来の「大型施設計画」に加えての「大規模研究計画」の確立と推進、大型計画と基盤的学術研究及びボトムアップ的な大型計画とトップダウン的な大型計画のバランスの良い資源投資と総合的推進による我が国の学術の強化、大型計画の政策策定プロセスにおいて科学者コミュニティからの主体的な寄与が十分に行われる体制の確立、科学者コミュニティによる大型計画の長期的検討体制の構築、学術の大型計画の推進を通じた多様な関心と能力を持つ人材の育成と教育体制の確立について提言。

3.21～23 IAC 理事会及び IAP/ IAC ジョイントミーティング [オランダ]

4.5～7 第 157 回総会 [日本学術会議]

- ・ 川端達夫内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)、津村啓介内閣府大臣政務官より御挨拶
- ・ 鈴木寛文部科学副大臣より御講演
- ・ 提言「日本の展望－学術からの提言 2010」決定

4.5 提言「日本の展望－学術からの提言 2010」

21 世紀の人類社会及び日本社会にとって喫緊の課題である持続可能な社会の構築を展望して、人文・社会科学、生命科学及び理学・工学のすべての諸科学を包摂する「学術」がその総合力をどのように発揮すべきであり、することができるかについて提言。

また、「日本の展望－学術からの提言 2010」の基となった、テーマ別・分野別作業分科会の提言及び分野別委員会報告について、テーマ別・分野別作業分科会提言計 13 提言、分野別委員会報告計 31 報告を公表。

- ・ 川端達夫内閣府特命担当大臣 (科学技術政策) に金澤一郎会長より手交

4.6 提言「受動喫煙防止の推進について」

受動喫煙防止に向けて、職場・公共の場所における受動喫煙防止のための強制力ある立法措置、その際、屋内においては分煙ではなく禁煙を目指すべきこと、事業者に対する配慮としての一定の猶予期間を設けることがあり得るが、その期間はできる限り短縮すべきであることを提言。

4.6～8 G 8 学術会議 [カナダ]

5.26 IAP 共同議長声明「教育と研究に世界経済危機が与えるインパクトに関する提言」に関連しての会長談話

5.27 G 8 学術会議共同声明「母子の健康の推進」及び「開発のためのイノベーション」

- ・ 鳩山由紀夫内閣総理大臣に金澤一郎会長より手交 [首相官邸]

6.4 日本学術会議主催公開講演会「高レベル放射性廃棄物の処分問題 解決の途を探る」 [日本学術会議]

6.5 科学・技術フェスタ in 京都-平成 22 年度産学官連携推進会議-

6.14～16 第 10 回アジア学術会議 [フィリピン]

7.1 提言「放射線作業員の被ばくの一元管理について」

放射線作業員の被ばくの一元管理を実現するため、一元管理の必要性について認識すること、施設管理者に被ばく線量を国へ報告させることなどを内容とした関連法令の改正等を行うこと、一元管理を検討する検討会等を設置することについて提言。

7.1 提言「我が国における遺伝子組換え植物研究とその実用化に関する現状と問題点」

環境と調和のとれた安全な食料の生産・供給、ならびに生物機能活用による物質生産のための基盤技術の構築に向け、植物遺伝子機能解析の戦略的な取組を進めること、遺伝子組換え技術の安全性の検証と野外圃場試験地の整備を行うこと、若手人材育成を進めること、遺伝子組換え植物の社会的な受容に向けての取組を進めることについて提言。

7.12 報告「日本の子どものヘルスプロモーション」

子どもの健康に関する 16 分野（生活環境、出生前・乳幼児期、感染症予防対策等）について、56 項目の課題及び提案を抽出。これらの課題等に向け、社会を挙げて子どものヘルスプロモーションを推進するため、健康的な公共政策の推進と体制の整備を行う、健康に関する支援的環境を創造する等、総合的・包括的取組が重要であることを指摘。

7.22 回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」

平成 20 年 5 月に文部科学省高等教育局長から審議依頼を受け、学術会議で審議を行った結果を回答。各学問分野別に、当該分野に固有の特性と、当該分野を学ぶすべての学生が身に付けるべき基本的な素養とを主な構成要素とする、教育課程編成上の参照基準を作成することを通じて、各大学の自主的な教育改善努力を支援することが適切であることを提言。関連して、分野別の（専門教育の）質保証と教養教育の関わりと、今日的な教養教育の在り方及び大学と職業との接続の問題について提言。

8.2 提言「学術誌問題の解決に向けて―「包括的学術誌コンソーシアム」の創設―

外国学術誌の高騰等を踏まえ、学術情報受発信の諸問題に対応する横断的統合組織の設置、電子ジャーナルのコレクションの拡充、主要学術誌アーカイブ機能の統合化等について提言。

8.4 報告「科学者コミュニティから見た今後の知的財産権制度のあり方について」

科学者コミュニティの自由な学術活動と知的財産活動の調和、新知見の権利保護と、権利化された成果へのアクセスとの調和、産学連携における知的財産活動の見直し、知財司法における科学者コミュニティの知見の活用について報告。

8.24 「ホメオパシー」についての会長談話

8.25 勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」

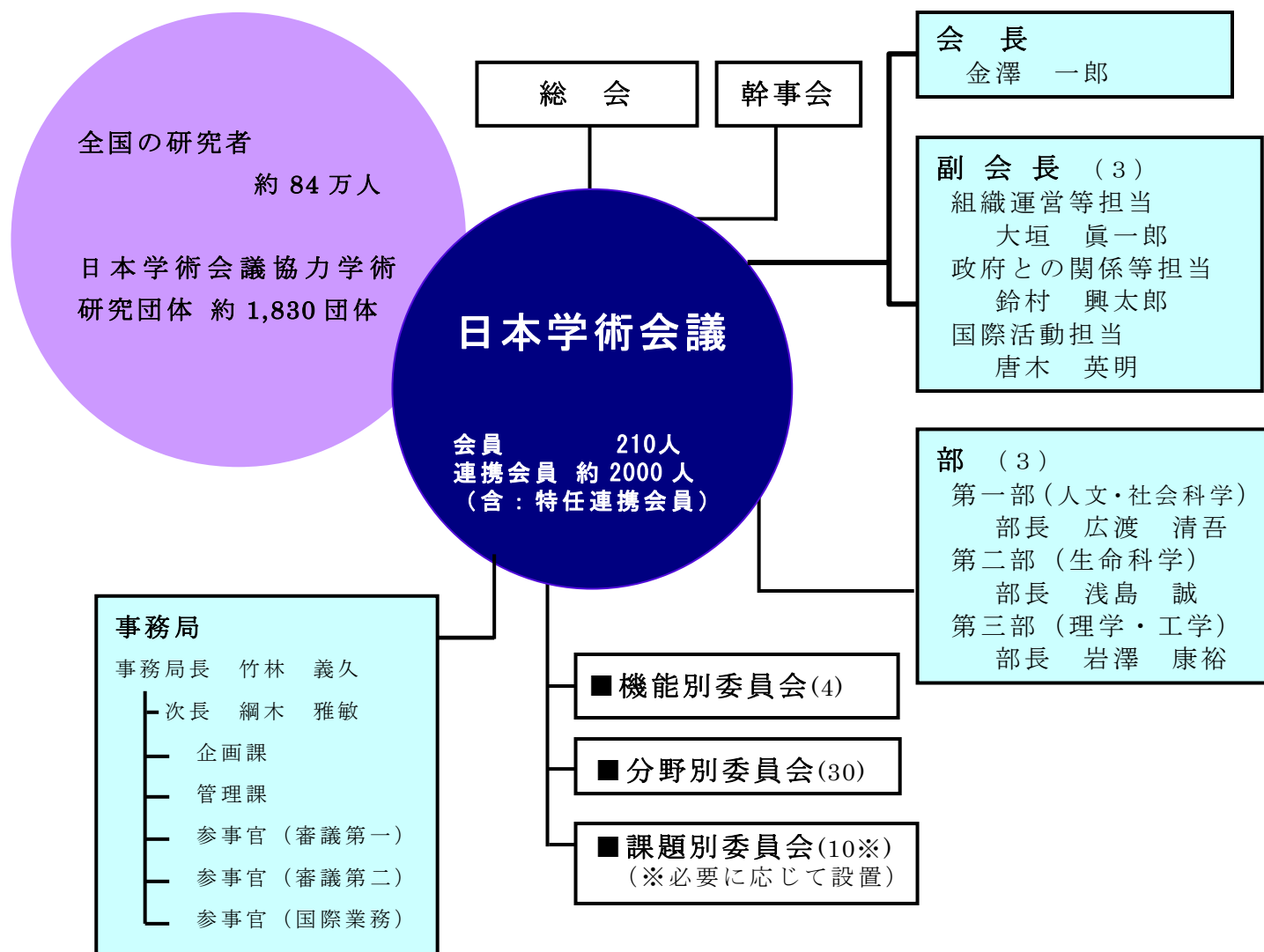
科学・技術政策は、イノベーションの機会の創出につながる基礎科学を含む全体としての科学・技術研究の持続的振興を目指すべきものであり、そのため総合科学技術会議の在り方の再検討を機として、科学技術基本法の見直しを行うことを勧告。

・菅直人内閣総理大臣に金澤一郎会長より手交〔首相官邸〕

9.10 「気候変動に関する政府間パネルのプロセス及び手続に関する検証」についての会長談話

9.19 日本学術会議主催公開講演会「日本語の将来」〔日本学術会議〕

日本学術会議の組織



【お問い合わせ】

日本学術会議事務局企画課

〒106-8555

東京都港区六本木7-22-34

TEL 03-3403-3768

FAX 03-3403-1260

URL : <http://www.scj.go.jp>E-mail : p225@scj.go.jp

【アクセス】

東京メトロ千代田線「乃木坂」駅
青山霊園方面5番出口 徒歩1分

第 1 6 1 回総会中の部会・委員会等の会場

10月3日(1日目)

会 議 名	開 催 時 間	会 場
総 会	14:00～17:00	講 堂
昼食会場		
第1部所属予定の方	13:30～14:00	5階 5-A(1)(2)会議室
第2部所属予定の方		6階 6-A(1)(2)会議室
第3部所属予定の方		6階 6-C(1)(2)(3)会議室

10月4日(2日目)

総 会	10:00～10:30	講 堂
第1部会	10:30～16:00	5階 5-A(1)(2)会議室
第2部会	(昼休み12:00～13:30)	6階 6-A(1)(2)会議室
第3部会		6階 6-C(1)(2)(3)会議室
地区会議 北海道地区 東北地区 関東地区 近畿地区 中部地区 中国・四国地区 九州・沖縄地区	16:00～17:00	5階 5-A(1)会議室 5階 5-A(2)会議室 講 堂 6階 6-A(1)(2)会議室 開催せず 6階 6-C(1)会議室 6階 6-C(3)会議室
幹事会	17:00～	2階大会議室

10月5日(3日目)

分野別委員会	10:00～12:00	各会議室(裏面)
選考委員会	15:00～16:00	6階 6-A(1)会議室
科学者委員会	13:30～14:30	6階 6-C(2)会議室
科学と社会委員会	13:30～15:30	5階 5-A(1)会議室
国際委員会	13:30～14:30	6階 6-C(1)会議室
幹事会	16:00～	2階大会議室

会議の会場、時間等は変更する場合がございます。

分野別委員会等会議室一覧

10月4日（火）

委 員 会 名	会 議 室	開 催 時 間
地域研究委員会	1階 サロン	18:30～20:30

10月5日（水）

委 員 会 名	会 議 室	開 催 時 間
言語・文学委員会	1階 サロン	10:00 ～ 12:00
哲学委員会	1階 サロン	
心理学・教育学委員会	5階 5-A(2) 会議室	
社会学委員会	5階 5-A(1) 会議室	
史学委員会	5階 5-A(1) 会議室	
法学委員会	6階 6-B 会議室	
政治学委員会	5階 5-B 会議室	
経済学委員会	5階 5-A(2) 会議室	
経営学委員会	5階 5-A(2) 会議室	
基礎生物学委員会	6階 6-A(1) 会議室	
統合生物学委員会	6階 6-A(1) 会議室	
農学委員会	6階 6-A(1) 会議室	
食料科学委員会	6階 6-A(1) 会議室	
基礎医学委員会	6階 6-A(2) 会議室	
臨床医学委員会	6階 6-A(2) 会議室	
健康・生活科学委員会	5階 5-C(1) 会議室	
歯学委員会	5階 5-C(1) 会議室	
薬学委員会	5階 5-C(1) 会議室	
環境学委員会	5階 5-C(1) 会議室	
数理科学委員会	6階 6-C(2) 会議室	
物理学委員会	6階 6-C(1) 会議室	
地球惑星科学委員会	6階 6-C(1) 会議室	
情報学委員会	2階 大会議室	
化学委員会	6階 6-C(3) 会議室	
総合工学委員会	5階 5-C(2) 会議室	
機械工学委員会	5階 5-C(2) 会議室	
電気電子工学委員会	2階 大会議室	
土木工学・建築学委員会	6階 6-C(2) 会議室	
材料工学委員会	2階 特別会議室	